

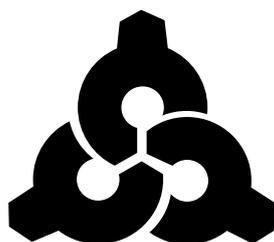
令和 6 年

# 豊見城市議会会議録

第 3 号

第 4 回臨時会 令和 6 年 7 月 31 日 会期 1 日間  
令和 6 年 7 月 31 日

第 5 回定例会 令和 6 年 9 月 5 日 会期 23 日間  
令和 6 年 9 月 27 日



豊見城市議会



# 豊見城市議会会議録 第4回臨時会 目次 第5回定例会

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
◎令和6年第4回臨時会 —7月31日— (1頁~14頁)				
	会期日程	1	—	—
	応招議員	2	—	—
	第4回臨時会議案一覧及び審議結果	3	—	—
7月31日(本会議 初日)				
	出席議員及び事務局職員 —7月31日—	5	—	—
	本日の会議に付した事件	6	—	—
	議事日程(第1号) —7月31日—	7	—	—
	会議録署名議員の指名	8	—	—
	会期の決定	8	—	—
意見書案第5号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書	8~9	即決	原案可決 11
決議案第3号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議	11~12	即決	原案可決 14
◎令和6年第5回定例会 —9月5日~9月27日— (15頁~289頁)				
	会期日程	15~16	—	—
	応招議員	17	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	第5回定例会議案一覧及び審議結果	18～19	—	—
9月5日（本会議 初日）				
	出席議員及び事務局職員 —9月5日—	21	—	—
	地方自治法第121条による出席者	22	—	—
	本日の会議に付した事件	22～23	—	—
	議事日程（第1号） —9月5日—	24～25	—	—
	会議録署名議員の指名	26	—	—
	会期の決定	26	—	—
	議長諸般の報告	26	—	—
	市長の市政一般報告	26	—	—
議案第49号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	26～27	即決	原案可決 28
議案第50号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	28～29	即決	原案可決 29
議案第52号	令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）	29～30	即決	原案可決 31
議案第53号	令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）	31	即決	原案可決 32
議案第54号	豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について	32～33	即決	原案可決 33
議案第55号	豊見城市国民健康保険条例の一部改正について	33～34	即決	原案可決 34

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第56号	市道の路線廃止について	34	即決	可決 35
議案第57号	豊見城市職員用端末の買入れについて	35～38	即決	可決 38
議案第58号	電子黒板の買入れについて	39	即決	可決 40
議案第59号	豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解について	40～42	即決	可決 43
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	43	即決	適任 43
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	43～44	即決	適任 44
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	44	即決	適任 45
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	45	即決	適任 45
報告第13号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	45	報告	報告 45
議案第48号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)	46	総財委員会	原案可決 267
議案第51号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)	46	教民委員会	原案可決 268
議案第60号	令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	47	経建委員会	原案可決及び認定 270
認定第1号	令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について	47～48	経建委員会	認定 271
請願第3号	消費税の適格請求書等保存方式についての請願	48	総財委員会	継続審査 288
陳情第8号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)	48	総財委員会	採択 267

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
陳情第9号	所得税法第56条の廃止を求める陳情	48	総財 委員会	継続審査 288
陳情第5号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	48	教民 委員会	採択 269
陳情第6号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	48	教民 委員会	審議未了
陳情第7号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	48	教民 委員会	採択 269
請願第2号	宇我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)	48	経建 委員会	採択 274
陳情第4号	糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請について	48	経建 委員会	採択 275
<b>9月17日(本会議 2日目)</b>				
出席議員及び事務局職員 — 9月17日—		51	—	—
地方自治法第121条による出席者		52	—	—
本日の会議に付した事件		52	—	—
議事日程(第2号) — 9月17日—		53	—	—
	会議録署名議員の指名	54	—	—
《 一般質問 》 9月17日(一般質問の1日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 新垣亜矢子議員、新垣龍治議員、大田正樹議員、吉濱智也議員、大田善裕議員				

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
<b>9月18日（本会議 3日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月18日—	99	—	—
	地方自治法第121条による出席者	100	—	—
	本日の会議に付した事件	100	—	—
	議事日程（第3号） — 9月18日—	101	—	—
	会議録署名議員の指名	102	—	—
《 一般質問 》 9月18日（一般質問の2日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 要 正悟議員、長嶺吉起議員、宜保安孝議員、宜保龍平議員、楚南留美議員				
<b>9月19日（本会議 4日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月19日—	149	—	—
	地方自治法第121条による出席者	150	—	—
	本日の会議に付した事件	150	—	—
	議事日程（第4号） — 9月19日—	151	—	—
	会議録署名議員の指名	152	—	—
《 一般質問 》 9月19日（一般質問の3日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 波平邦孝議員、宮城 恵議員、仲田政美議員、真栄里 保議員、赤嶺吉信議員				
<b>9月20日（本会議 5日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月20日—	203	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	地方自治法第121条による出席者	204	—	—
	本日の会議に付した事件	204	—	—
	議事日程(第5号) —9月20日—	205	—	—
	会議録署名議員の指名	206	—	—
《 一般質問 》 9月20日(一般質問の4日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 瀬長恒雄議員、伊敷光寿議員、川満玄治議員、瀬長 宏議員、新垣繁人議員				
9月27日(本会議 6日目)				
	出席議員及び事務局職員 —9月27日—	259	—	—
	地方自治法第121条による出席者	260	—	—
	本日の会議に付した事件	260～261	—	—
	議事日程(第6号) —9月27日—	262～263	—	—
	会議録署名議員の指名	264	—	—
議案第48号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)	264	総財 委員長 報告	原案可決 267
陳情第8号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)	264	総財 委員長 報告	採 択 267
議案第51号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補 正予算(第1号)	267～268	教民 委員長 報告	原案可決 268
陳情第5号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受け る権利を守るためにも、国庫補助を増額し、 保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制 度改善を求める陳情書	267～268	教民 委員長 報告	採 択 269

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
陳情第7号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	267～268	教民 委員 長 報 告	採 択  269
議案第60号	令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	269～270	経 建 委 員 長 報 告	原案可決 及び認定  270
認定第1号	令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について	269～270	経 建 委 員 長 報 告	認 定  271
請願第1号	豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)	269～270	経 建 委 員 長 報 告	採 択  272
請願第2号	字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)	269～270	経 建 委 員 長 報 告	採 択  274
陳情第4号	糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請について	269～270	経 建 委 員 長 報 告	採 択  275
	「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件	275～276	即 決	適 任  276
議案第61号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)	276～278	即 決	原案可決  281
議案第62号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	281～282	即 決	原案可決  282
認定第2号	令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	282～283	予 算 決 算 委 員 会	継 続 審 査  283
認定第3号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	282～283	教 民 委 員 会	継 続 審 査  283
認定第4号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	282～283	教 民 委 員 会	継 続 審 査  283
認定第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	282～283	教 民 委 員 会	継 続 審 査  283
認定第6号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	282～283	教 民 委 員 会	継 続 審 査  283
報告第14号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	283～284	報 告	報 告  284

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
意見書案第6号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書	284～286	即決	原案可決 286
意見書案第7号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書	286～288	即決	原案可決 288
	閉会中の継続審査の申し出について(総務財政常任委員会)	288	—	—
	閉会中の継続審査の申し出について(経済建設常任委員会)	288～289	—	—
議案等処理一覧表(291頁～294頁)				
議長諸般の報告(26頁) —詳細は295頁～296頁参照—				
市長の市政一般報告(26頁) —詳細は297頁～302頁参照—				
一般質問(54頁～258頁) —詳細は次頁参照—				

# 令和6年第5回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程＝9月17日、18日、19日、20日、4日間)

◆ 9月17日 (一般質問の1日目) ◆

質問者 (11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号1) …………… (P 54～ 64)

- 質問事項
- (1) ふるさと納税について
  - (2) 教育行政について
  - (3) はたちの集いについて
  - (4) 安全・安心な街づくりについて

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (5番) 新垣龍治議員 (通告番号2) …………… (P 64～ 74)

- 質問事項
- (1) 放課後児童クラブについて
  - (2) 無料低額診療事業について
  - (3) 福祉行政について
  - (4) ゴミ減量・脱炭素社会の推進について

答 弁 者 市民部長、福祉健康部長、こども未来部長

質問者 (19番) 大田正樹議員 (通告番号3) …………… (P 74～ 81)

- 質問事項
- (1) 市長の公約、市長就任1期目折り返しについて

答 弁 者 市長

質問者 (8番) 吉濱智也議員 (通告番号4) …………… (P 82～ 89)

- 質問事項
- (1) 過去の質問に関する進捗について
  - (2) 市民生活を支える仕組みについて
  - (3) 職員の働く環境について
  - (4) 安心安全な市民生活について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、経済建設部長、消防長、  
教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (17番) 大田善裕議員 (通告番号5) …………… (P 89～ 97)

- 質問事項
- (1) 高度な土地利用の見直しについて
  - (2) 本市の姿について

答 弁 者 市長、総務企画部長、都市計画部長

◆ 9月18日（一般質問の2日目） ◆

質 問 者 (15番) 要 正悟議員 (通告番号6) …………… (P102～114)

- 質問事項
- (1) 教育行政について
  - (2) 保育行政について
  - (3) 道路行政について
  - (4) 災害・防災対策について
  - (5) サーブマシンについて

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、こども未来部長、経済建設部長、  
教育部長兼生涯学習振興課長

質 問 者 (4番) 長嶺吉起議員 (通告番号7) …………… (P114～124)

- 質問事項
- (1) DX推進について
  - (2) 人材育成について
  - (3) 地方創生について
  - (4) スポーツ振興について
  - (5) 新教育長就任について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質 問 者 (9番) 宜保安孝議員 (通告番号8) …………… (P124～131)

- 質問事項
- (1) 教育行政について
  - (2) 道路行政について
  - (3) 地滑り対策について
  - (4) 公園整備について

答 弁 者 市長、教育長、経済建設部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質 問 者 (2番) 宜保龍平議員 (通告番号9) …………… (P131～140)

- 質問事項
- (1) 龕ゴウ祭について
  - (2) 教育行政について
  - (3) 海外姉妹都市交流について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質 問 者 (18番) 楚南留美議員 (通告番号10) …………… (P140～148)

- 質問事項
- (1) 市民の安心・安全について

- (2) 難病の子どもの支援について
- (3) 消防行政について

答 弁 者 市長、総務企画部長、福祉健康部長、経済建設部長、上下水道部長、消防長

◆ 9月19日（一般質問の3日目） ◆

質 問 者 (12番) 波平邦孝議員（通告番号11）……………（P152～162）

- 質問事項
- (1) 福祉行政について
  - (2) 公共施設へのネーミングライツについて
  - (3) 豊崎海浜公園美らSUNビーチについて
  - (4) 農業振興について
  - (5) 教育行政について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、福祉健康部長、経済建設部長、  
教育部長兼生涯学習振興課長

質 問 者 (21番) 宮城 恵議員（通告番号12）……………（P162～173）

- 質問事項
- (1) 高齢者支援について
  - (2) はたちの集いについて
  - (3) 子育て支援について
  - (4) 教育行政について
  - (5) スポーツ振興について
  - (6) 防災について

答 弁 者 市長、総務企画部長、福祉健康部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質 問 者 (22番) 仲田政美議員（通告番号13）……………（P173～182）

- 質問事項
- (1) 市民サービスの向上について
  - (2) 教育行政について
  - (3) 漁業者支援について
  - (4) 防災・減災について
  - (5) 饒波川の整備について
  - (6) 不妊治療の助成について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長、  
上下水道部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (13番) 真栄里 保議員 (通告番号14) …………… (P182～192)

質問事項 (1) 安心・安全な地域の確保について  
(2) 市職員の働き方改革について  
(3) 学校教育と教職員の働き方について  
(4) 窓口委託業務について  
(5) 暑熱避難施設 (グリーンシェルター) について  
(6) 家賃補助制度について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、都市計画部長、経済建設部長、  
教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号15) …………… (P193～201)

質問事項 (1) 安全安心な協働のまちづくりについて  
(2) 活気ある豊かなまちづくりについて  
(3) 不法投棄防止について

答 弁 者 市民部長、経済建設部長

◆ 9月20日 (一般質問の4日目) ◆

質問者 (7番) 瀬長恒雄議員 (通告番号16) …………… (P206～217)

質問事項 (1) 民間活力導入制度について  
(2) 豊見城ハーリー大会について  
(3) パートナーシップ制度について  
(4) 学校給食について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (16番) 伊敷光寿議員 (通告番号17) …………… (P217～225)

質問事項 (1) 市営住宅について  
(2) 公共交通について  
(3) 市職員の働く環境について  
(4) 環境行政について  
(5) 道路行政について  
(6) 民生委員について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、都市計画部長、経済建設部長、  
都市計画課参事

質問者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号18) …………… (P 225～237)

- 質問事項
- (1) 児童生徒の県外等派遣費補助金について
  - (2) 豊見城市の学校施設の地域開放と利用について
  - (3) ゲリラ豪雨による内水氾濫対策と市全域の影響調査について
  - (4) 豊見城ハーリーについて
  - (5) 高齢者支援について
  - (6) 政党機関紙の勧誘問題について

答 弁 者 総務企画部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (14番) 瀬長 宏議員 (通告番号19) …………… (P 237～247)

- 質問事項
- (1) サーブマシン購入事業について
  - (2) 立体駐車場整備について
  - (3) 高校受験対策講座について

答 弁 者 総務企画部長、教育部長兼生涯学習振興課長

質問者 (3番) 新垣繁人議員 (通告番号20) …………… (P 247～258)

- 質問事項
- (1) 決議に関する進捗状況について
  - (2) 新たなまちづくりについて
  - (3) 民間活力導入制度について
  - (4) 適正な業務委託について
  - (5) 道路行政について
  - (6) 保育行政について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、こども未来部長、経済建設部長、  
教育部長兼生涯学習振興課長



令和6年

# 豊見城市議会会議録

## 第4回臨時会

第4回臨時会	令和6年7月31日	会期1日間
	令和6年7月31日	



## 令和6年第4回豊見城市議会臨時会会期日程

開 会 7月31日  
閉 会 7月31日  
会 期 1日間

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
7月31日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 ○ 議案の上程（即決案件） 意見書案第5号 決議案第3号

## 令和6年第4回豊見城市議会臨時会

令和6年第4回豊見城市議会臨時会は令和6年7月31日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 18人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(22番) 仲田 政美 議員



応招しなかった議員 3人

(11番) 新垣 亜矢子 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

## 令和6年第4回豊見城市議会臨時会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	意見書案第5号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書	即決	原案可決
2	決議案第3号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議	即決	原案可決



— 令和6年第4回 —

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和6年7月31日（水）



豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和6年7月31日（水曜日）午前10時開会

出席議員 18人

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1番) 外間 剛 議員   | (13番) 真栄里 保 議員 |
| (2番) 宜保 龍平 議員  | (14番) 瀬長 宏 議員  |
| (3番) 新垣 繁人 議員  | (15番) 要 正悟 議員  |
| (4番) 長嶺 吉起 議員  | (16番) 伊敷 光寿 議員 |
| (5番) 新垣 龍治 議員  | (17番) 大田 善裕 議員 |
| (7番) 瀬長 恒雄 議員  | (19番) 大田 正樹 議員 |
| (8番) 吉濱 智也 議員  | (20番) 赤嶺 吉信 議員 |
| (9番) 宜保安 孝 議員  | (21番) 宮城 恵 議員  |
| (10番) 川満 玄治 議員 | (22番) 仲田 政美 議員 |

欠席議員 3人

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (11番) 新垣 亜矢子 議員 | (18番) 楚南 留美 議員 |
| (12番) 波平 邦孝 議員  |                |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

- |           |            |
|-----------|------------|
| 事務局長 比嘉 豊 | 主査 大城 利枝   |
| 次長 比嘉 剛   | 主任主事 盛島 愛乃 |
| 班長 比屋根 由香 |            |

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 意見書案第5号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書
- 日程第4. 決議案第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

令和6年第4回豊見城市議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年7月31日（水） 午前10時 開 会

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	意見書案第5号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書	即 決
4	決議案第3号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議	〃

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和6年第4回豊見城市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宮城恵議員、仲田政美議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、意見書案第5号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

意見書案第5号

令和6年7月31日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

議会運営委員会

委員長 仲田 政美

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

米軍構成員等による女性への性的暴行事件をはじめとする一連の重大事件に対し関係機関の適正な措置を求めるため。

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

(案)

昨年12月、沖縄本島中部で米軍嘉手納基地所属の米兵が16歳未満の少女を連れ去り、自宅で性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していた事が6月のマスコミ報道等で明らかになった。少女への性的暴行という、女性の尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪にもかかわらず、3月27日の起訴から約3ヶ月もの間、外務省、沖縄県警等は、沖縄県に対し何ら情報提供を行っていないことも明らかとなった。

また、新たに令和5年1月から令和6年5月末までに、性的暴行事件が他に4件存在することも判明した。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、そのたびに重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱えている。

今回の少女に対する暴行事件が、これほどまで県民に公表が遅れた事についても、疑問や怒りの声が高まっている。

よって、本市議会は市民・県民の生命、財産、人権と尊厳を守る立場から米兵の蛮行に対し満身の怒りをもって厳重に抗議するとともに、関係機関に対し下記事項の徹底、実現を強く求める。

#### 記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者に対する丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプ（性的2次被害）の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等による犯罪等については、被害者のプライバシー確保を前提としつつ、沖縄県及び関係市町村へ迅速な通報ができるよう、日米合同委員会を通じ、具体的措置を行うこと。
- 4 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本的改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）7月31日

沖縄県豊見城市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、

沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、  
沖縄県警察本部長

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○（14番）瀬長 宏議員 一賛成討論一

意見書案第5号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書については、賛成の立場で討論をいたします。

沖縄県民は、戦後おびただしい性暴力にさらされ続けてきた中で、また事件が起きました。米軍事件の情報共有に関しては、日米両政府は1997年に関係機関で通報する仕組みに合意をしております。事件発生情報は、地域社会に対して正確に、かつ、直ちに提供することが重要として、通報の経路も示しております。こういう形できちんと情報伝達をする仕組みが確立されております。

昨年12月に事件が発生しましたが、県に報告は全くなされず、2024年6月25日のマスコミ報道で明るみになったことです。その後、分かったことは、2024年3月の起訴のときにも政府は県に伝えず、さらには2023年以降、米兵による不同意性交等で検挙した全5件が隠蔽されていたことが分かりました。当然、通報があれば米軍に対策を求めることはできたはずで。

通報しなかった政府の理由は、捜査当局がプライバシーへの配慮などを考えて非公表と判断したと説明しておりますが、1997年、合

意した情報共有の中においては、県に通報しないケースがあるとの定めは一切ありません。つまりは、通報への制約は一切ないということです。今回の件は、恣意的に隠蔽したということになります。

国が沖縄に基地を押し付けたせいで起きた「性暴力を隠蔽するな」の声が満ち満ちております。性犯罪の発生を公表することは大きな公益性があり、公表によって住民の警戒心が高まり、再発の防止にも効果が出てきます。事件の状況に応じて被害者情報、発生地域を適切に伏せて公表すれば人権は守れます。どのように公表するかは県が判断するものであります。

批判された政府は新たな米軍犯罪の情報共有体制を改めましたが、事件発生直後、直ちに通報というこれまでの規定を後退させ、起訴・不起訴決定後にという通報の体制に後退させました。自公政権は、米兵の性犯罪を厳しく糾弾せず、地位協定改定などもやらず、犯罪を野放しにしているとの県民からの批判の声が上がっております。ましてや、県議会議員選挙前に公表しなかったことは、政治利用との批判が県民から上がっていることは当然だと思います。県民から県民の被害を軽視し、深刻に政府は受け止めていないとの声も上がっております。沖縄国際大学の前泊博盛教授は、県議選前に事件が明るみに出れば大きなハレーションが起きた。つまりは、悪い影響が出たというのは間違いないと述べております。

岸田－バイデン会談が4月に行われましたが、そのとき岸田総理は、日米同盟は前例のない高みに達したと発言しておりますが、米兵が県民生活を脅かしているのに、県民を犠牲にしていることを全く無視した発言であり、

県民の犠牲は当然とでも考えているのか。いつまで米兵の餌食にされなければいけないのかと、女性の怒りの声が上がっております。

1972年から2020年までの間、米軍人・軍属の検挙件数6,068件、これは年平均で124件、1か月に10.3件、平均で発生していることとなります。殺人や強盗、暴行事件などの凶悪事件は582件、これは年平均12件。こういう凶悪事件は、毎月1件発生していることとなります。

さらには、米軍機の墜落は、この間49件報告されておりますが、年に1回はどこかで米軍機が墜落をしている。不時着、着陸失敗、部品落下などを含めると、米軍機の事故は826件、これは年間でいうと16.8件発生し、米軍基地があるがゆえに、県民は日々、事件事故の恐怖にさらされております。

今回の意見書では、被害者への謝罪と補償は速やかに実行し、迅速な通報と日米地位協定の抜本的改定は当然ですが、同時に、米軍犯罪から県民を守るためには、新たな基地建設は絶対やめるべきです。今後こういう事態を防ぐためには、きちんとした通報体制を適切に運用し、そして事件が起こらない対策は徹底的に取れるような仕組みをつくるべきであり、今回の政府のやり方については強い憤りを持って、今回の意見書案への賛成討論とさせていただきます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○ (15番) 要 正悟議員 一賛成討論一

意見書案第5号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書に、賛成の立場で討論いたします。

今回の事案は、16歳未満の少女が対象となった極めて卑劣な行為であり、防げるはずの事件の被害者となったことに憤りを禁じ得ないのと同時に、人の道を外れた米兵の相次ぐ少女、女性に対する暴行事件は、人権と尊厳を踏みにじる蛮行であり、断じて容認できるものではありません。

今回の事件については、まず何よりも被害者と周囲の方々に配慮することが最大限重要と考えます。ましてや被害者を責めたり、貶めたりすることは、絶対にあってはならない。沖縄県が求めていることは綱紀肅正ではなく、日米地位協定の改定などにより県民の主権が確認され、基本的人権が尊重され、平和の下に暮らすことができる、まさに日本国憲法の三大原理が脅かされている現状からの脱却であります。

沖縄復帰50周年記念式典において天皇陛下は、「沖縄には、今なお様々な課題が残されています。今後若い世代を含め、広く国民の沖縄に対する理解がさらに深まることを希望するとともに、今後とも、これまでの人々の思いと努力が確実に受け継がれ、豊かな未来が沖縄に築かれることを心から願っています」と述べられました。まさにそうなることを沖縄県民も望んでいます。

よって、今回提案されている意見書に記されている条項の徹底実現を心から強く求めまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第5号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第5号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第4、決議案第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 議会運営委員長 仲田政美議員

決議案第3号

令和6年7月31日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

議会運営委員会

委員長 仲田 政美

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

米軍構成員等による女性への性的暴行事件をはじめとする一連の重大事件に対し抗議と併せて綱紀粛正を米軍関係機関に求めるため。

#### 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議 (案)

昨年12月、沖縄本島中部で米軍嘉手納基地所属の米兵が16歳未満の少女を連れ去り、自宅で性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していた事が今年6月のマスコミ報道等で明らかになった。未成年者に対する性的暴行事件に保護者はもとより地域社会、県内に大きな不安と衝撃、怒りを呼び起こしている。

また、新たに令和5年1月から令和6年5月末までに、性的暴行事件が他に4件存在することも判明した。

女性に対する性的暴行は、被害者へ身体的、精神的な苦痛をあたえ、女性の尊厳を踏みにじる極めて悪質で卑劣な犯罪であり、断じて容認できるものではない。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、そのたびに重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱えている。

よって、本市議会は市民・県民の生命、財産、人権と尊厳を守る立場から米兵の蛮行に対し満身の怒りをもって厳重に抗議し下記事項の徹底、実現を強く求める。

#### 記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者に対する丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 3 米軍構成員等への教育、綱紀粛正の徹底等、抜本的で具体的かつ実効性ある再発防止策を沖縄県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪等については、被害者のプライバシー確保を前提としつつ、沖縄県及び関係市町村へ迅速な通報ができるよう、通報体制を明確にすること。
- 5 身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

上記のとおり決議する。

令和6年(2024年)7月31日

沖縄県豊見城市議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

第18航空団司令官

第3海兵遠征旅団司令官 在沖米国総領事

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○ (13番) 真栄里 保議員 一賛成討論一

決議案第3号 相次ぐ米軍構成員等による

女性への性的暴行事件に関する抗議決議に、賛成の立場から討論を行います。

戦後79年、沖縄はいまだに米軍の植民地なのでしょうか。沖縄の女性が米兵の犯罪の犠牲にされてしまいました。アメリカ軍嘉手納基地に所属する兵士が16歳未満の少女をわいせつ目的で誘い出し、性的暴行を行っていたことが明らかになりました。卑劣な犯罪で、怒りを禁じ得ません。しかも昨年12月24日、クリスマスの日に事件が起きたのにもかかわらず、この事件が明らかになったのは、半年後、那覇地検が6月17日に起訴し、25日に判明をしてからであります。

この少女と家族は楽しいはずのクリスマスを、そして、お正月をどう思うで過ごしたのでしょうか。胸が詰まる思いであります。さらに許せないのは、日本政府の対応であります。この間、この問題を隠蔽してきました。さらに昨年以降、県内で発生した米軍関係の5件の性暴力事件の全てが隠蔽されてきたことも明らかになりました。

今年4月10日には、日米首脳会談が行われたにもかかわらず、岸田首相はアメリカに抗議さえもしない、バイデン米大統領は謝罪さえもしませんでした。6月23日の沖縄慰霊の日に岸田首相が参加していたにもかかわらず、この問題には一言も触れませんでした。米軍もアメリカ政府も、この問題に対していまだに一言の謝罪さえありません。日本政府の抗議の声さえありません。

これまで公表されていない不同意性交容疑など、2023年から2024年5月までに検挙した米兵の事件は5件に上ることが明らかになっています。外務省沖縄事務所は、日本共産党の申し入れに対し、事件の発生直後に把握していたことを認めています。しかし、沖縄県

には通報しませんでした。事件が明るみに出ているならば、その後の犯罪は防ぐことができていたのかもしれないのであります。

中には一般社会でも起きている事件として、この問題を矮小化しようとする意見があることは重大であります。1989年から2023年までの間に、米軍構成員などによる性的暴行事件は公表されているだけで全国で88件あり、そのうち46.5%に当たる41件が沖縄県内で発生しています。在日米軍専用施設の7割、在日米軍兵約5万4,000人のうち半数以上は沖縄に駐留しています。米軍基地あるがゆえの米兵関連事件の多さが統計からも明らかになっています。

1955年9月4日、米軍のごみ捨て場で石川市の6歳少女が米兵に乱暴され、遺体で見えられました。当日付の地元紙夕刊には、左手に草二、三本が強く握りしめられていたことから、抵抗の跡があると報じました。1995年に3人の米兵が12歳の沖縄の少女を強姦するという痛ましい事件が起きました。私たち県民は、こうした事件が起きるたびに怒りの声を上げてきました。基地があるゆえの事件事故で、これ以上県民が犠牲になることは到底認めることや、仕方がないと諦めることは絶対にできません。被害者が自分の家族や親族、友人、知人の子どもであれば、私たちはどんな行動をすべきかを考えるべきではないでしょうか。

日米安保条約を守るために、多少の犠牲もやむを得ないとする考えは、断固として拒否します。日本政府と米軍は、県民の命と安全を守ることができないと言うのであれば、沖縄から全ての米軍基地を撤去すべきであります。この事件に満身の怒りを込めて抗議するとともに、安保体制を維持するために事件を

隠蔽し続けてきた日米両政府と米軍に対しても強い怒りを述べて、賛成討論とします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

決議案第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

決議案第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件

の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回豊見城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外間 剛

署名議員 (21番) 宮城 恵

署名議員 (22番) 仲田 政美

令和6年

# 豊見城市議会会議録

## 第5回定例会

第5回定例会 令和6年9月5日 会期23日間  
令和6年9月27日



# 令和6年第5回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 9月5日  
 閉 会 9月27日  
 会 期 23日間

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
9月5日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第49号 議案第50号 議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 諮問第1号 諮問第2号 諮問第3号 諮問第4号 ○ 議案の上程（委員会付託案件） 議案第48号 議案第51号 議案第60号 認定第1号 請願第2号 請願第3号 陳情第4号 陳情第5号 陳情第6号 陳情第7号 陳情第8号 陳情第9号 ○ 議案の上程（報告案件） 報告第13号
9月6日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
9月7日	土	休 会		
9月8日	日	休 会		
9月9日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
9月10日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
9月11日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
9月12日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
9月13日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
9月14日	土	休 会		
9月15日	日	休 会		
9月16日	月	休 会		敬老の日

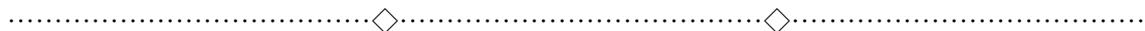
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
9月17日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月18日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月19日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月20日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月21日	土	休 会		
9月22日	日	休 会		秋分の日
9月23日	月	休 会		振替休日
9月24日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
9月25日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
9月26日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
9月27日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（委員会報告案件） ○ 議案の上程（追加案件）  閉 会

## 令和6年第5回豊見城市議会定例会

令和6年第5回豊見城市議会定例会は令和6年9月5日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	



応招しなかった議員 なし

## 令和6年第5回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第48号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	総財 委員会	原案可決
2	議案第49号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
3	議案第50号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
4	議案第51号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	教民 委員会	原案可決
5	議案第52号	令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
6	議案第53号	令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）	即決	原案可決
7	議案第54号	豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
8	議案第55号	豊見城市国民健康保険条例の一部改正について	即決	原案可決
9	議案第56号	市道の路線廃止について	即決	可決
10	議案第57号	豊見城市職員用端末の買入れについて	即決	可決
11	議案第58号	電子黒板の買入れについて	即決	可決
12	議案第59号	豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解について	即決	可決
13	議案第60号	令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建 委員会	原案可決 及び認定
14	議案第61号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）	即決	原案可決
15	議案第62号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
16	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
17	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
18	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
19	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
	(再議)	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
20	認定第1号	令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について	経建委員会	認定
21	報告第13号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報告	報告
22	報告第14号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告	報告
23	請願第1号	豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)	経建委員会	採択
24	請願第2号	宇我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)	経建委員会	採択
25	陳情第4号	糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請について	経建委員会	採択
26	陳情第5号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	教民委員会	採択
27	陳情第7号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	教民委員会	採択
28	陳情第8号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)	総財委員会	採択
29	意見書案第6号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書	即決	原案可決
30	意見書案第7号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書	即決	原案可決



— 令和6年第5回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和6年9月5日（木）



令和6年第5回

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開会

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊	主査 大城 利枝
次長 比嘉 剛	主任主事 盛島 愛乃
班長 比屋根 由香	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	金 城 博 文
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	財 政 課 長	宮 城 盛 秀
デジタル推進課長	後 間 大 輔	国保健康保険課長	吉 元 美 幸
都市計画課長	健 山 博 之	道 路 課 長	比 嘉 真 人
上下水道部 総 務 課 長	比 嘉 幸 治	教育総務課長	赤 嶺 渚
学校施設課長	石 川 ミ コ		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議長諸般の報告
- 日程第4. 市長の市政一般報告
- 日程第5. 議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6. 議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7. 議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8. 議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9. 議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第56号 市道の路線廃止について
- 日程第12. 議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについて
- 日程第13. 議案第58号 電子黒板の買入れについて
- 日程第14. 議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかし  
に関する調停事件に係る和解について
- 日程第15. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第18. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第19. 報告第13号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について
- 日程第20. 議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21. 議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22. 議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第23. 認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24. 請願第3号 消費税の適格請求書等保存方式についての請願  
 陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）  
 陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情  
 以上3件一括上程
- 日程第25. 陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書  
 陳情第6号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書  
 陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情  
 以上3件一括上程
- 日程第26. 請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について（請願）  
 陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会（パヤオ部会）へのパヤオ新作費用に対する助成要請について  
 以上2件一括上程

# 令和6年第5回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月5日（木） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告	
5	議案第49号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即 決
6	議案第50号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	議案第52号	令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
8	議案第53号	令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
9	議案第54号	豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について	〃
10	議案第55号	豊見城市国民健康保険条例の一部改正について	〃
11	議案第56号	市道の路線廃止について	〃
12	議案第57号	豊見城市職員用端末の買入れについて	〃
13	議案第58号	電子黒板の買入れについて	〃
14	議案第59号	豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解について	〃
15	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
16	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
17	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
18	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
19	報告第13号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報 告
20	議案第48号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	総務財政委員会付託
21	議案第51号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	教育民生委員会付託

日程 番号	議案番号	件名	備考
22	議案第60号	令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経済建設委員会付託
23	認定第1号	令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について	〃
24	請願第3号	消費税の適格請求書等保存方式についての請願	総務財政委員会付託
	陳情第8号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	〃
	陳情第9号	所得税法第56条の廃止を求める陳情	〃
		以上3件一括上程	
25	陳情第5号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	教育民生委員会付託
	陳情第6号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	〃
	陳情第7号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	〃
		以上3件一括上程	
26	請願第2号	字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について（請願）	経済建設委員会付託
	陳情第4号	糸満漁協浮魚礁管理運営委員会（パヤオ部会）へのパヤオ新作費用に対する助成要請について	〃
		以上2件一括上程	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和6年第5回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、新垣繁人議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月27日までの23日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

あらかじめお手元に配付してあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきたいと思っております。

次に令和6年8月14日に開催された第182回沖縄県市議会議長会定期総会において議員

在職12年以上の一般表彰に宜保安孝議員が表彰されましたことを、この場を借りて報告いたします。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告であります。市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和6年第5回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本定例会もどうぞよろしくお願いたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の議会から今回までの間における報告に代えさせていただきたいと思っております。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ442万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,203万3,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第49号 令和6年度豊見城市国

民健康保険特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

おはようございます。先ほど市長から提案のありました議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

この補正予算につきましては、定期人事異動に伴う人件費の補正、マイナ保険証周知広報支援として新規事業に伴う補正、さらに国民健康保険特別会計のうち福祉健康部健康推進課が実施主体として対応している特定健診事業に関連した報償費、役務費、委託料が主な内容となります。

次に、資料の事項別明細書3ページをお開きください。

歳入を説明いたします。4款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金11万円の補正につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報に係る国庫補助金の補正となります。

次に、5款1項1目保険給付費等交付金のうち、2節保険給付費等交付金（特別交付金）3万5,000円の増額については、特定健康診査等事業に係る一時託児利用者増を見込んだ増額補正です。

次に、7款1項1目一般会計繰入金のうち、4節職員給与費等繰入金456万5,000円の減額については、定期人事異動に伴う減額補正となります。歳入は以上です。

引き続き、歳出を説明いたします。4ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共

済費といった人件費の合計456万5,000円の減額については、先ほど説明した定期人事異動に伴う人件費等の減額、10節需用費の11万円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証一体化に関する周知広報に係るチラシの印刷製本費となります。

次に、5ページの6款1項1目特定健康診査等事業費のうち、7節の報償費2万4,000円と11節の役務費、保険料1万1,000円の増額については、特定健康診査等事業に係る一時託児利用者の増を見越した補正となります。また、11節役務費、手数料5万5,000円の減額と12節委託料5万5,000円の増額については、当初特定健診受診券変更の周知チラシを市広報紙に折り込む手数料での対応を予定しておりましたが、受診券を沖縄県共通仕様に変更する電算処理委託料に増額することで、受診券と受診券変更の周知チラシを一緒に同封することが可能となったことから、予算の組替えを行う内容となります。

以上が議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第49号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

## ○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

## ○ 市長 徳元次人

議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億475万7,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 市民部長 上地五十八

それでは市長から提案のありました議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

この補正予算については、75歳以上の後期高齢者人口が増え、証書等の郵送件数が見込みを上回ることに伴う増額補正の内容となっております。

次に、事項別明細書3ページをお開きください。歳入を説明いたします。

3款1項1目1節事務費繰入金32万2,000円の増額補正を計上しております。こちらの内容につきましては、郵便料金の増額分を一般会計から繰り入れる財源の追加補正となっております。歳入については以上です。

引き続き、歳出を説明いたします。4ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費11節の役務費に郵便料金として32万2,000円の増額補正をしております。

以上が議案第50号 令和6年度豊見城市後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明となります。ご審議のほどよろしく願います。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第50号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条により、収益的収入に33万2,000円を追加し、17億8,152万4,000円とし、収益的支出に255万6,000円を追加し、16億6,618万7,000円といたします。

第3条により、予算第4条中、第3項の予備費を第4項予備費に改め、第2項企業債償還金の次に第3項他会計貸付金の科目を追加いたします。また、同条本文括弧書き中、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額及び過年度分損益勘定留保資金の金額を改め、当年度分損益勘定留保資金1億3,000万円、建設改良積立金7,858万2,000円を追加するとともに、資本金支出に1億円を追加し、6億3,485万円といたします。

以上が議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○ 上下水道部長 大城 堅

先ほど市長から提案のありました議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正内容については、令和5年度決算に伴う消費税納税関連の会計処理に必要な費目の創設、またコピーカウント料の増額、郵便料金の値上げに伴う通信運搬費の増額、委託業者による検針用リース端末の破損に伴う弁償代金の受入れ及び支払い、また下水道事業会計の貸付金1億円の予算化でございます。

1ページ目の表紙にて説明しますので、ご覧ください。第2条の収益的収入及び支出についての収入において、第1款第3項特別利益の33万円でございます。これは市がリースを受け、委託業者に貸し出している水道メーター検針用端末について、委託業者の職員が破損させてしまったため、契約に基づき委託業者より弁償金として受け入れるものでございます。

続いて、下の表の支出について、第1款第1項営業費用の222万5,000円につきましては、コピーカウント料及び郵便料金の値上げに伴う増額でございます。次に、第3項の特別損失の33万円につきましては、先ほど収入の説明でもありました水道メーター検針用端末の弁償代金について、リース元のシステム業者に支払うものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、第1款第3項他会計貸付金の1億円でございます。これは下水道事業会計において、日々の事業運営の中で一時的に現金が不足するような事態に備え、水道事業会計から貸し付けができるよう補正するものでございます。今回の資本的支出の1億円増額により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額

も1億円増えますので、それに合わせて補填財源の内訳も変更しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

議案第52号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2条により、収益的収入に8,000円を追加し、10億5,973万3,000円とし、収益的支出に5,000円を追加し、10億4,653万3,000円といたします。

第3条により、予算第4条中、第4項長期貸付金償還金を第5項長期貸付金償還金に改め、第3項他会計補助金の次に第4項他会計借入金の科目を追加いたします。また、同条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び過年度分損益勘定留保資金の金額を改めるとともに、資本的収入額に1億円を追加し、11億9,061万1,000円といたします。

以上が議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

先ほど市長から提案のありました議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正の内容については、令和5年度決算に伴う消費税関連の会計処理に必要な費目の創設及び水道事業会計からの借入金1億円の予算化でございます。

1ページの表紙にて説明しますので、ご覧ください。第2条の収益的収入及び支出については、費目の創設となります。

第3条の資本的収入及び支出については、資本的収入の第1款第4項他会計借入金の1億円でございます。こちらは先ほど水道事業の説明の中で申し上げた下水道事業貸付金につきまして受け入れるものでございます。下水道事業につきましては、令和6年度は使用料値上げ改定により、当初水道事業からの借り入れなしで年度内にてほぼプラスマイナスゼロで予算を組むことができました。しかし、下水道使用料は月ごとに下水道使用者より収納されるため、増収効果の即効性はあまりなく、工事費用などの支出が多い月は手元の現金が不足するといった事態が起こる可能性がございます。それに対応する必要が生じた場合に、水道事業から借り入れができる枠を確保するための補正でございます。また、今回資本的収入の1億円増額により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が1億円減りますので、それに合わせて補填財源の内訳も変更をしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第53号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正につきましては、豊見城市産業振興計画の策定及び事業の推進に関する事項の調査・審議のため、附属機関を設置する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

市長から提案がありました議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について説明をします。

議案書をお開きください。1ページをお願いいたします。同条例の別表第2条関係の市長の項に、附属機関の名称として「豊見城市産業振興計画審議会」、担任する事務として、「豊見城市産業振興計画の策定及び事業の推進に関すること」を加える改正となります。

附則において、第1項で「この条例は、公布の日から施行する」とし、第2項で、附属機関の設置に伴いまして、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要となりますので、「豊見城市産業振興計画審議会委員 日額5,000円」を追加いたします。

2ページと3ページは新旧対照表となりますので、説明を省略します。

以上が議案第54号の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第54号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正については、賛成多数で

あります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

それでは市長から提案のありました議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正についての内容を説明いたします。

資料の新旧対照表の2ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後となります。内容につきましては、国民健康保険条例の第11条、下線部で示されている部分が変更になる部分です。第9項を第5項へ、「、若しくは」を「、又は」を改め、同じく下線部で示された被保険者証に関わる部分を削除する改正となっております。

1ページに戻りまして、附則、(施行期日)について、1 この条例は、令和6年12月2日から施行する内容となっております。

以上が議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第55号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第56号 市道の路線廃止についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第56号 市道の路線廃止につきましては、道路網の計画的な整備を図るため、市道の路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

議案第56号 市道の路線廃止についてご説明いたします。

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線名は、市道223号線であります。

次のページの位置図をご覧ください。位置図中央にある赤の太い線の部分が当該箇所となりまして、与根西部土地区画整理組合による当該箇所の工事が完了したことに伴い、路線を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号 市道の路線廃止については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号市道の路線廃止については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第56号 市道の路線廃止について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第56号 市道の路線廃止については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第12、議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

市長から提案のありました議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについて説明をしたいと思えます。

1 買入物件は、職員用端末のデスクトップ型パソコン167台で、職員がマイナンバーを利用する際の事務系のパソコンの買入れとなっております。2 契約の相手方は、豊見城市字翁長533番地9 ラフィーネ寿I 101号室、KYシステム株式会社、代表取締役小濱正治。3 契約の方法は、指名競争入札であります。4 買入価格は、消費税込みで2,475万円。5 納入期限は、令和7年1月31日となっております。

2枚目の入札結果報告書をお開きください。中段の明細書の4番目、KYシステム株式会社の欄の右側の摘要欄に記載されておりますが、落札率は60.21%となっております。

3枚目は今回のパソコン購入業務の仕様書となりますので、ご確認をお願いします。

以上が議案第57号の説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員

今回落札率60.2%、次の議案第58号においても61.8%、これまでにない大変低落札率になっています。今懸念されるのは、物品購入においてこれだけの低落札というのはあまり見覚えがなく、これで皆さんが求める品質のものが購入できるのか懸念されるところなので、議案説明会のときにも根拠について、予定価格は妥当なのか聞きますと。これは市

の契約規則第11条、予定価格はこのように設定します。そういうことできちんと手続を取って、こういう予定価格額になりましたという説明を求めたいと思います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

ただいま瀬長宏議員からご質問のありました、まずは予定価格の設定と落札率について一般的なところとして、都市計画部のほうで担当部署としてお答えいたします。

まず落札率、これまでより低いのではないかということですが、落札率につきましては、本市に関しましては指名競争入札で行っております。その指名競争入札に対する指名を受けた事業者それぞれが、発注者から示された仕様書を基に積算を行い、応札した結果で落札しているものと捉えております。競争入札の制度として、原則的に競争の原理が働いた結果だと思っており、落札率の結果について、高い低いについて特に感想を申し上げるものではないと考えておりますことを、まずご理解いただきたいと思っております。

また、予定価格の在り方につきましては、予定価格が適正なのかということですが、先ほど瀬長宏議員からもお話がありました本市の契約規則にもありますが、まず一般的に公共事業を発注するに当たっては、各法令等に基づき適正に対応する必要があると考えております。その中で定められた概要といたしまして、一般的に予定価格は契約の目的となる物件について、適切な仕様書及び設計書に基づいて適正に定めなければならないとされております。そのことから本市の契約規則においても同様に定めをしておりまして、各部署において、それを基に発注する契約についても適切に対応されているものと認識しております。

○ 総務企画部長 内原英洋

議案第57号に関係することについて、先ほど都市計画部長のほうからもありましたので、今回の議案第57号のパソコン購入に係る契約案件の予定価格の設定について説明をしたいと思っております。

今回の職員用端末の買入れにつきましては、3つの事業者に参加見積書の提出を依頼しており、その際に入札価格に近い額での作成を依頼しております。その後、担当部署において提出された3事業者の見積書の内容を精査して予定価格を設定しております。結果的に事業者から提出された見積書のうち、最も低い額の見積額と同等の予定価格となっておりますので、適正な価格での設定となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑

もっと分かりやすく説明していただきたいのですが、予定価格を設定するときには取引の実例価格、今見積もりの話をされました。それにプラス需給の状況、つまりは需要と供給の状況について考慮しなさいと。履行のない、つまりは履行の困難さの程度。この履行のないというのは困難さの程度というふうになるので、こういうことをどう考慮して予定価格を設定しましたかと。今、私はこの第11条の件について説明を求めたのですが、その辺が全く説明がありません。ただ、見積もりを取っただけ、それは取引の実例価格を参考にするという一つだけですね。国土交通省はこの間、何度もダンピング対策の徹底を図るということで低入札価格調査基準を改定してきました。一番最近のものについては、予定価格の60%から82%の範囲であれば低入札価格基準の範囲だと。これについては、きちんと調査すべきだということで基準を示してお

ります。そういうことだとすれば、去年も同じ時期に職員のパソコン、これは119台、今回が167台。去年はそのパソコンは93.9%で落札されました。同じ時期に電子黒板、去年63台、今回77台。去年であれば77.1%、今回は61.8%、あまりにも極端に入札率が低下している。それについては、事前にそういう予測ができれば契約規則第12条の2、低入札調査基準価格が設けられた場合においては、低入札基準価格を記載した書面を封書に入れて開札場所に置くという。これは事前に心配があった場合、つまりは当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに該当するかどうかについての調査を行うために、事前に基準額を示しておく。このように市の契約規則にはうたわれているのですが、今回はそういう懸念はなかったということでそういう作業はしなかったと思うのですが、気になるのは、こういうことで規格や性能が落とされて、皆さんが目指す品質が確保できているのかどうか。そういうことについては議会としては懸念するところがありますので、そういうところにおいては、実際どういふものを納入しようとしているのか事前調査をして、落札した後であってもきちんとした皆さんの目指す品質が確保できるということが確認できる作業などは最低限行うべきだと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

瀬長宏議員から品質の質問がございましたが、まず低入札価格等のお話に関しましては、当然国土交通省のほうできちんと定められているところは認識もしております。低入札ですとか、最低制限の価格を厳しく設けておりますのも、議員のおっしゃるとおりダンピン

グ対策に関して適切に対応する必要があるということから来ているものですが、基本的に今回の本案件、次の案件等のような物品に関するものに関しましては、基本的なところから、発注業務に関しては地方自治法等に基づいて行われることになっておりまして、地方自治法においては、最低制限を定めることができる契約については工事または製造、その他請負の契約を締結する場合に定められている内容となっております。ですので、製品として完成している今回のような物品につきましては請負契約ではないというところから、最低制限価格を定めることはできないというふうに判断しておりますので、低入札等の要件に関しても、基本的には発注担当課が、事前に発注時において仕様書等できちんと定めたものを、業者もそれに応じたものを納品するということから、製品としての品質の確認は発注時に確実にできるものとなっておりますので、それに基づいて担当課も契約の手続を行ったものだと考えております。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。追加といえますか。

本市においても今までいろいろなメーカーの導入実績があります。その中で今現在問題なく稼働している状況でありますので、どのメーカーにおいても品質やアフターケアに関して特に問題なく利用ができていますので、その仕様書に合ったものでの提案となっているということで理解をしているところです。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再々質疑一

昨年の議会でも出されてきた職員のパソコン119台、これよりも予定価格は実際1台当たり17万円。今回の職員のパソコン167台については、1台当たり13万円で予定価格を設定しています。次の議案の電子黒板については、

去年は予定価格が1台当たり64万円だったのが、今年が63.6万円、あまり変わらない。要するに予定価格に差異があまりないんですね。そういうことからすると、予定価格の設定については妥当なのかと議会としては見るのですが、それから比べて60%という低落札ということについては、どういうことでこういう現象が起こっているのか。それで利益が十分確保できているというふうに皆さんは認識できたのか。その辺、業者が困るような落札の在り方については、これを改める必要がありますので、そうっていないのか。そういうことで落札後の調査はきちんとされて、これが妥当だというふうになっているのか。低入札調査基準価格というのは、当然事前に設定していないと思うので、その辺を行政としては後のフォローとして企業を守る意味でも、そういうことで問題が発生していないのかどうか、困っていないのかどうか。その辺はきちんと調査されて、皆さんが目指す品質の確保がきちんとできているというふうになっているのか。その辺の説明を求めたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、今回の入札で参加された皆さんにつきましては、指名競争の入札の原則に基づいて、最も経済的な提案でもって入札されていると思います。適正な利益が確保されることを前提として、事業者の皆さんも競争入札において入札に参加されていると思いますので、その辺は企業の努力というふうに私たちは認識しております。

あと、品質につきましては、先ほど申しましたように、今まで入札で発注してきたものにつきましては、全て問題なく稼働していま

すので、問題ないものというふうな認識であります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについて、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第57号 豊見城市職員用端末の買入れについては、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、議案第58号 電子黒板の買入れについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第58号 電子黒板の買入れにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは先ほど市長の提案のございました議案第58号 電子黒板の買入れについてご説明いたします。

今回買入れに係る電子黒板につきましては、平成25年、26年に市内小中学校の各教室に整備いたしました電子黒板について、機能強化を図った黒板の整備を行うものとなっております。

買入物件は、電子黒板77台となっております。契約の相手方は、豊見城市字高安30番地3、株式会社オフィスとよみ、代表取締役西原政彦。契約の方法は、指名競争入札でございます。買入価格は、消費税込みで3,333万円となっております。納入期限は、令和6年12月31日となっております。

次のページをお願いいたします。入札の結果報告書となっております。予定価格5,391万1,550円のところ、落札決定額3,333万円、落札率61.8%となっております。

続きまして、次のページ以降は電子黒板の仕様書ということになっております。今回の購入に係るものは、ディスプレイ一体型で75

イン치의電子黒板ということになっております。

先ほど機能強化ということで、黒板を購入するというふうにご説明いたしましたが、その内容につきましては、これまで導入してまいりました黒板につきましては大きなディスプレイとなっております。操作用のディスプレイとなっております。今回機能強化した内容は、黒板の中にタッチディスプレイを採用して、スマートフォンやタブレットのような操作が可能なOSが内蔵された形になっております。ですから、これまでは電子黒板の横にパソコンを置いて操作をしていたのですけれども、今回購入する電子黒板につきましては、電子黒板のみで操作が可能な形、そういう意味での機能強化ということになっております。

提案説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号 電子黒板の買入れについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号 電子黒板の買入れについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第58号 電子黒板の買入れについて、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第58号 電子黒板の買入れについては、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

#### ○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時01分)

再 開 (11時10分)

#### ○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第14 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第14、議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

それでは先ほど市長から提案がございました議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解について、ご説明いたします。

議案書をご覧ください。今回調停事件の和解について、議会の議決を求めるものとなっております。

事件名は、令和5年(調)第2号事件。相手方は、沖縄県豊見城市字饒波107番地2、有限会社 与儀工業、清算人 与儀弘玄。沖縄県豊見城市字上田536番地21、株式会社三星建設、代表取締役 瀬長誠となっております。

事件の概要につきましては、令和4年9月6日に発生いたしました豊見城中学校特別教室棟の漏水事故に関するものとなっております。今回漏水した給水管につきましては、令和元年9月に契約・締結いたしました豊見城中学校特別教室棟機械設備工事にて、相手方である与儀工業、三星建設の2者JVにおいて施工され、令和3年に引き渡しを受けたものとなっております。引き渡し後1年未満で漏水が発生したことから施工に瑕疵があったとして、漏水によって毀損した電気設備等の復旧費用について相手方に請求したところ、支払いがなされなかったことから、沖縄県建設工事紛争審査会に調停を申請いたしまして、その結果、同審査会から和解金として565万円が示されているところでございます。

調停条項案は次のとおりとなっております。申請人は豊見城市、被申請人は相手方を指し

ているところでございます。

(1) 被申請人らは、申請人に対し、和解金として連帯して金565万円の支払い義務があることを認める。

(2) 被申請人らは、前項記載の金員を、令和6年11月29日限り、申請人指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被申請人らの負担とする。

(3) 申請人は、被申請人らに対するその余の請求を放棄する。

(4) 当事者双方は、本調停条項に定めるもののほか、本件調停事件に係る紛争に関し、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 調停に関する費用は、各自の負担とする。

そういう内容となっております。

審査会の調停案に対しましては、市としましては紛争の早期解決の観点や相手方も和解の意向を示していること、また調停員の見解も含めて妥当であると考えておりますので、示された調停案にて和解することが適切と考えております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員

何点かお伺いしたいと思うのですが、施工ミスということで復旧工事を行ったということなのですが、その復旧工事にかかった総額、そして今回和解金として業者が565万円。当然普通であれば請求して、それを業者が工事のミスを認めて支払うという形になると思うのですが、当時幾ら業者に復旧工事に係る費用として請求されて、そしてそれがうまくい

かなくて調停に至って、和解金ということで業者が565万円払うということになって、市の負担は幾らになるというふうになっているのか。その辺、総合的にどういう内容なのかが分かるように説明していただきたい。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回漏水事故にかかって、被害総額につきましては808万5,000円となっております。今回7対3の割合で調停案が示されておりますので、本市の負担額は243万5,000円、そして相手方のほうが565万円ということになっているところでございます。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

請求に対して7対3ということで、市の負担が出るということになって和解が成立したというふうになっているのですが、この調停において市が3割負担する根拠としてはどういことがあったのか。なぜ市も負担しなければならないというふうに和解が合意されたのか。その辺の説明を求めたいと思います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

その審理内容については非公開となっておりますので、かいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。

審査会の見解といたしましては、今回漏水は施工不良が原因であると。これは本市が主張したとおりでございます。ただ、被害が大きくなりましたのは、電気配管と給水配管が床下ピット内で混在をしていたことが被害を大きくした原因であろうと。建築の基準としては分けなければいけないという義務はないのでありますが、仮に分かれていればもっと被害が小さかったであろうということがありました。また、もう一つのポイントとしては、水抜き穴が入念的に開けられていれば、水が

あふれてもその水抜き穴から流れたことで、電気系統への被害は小さくなったであろうということが予想されるということで、大きくならなかったかもしれないという蓋然性があったことから、そういうことを考慮して被申請人が7割、申請人が3割の負担割合ということになったものと理解しております。

補足させていただきます。今回の3割負担の根拠というのは、今回は調停審査会に付しておりますので、その調停の過程の中でこういう提案がなされ、妥当であるというふうに判断したことから今回そうなっております。理由としては、調停の審査の中で7割、3割の負担という提案を受けて、早期に解決する必要があるということ、これは先ほどの説明にはありませんでしたが、相手方の一方については議案を見てお分かりのとおり清算人となっておりまして、事業がたたまれていくと。事業の中である程度のスピード感を持って市で対応する必要があるというふうに考えておりまして、今回提案に至っているということでご理解いただけたらと思っております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時20分)

再 開 (11時20分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

一義的なお答えは、調停に付して審査員のほうからその案が示され、本市においても妥当だということを考えましたので、今回提案に至っているというのがお答えです。ただ、ご質問の趣旨から考えますと、基本的に本市について過失はなかったというふうに考えておりますが、損害の公平な負担ということで

す。今回被害が大きくなった原因はピットが分かれていなかったこともありますし、水抜き穴がなかったこともあるだろうと。これは瑕疵ということではございませんが、被害が生じたことに対して今支払いを求めておりますので、そういう意味で公平な負担ということで、これがなければもうちょっと被害が小さかったらということも鑑みて、調停として和解。双方が引いた形で、このような7対3の割合になっているというご理解をいただけたらと思っております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第59号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしに関する調停事件に係る和解については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第15 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、法務大臣に対し、伊波盛武氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第16 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第16、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、法務大臣に対し、新城良男氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第17 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第17、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につきましても、法務大臣に対し、赤嶺静氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第18 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第18、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、法務大臣に対し、宜保勝美氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第19 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第19、報告第13号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第13号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第13号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第20 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第20、議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,018万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億4,817万7,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとします。

第3条により、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会におきまして担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2

号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第21 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第21、議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,047万3,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補

正予算（第1号）については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第22 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第22、議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当該事業年度に生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

それでは主な内容をご説明いたします。決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。上段の収益的収入につきましては、決算額17億7,317万3,305円となっております。下段の収益的支出につきましては、決算額14億8,744万8,768円、不用額1億4,757万232円となっております。

続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。上段の資本的収入につきましては、決算額1億1,621万8,126円となっております。下段の資本的支出につきましては、決算額6億4,701万4,421円、翌年度繰越額2億5,607万6,000円、不用額7,166万4,579円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億3,079万6,295円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減災積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして、9ページの損益計算書をご覧ください。一番下の項目にあります当年度末

処分利益剰余金は、3億6,719万7,004円となっております。その処分計算書案が8ページとなります。内訳としましては、資本金への組入れ、減債積立金への積立て及び建設改良積立金への積立てとなります。

以上が議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての主な内容となります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第23 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第23、認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

それでは主な内容をご説明いたします。決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。上段の収益的収入につきましては、決算額9

億5,693万2,191円となっております。下段の収益的支出につきましては、決算額9億4,892万110円、不用額3,772万4,890円となっております。

続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。上段の資本的収入につきましては、決算額8億5,214万1,254円となっております。下段の資本的支出につきましては、決算額9億7,362万5,783円、翌年度繰越額6億744万6,000円、不用額2,568万2,217円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,148万4,529円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定についての主な内容となります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

#### ————— ◇ 日程第24 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第24、請願及び陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した請願第3号 消費税の適格請求書等保存方式についての請願、

陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)、陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情、以上3件については総務財政常任委員会へ付託いたします。

#### ————— ◇ 日程第25 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第25、陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書、陳情第6号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書、陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情、以上3件については教育民生常任委員会へ付託いたします。

#### ————— ◇ 日程第26 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第26、請願及び陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した請願第2号 宇我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)、陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新費用に対する助成要請について、以上2件については経済建設常任委員会へ付託いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月17日、午前10時開  
議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署  
名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (2番) 宜 保 龍 平

署名議員 (3番) 新 垣 繁 人



— 令和6年第5回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和6年9月17日（火）



豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和6年9月17日（火曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊	主査 大城 利枝
次長 比嘉 剛	主任主事 盛島 愛乃
班長 比屋根 由香	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	金 城 博 文
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教育部長兼 生涯学習振興課長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	人 事 課 長	赤 嶺 啓
企画調整課長	東上里 豊	商工観光課長	千 住 文 子
協働のまち 推進課長	喜久里 則 子	環 境 課 長	国 吉 有 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	安谷屋 元
都市計画課長	健 山 博 之	道 路 課 長	比 嘉 真 人
農林水産課長	赤 嶺 由香里	消 防 本 部 長	当 間 英 文
教育総務課長	赤 嶺 渚	総 務 課 長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太	学 校 教 育 課 長	

本日の会議に付した事件

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問       |

令和6年第5回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月17日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に長嶺吉起議員、新垣龍治議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

— 通告番号1 (11番) 新垣亜矢子議員 —

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 —登壇—

おはようございます。城の風、新垣亜矢子でございます。本日9月定例議会、一般質問初日ということで、1番を選びました。ここ最近、台風で被害があちこちで起こっておりますけれども、沖縄に来る台風は少しそれてくれて、あまり被害がないんですけれども、また今週も台風が近づいているということで、ちょっと心配にはなるんですけれども、被害が少ないことを願っております。ちょっと余談なんですけれども、私、去年ベトナムに沖縄県女性の翼で行かせていただきました。そのベトナムが今回の台風の被害が物すごく大きくて、ちょうど私が行った場所も被害を受

けていたということもありますので、備えることも大事なんですけど、自然災害には本当に人間は無力だと感じておりますので、やはり防災の意識を強く持って、皆さんが被害に遭わないことを願っております。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず(1)ふるさと納税についてですけども、今年度、第2次豊見城市観光振興計画が策定されております。その中に2月の定例議会の私の一般質問で、市長答弁の中には今後観光消費額の単価及び入込客数を増加させ、令和12年における年間観光消費額の目標値を153億円余りとする。そして新たな富を生み出す計画の実行に努めていくと。そして観光外貨を取り込む、観光収入額というものを重視するとおっしゃってございました。豊見城市自体が富を生み出すということが本当に有効な手段だと考えているとのことですので、観光についても非常に期待が高まることだと思いますけれども、これを2月に市長から答弁をいただきました。私、今回このふるさと納税なんですけれども、収入源としては一つの枠の中に財源として入っていると思っております。

(1)ふるさと納税について。

昨年の総務財政常任委員会所管事務調査にて、福岡県古賀市へ伺い、全国初となる高速道路サービスエリア、パーキングエリアでのふるさと納税自動販売機の導入について視察を行いました。設置されたふるさと納税自動販売機でクーポン券を購入、該当する物品をすぐに購入できる手軽さは、本市の年間330万人超の観光客が訪れる瀬長島ウミカジテラスや豊崎道の駅等の施設に最適であり、ふるさと納税増額に効果的だと考える。市内観光

施設等にふるさと納税自動販売機を設置することについて見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。それではお答えします。

ふるさと納税の自動販売機の導入につきましては、ふるさと納税の寄附を募る際において、様々な手法を用いることにより、寄附額の増大を図ることは有効な手段だと考えております。本市における自動販売機の取扱いについては、導入自治体において効果が得られている状況を伺っているところですが、同機の設置につきましては、導入する際において初期費用、ランニングコスト等の費用が生じることも確認をしているところです。近年、総務省によるふるさと納税の制度見直しが毎年のように行われ、返礼品の基準、運用基準が厳しくなっております。本市におきましても同制度にのっとり、より多くの寄附を募れるよう試行錯誤しているところですが、できる限り事務にかかる経費を削減するよう検討を重ねているところであります。そのため自動販売機につきましては、運用経費、取り扱い商品、設置場所等について課題があると認識しているところですので、十分な検討が必要であると考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今、課題として運用経費がかかるとおっしゃっておりますけれども、事務費がかからない返礼品について、現在どのようなものがあるのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在事務の経費を多く要しない、送料がか

からない返礼品としましては、スマートフォンを活用した現地決済型のふるさと納税、Pay Pay商品券を導入し、利用できる事業者の拡大を行っているところです。また他の電子クーポン等の導入の検討も行っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今おっしゃっていたその場で直接スマートフォンでPay Payの商品券が買えるということですがけれども、私も実際ふるさと納税のサイトのほうで見たことがありますけれども、その場で食事ができる店舗や、事業者にとって売上げにつながる、貢献できるということですから、観光客を通じて店舗の事業者の収入の増加になることに関して物すごくいいことだと思いますので、このPay Pay商品券はもう既にさとふるでしたか、そこにあります。導入したことで、その状況、実績などありましたら聞かせてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

実績につきましては、現在市内においてふるさと納税Pay Pay商品券が利用可能な事業者は171事業者となっております。令和6年4月から8月末までの寄附実績は28件で、60万円となっております。今後につきましても同商品券の周知、また利用できる事業者の拡大に努めていきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

これは先ほど言ったように、返礼品の送料がかからないということだと思うんですけども、今まで豊見城市がやってきた返礼品の年間の送料というのは幾らぐらいだったのか、今、数字がありますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年度の実績でもってお答えしたいと

思います。ふるさと納税の事務にかかる送料は、寄附額が5億6,575万3,000円に対し、送料が5,315万4,000円の割合といたしまして、9.4%となっております。返礼品には様々な品がありますので、送料のかかる品、かからない品があります。先ほどP a y P a y商品券につきましては、送料がかからない品となっておりますので、これまで発生してきた事務費の額を下げることが可能と考えております。また同商品券は本市に訪れて初めて利用することができる返礼品となりますので、さらなる本市への経済効果も見込めるものと考えているところです。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

本当におっしゃるように、直接こちらに来ていただくことというのは、ほかにも波及していくことだと思いますので、ぜひこのP a y P a y商品券を積極的に進めてほしいんですけれども、今回、私最初にふるさと納税の自動販売機を提案しております。総務財政常任委員会みんなで訪れた古賀市のほうも自動販売機の設置場所や対象商品を選ぶことなど、ポップをつけて選ぶことなども含めて課題を抱えているとおっしゃっていました。今、説明があったように、P a y P a y商品券を積極的にピーアールしたほうがより効果的なのかと考えておりますので、ぜひやってもらいたいんですが、やはりふるさと納税のサイトを見に行かないと、そこにたどり着かないということではなくて、市内にある例えばウミカジテラス、あしびなー、美らSUNビーチ、TOMITONなど、観光客や県内各地から多くの人々が訪れる場所が多いですので、その場で個人の携帯でさとふるからP a y P a y商品券を選んでもらえるなら、ふだんふるさと納税を意識していない方へアプローチす

ることも大事なのかと思っているんですけども、かなり効果的にやれると思うんです。それでP a y P a y商品券でふるさと納税ということを対象の店舗にポスターにして貼ってもらって、ここでできるんだと、このサイトをすぐ開いてできるんだということを、その場でやってみようかと思ってもらえるような取組が必要だと思うんですけれども、ふるさと納税のP a y P a y商品券のピーアールポスターを作成することについて聞きたいと思います。お願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、議員のおっしゃるようにP a y P a y商品券を活用できるというポスター作成については、確かに有効な手段と考えていますので、今後事業者と調整をしていきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。これは質問ではないんですけれども、豊見城市のポスターもないよねと言われたことがありまして、一緒になって市のピーアールのポスター、そしてふるさと納税を一緒にしてもいいのかと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

続いて(2)教育行政についてであります。

新しく赤嶺美奈子教育長、今回初めての一般質問だと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

(2)教育行政についてです。

以前から基地内留学や交流事業の取組の必要性を提案してきたが、赤嶺美奈子教育長が就任され、長年沖縄県の英語教育を牽引して来られたノウハウで、本市の学校教育をさらに充実させてもらえるのではと期待をして、

以下を伺います。

①教育長の今後のビジョンを伺います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

議長並びに議員の皆様、おはようございます。豊見城市教育長として初めてこの場に立ち、皆様にご挨拶できることを大変光栄に感じております。本日は教育長のビジョンに関する事、特に英語教育についてのご質問が幾つかございますので、誠心誠意お答えさせていただきます。

それでは新垣亜矢子議員のご質問にお答えいたします。

私の今後のビジョンにつきましては、本市の教育理念であります「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育の実現に向けて、各分野、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等について取り組んでまいります。学校教育においては、学習面、スポーツ面、文化面で全ての子どもたちが自分らしく、個々が輝く人材の育成に取り組みます。社会教育においては、文化財への理解を含めた郷土愛の醸成、多様化する市民ニーズに合った生涯学習の観点からコミュニティ教育の充実に努めてまいります。また不登校の児童・生徒の学びを保障するための取組や、各地域の伝統の継承に取り組んでまいります。子どもたちが未来に明るい展望を持ち、郷土を愛し、世界に羽ばたく人材を育むために本市の教育を推進していく所存です。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市の子どもたちのために全体的にいろいろやっていただけたということで、今後の美奈子教育長の活動を期待しているところでございますけれども、本市のグローバル人材育成、これは市長の公約でもありますし、私もずっと教育関係

で英語教育を推進してほしいということで言ってまいりました。

次の②本市のグローバル人材育成の方向性について伺います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えします。

グローバル人材育成の方向性については、市長の主要施策として挙げられている英語教育の充実について、市長より「学ぶ英語から使う英語のための教育」を託されております。児童・生徒がグローバル社会で活躍できる力を育むための実践的で効果的な英語教育を推進してまいります。推進するに当たり、今年度、本市が実施している事業の進捗状況と事業内容を確認し、必要に応じ改善策を講じていく所存です。現在ハワイ州に青少年リーダーを派遣し、体験学習やホームステイ等を行う青少年国際交流事業や豊見城市立中央公民館において、中学生の英会話に対する関心とスキル向上を図る目的で、夏休み期間中2日間にわたり、英語のみでコミュニケーションを行うイングリッシュサマースクール開催、県内アメリカンスクールと市内4中学校の交流学習、またスピーキング能力の向上を目的としたアプリケーションの導入、英語検定の助成を実施しておりますが、次年度以降、異文化理解教育や国際理解教育、ダイバーシティ教育の充実に向け、英語によるコミュニケーション育成のためのアウトプットの機会や、外国人生徒と交流する機会をより多く設けていきたいと考えております。また子どもたちが学んだ英語を交流会で活用し、意思疎通できた喜びを得ることで自己肯定感の向上につなげ、さらなる英語習得意欲の向上を促し、躊躇なく英語でコミュニケーションを図るための素地や、基本的な能力を育成してま

いたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。素晴らしい内容で、本当にこれが全て実現したらすごく豊見城市の子どもたちの未来が変わるなと思っておりますけれども、これを実現するためにはやはりより多くの予算がかかるのかと思っていきますので、ここは市長、頑張ってくださいと思って聞くんですけども、今、赤嶺美奈子教育長が就任されて、市長の公約であるグローバル人材育成の部分を強化していただけるということなんですけれども、市長の1期目の任期はあと2年ということで、のんびりしていると全然前に進まないのかと思っていきますけれども、実現をするためには早期に予算化していかないといけないと思っておりますし、早ければ早いほど子どもたちの未来、そして市の未来を担う子どもたちの投資になると思っております。教育長が描いていることを実現することは市長の公約としての前進でもあると思っておりますので、公約につながる教育長のビジョンを目玉事業として予算化していかねばならないのかと思っておりますが、その予算化の可能性についてどう考えているのか、よろしく申し上げます。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育長が先ほど申し述べました公約等、もちろんビジョン等の実現につきましては、教育委員会としても今、英語について、新垣亜矢子議員からかねてよりご提案のあった事業を含め、今展開をしているところです。さらに新しい教育長が見えたことで、さらに推し進めていくながら、グローバル人材育成に向けた予算確保に努めてまいりたいと思っております。これから実施計画、予算編成と入っ

てまいります、できるだけ予算を獲得できるように教育委員会としても努力してまいりたいと思っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。ここは教育委員会だけで努力しても予算はつかないので、やはり市長のほうにも聞きたいんですけれども、このグローバル人材育成について、新しく赤嶺美奈子教育長が考えているビジョンを達成するために、ご自身の公約を達成するために、この分野、ほかにもたくさんあるんですけども、今回はこのグローバル人材育成についての予算化のことについてどう考えているのか聞かせていただけますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど教育部長のほうからありましたように、実施計画とか、予算編成については今後の作業となってきます。その中で教育委員会といろいろと議論を交わしながら、次年度の予算に反映できるように検討していきたいと考えています。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

豊見城市の予算にはこども未来基金もありますし、先ほど言ったふるさと納税の寄附金もありますし、ぜひとも特別に力を入れたいものに関しては、そのような予算でつくっていただきたいと思いますが、市長どうお考えでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今、赤嶺美奈子教育長が答えたとおり、私の公約でもあるグローバル人材育成に力を入れていくという発言もいただきましたし、私としても、当然予算がないとできないこともたくさんあります。でも予算がなくてもでき

ることもたくさんあると思っていますので、教育長と話を詰めるに当たり、今回米国の独立記念日にも市として呼んでいただいたりとか、そこからつながる人との交流、教育長はすごく英語も堪能でございますので、総領事館、それからOISTの学長の方々といろいろ話をするに当たり、こういうプログラムをもって、予算もかからないでグローバル人材が多く輩出できるようなプログラムがあるということも、今、何が実を結ぶかということはまだこれからなんですけれども、そういうことも進めながら、当然かかるべき予算についてはしっかり確保できるような体制で整えて、これからも進んでいきたいと思っていますので、ご理解よろしく願いいたします。

○(11番)新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひしっかりとこのビジョンを達成していただきたいと思いますので、予算化をよろしく願いいたします。

次に行きます。(3)はたちの集いについてでございます。

私は以前から成人式を合同に、そして、はたちの集いが始まってからも合同にできないかということずっと提案をさせていただきました。ですが今年度も中学校区ごとの開催を行うというふうになっておりまして、私は次男が今年二十歳を迎えましたので、年明けのはたちの集いには保護者としてサポートしていきたいと思っていますので、再度質問を入れました。

(3)はたちの集いについて。

本市の二十歳の皆さんが毎年「はたちの集い実行委員会」を立ち上げ式典を行っている事について以下を伺う。

①二十歳の当事者が実行委員会を立ち上げ主催者として実施しているが、教育委員会が

共催として分担している内容を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

また実行委員会にご協力いただけるということで、深く感謝申し上げます。

それではお答えいたします。本市では平成22年1月開催の成人式から中学校区ごとに実行委員会を立ち上げまして、実行委員会が主催、教育委員会が共催として式典を開催してきているところでございます。共催でありまず教育委員会といたしましては、令和6年1月開催のはたちの集いでは、主に準備委員会の開催、補助金の交付、案内通知の印刷・発送、市広報紙への掲載依頼、式典前日準備のサポート、式典当日のサポート、アンケートの実施などの業務を行っているところでございます。

○(11番)新垣亜矢子議員 一再質問一

今おっしゃっていた教育委員会としての分担内容なんですけれども、これはほとんど事務作業と当日の職員が1人か2人かいらっしゃって、例えば来賓が来たとか、時間がどうですとかというのをサポートしてくれています。私も上2人がいますので、それを見ってきましたので、本当に感謝もありますが、今年度も中学校区ごとに開催をするということであれば、もう少し踏み込んでお願いをしたいと思っているんですけれども、主催の実行委員会の負担が大きいという意見がございまして、実行委員を経験した人がそういう不満というか、変えてほしいという意見があります。ただ新しく実行委員会に所属するとか、入る方たちはその内容がよく分からず、文面でしか大変だったということが分からないので、あえて私は3人目なので、過去のこといろいろ知っていますし、議員とし

での招待も受けて参加をして参列をしてきましたので、その中でいろいろ変えてほしいことを質問したいんですけども、私、教育委員会が共催として役割を分担して、実行委員会の負担軽減をしてほしいというお願いを担当課でしました。今年度変更した点があれば何か伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、やはり負担が大きかったという声が寄せられていることは事実であります。昨年度の実行委員及び保護者からは、式典の準備から運営にかかる負担が大きといういろいろな声が上げられておりますが、教育委員会といたしましても、各実行委員会のほうにそれぞれ担当職員を配置いたしまして、相談窓口として対応すると同時に、中学校を使用するに当たっての学校との調整や補助金申請にかかる事務的なサポートをするなど、昨年度以上に負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。実行委員会の負担がどんなものなのかというのを以前にも少し説明したんですけども、結構な割合で負担がありまして、今おっしゃっていただいた例えば体育館の借用申請のサポートとか、そういう事務的なものはもちろんやっていただいて、負担を軽くしていただきたいんですけども、二十歳の当事者も保護者もみんな仕事をしたり、学校に通っていたりとか、昼間の時間を利用して活動するとなると、休みを取ってやったりすることがありまして、かなりの負担があるので、この辺が楽になるといいなというのもありまして、これをやっていただけるとすごく助かると思います。

例えば細かいところなんですけれども、会場の設営がフロアシートを敷いて椅子を並べて、テーブルを並べて、会場の紅白幕をつけて、飾りつけをして、写真撮影の場所をつくったりとか、写真スポットをつくったりとか、あとは自分たちで写真撮影業者を依頼したりとか、実行委員会としてイベントをつくる、一から全部やるということを今までずっとやってきたんですけども、この中で何かを減らすとすごく楽になるということがあると思うんですけども、実行委員の負担軽減を図るために毎年必ず作業をやっていることについて、例えば体育館の横幕、これは最近ちょっとやっていただいたりしているんですけども、「豊見城市はたちの集い」とかという横幕とか、あと告知の横断幕の用意とか設置、これは設置許可も必要だったりします。寄附金を集めることももちろん自分たちでやっているということです。会場の出入り口とかに案内板を立て看板を立てたりするんですけども、これは毎年同じことをやるんです。同じ物をつくっておけば、毎年これを立てるだけになるんですけども、二十歳の皆さんが毎年つくっていたんです。そういうことを簡素化するためにはぜひとも教育委員会でもまとめてこれを管理していただいて、はたちの集いときには出して来るみたいなことをやっていただくと、ここまで細かいところまで当事者の実行委員がやらなくてもいいのかと思うので、そういうことも含めてやっていただきたい。そして一番最近気になるのが、駐車場の誘導係も二十歳の実行委員会の中から探し出してやったりもするんですけども、これを市が共催ということであれば、例えばシルバー人材センターにお願いしてくれるとか、そういうことを先にやっていただけたら

というふうにも考えたりするので、何が負担軽減になって、作業を委員会が引き取ることができるのかと、その可能性はどんなものがあるのか伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

今、実行委員会が始まったばかりになっております。聞いているところでは、豊見城中学校では会場設営の負担もありますので、中央公民館の大ホールで開催するという話を聞いております。そこは軽減できるかと思っております。それ以外の事務手続きにつきましては、どこまでできるかというところを含めて、積極的な検討をしていきたいと思っております。ただ、先ほどお話のありました駐車場係等の委託等につきましては、やはり予算が関わるお話でありますので、今回の実施については難しいものと理解しておりますが、今回その実施を踏まえながら、どのような負担軽減が可能か引き続き検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

そうなんです。いろいろやろうとすると予算がかかるんです。各中学校区開催をしていると、市が二十歳の皆さんのためにということで、補助金を出していただいております。各校区に10万円ずつということでやっているんですけれども、市が二十歳の皆さんを祝福するという思いを持っていただければ、この予算を少し増やしていただきたいと思っております。なぜなら以前から言っていますけれども、各中学校区ともに毎回40万円前後の予算をかけて式典をしています。この予算は10万円しか補助金をもらっていないのに、あとの30万円ぐらいはどうしているんだということになるんですけれども、先ほども言い

ましたが、寄附を募っています。この式典の開催をするために実行委員が金銭面の心配をして、不安を感じながら寄附金を集めて、足りないとき二十歳の参加者から会費を徴収しているのが今の現状になっています。だから10万円の補助金の増額ができないのかということなんですからけれども、私は今まで何回も成人式を合同にしてほしいと言ったときに、この10万円の予算のことも質問したことがあるんですけれども、そのときは最初の段階、分散型になったときに、先ずはこの10万円でやってみて足りなければ考えると言っていたんですけれども、今はもう10万円でやりなさいになってしまっているんです。ですからぜひともこの10万円しか渡していない補助金を見直すタイミングが必要ではないかと思っております。本人たちのはたちの集いは本人たちがお金を集めてやっているという現状をちょっと考えていただいて、予算化についてもうちょっと豊見城市として考えていただきたいんですけれども、10万円の補助金の増額ができないのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
重要なお指摘だと思っております。お答えいたします。

補助金の増額につきましては、教育委員会といたしましても現在の額、10万円が適当であるのか、実行委員会の意見も伺いながら、必要に応じて検討を進めてまいりたいと思っております。先ほどお指摘のありました駐車場を誘導する場合の委託等の必要性も踏まえて、トータルで予算増額が必要なのかどうかを含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひともよろしく申し上げます。ちなみに

この実行委員会を立ち上げた当事者である二十歳の皆さんと保護者は、全員無償ボランティアでやっておりますので、予算をかけるところは人件費の部分ではなくて、支払うほうの、依頼する側に払うものが人件費のほうというか、依頼の部分でかかっているのです、そのところはご理解いただきたいと思えますけれども、実は令和7年、来年の年明け1月に行われるはたちの集い、もう実行委員会は1回終わりましたけれども、分散型の当事者が実行委員会として始まった成人式、はたちの集いはずっと中学校の体育館で行われていましたが、実は今回豊見城中学校区は公民館の大ホールを利用して行うことになりました。私も実行委員の中に入っておりますので、いかに今まで大変だったかをかなり説明をしまして、当事者の二十歳の皆さんがいかに気持ちよく式典を済ませて、次の夜の部のパーティーに行けるかというのを考えていただきたいとお伝えしましたら、自分たちは大ホールを選びますということで決まりました。これが先ほども言いましたけれども、実行委員の負担がかなりあると。体育館のフロアシートを敷いたり、椅子を並べたりという作業、これは片づけまで全部ですから、体育館を引き上げるときはトイレ掃除もやるんです。だから全部の掃除もして、二十歳の皆さんがやっていく、保護者がやっていくという式典でしたので、いかに大ホールを使うと、なんて負担がないんだろうと感じました。ですから市としても、いつになるか分かりませんが、将来的に市の主催で公民館の大ホールで合同の式典が行えるようにぜひ検討をお願いしたいと思いますので、こちらは答弁は結構です。私はずっと14年ぐらい言い続けても実現はしておりませんが、今回豊見

城中学校区が大ホールを使うということで、ちょっと意識改革ができるのかと思っておりますので、検討をお願いしたいと思います。

続いて(4)にまいります。

(4)安全・安心な街づくりについてです。

私もずっとこの防災については質問してまいりましたけれども、改めてやりたいと思えます。

市民の不安を取り除き、安全で安心して暮らせる環境を整える事について。

①4月3日発生した台湾東部沖地震に伴う津波警報を受け、沖縄県民は避難行動を取った。そこで以下について伺う。

(ア)その後行われた市民アンケートの結果から見える本市の課題は何か伺います。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市では市民や企業団体の皆さんがどのような避難対応をしたのかを把握するため、4月5日から4月30日まで市民向け、企業・団体向けの緊急アンケートを実施しております。市民から569件、企業・団体から107件の回答が届いております。主な意見や要望としましては、避難情報の伝え方、内容に関する改善、避難の在り方としての交通渋滞や一時避難場所、垂直避難・水平避難に関する周知、それと自助・共助の強化、自治会の活性化、自主防災組織の重要性、また避難場所、避難所運営の在り方、災害弱者への配慮、公助に携わる関係者の連携、防災関係予算の増額となっております。

#### ○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今おっしゃっていた課題というのは、ほぼほぼ防災訓練などで培っていくような知識と行動だと思うんですけれども、これはちょっと後で聞きます。再質問で、今後の災害対応

策について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

自助、共助に関するご意見が多数寄せられておりますので、市民や地域向けの防災広報活動を強化してまいります。まず市民のための防災講座を7月から毎月実施しております。市民の防災意識、防災知識を高め、地域防災力の向上が目的であります。新たな防災リーダーの発掘と育成も行いたいと考えております。共助の面では、地域の特性や課題に合った地域の訓練を実施していく必要がありますので、自主防災組織の設立を増やすことで、地域の防災力の向上を図っていきたくと考えております。また防災教育も大切でありますので、小学校、中学校と連携して児童・生徒、保護者、教職員のための防災研修も実施しております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今おっしゃっているように自助が一番大事ということ、この避難訓練などで培っていかねばいけないということだったんですけども、特に今回津波の災害が来るかもしれないということで、皆さん慌てて避難をしたということがあります。日頃防災訓練に何も参加したことのない人も慌てて動いたことで、市内の道路でも発生した渋滞はすごくクレームというか、どうなっているのかということを書いていました。本人たちも車を置いていきたいけれども、やはり車に乗ってしまうと。そういうことが多かったと思うんです。

(イ) 市内道路で発生した渋滞を市内に設置されている監視カメラ等で把握することは出来ていたのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市に設置している防災カメラについては、津波や高潮の監視を目的として、沿岸部や国場川沿いの7か所に設置しております。内陸部には監視カメラは設置してないことから、市内道路で発生した渋滞については、カメラ等で確認することはできていない状況です。津波警報発令時の交通渋滞につきましては、消防本部や各課からの情報提供により把握することができたところ です。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今、市内に設置されている防災カメラは7台で、海岸、川沿いに方向が向いていると。監視が中心とのことですがけれども、今回の津波避難ではおっしゃっているように、内陸部に向かってみんなが移動した。避難する車の渋滞が問題になっていたということなので、その状況も内陸部の広い地域を見渡せる高所監視カメラがあれば確認ができて、迅速な指示・対応、防災無線などから対応ができたのではないかと思っているんですけども、そのほかにも台風や大雨時の土砂災害、その場所の確認、火災の発生場所を確認したり、交通事故や事件をいち早く確認し、対応することも可能になると考えています。住民の安全安心に力を発揮すると考えているんですけども、高所監視カメラについては消防庁も設置を推進しているということで、その撮影された映像を都道府県、沖縄県や消防本部と共有して、災害直後の被害の概況を把握する。そして広域的な支援体制の早期確立を図る上で、非常に有効なシステムだということなので、豊見城市も率先して高所監視カメラを設置すべきだと考えますが、海沿いだけでなく、内陸のほうもしっかりと守っていくということで、この設置について見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、新垣亜矢子議員は内陸部のほうに高所監視カメラの設置を要望されているかと思えます。まずカメラの設置につきましては、いろいろな制限等、そういったものが出てきますので、一概にこれを設置するということは厳しいものがあると考えております。ただ、先ほど言った交通事故とか、いろいろなものがあります。それについては警察とか、そういった担当する部署がありますので、そういったところでやっていただけるものかと思っておりますので、現在のところそのカメラを設置することは今のところ検討してはいません。

**○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一**

このカメラは予算もかかることですので、検討するということだと思えるのですが、消防庁も推進しているということは必要だと、全国で必要だということですので、ぜひとも豊見城市も率先してつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に②に行きます。②未来の地域防災リーダーを育成する必要があると考え少年消防クラブの結成を提案してきたが、より多くの児童・生徒が防災に関する知識を得られるように、学校単位での防災出前講座等を積極的に開催するべきと考えるが、見解を伺います。

先ほど学校でも講座をやっていると言っておりましたけれども、さらにいろいろ聞きたいので、お願いします。

**○ 総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

災害時において地域の防災力を高めていくためには、幼少期から防災を学び、活動をしていくことはとても重要だと考えております。今年度から防災危機管理等に関する業務に携

わる地域防災マネジャーを配置し、自然等の災害への備えを強化するとともに、市民の防災知識の向上を図っています。地域防災マネジャーに関しましては、校長会や教頭会での講話、豊崎小学校での児童、教職員、保護者、地域の人への講話、ゆたか小学校の訓練の講評、上田小学校の防災講話などを行い、児童・生徒への防災知識の普及啓発を図っております。今後は中学校などの講話等も予定しており、さらなる防災知識の普及啓発を行う予定となっております。

**○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一**

ぜひともよろしくお願いします。地域で防災への意識が高まっているタイミングで、行政側から積極的に出向いて、各学校単位の防災教室を行うことは、避難所になることを想定すると、日々学校にいる生徒がかなり活躍してくれる。生徒は何がどこにあるのかを一番知っていて、より具体的な内容で訓練が行えると思いますので、より効果的なことができると思います。避難所になることを想定した学校ごとの防災キャンプ、ぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**—— 通告番号2（5番）新垣龍治議員 ——**

**○ 議長 外間 剛**

次に、新垣龍治議員の質問を許します。

**○（5番）新垣龍治議員 一登壇一**

皆さん、おはようございます。日本共産党の新垣龍治でございます。

それでは早速ですが、通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

まず(1)放課後児童クラブについて。

これは前回から継続の質問となりますが、障害児受入強化推進事業について以下をお伺

いします。

①市内クラブへのアンケートの結果をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

障害児受入強化推進事業は、3人以上の障害児を受け入れる場合に障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師、助産師、または医療的ケア児を受け入れるための専門的知識を有する者の配置などや、送迎支援を行うことで放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図ることを目的に、支援員等の配置に必要な経費を上乗せ、補助する事業となっております。本事業の次年度の実施意向について、市内39クラブに対しアンケート調査を実施した結果、10のクラブが実施の意向を示しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。アンケートの結果、10のクラブが希望しているということです。

次の②本市での事業実施について見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

放課後児童健全育成事業における障害児の受入れ推進において、本事業の必要性は十分認識をしているところでございます。今回のアンケートの結果を踏まえ、次年度以降の実施に向け、関係各課調整を図ってまいりたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ぜひ事業が開始できるように取組をお願い

したいと思います。

次に、(2)無料低額診療事業について。

これもこれまで継続して質問してきた件なのですが、これは今年度予算がつきまして、関係者、当事者の皆さんからも本当に喜ばれております。ただ、いつ開始になるのかということでやきもきをしている状況があって、ぜひ早めの事業開始を求めるところで、今回もまた質問させていただきます。

無料低額診療事業利用者にとって薬代の負担は大きく、それが原因で受診控えまた治療の中断になりかねず、一日も早い薬代助成事業の開始が求められています。事業の開始時期についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

無料低額診療事業の薬代助成につきましては、生活困難者が必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、薬局からの調剤処方にかかる費用の全部、または一部を助成するものであると認識しております。本市におきましても、生計困難者が経済的な理由で治療を躊躇することがないように先行実施している自治体の取組状況等を参考に、要綱や様式等の整備中であり、早めの事業実施に向けて取り組んでいるところでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

質問調整の中でもかなり早めに実施したいという旨はお伺いしましたので、これについては利用者の健康に関わる事案ですので、ぜひこれについても早期の実施をお願いしたいと思います。それでは次の質問を移ります。

(3)福祉行政についてです。

これについては今、全国的に高齢化が進んでいます。これは皆さんご存じのとおりだと思いますが、2040年には高齢者が4,000万人

に達すると推定されています。それによりひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症のある高齢者の増加が予想される中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが求められています。そのためには医療、介護、予防、住まいなど、包括的な支援が必要であり、国もこの支援として地域包括ケアシステムを推進しています。そして国にしても地域包括支援センター、これについては地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する。そういう役割を担う中核的機関として設置されるものとしています。そこで地域包括支援センターの本市の現状について質問していきたいと思います。

①地域包括支援センターについて以下をお伺いします。

(ア)支援センターの役割をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

地域包括支援センターの役割といたしましては、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの充実と推進を図るための重要な役割を担っております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

重要な役割を担っていますが、具体的に役割としてどのようなものがあるのでしょうか、お伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント以外にも権利擁護業務として、高齢者虐待対応や成年後見制度の利用促進、独居高齢者世帯への訪問を行う介護予防把握事業、認知症地域支援事業など、様々な役割を担っております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

具体的な役割が大きく4つに分けられていると思います。

次の(イ)センターの設置、配置の基準となる豊見城市の日常生活圏域についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

現在本市におきましては、西部地区と東部地区の2圏域に分けて設置しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

2つに分けて、2つのセンターで取り組まれているところなのですが、再質問です。

この圏域をどのように分けているのか、お伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

令和5年12月末現在の数値としてお答えいたします。西部地区につきましては、人口3万7,624人で、うち65歳以上人口は6,633人、高齢化率17.63%で、13字を担当しております。東部地区につきましては、人口2万8,477人で、うち65歳以上人口は6,868人、高齢化率24.12%で、11字を担当しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

2つの圏域で、西部地区が高齢者人口65歳以上が6,633人、東部地区が6,868人ということです。

続いて(ウ)現センターの業務量についてお

伺います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

令和5年度実績で西部地区担当の地域包括支援センター友愛は、総合相談件数1,743件、介護予防ケアマネジメント等実施件数2,250件となっております。東部地区の担当の包括支援センターとよみの杜は、総合相談件数2,368件、ケアマネジメント等実施件数2,286件となっております。またその他にも権利擁護業務や認知症に関する相談支援、介護予防把握事業など、様々な業務を専門職を含め、10名から14名程度で配置され、市内で活動しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今、業務量についてお答えしてもらいました。西部地区の相談件数は1,743件、介護予防ケアマネジメントが2,250件、東部地区の相談件数が西部地区に比べて600件余り多いというところで、ここで気になるのが地域包括支援センターの人員の基準になります。厚労省の手引きによると、1つのセンターが担当する区域における第1号被保険者、これは65歳以上の数がおおむね3,000人以上から6,000人未満ごとに置くべき人数が3専門職、各1人ずつということでは定められていると思います。先ほどの圏域の質問、第1号被保険者が65歳以上の人口、これが西部地区で6,633人、東部地区で6,868人ということで、一定の基準を超えるという形にはなっているんですが、本市の高齢人口に見合った必要な人員になっているのか、センターがです、業務量が過重になっていないのか、このことが気になりますが、そこで業務量が適正なのか、再質問をします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3専門職と第1号被保険者数を目安とした配置人数は、沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準に定める条例に定める配置人数を充足しております。また専門職等の受け持つ介護予防ケアマネジメント件数の目安を職種により10件から40件程度としており、実績報告によると、そちらも適切な件数処理が行われております。しかしながら、当該業務以外にも相談件数や訪問件数の増加、認定者の増加に伴い、地域包括支援センターへの期待や業務は増大していることから、今後は地域における既存の資源の効果的な活用、連携を取りながら地域包括支援センターの機能強化を図り、引き続き見直し等を含め、課題解決に取り組む必要があるものと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

確認をしたいんですが、先ほど目安でもある6,000人を超える部分に関しては、3専門職の人員増などの対応はされているということではよろしかったでしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例に定める配置人数を充足しているというところでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。しっかりその範囲内で業務をされているということですね。

続いて(エ)地域包括ケアシステムの基本単位となる日常生活圏域は、概ね30分以内に必要なサービスが提供可能な中学校区での設定を目標としている。本市においても日常生活

圏域を中学校区として、地域包括支援センターの増設で相談体制の充実を図る考えはないかお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

本市におきましては、高齢者数及び要支援者数も今後増加することが見込まれており、同時に地域包括支援センターの相談件数やケアマネジメント業務も増加傾向にございます。第9期豊見城市高齢者保健福祉計画では、日常生活圏域を2圏域としておりますが、中学校区単位で設定した包括支援センターの設置数は、地域全体の相談支援体制を強化することにつながり、今後の重要な検討課題と認識しております。一方で、地域包括支援センター業務を受託と適切な運営が可能な法人の有無、不足しがちな専門職員の確保、地域のニーズ調査、既存の受託法人との調整など、様々な課題もあることから、次期計画に向けての最重要検討課題になると考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

重要性は認識しているということで、本市でも今後高齢者人口も増加が見込まれている中で、やはり高齢者の抱える問題というのは多種多様で、難しい問題から簡単な問題まで多くあると思いますので、一人の高齢者に対する相談については、やはりきめ細やかな相談体制というのにも必要になってくると思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますが、今の第9期の計画期間中になります。その期間中での増設というか、増やしていくという考えはないか、お伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

地域包括支援センターの増設につきましては、必要性は感じておりますが、業務の受託

と適切な運営が可能な法人が希望するかどうか、3専門職の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の確保、地域のニーズ調査、既存の受託法人の調整など、様々な課題を慎重に検討し、設置後に早期撤退につながらないように丁寧に進める必要があると考えます。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

もちろん受託がこのような法人がいらないとそれではできませんので、そういう呼びかけ、周知だとか、関係機関との現在受託している法人との意見交換も、そしてまた地域の意見も拾って、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。それでは次の質問に移りたいと思います。

②高齢者の見守り活動について本市の取り組みをお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

高齢者の見守り活動につきましては、現在4事業を実施しております。1つ目は老人等緊急通報システムとして、主に支援が必要なひとり暮らしの65歳以上高齢者を対象に、固定型、ペンダント型の発信機を提供し、急病、または事故などの緊急時に24時間体制で通報が届くようになっており、迅速かつ適切な救助が行えるよう整備してございます。現在11名の方が活用しております。2つ目はひとり暮らし高齢者等で調理することが困難な方へ食事を配達し、栄養改善や安否確認を同時に行うことで、在宅生活を見守りながら支援する取組があります。令和5年度実績として18名の方が延べ1,914回利用しております。3つ目は認知症に関しての見守り支援として、認知症等見守りシール交付事業を行っております。認知症の方が徘徊などで行方不明になった場合、居場所を確認できる掲示板へつ

ながるシールを交付しております。令和5年8月から南部地区6市町で取入れ、本市では現在9名の方が活用しております。最後に包括支援センターでは介護予防把握事業として、地域の75歳以上の独居老人や高齢者のみの世帯を訪問し、支援が必要な世帯がないか把握するための訪問活動も行っております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。4つ挙げていただきました。1つが通報システム、1つが配食での見守り、そして認知症見守りシール、最後包括の介護予防把握事業ということです。再質問ですが、この包括支援センターの介護予防把握事業の訪問件数をお聞きしたいと思います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

令和5年度実績でお答えいたします。2包括支援センター合計件数として、対象者634件中275件、延べ件数といたしまして692回訪問しております。本事業は今後も継続する予定でございます。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございました。それでは再質問ですが、市内の独居世帯数を把握していれば教えてください。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

地域包括支援センターシステム、こちらのほうは住民基本台帳と連動してございます。65歳以上独居世帯件数は4,007件、75歳以上独居世帯件数は2,189件、65歳以上で被介護認定者世帯数は2,994件となっております。ただし、こちらのほうの数字は住基上ひとり世帯となっておりますけれども、実際は家族と同居している世帯も多く含まれています。

め、実際の独居世帯数からは乖離していると思われま。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

今、独居世帯数も答えてもらいました。65歳以上の独居世帯が4,000件余り、そのうち被介護認定者数が2,994件ということで、それもちょっと目安ではありますが、1,000件ぐらひは介護認定者というふうにも受け止められますが、次、これまで民生委員と共同して実施していた見守りネットワーク事業があったと思うんですが、これについて教えてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時05分）

再 開（11時05分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、その他支援が必要と認められる世帯に対して、民生委員、児童委員が対象世帯宅への訪問及び台帳更新作業をしていただき、市及び社会福祉協議会、包括支援センター、市消防本部で支援協力体制を取り、高齢者見守りネットワークによる支援の早期発見、適切な支援へつなぐことを目的とした事業でございます。令和2年頃からコロナ禍に伴う活動休止と民生委員の負担増の声が多いなどの理由から、現在事業は活動を休止しております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

今現在はコロナ禍に伴って活動は休止しているということなんですが、あと見守り活動というと、社会福祉協議会と本市、または企

業団体等が協定を結んで見守り活動を行っている「地域見守り隊」ということも実施されていると思いますが、それについて今現在、何箇所の事業所、また団体と締結をしているのか教えてください。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

現在9件の事業者と協定を締結しております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。この地域見守り隊の取組なんですけど、ちょっと気になるのが、この地域見守り隊の事業者と協力しながら、事業を実施していますが、これまで協定を結んだ事業団体者から通報というか、そういうことは、これまでの実績として何件あるんでしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

令和4年度から令和6年度、現在まで特に情報の提供はございません。直近では令和3年度の令和4年3月18日に安否確認の依頼がありました。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

令和3年度にあって、令和4年からはないということなんですけど、高齢者の見守り活動というのは今、様々な取組を答えていただきましたが、重層的な取組が必要となってくると思います。ただ見守り協定について気になるのは、なかなか実績も上がらないという中で、協定を結んだ相手側にとってもこの取組を進める中で、何らかの困っていることとか、苦労とかというのがあって、なかなか通報に結びつかないということがあるのではないかとということが想定されるんです。これまで市、もしくは社協もそうなんですけれども、事業

所、団体と協定を結んだ後に意見交換など、そういう情報交換とか、そういったことを実施したことはあるんでしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

地域見守り隊の協定締結後に特にこの事業者と会議を持って何らかの調整をしたとか、そういったことはございませんけれども、今のところ事業者から特にやりづらいついとか、そういった苦情的なものは上がってきておりません。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。この見守り協定自体が業務に支障のない範囲で目配り、気配りを行うという見守り活動ですので、ぜひ一度この目的をしっかりと共有するという意味で、一堂に会してということでもなくてもいいんですけども、各協定を結んだ相手方と少し情報交換をするような場も必要ではないかという感じもしますが、それについてはご見解を伺いたしたいと思います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

こちらについては、必要に応じて調整しながら、意見交換の場をつくっていきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。見守りを行う際にも、例えば「見守り隊」という表示が大きく見えれば、声かけをしやすいついとか、そういう物品面でも要望があるかとは思いついしますので、ぜひその意見交換等をしていただければと思いついします。

それでは次の③特別養護老人ホームについてお伺いします。

これは特別養護老人ホームはなかなか所得

の低い方でも低予算で、その所得に応じて入れるということで、かなり希望者も多く、それでいてなかなか入れないという声も聞かれますので、これについてお聞きしていきたいと思えます。

(ア)南部圏域の施設数をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

沖縄県高齢者介護課のほうに確認いたしましたところ、特別養護老人ホームの南部圏域の施設数は、令和5年4月1日現在で32施設、2,162床となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。32施設で、2,162床、先ほども言いましたが、なかなか入れないという声もあります。

(イ)入所待ちの人数をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

こちらのほうも沖縄県高齢者介護課のほうに確認しましたところ、令和5年4月1日現在の入所待ち人数は、南部圏域で330人となっており、そのうち本市は53名の入所待ちとなっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

南部で330人、本市53人が入所待ちということで、今後も先ほども伝えましたが、高齢化に伴って人口も増えていく。また特別養護老人ホームの需要も今後増していくと思えますが、南部圏域の待機者数を減らすために、市として県にどのような働きかけができるか、お伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

第9期沖縄県高齢者保健福祉計画では、南部圏域の特別養護老人ホーム整備計画として、

3年間で126床を増床し、令和8年度末時点で2,090床となるよう計画してございます。これはほかの圏域と比べて一番多い増床数となっております。また特別養護施設整備に当たっては、入所待機者の解消を図るための整備を計画的に行い、老朽化施設の改築を毎年2施設程度支援していく計画となっております。本市といたしましては、特別養護老人ホーム増床のために活用できる居住系介護施設の把握や、可能な増床について該当する介護施設と沖縄県との調整が図れるよう連携してまいりたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。これは令和4年度の入所待ち数で言うと、こちらに資料がありますが、全県的には800名ぐらいの入所待ちがあつて、それでいくと南部圏域は多い増床の計画とはなっているということです。ただ、本市の入所待ちの市民の皆さんがしっかり入所できるような働きかけを引き続きお願いしたいと思います。次の質問です。

(4)ゴミ減量・脱炭素社会の推進について。

リサイクル可能な資源の活用について以下をお伺いします。

①本市の資源ゴミの分別・回収、活用についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の資源ごみの処理については、豊見城市一般廃棄物処理基本計画に基づき、缶類、ビン類、ペットボトル類、紙類は市の委託する民間事業者のストックヤードで分別、圧縮、梱包の処理を行い、再生処理事業者へ引き渡された後、資源化されております。なお、缶類、紙類については有価物として買い取りを行っているため、有償で引き渡しをしており

ます。それからビン類、ペットボトル類については無償での引き渡しとなっております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

一定資源化については進められているということで、ビンやペットボトルについては無償の引き渡しということです。次の質問です。

②家庭から出る廃食油のごみの出し方についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市における家庭から出る廃食油のごみの出し方については、新聞紙や布などにしみこませるか、市販の油を固める商品を使用し、燃やせるごみに出すこととしております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

この質問の趣旨としては、家庭から出る廃食油、これをどうにか資源化する仕組みを本市でもできないかという趣旨での質問となります。これは市民の方からの声もあって、今回の質問としています。それでは再質問ですが、廃食油を資源ごみとして回収している県内他市町村の状況をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現在把握できている範囲でお答えさせていただきます。まず11市のうち、宮古島市と名護市の2市、あと近隣のほうでは南風原町と西原町が資源ごみとして回収しているようです。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

11市の中では宮古島市と名護市、近くでは南風原町と西原町ということで、その自治体において、この廃食油はどのような回収を行っているのか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現在把握している県内2市2町の回収方法については確認をいたしましたところ、2市2町ともにペットボトルに入れて出すこととしており、名護市は月に1回、宮古島、南風原町、西原町は週に1回の回収となっております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

どちらもペットボトルに入れての回収となっています。この廃食油については、飲食店、または食品工場で使用された賞味期限切れなど、そういった理由で廃棄された食用油ですが、これは世界的にUCオイルと呼ばれているようです。このUCオイルは古くから飼料、工業原料、燃料として利用され、近年ではSDGsや2050年カーボンニュートラルのキープエアーとして、世界的に注目されています。特に品質の高い日本のUCオイルは今、世界から注目を浴びる存在になっていると言えます。そして全国油脂事業協同組合の調べですが、令和3年度の食用油の国内消費量が約248万2,000トン、そのうちレストランなど、外食産業をはじめとする事業系が205万8,000トンの消費、廃食油として40トンが発生し、うち38トンが回収処理され、国内で飼料原料や工業原料、燃料原料に利用されるほか、国外にも12万トンが燃料、原料で輸出されており、事業系の廃食油は資源のリサイクルに大きく貢献しているということです。

一方で、家庭で消費される約42トン、これから出る10万トンの廃食油についてはまだまだ回収、再利用の仕組みが十分確立されていない状況ですが、この資源に注目し、自治体や企業団体が再利用する取組が今、広がっております。先ほど2市の状況も聞きましたが、11市中回収を行っている名護市と宮古島市、私も担当課にお聞きしましたが、名護市では

月1回です。これを市が委託した回収業者が回収し、それを沖縄市にある事業者に買い取ってもらっているそうです。それをバイオ燃料などに活用していると言います。名護市の令和5年の実績では、約17トンの買い取り量があったと言います。宮古島市では週に1回回収し、これはクリーンセンターに集められた後、本島糸満市にある沖縄県油脂事業協同組合に無償提供しているとのこと。令和4年度は22トンの実績で、これは輸送代を組合が、事業者が負担するというので、市としては再利用を推進しているということ。沖縄県油脂事業協同組合にもお聞きしましたが、事業系の範囲の回収のほか、宮古島市、先ほど答えてもらいましたが、南風原町、これはNPO法人が回収しているそうです。あと那覇市では自治会長が組合と連携し、市内の29の自治会所に回収ボックスを置いて、組合が月1回回収して回っているということです。そういう取組も進められています。また県外ではより進んだ取組が行われています。特に京都市では、平成9年から全国に先駆けて家庭からの廃食油、これからバイオディーゼル燃料を精製し、令和5年度にはごみ収集車や一部の市バスの燃料に年間約40万リットルを使って資源の循環化が構築されている状況です。そのほか多くの自治体もこの回収を始めています。企業もこの循環化に取り組んでいます。最近では日本航空（JAL）が自治体、企業と連携し、油からのジェット燃料にする取組も進められています。今後持続可能な循環型社会の実現に寄与する取組であると同時に、これはより一層求められていると思いますが、次の質問です。

③廃食油を回収して再利用すれば家畜の配合飼料、石けんや塗料、バイオディーゼル燃

料、SAF（持続可能な航空燃料）などの貴重な循環資源であります。本市でも回収・再利用を行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

家庭から出る廃食油の資源化については、回収・集積、保管にかかる費用負担の増大や新たな分別が増えることによる市民の理解等の課題が考えられます。また油の資源化に限らず、ごみの分別や処理方法などについては、ほかにも検討を要する課題もありますので、今後近隣市町の分別処理方法も参考にしながら、廃食油の資源化について同時に調査研究をしていきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市の一般廃棄物処理基本計画の基本理念でもやはり循環型社会を一步先へ、そういう方針の下で進められていると思いますので、その方針にも合致すると思います。それで再質問ですが、今、国はバイオマス活用の推進基本法に基づいて、バイオマス活用推進基本計画を閣議決定し、バイオマスの種類、また産出量の拡大、市場拡大、また全都道府県でもバイオマス活用推進計画を策定し、全市町村が関連計画を活用することを目標に掲げています。本市でもこれからだと思いますが、今の都道府県のバイオマス活用推進計画の策定についての県の取組状況についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現在沖縄県が沖縄県バイオマス活用推進計画の策定に向けて取り組んでいると伺っております。今後、県の計画が策定されましたら、その内容を確認しながら、本市の必要性等も

含めて調査研究してまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。バイオマスの種類といっても様々ありますが、この廃食油もその中の一つでありますので、県の策定後しっかり本市についてもその計画の策定については検討して、ぜひ循環型社会の構築に市としても積極的に取り組んでいただければと思います。これで質問を終わりたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時26分）

再 開（11時35分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号3（19番）大田正樹議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田正樹議員の質問を許します。

○（19番）大田正樹議員 一登壇一

通告に従い、一般質問を行います。

（1）市長の公約、市長就任1期目折り返しについて。

①がむしやりに走り続けた2か年だったかと思えます。この間の成果や実績を含めた自己評価を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

現在、私の公約としては40の項目があるかと認識しております。この2年間市民、それから議員の皆様のご理解の下、各施策等を進めてまいりました。先日、公約の進捗状況を取りまとめてきましたけれども、40の項目中、実施中の項目が16で、40%、着手してい

ることで23項目、58%、未着手が1つで、3%ということで、可視化すると数値化でこういうふうな状況にはなっているんですけども、その中、今、成果ということをお伺いしますので、私の主なものをピックアップさせていただきました。英語教育としては、今年度からついている英検の助成も含めて、あとWorld Classroomということで、しゃべれる英語を使おうということでさせていただいております。先ほど巫矢子議員の説明にもありましたけれども、新しい赤嶺美奈子教育長の下、さらに英語に特化したまつわるようなこともこれからどんどん情報をまず集めて整理をして、優先順位を決めてしっかりと実施をしていきたいと考えております。あとマナーリテラシーに関しては、今日まさに9月、11月という期間であるんですけども、4中学校で実施をしていくと。今日は豊見城中学校のほうで各メディアも来られて、マナーリテラシーの外部委員の先生方を入れて、沖縄県にある金融広報委員会のところからの派遣でやられているということもありますので、まさにこれももっともっと進めていかなければならないと思っています。ICTリテラシーもやはり子どもたちは英語力を学ぶこともそうなのですが、今は隣り合わせとして、仕事する中においても必ず欠かすことのできないICTリテラシーはこれから必須だと思っていますから、端末はまだ全ての学生が持ち帰っているわけではありませんので、そこも学校の先生方の理解の下、進めていけたらいいなと思っています。

また農業の部分に関しては、与党の皆様を中心に、一緒に東京に出向いていきまして、ビニールハウス、これまでリニューアルには予算がつかなかったんですけども、これも

しっかりと豊見城市は先行してやることができました。これについては島袋大県議会議員、それから西銘恒三郎衆議院議員のお力の下、実現をしたと思っています。当然これから農作物、うちのピーアールの商品であるマンゴー、トマトについては販路拡大ということも私の公約の中にもありますので、関東に出て行って幾つ販路拡大のイベントを行ったかということが成果ではなくて、これをやることによって、どのような農家の皆さんの所得が上がっていったかということこれから検証していかなければならないと思っていますし、当然私自身も一緒に農家の方々と新宿高野に行かせていただいて、いろいろなオーナーさんとの意見交換をさせていただきました。やはり品質がいいことには変わりはないということの評価もいただきましたので、これからできることをさらに行政が窓口となって、手を結んでいきたいと考えております。

そして観光の部分、大田正樹議員は観光についても非常に詳しい中であるんですが、当初から私は観光は外貨を取り込む、本当に有効な手段だということをお伝えしていきまして、収入アップ、どれだけお客さんが来るかよりもどれだけこの豊見城市に観光収入として落とし込めたかということをやっていく必要があるだろうと思っていますので、みんなのまちAIであったり、デジタルを活用して、こういうふうな観光資源ができればどういう人流があるか、そこにもたらされるニーズは何か、そうすることで事業者に入る収入は幾つかということが見えるようになりますので、その下、第2次観光振興計画も完成しましたので、収入をしっかりと目標値としてやっていくということを手掛けていきたいと思っております。あとビーチブランディングとしては、今まだ

オープンはしておりませんが、管理棟の上に計画していることがありまして、これは手ぶらでバーベキューができると。今まで県民の皆さんを中心に楽しんでいただいた、多く広がっているバーベキューテントの下でやってもらっていたこととまたちょっと違う選択肢の一つとしてラグジュアリー感を出して実施をしていく。この結果を見ながらビーチ全体としてどうすべきかということも判断していきたいと思っています。そして瀬長島に関しては、第2期計画をリゾート琉球と覚書締結をさせていただきましたので、これからのオーバーツーリズムが気になる場所であるんですが、そこを中心に、多く県内外、それから海外の方々もおいでいただいて喜んでいただけるようなまちづくりを展開していきたいと思っています。

そしてまた土地利用についてなんですが、これはかねてから言わせていただいているように、那覇広域都市計画を見ると、やはり西海岸は全く白の状態があるのは豊見城だけなので、そこを埋めることが重要だろうということも当初から言わせていただいたこと。これは我々単独ではできるわけではないんですが、県に働きかけるだとか、国に要請に行くだとかということもこれからもさせていただきたいと思っていますし、何でここが必要なのかということも含めて、新しく初めて豊見城市としてはつくる産業振興計画の下に、当初農業振興地域を引いていた当時の時代と今とは全く変わっているということもお伝えするとともに、この計画でもって土地活用の重要性といいますか、必要性もしっかり見出し、いけるために、今、産業振興計画を発注しているところですので、これも土地利用の今後さらなる拡大に向けて頑張ってい

きたいと思っています。

スポーツに関しては大きく言えば、議会の皆様にご協力いただいたデフバレーのワールドカップの豊見城市開催、これは日本の初開催ということで、非常に職員の皆さんも頑張っていたいただきました。それから全日本バレーボール男女、ナショナルチームの合宿、これもこれから先、毎年来ていただけるような覚書を締結ができればいいかというふうに今ちょっと話を進めているところであります。そして昨年のバスケットボールワールドカップは沖縄市が中心で開催をされましたけれども、練習試合を豊見城市民体育館のほうでやっていただきました。オーストラリアとジョージア、実際にNBAの選手が数名いらっしゃって、この皆さんがワッター豊見城市の体育館のコートに立ったということは本当に歴史的な瞬間だと思って私も感動していました。

また保育の面においては、加配保育士の単価の値上げ、それもまだ十分だとは思っていませんが、これもこれからも検証しながら進めてまいりたいと思います。

あとデジタル化に関しても、デジタル推進課を中心に何がどう変わっていけば職員の負担軽減を図れるかということも少しずつではあるんですが、させていただいております。また税務課においては、本庁に送るデータをデータ化しまして、90%台のものをデータで送ったので、表彰を那覇税務署から受けることになりましたので、本当に税務課の皆さんにはその点では非常に感謝であります。

あと公約等ではないんですけれども、国への働きかけもたくさんさせていただいておりまして、防犯灯、防犯カメラの設置に関しては、市長会で私が提案をさせていただいて、

これを県市長会として、国に働きかけようということにもなりましたので、私自身が沖縄担当大臣に説明する運びになりました。そうすると、その結果、11億円という沖縄県に別枠で、このためだけの予算を確保していただきましたので、そこについても島袋大県議会議員と西銘恒三郎衆議院議員が非常にお力になっていただいて、この橋渡しをしながら一緒に要請活動に加わっていただいたので、成し得た結果なのかと思っていますので、これも引き続き国との調整、強固なパイプを堅持してまいりたいと思います。数字で表すのもなんですけれども、自己評価として着手というところの部分を見まして、58点とさせていただきたいと思います。

#### ○（19番）大田正樹議員 一再質問一

②折り返し後半戦は、どのような事を強化・改善、公約実現・公約着手などしていくのか、今後の展望を伺います。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今後の展望といたしましても、今お話をさせていただいたこともそうなんですけれども、やはり見えなかった部分もたくさんありまして、就任をして、こうすべきだろうと思ったことの方向性が違っていたりだとか、そういうことも多々もちろんありますが、それについては、今後はデータサイエンスを大いに活用してまいりたいと考えています。今の市の実態、それから10年後どう変わっていくかということも含めて、過去につくった計画どおりにいかない数字がたくさんありますので、人口もこれぐらい増えるだろうということが直近の調査では全く増えないということの変化も、当然豊見城市だけではなくて、全国市町村あり得る話だと思っていますので、その直

近の数字を捉えた上で、今、何でそうになっているのかという検証をさらに見つめ直さなければならぬのかと思っていますので、市の変化に沿った的を射るような政策展開を考えていきたいと思っています。とはいえ、今やろうとしてきている、私が選挙のときに市民の皆様と約束をしたことが大きくずれているわけではないと思っていますので、これからの不足していた部分もちろんあります。そこも議会議員の皆様ともしっかり相談をしながら、コミュニケーションが薄かったという私の反省がありますので、そこも重々結束をしてやっていきたいと思っています。

ふるさと納税も非常に、差を見てみますと、少なくなっている状況がもうご存じのとおりだと思うんですが、そこはしっかりと伸ばしていかなければならない。すぐに反映させるような施策だと思いますので、力を入れていきたいと思っています。

教育については、先ほどからも話があり、グローバル人材の創出ということは大きな目的でありまして、我々が学生だった時代、国内の経済循環で十分ご飯が食べれていたということの状況と今とはやはり違うと思います。マーケットに関しても日本国内だけを見るのではなくて、アジア、世界を当然見て、いろいろなビジネスチャンスということを生み出していくということの視点がそもそもこれから社会に出ていく彼ら、学生の皆さんにはなければいけないと思っていますので、なのでグローバル人材ということをおっしゃっていただいていますので、それは海外と姉妹都市の締結もその一つの手法になるかと思わずし、そうでなくても教育交流を前提とした手の結び方等もあると思いますので、その模索をさせていただきたいと考えています。

観光に関しては、各商業施設、宿泊施設もそうですけれども、先日私は台湾に行かせてもらったという理由は、なるべく早くインターコンチネンタルホテルが立地することで得られる税収というのは大きくあると思います。そのことで早期建設のお願いに行ったわけなんですけど、その中でも豊見城市に観光として欠けているのはナイトタイムエコノミーができていないということだと思います。夜時間を活用して、やはり目的が観光であったり、ビジネスであっても豊見城市においていただいたときに滞在時間を長くするという点については、どなたにとってもいただけるというのは、夜の時間は絶対にやってくるわけなので、食事であったり、お酒の時間であったり、いろいろなことが必要になってくると思うんですが、やはり豊崎を見てもご承知のとおり、夜が非常に静かすぎて、そこがなかなか収入に結びついていないということもありますので、そういうところの視点からまたビーチブランディング、瀬長島の活性化、そして豊崎地域の観光としての活性化を目指してまいりたいと思っています。

先ほど言った土地利用に関しては、まだ目で見て何かが変わったわけではないですので、産業集積もまだ企業誘致という言葉でずっと、私は議員のときは企業誘致といっているのはどこに誘致するんですかということをおっしゃっていただいたので、やはり物理的にはある土地なので、そこを変えて、どうぞ豊見城市に産業集積可能ですということをおっしゃるように、その取組をさらに力を入れてまいりたいと思っています。

公園も当然なんですけど、森又風 S p o r t P a r k 構想については、総合公園を中心に見ていたんですが、もう少しまち全体として一

体的に考える必要があるだろうということになりましたので、この計画していた中央公民館のリニューアルだとか、社会福祉協議会をどうするかということも含めて、もう少し視野を広げたところで、できたら市民の皆さん、プラス外から来られる方々も喜んでいただけるような施設に展開できたらいいなと思っていますので、そこも整理をするということをまずさせていただきたいと思っています。

あとは農業と水産業に関しては、就任からいろいろな方々と意見交換を、農家の方々、水産業の方々と話をさせてもらう機会がたくさんあるんですけども、さらにこういうことが我々はできます。こういうことで市と協力いただけないかということの要望が非常にあります。話をしてみると、行政がどうかしてくれという要望よりも我々はこういうことの事業化をしていきたいので、なので、市として背中を押してくれないかというすばらしい提案がたくさんありますので、それも当然現場の皆さんが元気になれば収入源も上がっていくでしょうし、それにまつわる関連の皆さんも喜んでいくということなので、そこは大いに一緒に手を取り合って進めていきたいと思っています。

あとは言わせていただいたとおり、国との連携については人事交流も含めてなのですが、これからさらに多くの方々が協力体制にあるということは私にとっては非常にありがたいことでもありますので、多くの皆さん、先生方のサポートをいただきながら、さらに豊見城が、防衛施設も米軍施設もないこのまちなので、防衛費も含めて何が活用できるのかということの、自主財源だけではなくて、国からのアプローチ、国へのアプローチを自らやっていくということも力を入れてまいりたいと

思います。

#### ○（19番）大田正樹議員 一再質問一

市長、答弁ありがとうございます。すごく多くのことをお話ししていたので、多くの質問で確認したいというのが出てきましたので、まずはじめに、私もあまり把握できてなかったんですが、市長の公約は40項目なんですね。実施、着手とか、1件まだやっていないというのがあると答弁されていましたが、何年前に県知事、または前市長が公約の実現はどうなっているのかという議員の問いかけに、着手率とか訳わからない言葉が出て、いかにも進んでいるかのように、またそういうことを、当時市長も同期ですから同じ議員として着手率とは何よみみたいなことを一緒に議論した覚えがあるんです。要は先ほど実施率、実施が16件、40%、着手が23件、58%とおっしゃっていましたが、着手と実施の違いとは何ですか、教えてください。

#### ○ 市長 徳元次人

この部分に関して私もすごく心苦しいというところがあるんですけども、公約の達成率みたいなことになると、どうしても可視化しなければならないですし、もちろん数値化になるんですけども、それが考え方としては、達成というのは既に公約の目的が達成されているもの。これも非常に難しいことでございまして、当然ハード面、ソフト面があります。ソフト面に関して、先ほど英語のことを話をさせていただいたんですけども、英検の補助をすればオーケーかではもちろんないと思います。その先に新しいことは出てきますので、そういうことをどんどん展開していくということが、いつになっても達成はしないのではないかということになり得るんですけども、例えばハード面であれば、先ほ

ど白だった土地を色を塗り替えるだとか、何かの箱を建てて終わっただとか、それを一つの事業と捉えたときには、それは達成にはなるかと思うんですが、そういうことを少し考え方のずれがあるんですけども、実施中というものに関して、公約の達成に向けて事業の展開ができているもの、着手に関しては事業実施に向けた制度設計や研究をスタートさせているものというものの違いが今あります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

我々と違うスタンスの方々が着手率ということを好んで使うんですけども、今後やめたほうがいいと思います。そもそも公約を掲げて当選されたんだから、それに着手するのは当然のことで、しかもそれが全部ではない、100%でない時点で、違うのではないかというふうにやはり市民は思うと思うんです。やって当然でしょうし、逆に公約以外のこともやっていいかと思うんです。そういうのは何件あるんですかという話になってくると思います。なかなか公約の実現を数値化するのは難しい、その気持ちはよく分かります。でもやはり始めているのであれば堂々と進捗というか、どれぐらい進んでいる、どれぐらい今手がけているというのを変に数字ではなくて、言葉でどれぐらい進んでいますというふうに安心させるのも市長の公約をちゃんとやっているんですということ、これも可視化ではないかと思うんですけども、数字だけが踊るので、何もしていない1件というのは何ですかとか、そもそも2年もたって1件手をつけられていないということは、何が問題なんですか、何をやっていないんですかというその突っ込みになっていくので、あまりそこは私も気になるところだけでも、そういう数字ばかり追っかける、数字だけが全部

ではなくて、数字以外でも可視化というか、見せ方というのはあると思うので、これからは使い方をやっていったらいいのではないかと思います。

今日この話を聞いて、数多くの市民や業界とかの意見を聞いているんだというのが先ほどの答弁ですごく感じました。だからその市民や業界、いろいろな数の意見を今度は職員と一緒に議論されているのかどうかというのが次の皆さんのところの課題なのではないかと思います。優先順位を、私はずっと市長、徳元市政が誕生して、その市政を応援している側として、公約で掲げたこと、またそれに期待や希望を持った職員や市民のためにも市長の公約で掲げたことを後押しするために、これまで何度も予算化になっていますかだとか、どんな感じですかというふうに議会でも一般質問でいろいろやってきたつもりです。まさに1年前の令和5年度の9月議会で、次、市長の2回目の予算編成ではあるけれども、最初から自分で手がける予算編成である。その予算編成に向けて後押しをしたく、あの質問をしました。そして市長はそれを頑張りたいみたいなことをおっしゃっていたんですけども、そこで1年前を振り返って確認したいことが幾つかあって聞かせていただきますけれども、市長はこんなふうに言っていたんです。要するにトップ3は何ですかと、次年度というか、今、公約の中で実現させた、いち早く手がけているのは何ですかと聞いたら、森又風S p o r P a r k、次にマネーリテラシー並びに英語教育、3番目にはグローバル人材ももちろんだけれども、施設整備を掲げたいとおっしゃっていました。言葉によってはみんな手がけてはいるんですけども、実際には形としてなかなか見えてい

ない。私に対して答弁したことが本当にできているかどうかを確認したいので、1年たちました、次年度予算がどんなですかと。次年度着手する予定ですとおっしゃっていました。確認したいんですけれども、森又風S P O - P a r k、次年度以降基本計画の策定と併せて、P P P / P F I の手法の導入の可能性調査を実施することとしています。これは今年度やっているんでしょうか、やっているのであれば、どのくらいどんな感じでどういうふうになっているという途中経過を説明いただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時00分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

それではお答えいたします。

同事業につきましては、昨年度森又風S p o - P a r k 構想として取りまとめており、同エリアにおける役割、またゾーン別に想定される機能イメージを可視化しております。今年度につきましては、先ほど大田正樹議員からありましたとおり、当初予算において基本計画の策定P P P / P F I 導入可能性調査を実施するための約1,700万円の予算措置がされたところであります。現状についてですが、本事業につきましては、以前より答弁していますとおり、行政のみではなく、民間事業者とともに展開していくことが必要であるとの考えの下、本事業の進め方について再考を行っているところであります。今回における事業の着手は今後40年余りのまちづくりを形づけるものとなっております、慎重に進める必

要があるかと考えております。具体的には事業の進め方についてでありますけれども、これまで一般的な事業展開の仕様発注から民間能力を十分に生かすことが可能である性能発注へ展開する必要があるかと考えております。また同エリアのみならず、市全体で公共的施設等の配置等も考える必要がありますので、事業の展開について慎重になっているところであります。将来を見据えた豊見城市を運営していくため、同エリアの事業展開は最も重要なものと考えておりますので、今後の展開について慎重に進めているところでありますので、議員、そして市民の皆様に対してご理解をいただければと思います。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

まだ本市が一度もやったことないP P P や P F I、民間手法の活用など二の足を踏んだり、なかなか進めなかつたりするというのは理解します。でもそれでも進めようとして掲げた政策ですから、そこに足りない知識が必要であればよそから持ってくることもあり得るし、また逆に進めている自治体に職員を派遣して勉強してもらってくる。そういう手法もあるかと思います。やはり進めてもらうように動かしていかないと、それでも駄目だったら動けないんだったら仕方がないと思いますが、そこはやはり役所がしかできない仕事だと思いますので、もう一度考えていただきながらやっていただければと思います。

先ほど40の項目と言ったので、チラシを持ってきて数えてみますと40あります。この40全ては市長の当時思いつきでつくったわけでも、後援会が思いつきでつくったわけでもなく、そのとき支える議員も一緒になって一つ一つ言葉の調整もしながらつくっていったものだと思います。なので、一緒につ

くった公約だからこそ一緒になって進めていきたい。なので、何が駄目なのか、何が止まっている原因なのか、こういうのも私たち議員にも話をしていただいて、ではどうすればいいかというのは、職員だけではなくて、市長だけではなくて、私たちも一緒になって考える。そういうふうにしていきたいと思っていますので、掲げた公約ももちろんのことながら、前にも言ったと思いますけれども、やりたいことよりやらないといけないことのほうが多い。それは行政マンとして、役所としてすごく理解します。しかし、かといって、やはり我々と一緒になって市民に夢を持たせた公約を掲げたのであれば、そこの実現に向かって一緒になって動いていかないと、職員の皆さんも思い出してほしいんですけども、前市政のように——の時代に戻してはいけません。そうであればみんなが忘れることなく前に向かう努力をやっていただきたい。あのときはみんながチームとなって、みんなが今の状態ではいけない、駄目だということを前に向かって一緒に走ろうと、みんなでつくったと思うんです。だからぜひこの40の公約は徳元市長一人の思いだけではなくて、ここにいる議員の思いも深く入っていることを職員の皆さんも理解していただき、進めていただきたいと思います。

先ほど言ったように、変な数字で言うのではなくて、今現在こういう感じですよというのを常に私たち議員はもとより、市民の皆さんにも見せていくというか、知らせていく、そういうことも考えていただけたらいいのではないかと思います。やらないといけないこともたくさんあるかと思えます。ましてや、これ以外にも毎議会のたびに議員や市民からの要望や声が届くわけですから、どんどん仕事

は増えていくかもしれませんが、よりよい豊見城市をつくる思いはみんな一緒だと思いますので、内部の議論、また議会との議論、そういうものもずっと積み重ねていただいて、任期の4年間頑張っていたらと思います。これぐらいで終わります。とにかく私の見解ですからいいのではないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時37分)

再 開 (13時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (19番) 大田正樹議員 一発言取消一

先ほど「——の時代」というふうに発言したと思いますが、取消いたします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの大田正樹議員より申出のあった発言部分を取り消したいとの申し出がありましたが、お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって大田正樹議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時41分)

再 開 (13時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

これで私の一般質問を終わります。どうぞ市長をはじめ、執行部の皆さん頑張ってください。よろしくお祈りいたします。

— 通告番号4（8番）吉濱智也議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、吉濱智也議員の質問を許します。

○（8番）吉濱智也議員 —登壇—

皆様こんにちは。粹和会の吉濱智也です。ちょっと質問の前に、少しだけお時間をいただきたいんですが、Welcome to Tomigusuku, Superintendent of Education Minako Akamine. Let's do our best for the children of Tomigusuku.（豊見城へようこそ赤嶺教育長、豊見城の子どもたちのために頑張らしましょう）ということで、沖縄県の英語教育を牽引されたということで、敬意を払って大変下手くそな英語でございましたが、ご挨拶させていただきました。よろしくお願ひします。赤嶺教育長におきましては、英語の大好きな子どもたちをたくさん増やしていただければと思っております。それでは本議会においても、この議場に立って一般質問をできることを市民の皆様へ感謝して通告に従い、ご質問をさせていただきます。

（1）過去の質問に関する進捗について。

昨年の議会にて質問をした以下の点について進捗状況をお伺ひします。

①ビーチスポーツ大会開催について（6月定例会）お伺ひします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

議員ご質問の件につきましては、ビーチの指定管理者に確認したところ令和5年度に引き続きCHURAUMI SUPRAN、全

日本ビーチレスリング沖縄大会・ビーチスポーツフェスティバル等の大会の開催が予定されており、約200名から300名程度の参加者が見込まれているものとお聞きしているところでございます。本市といたしましては、これらの大会が今後も継続して開催されるように指定管理者に取り組んでいただきたいと考えているところでありますが、世界大会の誘致に関しては、積極的な誘致のところまでは至っていないのが現状であります。去る令和6年6月に開催されましたデフバレー世界選手権大会の実績も踏まえ、関係機関と連携しながら広くピーアールを行い、誘致を行っていきたいと考えているところでございます。

○（8番）吉濱智也議員 —再質問—

今ご答弁にありましたデフバレー世界選手権大会日本女子優勝、また豊見城市出身の眞謝茂伸選手の活躍など、大変すばらしい大会だったと私も感じております。これはまた教育委員会、また市長部局が協力して、この豊見城市で世界規模のスポーツ大会が開催できるという設計図をしっかりとこの豊見城市が手に入れたと思っています。今いろいろご検討、ご計画があるというところではございますが、この設計図を基にして、商業施設であるとか、医療施設がしっかりと近隣にあって、空港からも車で15分という美らSUNビーチの立地をしっかりと生かして世界中の人をこの豊見城市に呼んでいただいて、たくさん交流ができればと思っています。県内のビーチサッカーのチームに伺ってもやはり海外のチーム、海外の選手というのは、世界大会によっては空港からの利便性というところはかなり気にするところも伺っておりますので、この豊見城市はそれにかなり合致している地域だと思っていますので、ぜひまた協力して世界

大会というのが開催できればと思っています。開催することで、子どもたちが一流選手に触れるチャンスをしっかり我々がつくっていければと思っています。

続いて②スポーツを行政の窓口とした専管課（スポーツ振興課）設置について（9月定例会）お伺いいたします。

○ **教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一**  
お答えいたします。

本市におけるスポーツレクリエーションの振興、充実、発展を図るためには、議員ご提案のスポーツを所管する専門課の設置は今後必要になってくるものと考えております。令和7年度組織機構改革等の庁内の取組の中で、教育委員会からもその必要性について要望を上げて、積極的な議論を進めてまいりたいと思っております。今後のスポーツコンベンションの推進、スポーツによるまちの活性化、にぎわいを創出するためにスポーツ専管課の新設に向けて、市長部局と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○ **（8番）吉濱智也議員 一再質問一**

非常に前向きな進捗状況ではないのかと部長のご答弁から感じているところでございますので、市長部局、市長を中心にしっかりと連携いただいて、この実現、進めていただきたいと思います。先ほど質問したビーチスポーツ世界大会など、今回学習振興課、教育委員会においては中心にご対応いただいているところを準備、運営等の中で拝見しておりました。今後の豊見城市のスポーツ振興を考えたときには、現状の生涯学習振興課の体制のままではかなり負担が大きいというところは、部長をはじめ、各課担当の方も感じているところだと思いますが、これを改善するためにはやはり市長部局におい

てご提案のスポーツ振興課というところをしっかりとスポーツと観光、市長もそういったお考えを持っていらっしゃるということは感じてございますので、しっかりとそういった部署を新設していただいて、子どもたちと交流して、多くの一流スポーツ選手が豊見城市にまた来ることとなりますので、子どもたちと交流していただいて、夢や希望とかを持つきっかけづくりであるとか、観光振興というところを生み出す必要があることをお願いいたしまして、今後の進捗をしっかりと見守っていきたいと思っております。市長、よろしければお考えを伺ってもよろしいでしょうか。

○ **総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

市の組織改革、組織の体制につきましては、各部署から提出された要望や施策の推進等を踏まえ、組織改革検討委員会において決定されてきます。ご質問の専管課の新設につきましても、スポーツ振興を所管する教育委員会において、課設置の必要性や所管業務の整理等をなされた後に、今後開催されます令和7年度に向けた組織改革検討委員会において議論がなされるものと考えております。

○ **（8番）吉濱智也議員 一再質問一**

この件に関しては、私の提案も含めて、波平議員のほうからも市長部局でというご提言もある中であります。市長、聞きませんので、ぜひ前向きにしっかりと検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

③伊良波616番地（市道198号線）冠水対策について（9月定例会）お伺いいたします。

○ **経済建設部長 城間保光**

お答えいたします。

令和5年9月議会でのご質問で伊良波616番地付近は、雨天時に常に水がたまり、車両

が通行するたびに自家用車や敷地内に泥水がかぶる状態の改善ができないかという質問内容と認識し、当時からの進捗状況についてお答えいたします。令和5年9月議会でも答弁いたしました。道路の修繕としまして、事故に直結するような安全対策工事や児童・生徒の安全を守るため、通学路の対策工事を優先的に対応している状況でございます。令和6年度におきましても修繕箇所が増加し続けており、約200か所以上の修繕要望がある状況でございます。ご質問の箇所につきましては、路線全体の修繕は厳しい状況でございますが、住宅前の一部区間については、できるだけ早い時期に対応していきたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

この対策については、担当課は道路課というところでいろいろヒアリングをしていただきながら、ご相談もしている中でございますが、道路課においては、市民からの多くの要望というのがかなり来ているという中で、こういった判断をしていただいて大変感謝しております。優先順位の判断など、部長、課長をはじめ、職員の皆さんは大変苦慮されている中でのご判断だと思います。今回の質問箇所については、個人宅ということですが、やはり住まわれている方にとっては雨が降るたびに自分の財産が汚れてしまうとか、傷ついてしまうというところでかなり切実な思いがあるところではございましたので、今回できるだけ早い対応というご答弁、予算の範囲ではあるが、しっかり対応していきたいというご答弁、大変感謝しておりますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

④海外姉妹都市提携について（12月定例会）  
お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず本市における姉妹都市提携について説明したいと思います。昭和63年7月に宮崎県北郷村、現在の美郷町と、姉妹締結をして以降、平成5年2月に高知県土佐清水市、平成7年8月に宮崎県高千穂町の3自治体と姉妹都市を締結しております。締結後、職員の相互派遣による人事交流のほか、スポーツ少年団の野球、サッカーなど、スポーツを通じた交流や子ども会などの交流を行っておりますが、いずれも国内の自治体との姉妹都市の提携であります。海外との姉妹都市交流につきましては、現時点では本市が姉妹都市を締結している海外の自治体はありませんが、教育委員会の事業として、国際的な視野を広め、友情を深めることにより国際化時代に対応し得る青少年を育成することを目的に、アメリカ合衆国ハワイ州に本市の生徒を派遣する豊見城市青少年国際交流事業を通して、在ハワイの豊見城村人会の方々を中心に交流を育んでいるところであります。また今年5月に本市の中学生と台湾の中学生がバスケットボール大会を通じて交流を行い、来年度以降の定例化の意向の声もいただくなど、新たな国際交流の萌芽が見られます。国内の姉妹都市交流の締結においては、学童疎開やジョン万次郎が縁となって、相互の交流を通じた親善のきずなを深めた上で、そのきずなを確固たるものにすると共に、将来にわたっても交流を通じ、相互のさらなる反映と活性化を目指した活動を行っていくことを明示するために、姉妹都市盟約の締結をしてきたという経緯があります。海外の自治体との姉妹都市締結についても交流を通じた友好関係を通して、その機運が醸成される好機を見て締結していく

ことが大切だと考えておりますので、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

海外姉妹都市提携については、私だけではなくて、ほかの多くの議員や市民の方々、興味を持って注目しているところだと思いますが、海外との姉妹都市提携というところで市の発展などにも期待も大きいところではあると思いますが、私個人としては、豊見城市の子どもたちが海外の文化に触れることで自分の才能であるとか、外国の言語に興味を持って、ネイティブな人材育成というところを皆さん使われていますが、そういったところもしっかりつながると感じております。今回県内の英語教育ということで、赤嶺教育長が就任されたこともございますので、徳元市長においては、様々な思いがあるというところも今の部長の答弁でも確認できましたし、市長とお話をしたときにはいろいろ考えているということも伺いましたので、楽しみにしています。海外姉妹都市提携については、積極的に検討いただいて、前向きな進捗をお願いしたいと思います。今回ここまで過去の質問というところで9月ということで市も見直しをしたり、新しい年度に向けて様々な計画を立てたりと大事な時期にあるかと思えます。(2)から、そういった視点に立って、今後豊見城市が発展したりとか、様々な産業を発展するということを踏まえた上で質問を進めていきたいと思えます。

(2)市民生活を支える仕組みについて。

本市特産品の出口戦略について。

本市は、マンゴー、トマト、葉野菜などの名産地とともにウージ染め、泡盛（忠孝酒造）など日本のみならず世界に自慢できる特産品があります。市としてピーアール活動や販売

促進戦略があるか、お伺いをいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

拠点産地として認定を受けているマンゴー、トマト、ミニトマトは通年を通し、関係団体によるPR活動や企業等による商品開発が行われ、県内市場において豊見城産の認知度は高いと考えており、また県外市場にも流通しております。令和6年7月12日にマンゴーのPR活動で、市長のトップセールスを行い、JAおきなわ豊見城支店及び生産農家と老舗フルーツ専門店の新宿高野へ出向き、代表者との意見交換、新宿高野イベントの国産フルーツを楽しむ会では、現地の消費者へ豊見城産マンゴーのPRを行ったほか、販売ブースでもPR活動を行っております。また東京シティ青果でも代表者と意見交換を行わせていただき、豊見城産マンゴー及びトマトの評価をいただいたところでございます。葉野菜につきましては、JAおきなわ豊見城支店及び関係団体協力の下、令和6年2月号の広報誌にて葉野菜特集を行い、市内で栽培されている葉野菜の種類や生産者への取材、栄養価、レシピ等を紹介いたしました。また市内小中学生向けにレシピの一部を学校給食の献立に採用し、ゆたか小学校6年生との給食会を通し、市内で栽培される葉野菜の種類や出荷量等について知ってもらう取組を実施いたしました。その他消費者向けに豊見城産葉野菜の直売会を生産者と実施することで、地産地消への理解、関心を持っていただいたところでございます。葉野菜特集の取組につきましては、市民の反響が多いこともあり、本年度も引き続きPR活動を実施するJAおきなわ豊見城支店及び関係団体と内容について協議を行っているところでございます。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

今ご答弁にありましたが、やはり豊見城市のマンゴー、トマト、昔から葉野菜というの  
もかなり有名なところであると思います。そ  
ういったところをしっかりともう一度ブラッ  
シュアップして、市としてしっかりと取り組ま  
れているというところについては大変すばら  
しいと改めて感じさせていただきました。そ  
の中で教えてほしいというか、再質問なん  
ですが、マンゴーとかトマト、葉野菜とかを  
使用して、豊見城市の実際にそれを立食で  
できるような場所を道の駅とかで実施でき  
れば、沖縄に観光業を支えていると言っ  
ても過言ではない。インバウンドである  
とか、観光客330万人というところで、  
亜矢子議員からもご紹介がありましたが、  
そういった豊見城市に集まる彼らに対  
して、そういった提供ができれば、さら  
に道の駅など、さらににぎわいのあ  
る場所になると考えておりますが、そ  
ういったことが実施可能であるのかとい  
うのを伺いさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時00分）

再 開（14時00分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

道の駅豊崎では国土交通省の所有となっ  
ておりまして、本市は国との調整の上で  
管理運営者として利用者へ休憩機能や  
情報発信機能等も提供しております。国  
土交通省所有の施設内での商業行為に  
つきましては行うことは困難である  
と考えておりますが、隣接しております  
JAおきなわ菜々色畑や市所有のてい

ぐま館では、市の特産品を販売して  
おりますので、引き続きJAおきな  
わと協力しながら、これらの施設  
の活性化と併せて、特産品の販  
路拡大に努めてまいりたいと考  
えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

道の駅の使用はやはりハードルが  
高いというところは変わらない  
のかというところですが、何  
とか豊見城市の道の駅、そ  
ういったことが実現できる  
という方法がないのかとい  
うのはしっかりと私も模索  
しながら、市長をはじめ、  
強いパイプをお持ちだと思  
いますので、いろいろご相  
談をしながら、実現でき  
ればと思っています。今  
月市長のコラムでもご紹  
介されていましたが、忠  
孝酒造が泡盛で世界一の  
評価をいただいたという  
ところを拝見して、かなり  
すごいと感じているとこ  
ろでございます。また本  
市の中の多くの市民も愛  
用するウージ染めがござ  
います。間違いなく、先  
ほど言ったインバウンド、  
観光客の皆様からしたら  
かなり人気のお土産にな  
るのではないかと勝手に  
思っています。この豊見  
城市にある事業所の方  
々が県内、国内だけでは  
なくて、世界中の人から  
愛される特産品を販売  
することができると思  
っています。先ほどの豊  
見城のマンゴーなどを  
実食と組み合わせるこ  
とができれば、さらに  
多くの観光客を集める  
ことができるのではない  
かと思っています。多  
くの観光客が集まれば、  
ウージ染めとか、泡盛  
などがしっかりとお土  
産として売れていきま  
す。そのお土産を買い  
に来るお客さんがその  
ほかの市内の事業所、  
物づくりをしている  
事業者の方々もいら  
っしゃるかと思いますが、  
そういった方々の商  
品もしっかり一緒に展  
示するようなことが  
できれば、さらに販  
売につながっていく。  
豊見城市の商品が世  
界中に、世界の方  
々を相手に

豊見城市の事業所の方々が商売ができるというような仕組みづくりのきっかけに必ずなってくると思いますので、その可能性をしっかりと考えながら進めていきたいと思っていますが、私が今、考えているのが旧IT産業振興センター周辺地区整備事業で駐車場をつくれることは、人を集めることができる。しっかりと人を集めることができるという場所で、今ご提案した道の駅では難しいかもしれませんが、豊見城市のマングローと葉野菜を使った実食とか、特産品、ウージ染めとかというのはしっかりと販売部数ございますが、そこに加えて、人がしっかりと集まると想定される場所で、そういったものを展示・販売というのができる場所を新しい整備事業の中で考えながら設置することができれば、もっといろいろな可能性、本日IT産業振興センターの周辺整備事業については、今回は深く質問はしませんが、そういったところも様々な可能性を考えた事業振興をぜひ市長にお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(3)職員の働く環境について。

①市民から信頼される市政の確立について。

今回この条例の制定についてお伺いしますが、「職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」の制定についてお伺いさせていただきます。この条例のポイントとしては、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項、職員がしっかりと仕事をするために必要な事項をしっかりと定めて、市民の皆様から寄せられた要望とか、提言、意見、苦情などあるかと思いますが、しっかりとそれを記録することで、誠実かつ公正に対応、ご回答することができるようになってまいります。その結果として、市民から信頼される、市政の確

立につながると考えています。またこの不当要求等に対しては、組織として毅然と対応ができるようになることもありますので、職員の皆さん、特に窓口対応職員の皆さんの負担軽減になるとも考えられます。こういったポイントを踏まえた形で、職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定するお考えがあるか、お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ご質問にありますように、条例制定につきましては、職員以外からの不当な要求や苦情、法律に違反する行為を求められることなどへの対策として非常に有効であろうと考えております。また最近の行政機関に対するカスタマーハラスメントへの対抗措置としても効果が得られるものと考えております。本市の状況としましては、来庁者による過度なカスタマーハラスメント等の報告はございませんが、窓口対応に関する相談件数も増えていることから、何らかの対策を講ずる必要があるものと考えています。つきましては、県内他市町村の情報収集を行うとともに、先進事例等の状況を踏まえて、必要な対策が講じられるよう調査研究を進めていきたいと考えています。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

この件に関して、総務企画部長のご答弁のとおりで、しっかりと今から要望していくということも必要かと感じている中での質問でございます。県外の自治体においては、窓口にはボイスレコーダーを設置している自治体もあると伺っています。こういった問題は、条例の制定というところはいろいろプロセスもあって、簡単ではないということを理解しておりますので、条例の制定だけではなくて、職員を守る方法は様々あると思いますので、

昨年提案させていただいたマネジメントをする職員の配置というところもこういったところに寄与してくるものがあるかと感じてございますので、今後とも職員の働く環境については、積極的なサポートをお願いしたいと思います。

②消防本部隊員の隊服について。

(7)消防本部隊員への隊服貸与状況（種類・数）についてお伺いします。

#### ○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

職員の貸与服につきましては、主に着用する被服で、活動服、夏服、冬服の3種類がございます。数につきましては、市消防吏員の被服等の貸与規程に基づき、新規に採用された職員には活動服と夏服が2着ずつ、冬服については1着の貸与となっております。また2年目以降の職員については、人事異動等により支給が必要となった場合や毀損等により本人から申出があった場合に、消防長において、使用に耐えないと認めるものについては貸与しているところでございます。

#### ○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

続けます。(1)県内自治体と比較した場合に本市の状況についてお伺いします。

#### ○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

県内消防本部との比較につきましては、沖縄県消防総務事務担当課長会議において、貸与品についての情報交換がございました。その際には、多くの消防本部が本市と同様の取扱いをしているという情報がありましたので、他消防本部と比較した場合にも同程度の状況にあると認識しております。

#### ○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

隊服等については、しっかり規程はある中

ではありますが、現状に即した適切な対応をしていただけたということが分かりました。本市消防本部においてヒアリングした際には、若い職員からの声も上司の方はしっかり受け止めて、風通しのよい組織づくりが構築されているということも感じました。先日いただいた消防年報を見ると、毎年火災発生とか、救急出動件数が確実に増えている状況を確認することができました。10代消防長の大城正副市長、13代の現高良寛消防長におきましては、現場の過酷さも十分に理解されていると思いますので、職員の声をしっかり受け止めていただいて、職員の働く環境の整備に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

(4)安心安全な市民生活について。

夏休み期間中の市内小中学生が関係した交通事故の内容と件数をお伺いいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ご質問の夏休み期間中、市内において小中学生が関係した交通事故の件数については、豊見城警察署に確認したところ、人身事故1件、物損事故5件の合計6件となっております。また事故の内容については、駐車場に出入りする自動車と走行中の自転車との衝突事故が4件、自動車と自転車が交差点内で出会い頭の事故が2件となっていると伺っております。

#### ○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

6件とご回答いただいておりますが、これでも学校現場とか、ご家庭、市としても懸命に事故防止には取り組んでいる中でも多くの子どもたちが事故に巻き込まれているという状況にあると感じています。交通事故の原因は、今ご説明いただいたものも含めて様々あ

ると思いますが、今回この質問をさせていただいたのは、幾つかの地域の方から、自治会の方から事故防止に関するご提言をいただいたことから、今後の取組を考えるために取り上げさせていただきました。相談内容としては、カーブミラーの設置であるとか、交通安全看板設置等がございました。その中で路上駐車、車両の陰から子どもの飛び出しで冷やっとなることが度々あるので、どうかしてほしいというご相談がございました。現在このご相談をいただいた方々には、今道路課が横断歩道であるとか、事故多発地点などでは「スピード落とせ」等の看板の設置をしっかりやっけていただいているのは、市内を移動していれば確認がしっかりできるところでございますが、そういったところを一度ご説明をさせていただいて、今ご理解をいただいているところではございます。その中で、地域でできることは地域でどうにかやっていきたいと思いますというお声かけをさせていただいておりますが、やはり人的なトラブルとかというところを心配されて、なかなか踏み出せないというところもございますので、そういった場合にはぜひ行政の力が必要な場合も、そういった場面も多々あるかと思っておりますので、その際は、ぜひ笑顔で市民部長、ご協力いただければと思いますので、お力を貸していただきたいとお願いをいたします。

これで私の一般質問を終わりますが、今回職員の皆様におかれましては、明日も台風直撃が予報されていて、日々の業務の多忙な中で対策等大変だと思っております。そういった中ではあるんですが、いい仕事はいい睡眠からという言葉がございまして、人事院も4月からは勤務時間インターバルというのが努力義務であります。課しているところではござい

ます。また去る9月3日は「秋の睡眠の日」ということもありました。職員の皆様においては忙しい中ではあると思いますが、生活のバランスをしっかり保っていただいて、いい睡眠で、いい仕事のパフォーマンスをしていただきたくお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

—— 通告番号5（17番）大田善裕議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田善裕議員の質問を許します。

○（17番）大田善裕議員 一登壇一

質問に入る前に、(2)から質問させていただきます。(2)をやっけて(1)高度な土地利用ということで、市長の公約とか、今、話題のゲートウェイ、この辺を順番よくやっけていきたいと思いますので、よろしく願います。それでは通告に従います。

(2)本市の姿についてお尋ねいたします。

本市の人口推計、人口動態などについて以下をお尋ねします。

最近、保育こども園課の皆さんともお話をしても非常に子どもが少なくなっけてきて、保育園の定員割れとか、0歳児が足りないとか、10年ぐらい前、私が議員になっけた頃からすると想像もつかないような時代に突入してしまっけていますので、この辺の部分でぜひつまびらかに説明をしていただけたらと思っけていますので、よろしく願います。

それでは(ア)少子化傾向にあり、右肩上がりだっけた人口増加に陰りが出っけてきましたが、その内容をお尋ねします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

これまでの人口の推移につきましては、市制施行以来の平成12年より国勢調査の結果の数値でお答えをしていきたいと思っています。市制施行前の平成12年が5万198人、平成17年が5万2,516人、対前年比で2,318人の増で、4.6%の増、平成22年が5万7,261人、前年比で4,745人増で、9.0%の増、平成27年6万1,119人、前年比で3,858人増で、6.7%の増、令和2年6万4,611人で、前年比3,493人増で、5.7%増となっております。人口は増加傾向にあります。伸び率が鈍化傾向にあると考えております。なお、参考までに直近の本市の人口は、令和6年8月末現在で6万5,877人となっております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

ありがとうございます。今答弁がありましたとおり、6万5,000人、これは直近の今年の8月ということで速報値だと思います。国勢調査を基にした数字を幾つか挙げていただきましたが、そうではなくて、皆さんが毎月、これは市の広報にも載せたりしていますし、ホームページにも統計を取っていると思います。それで私も調べてみたんですけど、令和2年6月に初めて6万5,000人を突破して、今、令和6年8月で6万5,000人。少し一時期6万6,000人まで行ったりしましたが、市制施行したときからずっと800人から900人台を毎年社会増もそうですし、特殊出生率も高かったということで、自然増も増えていった中で、4年ぐらい6万5,000人で頭打ちになっていると。これは国勢調査でやったわけではなくて、市の皆さんが速報値で毎月上げているデータ、ホームページにあるデータを基にして今、お話をさせていただいておりますが、第4次総合計画、2011年から2020年までの計画の中で市の総合計画の中では、平成

32年までに、西暦で2020年、令和だと2年、令和2年です。7万人を達成するということ掲げておりました。そうすると、令和2年の段階でも6万5,000人に5,000人足りなくて、それからずっと止まっているということからすると、今の本市の姿というのが分かりやすい説明ができるのではないかと考えております。そういった中で、平成28年にちょっと懐かしい資料なんですけれども、豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画書というのが出されております。その中で将来の人口展望について幾つか書かれているんですけど、今のまさにこの時期を、この平成28年の段階から予測しているような記述が目立っているんです。これを作られた担当者、行政マンは非常に慧眼だということだと思いますけれども、一つずつ読み上げてみますと、将来の目標人口ということで7万人ということを示していて、今後起こり得る市内の都市基盤整備が一段落することによって、流入人口の受け皿が縮小することによって、人口が7万人を下回る可能性があるということをお願いしているのと、これは「人口増加を受け止める環境づくり」という項目で、近年、宇宜保の土地区画整理事業や宇豊崎の地先開発事業などを背景に著しい人口増加が続いてきた。これらの大規模事業が一段落することによって、将来の新しい受け皿の確保が間に合わず、転入人口が減少する可能性がある。それを平成28年の段階で言い当てているんです。もう一つは、「合計特殊出生率の低下を防ぐ」という項目で、本市の合計特殊出生率は近年高い割合で推移しているが、若い世代のニーズに応えきれない場合は、合計特殊出生率が低下し、人口減少、少子高齢化が進行するおそれがあると。まさ

に今、徳元市政が取り組んでいらっしゃる政策、また大田正樹議員の質問の中でこれからやろうとしている公約というものが、この平成28年につくった人口ビジョン、総合計画も含めてそうですけれども、今の状況を打破するために、打開するためにやらなければならない政策が幾つも並んでいるなどということを理解することができました。そういったことで、(イ)に移りますけれども、将来の見通しとその対策について、これは私があくまでも平成28年の段階で豊見城市の市役所が将来そうなるのではないかということを考えて記述しているものですが、今、皆さんがどう考えているかということもまた興味がありますので、教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

平成5年12月に国立社会保障人口問題研究所より、日本の地域別将来推計人口が公表されており、本市の人口推計については、2040年6万6,861人をピークに人口減少に転じるとされております。また2020年と2050年の年齢別の割合を比較しますと、14歳以下の年少人口が19.4%から15.7%に減少し、65歳の高齢人口が19.9%から31.7%へ増加すると推測されております。本市においても少子高齢化が進展することが想定されます。そのためこれまで総合計画が掲げる将来人口の目標である7万人を引き続き目指すことにより、人口の維持、人口の減少をくい止め、加えて年齢別構成の変化を緩やかにするなどの取組が必要であると考えております。その対策の一つとしましては、子どもへの施策の展開を考えております。子どもは将来を担う大切な宝物であり、本市の人材です。本市で生まれてよかった。育ててよかった。子育てしてよかつ

たと思っていただける市政運営を行っていくことにより、本市の子育て環境を充実させ、今後において減少すると想定されている年少人口割合を維持、または高めることができるものと考えております。次に高齢者施策への展開です。高齢者が増える傾向にあるということは、医療費も併せて増加傾向にあることが通常考えられますが、健康で高齢期を迎えていただくことができれば、大きな課題にはならないと考えております。そのため現在進めております森又風S p o o P a r k構想が鍵になるものと考えております。スポーツとウェルネスを軸としたまちづくりを目指す様々な施策を展開することにより、得られたエビデンスを基にスポーツのみならず、健康や高齢者等の施策に還元することで、市民一人ひとりの健康レベルを保ち、健康的に年齢を重ねることができる仕組みづくりを構築し、子どもから高齢者まで全ての世代が元気に暮らせるまちづくりができるものと考えております。このような施策を通して、今後の年齢別構成の比率は変化するかもしれませんが、市民おのおののウェルビーイングが満たされ、住みたいまち、住み続けたいまちとしての認識がされるものと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

子育て政策を重点的にして、少子化対策も含めて、また出生率を上げていく。子育て世代の政策を充実させることによって、定住人口に資するという見通しと、あとは先ほどの大田正樹議員、すみません、先ほどから何回もお名前を呼んで、ウミカジテラスの計画の実現性というものが、私もちょっと議論を聞いて心配になったんですけども、しかしながら、やはり言うように、市民の満足度を上げるために、そういう施設をつくって、豊見

都市に住んでよかったと思ってもらえる皆さんが増えることによって、将来的には豊見城市の7万人を目指すという説明だったと思うんですけども、繰り返しなんですけれども、ここに人口ビジョンの中で、昼間人口を増やすと。ベットタウンとしては人口は順調に増えていますが、昼間人口が少ないと。流出人口というんですか、ほかの市町村に働きに出ていく。それを市内の雇用の場を増やして地域の経済活性化を目指す必要があるというのは、この7万人を目指すときの政策としてしっかり書いているんです。もう一つは、先ほども申し上げましたとおり、都市基盤を整備することによって、人口の受け皿が縮小すると。ですから都市基盤の整備をしっかりと進めていくということも今の答弁には私は欠けていた視点だったと思います。そういった中で、公園、道路網、いろいろ次の質問でも都市計画について述べますけれども、そういったものとか、あと糸満市であれば南部病院の跡地一帯、真栄里の区画整理事業をやっていますけれども、あれは56ヘクタールあって、2027年には分譲を開始するというお話もあります。5,000人の雇用を計画していると。そういう都市基盤の整備をしていくということもぜひ今の答弁とプラスして、今後7万人を目指す。もしくは今の状態から打開するという中で、ぜひ産業基盤をしっかりとつくっていくということも重点的にやっていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

(1) 高度な土地利用の見直しについての質問に移ります。

市長公約「高度な土地利用の見直し」についてとありました。ここに私もその当時、政策と一緒に考えさせてもらうチームにいましたので、このチラシの内容をよく覚えている

んですけども、市長の市民の皆さんに配ったチラシの中に、豊見城の土地利用が制限されていますと、60%が調整区域になっているということで、可能性がまだまだいっぱいありますということを選挙中もたくさんの市民の皆さんに訴えになったと思います。その中で個別の40項目ある政策の中で、この箇所で瀬長島の活性化も入っていますけれども、市街化調整区域の大胆な見直しで増収を目指す。市内全体のゾーニングを目指し、効率的なまちづくりをやりますということで、これはやろうと思えばできる可能性が非常にあるから、こうやって高々と唱えたと思います。そういった中で、質問に移ります。

(ア) 11月には徳元市長の任期の折り返しに差し掛かるわけですが、市長就任後に手がけた見直し計画区域、今言った調整区域を大胆に見直して土地利用を高度化するというものについて、どの程度進んだのか、豊崎と与根区画整理と瀬長島を除く調整区域になりますが、その説明をお願いいたします。

#### ○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

徳元市長就任後に手がけ決定した見直し計画区域につきましては、まず1つ目に、真玉橋南交差点から高安北交差点までの県道豊見城中央線沿道における面積15.1ヘクタールの地区において、用途地域や準防火地域の見直し及び地区計画の策定を行っております。2つ目に、字饒波の土地改良事業で整備を行いました面積4.5ヘクタールの地区において、市街化調整区域内における非農用地活用型の地区計画を活用し、住居系土地利用を目的に地区計画の策定を行っております。以上の2地区において、各地域に適した土地利用を誘導するため、都市計画の変更を行っており

ます。

○(17番) 大田善裕議員 一再質問一

今の答弁を聞く限りでは、私が理解している市長公約と、この2年間で今2つの点を挙げてもらいましたけれども、認識に大きな隔りがあるなど。これで市長の公約の中身ということ答弁するということが非常にギャップがあるなどということを率直に考えております。

まず県道11号線沿い、真玉橋から高安までは、これは従前より調整区域でもなければ、市街化されているエリアの用途を変えて、これは高度な見直しという表現は、私の中ではそうではないというふうに理解しているんですけども、よりよくなったということは理解をできます。2つ目の饒波地区の非農用地の活用というものも、規模もそうですし、またもともと活用しようと思えばできたものを、今のタイミングでやると言っただけで市長選挙の公約達成という説明をするには、非常に心もとない内容だと思いますが、新垣繁人議員も市長の公約、先ほどちょっとお話をする機会があったので、市長の公約の中では、高度な土地利用のものというのは非常に優先度が高いものであるということで認識を共有したわけですけども、市長の中で、今の答弁は答弁として、今後産業振興計画のお話も先ほどしていただきましたけれども、どこのエリアに、もしくはそこまで言わなくてもどういう到達点があるんだと。いわば青写真みたいなものがあれば、ぜひこれは市長の肝煎り政策だというふうに私は理解はしていますので、市長が陣頭で軍配を振って達成しなければならない公約でありますから、青写真みたいなものがありましたらぜひお話をさせていただきたいです。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今、お話いただいていたところの真玉橋から高安までに至るところというのは、もちろんこれまで近商でなかったところについては、やはり近隣商業施設ができるような場所というのは、高度利用がこれからも図れるなど思っていますが、その面積上はほぼほぼ商業施設が入っているところではあるんですけども、これからも大きなりニューアルだとか、いろいろなことが対応できるのかと思っています。おっしゃるとおり、饒波のエリアだとか、住めるようになるかということも含めて、この2つに関しては、確かに私が選挙中に言っていたエリアではない。真玉橋、東部地区に関しては少し沿線沿いという意味合いはありますけれども、一番目指したいところはやはり考えは一致していると思います。西海岸エリアに関しては、やはり空港からの立地ということと、いろいろな民間企業が見定めているところでもありますし、選挙中もそうであり、今もなお、すごく声がありまして、そこをどうにか変えてくれないかということもあるんですけども、やはり農振農用地域が広がっていることもありまして、それを順立ててやっていかなければならないということ、少し時間はかかるという認識で今いますが、これは決してあきらめたわけではなくて、むしろ力を入れてやっていかなければならないだろうというふうに、今回たくさんの議員から質問をいただくに当たり、いま一度力を入れて、もう一度整理をし直して、どの手法がベストで、スピードが速いのかということも検証しながら、今年度でまた次年度に対する予算化ということも考えていきたいと考えています。それと同時に、単独ではできない、

大田正樹議員に答えたとおりであるんですけども、豊見城市だけの単独でこうしますということは、なかなか都市計画もご存じだと思いますんですが、ルールもありますので、当然国に要請すべき事項、それから県に対して行う対応、全てにおいてはできるような、これから来るであろう、沖縄における市街化を求めなければいけないとかというところに至るまでの間には、最大限見込んでいきたいという気持ちであります。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

明確な答弁が聞けてよかったです。率直な感想です。

それでは次の(イ)「GW (ゲートウェイ) 2050 PROJECT」ですか、最近新聞報道、テレビ報道でも目にすることが多くなりました。5月の自民党の沖縄振興調査会ですか、そこで県議選挙の前に、その話を民間の団体が持って行って、その後に政府の骨太の方針に入れるということで大筋決まったというニュースが流れていました。その中で新聞報道等を見ると、那覇空港があるということなんでしょうが、那覇軍港も含めてそうですし、那覇市と、キャンプ・キンザーがある浦添市と、それとあと普天間返還を控える宜野湾市と3市でやりますと。民間主導で前の沖縄電力の会長の石嶺伝一郎さんとりゅうせきの金城克也会長、民間で団体をつくって、意気揚々と高らかに宣言しているわけなんですけれども、その中でやはり私自身もそうなんですけれども、これは第一義的に、主眼は沖縄の自立経済をつくると。那覇空港で2050年までにあの滑走路で3,000万人の時代、今1,000万人の観光客ですけれども、3,000万人の観光客の受入れを目指す。西海岸をゲートウェイと位置づけて一体的に開発するという

中で、私が見るに豊見城市も那覇空港の第二滑走路の南端部が一部本市の市域になっている。いわば空港所在地になるわけですから、豊見城市が抜けているということに報道を絶えず聞く中で、非常に違和感を持っていたんです。基地返還の跡地利用というのは、あくまでも沖縄の自立経済をつくるための、これは返還跡地利用は一環であって、決してこれが主役ではないと私は思っているんです。西海岸となった場合に、今も言いましたとおり、豊見城市も空港を持っていますから、豊見城市まで入って4市でこれを進めていくべきではないかということをお考えしているわけです。残念ながら琉球王朝時代の海方切が境界線になってしまって、非常に少ない面積でありますけれども、そこは主張していいのではないかと思うわけなんです。

そこで(イ)の質問なんです、「GW (ゲートウェイ) 2050 PROJECT」については、様々な点において、最も那覇空港に影響を受ける本市が対象区域ではないということに疑問を持つ市民の声があります。同プロジェクトに本市が参入し、それをてこに、先ほども西海岸西部地域の土地利用の見直しというのは、空港に立地性が高いということで、豊見城市単体でできるものではないと。国や県の力が必要だということをおっしゃっていましたが、まさにこれがてこになって高度な土地利用の見直しに目鼻を付ける戦略が本市としてもあってよいのではないかと考えるわけなんですけれども、市の見解をお尋ねします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

GW (ゲートウェイ) 2050 PROJECTにつきましては、民間団体が主体となって、那覇市や浦添市、宜野湾市等も含めた協議会

となっております。基地の返還跡地の一体的な利用や、那覇空港の機能強化を図り、真に日本を牽引し、次代の沖縄の進化を象徴する世界に開かれたゲートウェイとして将来像を具現化することを目的に、今年8月に推進協議会が設立されております。現在本市におきましては、直接協議会には属していませんが、協議会の設立総会后、同協議会の事務局が来庁され、プロジェクトの概要、今後の展開について市長へ直接説明をいただいたところがあります。大田議員のご質問のとおり、那覇空港の一部は本市にも位置し、同プロジェクトが今後におけるまちづくりに影響を及ぼすことは明らかであります。そのため本市といったしましても、同協議会と足並みをそろえ、様々なタイミングで本市として意見等を述べることであり、また同協議会において、関係機関における部会の設置が計画されているとのことですので、積極的な関わりを持ち、本市におけるまちづくりの戦略の一つとして活用していきたいと考えております。

#### ○（17番）大田善裕議員 一再質問一

今日何度も活躍するんですけれども、平成28年につくられた豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画書、実は私も初当選が平成27年3月議会からのデビューだったんですけれども、その次の議会、平成27年6月議会の一般質問で、当時まだ自民党への政権交代があったばかりの時期だったので、そういう議論をしたんですけれども、民主党政権の野田政権時代に、嘉手納以南の米軍基地は普天間の移設がまだ、辺野古の移設が完成しなくても嘉手納以南の米軍基地に関しては返還する用意があるということで、日米でこれは取り決めされたわけです。そのときに私が当時の都市計画部長の

照屋堅二さんですけれども、そのときの議論をこの間議事録を読みましたが、そうなった場合に、近い将来キャンプ・キンザーであったり、那覇軍港であったり、西普天間、普天間飛行場を含めてそうですけれども、そこに返還の議論が高まったら豊見城の優位性というものが一気に揺らぎますという話をしました。これは議事録に残っています。その中でこの人口ビジョンのところにもこう書いてあります。本市は順調に人口が増加しており、今後も人口の増加が見込まれるが、中南部の基地返還による新たな魅力の創出によって、本市の魅力が相対的に低下し、社会増減へ影響を及ぼすおそれがあると。これも10年前から分かっていた話で、いよいよそういう流れになってきたなということで、非常に危機感を持って、今回こういう議論をしました。ですから私、一議員が外でもそうですし、この議会で一般質問をしたからといって、この大きな流れに何の影響力も与えるものではないんですけれども、しかしながら、6万5,000人市民を代表する徳元市長が、私がここで主張していることを声高らかに代弁してくれたら、それは大きな反響があると思います。

そういう中でちょっと首長の話で面白いエピソードがありますので、ひとつお話しさせていただきます。豊見城の返還で、受入先が浦添市に決まったときに、浦添市が受入先ですから、振興策として520億円の浦添市の様々な事業を国のほうに受入れ条件として示したわけなんです。法律的に言えば、厳密に言えば、受け入れる、振興策が受けられるのは受入先の浦添市だけであって、しかしながら当時、那覇市も軍港が出ていく立場でありながらも、当時の翁長雄志市長が那覇にも振興策を出してくれということ

で、東京の当時は防衛庁ですから、防衛庁の長官に会いに行き、陳情を繰り返したわけです。そうしたら困った防衛施設庁が浦添市の520億円から那覇市に分けてくれないかということになって、当時の浦添市の儀間市長は、こんなばかな話があるかということで、一蹴したそうです。しかしながら、翁長雄志市長はそこで食い下がって移設協議会に入ると。国と県と那覇市と浦添市で協議会をつくって、それで防衛庁から4分の3の補助金を引っ張ってセルラースタジアムをつくった。つまり首長が今、豊見城が2050のプロジェクトに入れていないわけですが、やり方次第によっては、こういうような形で今の那覇市のセルラースタジアムをつくるいきさつなどとしても、十分環境が変わる可能性があるわけです。そのことをぜひ踏まえて、今後徳元市長にはこのような立ち回りというか、巻き返しを期待したいわけですが、徳元市長に今聞くのは酷かもしれませんが、自民党出身の市長でもありますし、また本市の自民党県連の会長が島袋大県議ということもありますので、それは無理難題ではないということをお聞きください。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

確かにこのGW2050 PROJECTSというのが、今後先々、沖縄県にとっても大事なものになるという認識でありますし、この3市があつて、一番南である豊見城市は入っていないというのは私も同感であります。ですので先日、お越しいただいたときにぜひとも我々豊見城市も一緒に入って、協議会の形を

つくっていきたい意向のお願いはしたんですけれども、制度上、まだこれからどう変わるかというのが私たちも分かっていないということもあつたので、なるべくは同じレベルでやっていってほしいということはお伝えして、その協議会の場には必ず私たち職員が行くか、どのレベルでの会議になるかということで、常に情報共有はしていただけるということの約束はできているんですけれども、おっしゃるとおり、3市と、あとは民間ということになるので、この形をどうしたら入っていけるかというのは、柔軟に変化していくことを願ひまして、そこには組み込んでいけるタイミングをどこかでつくっていただければと思っています。

#### ○ (17番) 大田善裕議員 一再質問—

最初は表玄関が閉まっていると思いますので、正門から入らずに裏門から入って、裏口から入って、気づいたときには一番座に座っているというイメージでやっていただけたらと思います。ぜひ政治力を発揮して、ここぞ首長のパワーというものが発揮されると思いますし、また徳元市長のキャリア、これまで積み上げてきたキャリアが物を言うと思います。ぜひ次のニュースと言ったらちょっとあれですけども、近い将来、徳元次人市長と知念覚市長と佐喜眞淳市長と浦添の松本哲治市長と4人が座った報道になることを期待したいと思います。よろしくお祈りします。次の質問に移ります。

(ウ) 県道東風平豊見城線沿線の高度な土地利用に向けた作業の進捗状況をお尋ねいたします。

#### ○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

県道東風平豊見城線沿線の高度な土地利用

に向けた作業の進捗状況につきましては、今年度より豊見城市都市計画マスタープランの改定作業を進めておりますので、本市の上位計画である総合計画や国土利用計画の内容を鑑みつつ検討してまいりたいと考えております。議員もご承知のとおり、沿線上には農用地区域が存在しておりますので、今年度より農林水産課が策定を進めております地域計画や今後の企業立地等について商工観光課が進めております産業振興計画と連携し、調整を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

ここをぜひ残りの2年間で、新垣繁人議員もその豊崎に向かって、その先の組合施行で区画整理を進めようとしていたんですが、頓挫したのか、今はそれで皆さんのところで預かっている案件があると思いますけれども、あのエリアと、そして今、私が議会の中で何度かご質問をさせていただいたエリア、これは十分残りの2年間の中で都市計画マスタープランにしっかりと位置づけをする。スケジュール的に並行して産業振興計画の中で、あの場所を位置づける。それは十分時間があるのではないかと思います。私もあの地域の地主さんからいろいろ相談を受けたりするんですけども、実際に大手の企業、それこそ建築からスーパーから何からやっているような企業の方がこの間、土地を見に来られて、何にでも建てられるような土地がいいなということで、こんなフラットでいい場所はないと。今後も豊見城市のポテンシャルを考えて、あの場所に大きく展開したいという言葉は私もじかに聞く機会がありましたので、ぜひその辺が選択と集中というんですか、広い範囲で60%の調整区域をどうするかという議論も、

マクロの視点で大事ですけれども、私は今言った東風平豊見城線、豊崎まで続く沿線沿い、あれに絞って公約実現、達成というものを目指したほうがより現実的な仕事ができるのではないかということも思っていて、今回こういう形で、都度、確認をしながら質問させていただいておりますので、ぜひとも徳元市長、残りの2年間、私は優先順位が高い。なぜかという、こういう議論が議員間でよく当時交わした、熱くなったということも覚えていますので、このことも職員の皆さんも認識を共有して、ぜひとも実現に向けて、もちろん協力しますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月18日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会（14時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（4番） 長 嶺 吉 起

署名議員（5番） 新 垣 龍 治



— 令和6年第5回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和6年9月18日（水）



豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和6年9月18日（水曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊	主査 大城 利枝
次長 比嘉 剛	主任主事 盛島 愛乃
班長 比屋根 由香	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	金 城 博 文
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教育部長兼 生涯学習振興課長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	人 事 課 長	赤 嶺 啓
デジタル推進課長	後 間 大 輔	企画調整課長	東上里 豊
商工観光課長	千 住 文 子	協働のまち 推進課長	喜久里 則 子
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	保育こども園課長	屋 宜 圭 太
道 路 課 長	比 嘉 真 人	公園緑地課長	新 里 司
農林水産課長	赤 嶺 由香里	上下水道部 施設課長	金 城 司
警 防 課 長	金 城 智	教育総務課長	赤 嶺 渚
学校教育課長	金 城 徹	学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太
学校施設課長	石 川 ミ コ	文 化 課 長	浜 本 亨

本日の会議に付した事件

日程第1.	会議録署名議員の指名
日程第2.	一般質問

令和6年第5回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月18日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に瀬長恒雄議員、吉濱智也議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号6 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、要 正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

おはようございます。粹和会、要正悟です。質問の前に、一言だけ述べさせていただきます。

今朝の沖縄タイムスの記者のメモというところに外間剛議長の記事が載っていましたが、先日行われた龕ゴウ祭に関する事で、250年以上もの歴史のある字高安の非常に貴重な伝統行事でありますけれども、そこで外間議長と徳元市長、若手市議会議員の3名が棒術の型を披露したということです。若手市議会議員というのは宜保龍平議員のことだと思いますが、そこで12年に一回行われるということになりますけれども、それに関して外間議長のほうが生きているか、できるだけ元気に

出演したいという、少し弱気な外間議長らしくないコメントでしたので、そういうことは言わずに、12年後も元気よく棒術を皆さんに披露していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

(1)教育行政について。

本市では、スクールロイヤー制度を去年の8月から導入しており、1年がたちましたが、当時新聞でも取り上げられ、話題となりました。以前にも一般質問でその役割等をお伺いしましたが、①スクールロイヤーのこれまでの実績、取り組みについてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

おはようございます。それではお答えいたします。

スクールロイヤーのこれまでの実績、取り組みにつきましては、今年度の実績として学校からの相談件数は4件、またスクールロイヤーにより研修が3件となっております。学校からの相談方法といたしましては、弁護士事務所での対面相談や電話での相談を行っているところでございます。また、研修会では、スクールロイヤーを招き、校長及び教頭へ法律相談事例紹介を通し、学校で抱えている課題について相談する形で研修会を実施しているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

たしか当時、県内初導入ということで豊見城市市だけだったと記憶していますが、スクールロイヤーを導入している自治体は現在も豊見城市市だけなのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時04分)

再 開 (10時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

たしか豊見城市、市郡として最初になっています。浦添市が今年度、導入について検討していると。その前に、南風原町のほうでスクールロイヤーが導入されているというふう

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

スクールロイヤーである謝花喜晃弁護士、お一人で現在も小中学校12校を見ているのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

そのとおりでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教職員から何かしらのスクールロイヤーに対する評価とか、要望というものが教職員のほうから教育委員会などにもし届いているのであればお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

始まったばかりでありますので、学校はどのような事案を相談していいかということについて、少し戸惑いが当初はございました。そういうことで、先ほど答弁いたしましたように研修会を開催いたしまして、どのような事案であったとしても相談に乗りますという形でしたところ、今相談件数が増えてきています。アンケート等は実施しておりませんが、実際学校からの声としては、相談をし

たことで学校の困りごとに対する事案の対応について、迅速な対応が図れたり、初動を間違えずに行えたというような感触があって、おおむね好評だと考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

今後も本市では、引き続きスクールロイヤー制度を継続していく考えがあるのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

これは働き方改革も含めまして、教職員の負担軽減とか学業を教えることに集中してもらうために導入した制度であります。市だけで任用していくには、今後課題が大きくなって来だろうと思っています。先行きの希望としては広域で、例えば島尻郡とか県全体で配置してもらえようような動きとか、そういうことも含めながら継続できるように検討を進めてまいりたいと思っています。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。謝花喜晃先生には、引き続き豊見城市の教職員及び子どもたちのため、保護者も含めて問題解決に活躍していただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

②学校内の清掃（エアコンやプール）の状況について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

エアコンの清掃につきましては、フィルターの清掃を先生方や学期末のPTA作業等で行ってもらっております。プール清掃につきましては、プール開きの際は教職員のみの場合や児童生徒、保護者等の協力を得ながら実施しているところでございます。また、プール開き後の日常管理につきましては、中

学校においては教職員が、小学校においては市が発注している小学校プール水質管理補助業務にて、水質管理等の業務の一環としてプール清掃を行っているという状況でございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

昨今では教職員の業務過多が問題視されておりますけれども、新聞等でそういう記事をたびたび目にしますし、実際私も先生方からそういうお話を聞く機会がございました。糸満市のほうでは、エアコンやプールの清掃はシルバー人材センターなどに委託しているということを知りましたが、教職員の負担軽減の観点から業者へ委託する考えはないのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

確かにかねてよりご指摘のあるところでございますが、現時点では予算がかなりかかるということもありまして、厳しいものと考えております。エアコンの清掃につきましては、機器の不具合を防ぐ観点から業者による清掃、オーバーホール等ができないか検討しているところでありますが、財源の確保が厳しく、実施に至っていないという現状にあります。また、プールの清掃につきましても、限られた財源の中で計上するには厳しく、施設整備や人員の配置など、学校が一番に必要としているものに予算を充てている現状にありますので、これについても財源を確保することが難しい状況にあります。ただ、今後鋭意取り組んでいく課題だと認識しておりますので、整理をしながら可能なところから取り組んでまいりたいと思っております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

確かに施設整備は人員の配置が重要なのは十分理解できますが、こういうエアコンの清

掃など、本来の業務内容には含まれていないであろうところにも今後目を向けていただき、何かしらの対応ができないか検討していただきたいと思っております。また、庁舎内のエアコンの清掃に関しては、職員が行っておらず、業者に委託していると聞いていますので、学校現場に関しても予算的に厳しいかとは思いますが、同じように今後検討していただければと思います。次に行きます。

③外国人の子どもで、日本語ができない生徒の対応についてお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

外国人の子どもで、日本語ができない児童生徒の対応につきましては、転入時に教育委員会より、日常会話の手引きを配付することに加え、学校で貸与しておりますタブレットの翻訳機能を活用していただき、学校生活での会話の支援を行っているところでございます。また、必要に応じまして、学校支援地域協働本部やJICAなどの関係機関にボランティアを募ったり、国語の授業などでは言葉の教室などを少人数の環境で学習を進めたりするなど、外国人の子どもや保護者の不安を取り除くように対応をしているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

本来能力のある生徒が、日本が分からないことで授業についていけず、進路に影響があってはならないことですので、その辺はしっかりとした体制を取っていただきたいと思っております。これは実際教職員の方からそういう意見があり、懸念しているとのことでしたので、今回質問をさせていただきました。次に移ります。

④スクールソーシャルワーカーについてお

伺います。

(ア)主な役割について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの主な役割につきましては、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援、相談、情報提供、さらには教職員等への研修活動が主な職務内容となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育現場ではSSWと呼んでいるそうですが、このSSWに関しては、必要な資格等があるのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時11分)

再 開 (10時12分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

資格といたしましては、社会福祉士や教職員の経験などがある方を中心に、SSWの任用をしているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

このSSWから定期的に教育委員会に何か月1回報告とか、そういうのがあるのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

一義的には学校のほうに所属をしておりますので、学校長に対し学校内の連携について

が主になりますが、報告事項につきましては毎月教育委員会に対してスクールソーシャルワーカーが作成をいたしました業務日誌及び実施状況報告書を提出していただいております。指導班のほうで確認をしているということでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

報告を受けて、例えば教育委員会として対応が必要なケース等があれば、どういう対応をしているのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時13分)

再 開 (10時13分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

その報告の中で上がってくる案件もございますが、それより先に口頭で、まず学校から報告があるものについてスクールソーシャルワーカーにつなげている事案もありますし、逆にスクールソーシャルワーカーのほうから事案を通して、これは検討すべき事案だということで上がってくるものがありましたら、学校を通してすぐ指導班のほうに一報が入る仕組みになっておりますので、報告を待たず、定期的な報告ということではなくて、その都度、事案が発生した時点で教育委員会としては対応し、必要に応じ要保護児童対策地域協議会等に福祉の部分等もつなぎながら、子どもの利益になるような形で取組を進めているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。では、定期的にと  
いうわけではなくて、その都度、何かあった

ら報告があるということですね。分かりました。

(イ)現在の配置状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時14分)

再 開 (10時14分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの配置状況につきましては、豊見城中学校区に1名、長嶺中学校区に1名、伊良波・豊崎中学校区に1名、合計3名を配置しているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

合計3名ということですが、これは各小中学校にお一人ずつ配置するまでの必要性は今のところないという見解でしょうか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時15分)

再 開 (10時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

スクールソーシャルワーカーへの相談事案につきましては、年度ごとに異なっていたり、状況によっても異なっておりますが、現時点では中学校区単位の配置で足りているものだと考えております。ただ、今後そういう状況等が、相談事案が増えたり、そういう事案が増えていく中におきましては、増員を含めて検討してまいりたいと考えているところで

ございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(ウ)配置基準について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

配置基準につきましては、きょうだいの関係性や小学校からの継続性の観点から、学校の抱える課題や支援ニーズを的確に把握し、個別ケースの対応を継続的に行うことを目的に、中学校区を単位に配置基準としているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。では、次に行きます。

⑤労働安全衛生委員会について。

(ア)委員会の目的についてお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員質問の内容につきましては、学校に設置する衛生委員会についてのご質問だと理解してお答えいたします。衛生委員会につきましては、労働安全衛生法第18条第1項の規定に基づきまして、職員が50名以上の事業所において設置することとなっております。学校におきましては、豊見城市立小中学校安全衛生管理規則第9条第1項の規定により、教職員が50名以上の学校において衛生委員会を設置することとしており、職員の危険及び健康障害の防止、健康の保持増進を図るための基本となるべき対策、衛生に係るものの原因の調査及び再発防止対策に関する事項を調査・審議し、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的として設置されているものでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

労働者の健康推進、労働災害防止などを目

的として、労働安全衛生法に基づき50名以上の労働者がいる事業場には設置が義務付けられていると。また、学校にしても、一つの学校を一つの事業所として取り扱うことになっているとのことですけれども、厚生労働省の調査で2023年度の設置率が、中学校が全国平均90.8%に対して沖縄県は41%で全国最下位、小学校が全国平均88%に対して沖縄県は34%で全国46位という低い結果となっていますけれども、本市では小中学校12校ありますが、全ての学校で衛生委員会が設置されているのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

先ほどのお話にあるように50名以上の事業場になっておりますので、該当するところは、本市に置きましては小学校3校、中学校3校の合計6校に設置されております。それ以外の対応につきましては、市の教育委員会に設置されている衛生委員会のほうで所掌するということになっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

豊見城市内では小中学校6校だけが、教職員が50名以上いて、その6校についてはきちんと衛生委員会が設定されているということ。分かりました。

あと、教職員の残業やメンタルを含めた健康状態などの確認なども含まれるのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

ご指摘のとおり、含まれております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

開催する頻度、またそれは学校によって違うのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時19分)

再 開 (10時19分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

おおむね月1回を目途に、学校のほうで取組を進めていただいております。ただ、学校の忙しい時期とか、そういう時期も踏まえながら弾力的な運用はされているものと理解しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(イ)参加委員の構成についてお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

衛生委員会につきましては、豊見城市立小中学校職員安全衛生管理規則第9条第3項の規定により、安全衛生管理責任者である校長、衛生管理者、産業医、学校職員で衛生に関し経験を有する者のうちから校長が指名する者をもって組織することとなっております、委員の定数は10名以内で構成されているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

衛生委員会では産業医が一番重要な役割を持って開かれているという認識ですけれども、市内のある小学校では、産業医が欠席している場合でも委員会が普通に開かれる場合があると聞きました。教職員の心身の健康状態の確認なども目的であるならば、産業医は必ず同席するべきだと考えますが、産業医がその場にいらなくても委員会を開催することは、教育部長、これは問題ないでしょうか、お伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

先ほど述べました管理規則におきましては問題ないと思います。委員の一人でありますので、過半数があれば成立するという事になっておりますが、議員もお話のとおり、やはり産業医の同席の下開催した上で、いろいろな悩み事や相談についてアドバイスをいただくほうが、より効果的な委員会運営になるものだというふうに理解をしているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ちなみに、先ほどSSWのところでもお伺いしましたが、衛生委員会を終えて、産業医のほうから教育委員会に毎回報告というのがあるのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

毎月開催後に議事録の報告をしていただいております。教育総務課のほうで保健師等も交えた形で確認をしているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。非常に重要な委員会であるということが分かりました。また、教育現場で産業医の持つ重要性も確認できましたので、ありがとうございます。

では、⑥給食費無償化についてお伺いします。本市は今年4月から8月まで学校給食費の免除を行い、保護者の方から非常に助かるとの声を聞きました。6月定例会で今年度いっぱいできないかとの質問をし、検討するとの答弁でしたが、9月分からは徴収されることになっています。また今後限定的であっても、給食費の免除を行う考えがないのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

今年度の学校給食費の無償化につきましては、国の物価高騰対策重点支援交付金を活用し、令和6年度4月から8月分までの5か月間に限り、小中学生の学校給食費を無償としておりました。9月以降は、無償化に必要な新たな財源の確保ができなかったことから、例年どおり給食費を徴収している状況でございます。なお、9月分以降の小中学生の給食費につきましては、昨年度同様に市独自の学校給食費保護者支援事業を活用いたしまして、負担の軽減に取り組んでまいります。具体的には、保護者からの徴収月額を小学生4,000円、中学生4,500円と据え置き、昨年度より助成額を引上げ、小学生1,000円、中学生1,100円に上乘せし、安全安心で質の高い給食の提供を図っているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

現在給食費の一部を市が負担して、栄養充足の基準が100%保たれているかと思いますが、5分の1補助ということでしたか。現在の物価高騰によって給食の材料費も以前と比べて大分上がっていると思いますけれども、そういう状況の中、現在も栄養の基準をしっかりと100%保たれているのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時24分)

再 開 (10時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

今、栄養価が充足された形で安心安全な給食を提供しているものと理解しております。ただ、今後またこれ以上物価の高騰が続くようであるならば、今市が支援をしている額を

増やして、栄養を充足した形の給食にするような取組が求められてくるものだと理解しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

県が2025年度から実施する事業で、各自治体で中学生の給食費の2分の1を県が補助するということが決まっていますが、その事業に対して本市ではどう対応するのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

沖縄県による学校給食費の無償化に向けた調整状況につきましては、9月2日に市町村に対しての説明を受けたところでございます。その説明会におきまして沖縄県は、学校給食無償化に向けた第一歩として令和7年度から中学生を対象に、市町村の定める給食費保護者負担分の2分の1補助からスタートしていくというご説明がありました。また、さらなる拡充や小学生の補助につきましては、効果検証やそのときの財政状況、国の動向を踏まえ検討していくと説明されております。なお、補助基準となる給食費保護者負担額につきましては、市町村が条例、規則、規定、要項等で定める額としておりますが、要保護・準要保護といった就学援助対象者は補助の対象外と伺っているところです。それ以外の事項では、関係部署と調整中としているところも多く、今後も沖縄県の動向を注視してまいりたいと思っておりますが、この県の状況もまだ詳細が判明しておりませんので、市としてどのように取り組むかについては、これから検討ということであります。ただ、県の補助につきましては、その半額助成が給食費の軽減につながる取組になることが条件ということ

や、その他現実的な制約がありますので、そこを踏まえながらどのような形が最適か、財政状況もシミュレーションしながら検討しているところですので、現時点ではお答えすることが難しい状況にあります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

そこは、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。市民も期待していると思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

(2) 保育行政について。

8月29日に園長会のほうから市長要請があったかと思いますが、その幾つかの項目の中から2点、本市の見解を質問させていただきます。

保育士の人材確保と定着させていく環境の構築という観点から、①保育士宿舍借り上げ支援事業について伺います。

(ア) 補助額についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士宿舍借り上げ支援事業につきましては、基準額が1人当たり月額5万3,000円、補助率は4分の3となっており、補助額としまして、1人当たり月額3万9,750円が上限となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(イ) 補助年数についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

補助対象期間につきましては、3会計年度以内となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

3会計年度とのことですが、この期間が終了すると辞めていってしまう保育士さんとかもいらっしゃるのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時28分)

再 開 (10時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

補助期間が終了したからといって退職しているかというご質問でありましたが、そこに関しては、そこまでリサーチはしておりませんので、それを理由に退職なされた方がいるかどうかというところは、今お答えができない状況であります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。もう何年も前から保育士不足、人材不足が問題となっておりますが、いまだに改善されたとは言えない状況が続いています。確かにいろいろな行政の支援事業によって、以前と全く変わらないということではなくて、よくなっている面ももちろんたくさんあるとは思いますが、それでもさらなる支援が保育の現場には必要だと思われま

す。

(ウ) 今後、補助額及び補助年数の引き上げを検討する考えがあるのかお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士宿舍借り上げ支援事業につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、実施をしております。まず、補助額の引上げにつきましては、国の交付要綱において基準額が定められており、これを遵守する必要がありますと考えます。補助の対象期間の見直しについてですが、現在本市においては保育士の確保対策及び離職防止といたしまして、保育士宿舍借り上げ支援事業のほかに様々な

補助事業を行っており、これらの事業を継続する必要があると考えております。今後は財政状況も踏まえつつ、各種事業の継続を前提とし、優先度や必要性、費用対効果も考慮の上、期間の拡充の可能性について検討してまいりますと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ぜひ前向きな検討をよろしく願います。

②公共施設の利用についてお伺いします。

(ア) 開所時間の制限等に関してお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご質問の公共施設につきましては、教育委員会が所管する施設だというふうに理解してお答えしたいと思います。中央公民館につきましては、豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則におきまして、開館時間を午前9時、閉館時間を午後10時と定めております。現状、開所時間につきましては、規則で定める時間の範囲内で運用しているところでございます。豊見城市民体育館及び学校施設につきましても、それぞれ条例及び規則に基づき開館時間は9時とされており、同様の運用を行っているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

発表会などのイベントがある場合、開所時間の都合で当日早い時間に行き、ばたばた急いで準備することがあったり、余裕がなく大変とのことだと思っておりますが、要請にあるように、前日で鍵を渡しておいて、当日開所時間を少し早めてもらうような対応をしていただければ、大分助かるのかと思っております。ま

た、条例に基づいているとのことですが、改めてそのような対応を今後検討する考えがあるのか。もしくは、別の方法で負担を少なくする方法などがあればお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、条例の改正等をして幅を持たせることも検討が必要だとは思っておりますが、現時点では次善の策といたしまして、保育園等の発表会などの準備のために中央公民館の開館時間について相談がある場合は、前日での準備をご案内し、当日の開館時間に合わせて準備が間に合うようにご協力をいただいているところでございます。

次に豊見城市民体育館につきましては、指定管理者に確認したところ、原則として開館時間は午前9時となっておりますが、利用団体からの要望に応じ、時間外の費用は発生いたしますが、9時以前の開館についても対応を行っているということは確認をしております。また、学校施設につきましては、中央公民館と同様に、必要に応じて前日準備等を案内させていただくことで、多少なりとも負担が軽減できるような形で取り組んでいるところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

現在もある程度は柔軟な対応をされているということでしたので、引き続きよろしくお願ひします。

(イ)公園利用時の事前申請についてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市内都市公園につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、コストの削減、サービスの向上など施設の管理運営の効率化を主な

目的とした指定管理者制度を活用し、公園の管理を行っております。公園利用時の事前申請につきましては、利用者のダブルブッキング等によるトラブルを避ける目的で、公園管理者として遠足やイベントなどの状況を把握し、一般管理者が安全安心に利用できるよう、豊見城市公園条例施行規則第2条により、公園利用の3日前までに公園内行為許可申請を行っていただいているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

以前は事前申請が必要なかったのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

以前より申請のほうはございました。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

保育園では、天気がいい日などは突発的に公園の散策を行う場合があるそうで、そういう場合の公園利用に関しては、当日での受け入れも検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊見城総合公園、豊崎海浜公園、豊崎にじ公園などは、日頃より人気が高く、市外からも大型バスを乗り入れて、4、50人で利用される団体もあるほか、遠足や修学旅行生の団体利用もある状況でございます。その点からも、極力3日前までの申請をお願いしているところではございますが、突発的な当日の公園利用につきましても、一度お電話等で指定管理者にお問い合わせをいただき、他利用者による予約が入っていない場合には予約を受け付けるなど、当日申請にも対応しているところでございます。その場合には、公園内行為許可申請書を当日の来園時に提出いた

だくことで、利用者の負担軽減に努めております。そのほか、電子メールやFAXでの申請も受け付けるなど、柔軟な対応に努めております。なお、利用者、利用を希望される公園に他利用者による予約が入っている場合でも近隣の公園を案内するなど、可能な限り都市公園を気持ちよく利用していただけるような対応を心がけております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。今後もできるだけ柔軟な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これまでも何度か一般質問で取り上げてきましたが、(3)道路行政について。

エコシティとはしな入り口への信号機設置の進捗状況について伺います。これは渡橋名団地入り口のファミリーマートから保栄茂方面へ向かう道路側のことです。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

これまで当該交差点周辺の安全対策につきましては、地域からの強い要望を受け、平成29年度から豊見城警察署に対し、信号機・横断歩道設置等要望書の提出や設置に向けての取組状況等を随時確認してきたところです。先日、沖縄県警察本部より、当該交差点へ信号機を新設する計画があるとの連絡が入っております。設置時期については、現時点において、今年12月をめどに予定していることを伺っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。ようやく今年12月という具体的な日も確認できて安心しました。この交差点は前々から危険であると指摘があり、たびたび事故も発生していますので、地域住民の方も安心するかと思います。市のほ

うから豊見城警察署に要請書を出して、県とも調整を続けていただいた結果だと思っておりますので、ありがとうございました。

続きまして、(5)に行きます。サーブマシンについて。

①一連の経緯を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

議員ご質問につきまして、一連の経緯を時系列にてご説明いたします。令和6年2月8日に、豊見城市民体育館バレーボール用サーブマシン備品購入として入札を行い、翌日の2月9日に納入期限を3月31日とし、154万円で契約をしております。2月13日、受注者よりメールにて航海航路の変更により10日ほどの遅延があることで、那覇港到着は4月初旬から中旬頃と推察されるとの報告がございました。3月15日、受注者との打ち合わせにより、航海航路の変更により那覇港への到着は4月14日になる見込みの報告を受けております。4月6日、海開きの日に、市長へサーブマシンの納品について市民から問合せがありまして、その場では確認できませんでしたので担当課へ連絡を入れ内容確認をいたしました。4月8日月曜日に、市長、副市長、教育長へ口頭でもって、航路変更により物品が納品されていない事実を報告しております。その後市長から、詳しく調べて書面にて提出いただきたいという指示があり、4月15日に市長、副市長、教育長及び関係部署が集まり会議を行っております。4月15日に、一括交付金を担当する企画調整課のほうから県の一括交付金担当部署のほうに状況報告を行い、翌日の4月16日に県庁へ伺い、状況報告をしているところであります。前後いたしますが、沖縄県から当該備品に係る一括交付金交付額

として、4月10日に123万2,000円が入金されております。4月11日に市が受注者へ納品したものとし、154万円の支払いを行っておりますが、4月30日に受注者から154万円を市に返納していただいております。5月23日、都市計画課検査担当者立会いにより、サーブマシンの納品及び仕様書等の確認を行い、7月25日に物品購入代金として、受注業者へ改めて154万円の支払いを行っております。一連の経緯については、以上でございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問

ちょっと分からないのが、2月13日の段階で、4月初旬から中旬に那覇港に到着、さらに3月15日には、那覇港到着が4月14日になる見込みとの報告を受けているわけですが、明らかに年度内の納品は無理だと分かるはずですが、なぜ繰越しの手続を行わなかったのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

海外からの船舶輸送におきまして、中東情勢の影響、海賊等の出没等により航路の変更が余儀なく、遠回りせざるを得ない状況になりましたが、履行期限の3月31日までの納品の可能性があるとして契約担当課が判断し、その事務手続を完了見込みとして進めていたことから、繰越明許費の手続を終えていない状況にありました。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問

②本市が認識している今回の問題点をお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

本件の問題点といたしましては、1点目に令和5年度12月補正予算に係る備品購入に関し、年度内に納品されないことを把握しなが

ら、契約相手先と必要な協議や繰越明許等の財務上の必要な対応を行わず、当該年度中に確定しない債務につき確定見込みとして支出を行ったこと。2点目に、この備品購入は令和5年度一括交付金事業であります。当該事業が完了していないにもかかわらず、完了見込みとして県・国に対し完了報告を行ったこと。3点目に、年度内に完了していない状況にありながら、上司や関係部署等に何ら報告、連絡、相談等を行っていなかったこと。

4点目に、この備品購入契約受注者が当該契約履行期間内に履行できないことを知りながら、期間の変更等の手続を怠り、結果として履行期間内に納品できなかったこと。また、担当課において必要な協議、手続等を行わなかったことということになっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問

今回一括交付金を返還し、市の一般財源を予算に充てるための補正予算ということで明るみになりましたが、事業が完了していないにもかかわらず確定見込みとして支出を行うという行為は、これは行政としてはあるあるなことなのでしょうか、お伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

これはあってはならないことでありますし、これまでもこのような事案はなかったものというふうに認識をしております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問

③これまでに同様なことがあったのかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えします。

過去におきまして、今回の物品購入と同様な事案はないものと認識をしているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問

6月21日の緊急質問で新垣繁人議員からの質問に対して徳元市長は、「何らかの責任の取り方を検討して、できる限り早いタイミングでお示ししたい」とご答弁されております。緊急質問から約3か月たちますが、その後どう検討されたのか、徳元市長にお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時43分)

再 開 (10時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今定例会に追加議案で提案をする予定としております議案で三役の報酬を1か月分、10%カットするというので、監督責任として三役が責任を取るという措置を講ずる条例の提案を今回予定しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

そのような対応をされるということで確認できました。ありがとうございます。

この件に関しては新聞報道もされていますし、市民の関心も高いので、この件はもう終わったこととして扱わずに、しっかり市民に対して丁寧な対応を取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(4)に関しては、私のほうでまだまとめ切れていない部分がありまして、今回は取りやめて、次回に質問させていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号7 (4番) 長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、長嶺吉起議員の質問を許します。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一登壇一

おはようございます。会派城の風、長嶺吉起でございます。本日もよろしく願いいたします。早速ですが、通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

まず、(1)DX推進についてであります。

教育や防災関連等、様々な情報発信を行うに当たり、本市のLINE公式アカウントをどのような形で活用がなされているのか見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市のLINE公式アカウントにつきましては、令和4年度に拡張機能を導入し、メッセージ配信、防災メニューの追加による防災関連の情報発信、そして学校の欠席届受付などのサービスを展開しております。メッセージ配信につきましては、秘書広報課が取りまとめを行い、発信を行っております。メニューの表示や機能設定に関しましては、デジタル推進課が担当し、各担当課の要望を踏まえながら必要な項目の調整、反映を行っている状況であります。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。ここから教育と防災関連等というところで分けて再質問をさせていただきます。

まず防災についてですが、他市町村における公式LINEを活用した市民向け防災意識向上の取組事例をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

他自治体では、LINEを活用した防災訓練、緊急時の連絡網、安否確認の方法、防災

クイズ、防災情報等の発信などの取組事例があります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

これは私も最近見たのですが、那覇市のほうがLINEを活用して行った「とつぜんはじまる避難訓練」とかというのが新聞、ニュースで大きく取り上げられていたのですけれども、おもしろそうだなということで、私も実際に那覇市の公式LINEですか、登録をしてみたいと体験しようとしたのですが、実はこれは「なはMAP」という位置情報サービスと連動していて、那覇市内で突然始めたときに、近くの避難場所まで案内されて避難するということだったので、これを始めたときは私は豊見城市にいたので全然連動できていないので、全くこれを体験することができなかったのですが、その中で防災に係るクイズとかそういうのがあったので、いろいろやらせていただきました。それに対してその解説の機能とかもついていたので、非常に分かりやすく、楽しく防災を学べるというところではよかったです。この那覇市のほうですが、これを導入したことで、実際訓練の後に2週間で1,300人ぐらい登録者が増えたというふうに聞いております。防災に興味を持ってもらうというところの観点では、とてもいい取組だったのかと思っております。豊見城市においても松田参事がいらっしゃって、過去に2回市民向けの防災講座をやっていて、その中でも市民〇×クイズとかというのもやっていて、そのときも一体感が出て、すごく勉強になりました。また、こういうアプリとか、そういう中でもやってみてもいいのかなというふうに思いました。

そこで、防災に関連した機能強化というところ

をさらに進めていくことができないか伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

LINEにおける防災情報といたしましては、災害時の避難情報、防災マップ、豊見城市の気象情報、豊見城市防災情報メールシステム、聞き直しフリーダイヤル等を掲載しているところであります。今後は他市町村の事例も含め、豊見城市防災情報システム機能強化を検討しておりますので、防災無線との連携などを含め、新たな活用方法を検討してまいりたいと考えております。また、防災分野に限らず、その他の行政分野でもLINEの活用を強化し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。各部署がそれぞれの業務において、LINEをどのように活用できるかを積極的に検討し、全体の連携を強化しつつ調整を進めながら、より効果的な情報発信と市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。昨年度から、よくないことではあるのですが災害が続いている中で、市民の方々の防災に対する意識というのがすごく上がっているかと思えます。私もいい機会なので、今年その防災士の資格を取ろうかと思ひまして、その辺ちょっと調べたのですが、その講座を受けるための申し込み自体が、始まったときの午前中ではもういっぱいになるぐらい、かなり今人気のある資格というところにもつながっているかと思ひます。今意識が高まっているうちに、本市としても市民の方への防災の意識づけというところをこういうアプリを通してやっていただきたいと思ひます。また、そういうところがつ

ながれば、以前にも質問させてもらったのですが、いざ災害が起きたときの避難所の事前の利用者登録ですか、そういうところも率先して市民の方々がやってくれると思うので、いずれそれはまた何か起きたときに市にとっても進めやすい形にはなっていくかと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて学校教育に関してのところですが、学校のお知らせを確実に保護者に届ける連絡ツールの導入、また機能強化というところについて以前質問させてもらったときに、より使いやすい形でデジタル推進課との協議を進めていくということだったのですけれども、その後、協議はなされたのかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

現在、デジタル推進課とどれぐらいのサービス拡張ができるかということも含めまして、意見交換をしているところでございます。各小中学校では、引き続き保護者等の意見も踏まえニーズを整理していくと思われませんが、市のLINEにつきましては、引き続き情報発信をしてまいりたいと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

これは教育委員会のほうでこのようにしていきたいとか、その機能強化というところに明確にビジョンを持って、デジタル推進課とも今後協議をしていただきたいと思うのですが、連絡ツールの統一及び機能強化というところに関して、教育委員会はどうに考えているのか、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

まず連絡ツールにつきましては、各学校ごとに既に導入をしているという現状があります。それをどのように取り扱っていくかということが教育委員会では、今後多分課題になっていくだろうと思っております。かねてより答弁いたしておりますとおり、教育委員会としてはLINEを推奨しながら普及を図っていききたいというふうな考えを持っておりますが、ただ、各学校ごとに特色を持ったツールを活用し、その中で機能している部分に関しては、そこをやめてLINEにしてくださいというところまでは言えないと思っておりますので、徐々にLINEのよさを浸透させながら広がっていければというふうに考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今回この質問をさせてもらうに当たっての調整段階なのですが、自分自身の勉強不足もあって、これまでほかのアプリとかというのを推奨させてもらっていたのですが、実際いろいろ細かく聞いていくと、今あるLINEでも、それなりにそういうアプリに近い機能も実はあると伺っています。なので、そういう公式LINEのよさというところがまだ学校側だったり、保護者側にうまく伝わっていない部分もあるのかと感じたのですけれども、できればこういうのを今後校長会、教頭会でも、多少発信はしていると伺っているのですけれども、その機能の中身とか、特にPDFで資料が送れるというところというところ、紙媒体の削減にもなりますし、先生方の負担軽減につながるというふうに聞いていますので、今各学校がそのアプリをお金をかけて導入しようとしている中で、実際に市の公式LINEでは無料でこれができるのですというところは、再度

改めて校長会だったり、教頭会とかで伝えていただけたらと思いますし、ただ伝えるだけではなくて、そこから先、校長、教頭を通して職員の意見だったり、またPTA側のほうにも投げてもらって保護者側の意見も聞くというところまでつないでいただいて、そこでまた保護者側と先生側との意見が合致するようであれば、そこは市の公式LINEというところはより使っていただけるのかというふうに思っておりますので、ぜひそういう部分を含めて、今後進めていただきたいと思っております。

最後に確認ですが、市の公式LINEのアカウントの活用については、できれば全庁的に推進をしていただいて、あらゆる分野で市民サービスの向上を図るべきと考えているのですが、特に各部署がどのように連携しながら具体的な取組を進めていくのか、今後の方針をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市の公式LINEのアカウントにつきましては、今後あらゆる分野において、市民が必要とするお知らせなどを、より多様な情報がお届けできるよう、さらなる活用を図っていきます。また、本市デジタル推進課では、相談受付フォームを通じて各課からの要望や相談を受け付けており、LINE機能の活用を改めて周知しながら、各部署が連携して効果的にLINEの機能を生かせるよう取り組んでいきたいと考えております。引き続き市全体としてLINEの機能強化に努め、市民サービスの向上を図りたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。実はこの質問は以前からやっているのですが、やはり各課同士

の連携というところの弱さが少し出ているのかと感じるので、その強化を図っていただきたいと思っております。

では続きまして、(2)人材育成について。

本市職員のさらなるスキルアップ及び意識向上を目指して官公庁または企業等への出向を行い、豊見城市役所の未来を担う人材育成に取り組む考えがないかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

職員の派遣、人事交流につきましては、関係機関への職員の派遣のほか、沖縄総合事務局や沖縄県庁等への人事交流など多岐にわたっている状況であります。また、姉妹都市人事交流では、高千穂町へ職員を派遣し、特産物を生かした産業交流を行っているところです。また、近年では、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ職員を派遣し、マイナンバー関連事務や情報システムに関する支援業務について知識を深め、帰任後、市情報関連部署において活躍できる人材育成を行っているところであります。人事交流につきましては、職員のスキルアップはもとより、人的交流による人材ネットワークの構築、さらには外部への派遣による新しい考え方による組織風土改革など、今後の行政運営にとって非常に有益であるものと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

これから新たな令和7年度の派遣先について、今検討段階というところではあるのですが、けれども、だから明確な答弁はできない部分だとは認識していますが、できれば個人的な思いとして、その検討先に内閣府というところを入れていただけないかというふうに考えております。その理由が、現在沖縄県が国に

要求している沖縄振興特別予算、一括交付金を含めてなのですけれども、これが年々減ってきている中で、ただ、本市においてはまだまだ伸びしろがある豊見城市ですので、交付金の活用とか、また内閣府との関係性の構築というところは必要だと思いますし、そこが強化されることで、昨日大田正樹副議長の質問の中にもあったのですが、市長の公約の実現に向けた様々な施策展開に間違いなく寄与するというふうに思いますし、将来的に豊見城市の発展につながると考えますが、再度見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

職員の派遣につきましては、次年度の組織体制や採用人数等を含めた総合的な判断が必要になってきます。また、新たな職員派遣につきましては、派遣先との派遣に関する詳細な調整も出てくることから、現時点において内閣府等への職員派遣についてお答えすることはできない状況にあります。これから行われます組織改革検討委員会や職員採用試験がありますので、それらの動向を踏まえながら職員派遣について検討を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ぜひ前向きに進めていただきたいと思うのですが、もし内閣府含めいろいろなところに派遣をされる際、そこはただ行かせるだけではなくて、その職員もこちらのほうに呼んでいただいて、実際に国が行っている業務とかをやっている方は、ぜひ市内の担当課のほうでも業務を一緒にやってもらって、そうすることで、ただ持ち帰ってくるだけではなくて、あちらの実際の情報とかも聞きながらや

ることで、また豊見城市の本当の意味での自立とか、そういうところにつながっていくのかというふうに思っておりますので、そこは市長のほうにも後押ししていただきたいのですが、市長の見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

この人事交流については、非常に大事な観点だと思っています。我々からすると内閣府なり、国の機関に行っていただくことのスキルアップというのは非常に効果が求められるものでもありますし、それはぜひ……。今、断言できないという現状にあるのですが、その逆のパターンで国の職員が我が豊見城市に来ていただくということも可能なかどうかというのも、アプローチはもちろんできることだと思っていますので、そこから始めさせていただいて、どのように実現ができるかというのは私自身も動かさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

市長ありがとうございます。先ほどの市長のお言葉にあった、アプローチとかができるのかということに関しては、私も一緒になって島袋大県議、また西銘恒三郎代議士とかとも確認をしながら、そういうところの意見も聞きながら、ぜひつないでいけたらと思っております。やはり派遣というものに関しては、現在の各課の配置状況だったり、また新年度の採用の状況とか、そういうところにも左右される部分もあると思ひますので、豊見城市の現状の各課の仕事に穴を開けることがないように慎重に選んでいただきたいと思ひますし、その人を選ぶというところではすごく責任あることにもなるかと思ひますの

で、家族構成だったり、また本人のやる気とかそういうところも必要だとは思いますが、しっかりとそこも話し合っていて、検討していただければと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時02分)

再 開 (11時03分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

今の派遣に関してですが、再度、徳元市長の見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

すみません、補足説明としてさせていただきたいと思うのですが、我が豊見城市は今もなお、沖縄総合事務局から13年続く人事交流をさせていただいております。その中で、インフラがメインでやったことではあるのですが、与根の物流センターのところの用途変更もそうでありまして、豊見城道路から入ってける側道を設置したことについても、国から来ていただいた方々のおかげで成り立っている部分もあるということは事実としてありますので、長嶺吉起議員が言っている今のことは内閣府との調整だと捉えながら、先ほどの私の答弁だということをご認識していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

補足、ありがとうございました。そこも今後いろいろ情報交換しながら、前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、(3)地方創生について。

①沖縄金融開発公庫との助言業務協定締結に向けた本市の取組状況についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

沖縄振興開発金融公庫は、地域開発プロジェクトの構想、企画段階から積極的に参画し、助言することを目的に助言協定を各自治体と締結していることは承知しているところであります。本市におきましては、現在森ヌ風S p o o r P a r k構想を策定しており、地域開発プロジェクトの位置づけになるかと考えております。本構想につきましては、今後計画段階等に移行していきませんが、本構想においても示しているとおり、本エリアについては民間事業者と共に進めていくことが重要と認識しております。その際には、様々な知見等が必要になりますので、沖縄地域P P P / P F Iプラットフォームの中心的役割を担う沖縄振興開発金融公庫と連携を図ることは重要となりますので、助言業務協定について前向きに検討していきたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今回のご答弁の中で、こういう助言業務協定の必要性というのは十分に感じてもらえるのかというふうに感じましたので、意見交換しながら、段階的にも沖縄振興開発金融公庫との連携を図ってほしいと思っております。

続いて、②今恩納村にある沖縄科学技術大学院大学(O I S T)についてですが、私のほうも昨年5月、一度視察をさせていただきまして、その圧倒的な空間といいますか、何か外国のような雰囲気にごくびっくりしたのを覚えています。外国行ったことないんですけど……。そこで様々な研究が行われていて、ほとんどの県民は大学が恩納村にあるぐらいに思っているような感じがするのですけれども、実はそこでたくさんの研究をして

いて、その優れた論文の割合で見るネイチャーインデックス2019において世界9位、国内では1位というふうな評価もされている実はすごい大学が沖縄県にあります。

そこで、②沖縄科学技術大学院大学（OIST）との連携事業やイベントを行っている自治体があるか、包括連携協定を含め、本市の見解を伺います。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、世界の科学技術の発展に貢献し、沖縄でのイノベーションの拠点となるため2011年に設立されており、現在では世界のトップレベルの研究拠点として位置づけられていると認識しております。現在県内各自治体において、教育・経済・環境等の分野で様々な取組を同大学と行っており、特に同大学が位置する恩納村、隣接する読谷村では、包括連携協定を締結し、活発な交流が図られております。本市におきましては、これまで学校単位での関わりは得られておりますが、行政が主体となる関わりは現在行っていない状況であります。同大学における研究等は、科学技術を生かし地域の課題を解決することにつなげることが可能であり、有効な手段であると考えておりますが、具体的な分野においてどのような課題を解決すべきかなど、検討する事項が多くありますので、庁内において十分な検討を行い、包括連携についての取組を進めることができると考えております。

#### ○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今後いろいろとOISTとの連携というところを図っていただきたいということで今回質問させていただきましたが、ここでは少しだけ、どういう研究

がなされているかというところを伝えさせてもらいたいのですけれども、実は教育というところでいうと、那覇市出身の島袋静香博士が取り組んでいる研究でADHDと診断された子どもと母親を支援するペアレントトレーニングのプログラム開発だったり、スポーツ分野においてもサッカーのFC琉球の選手たちの動きとかというのを脳科学と連動させて、チーム連携といいますか、そういうところの動きとかそういう部分を研究したり、またセットプレーとかを脳科学でサポートしたり、また脳科学の研究というところでしたら、以前ですけれども、新垣繁人会派長が取り上げていた内閣府が掲げているムーンショット計画、そういうところにもつながるだろうと思っています。また、豊見城市とかでしたら、農業、漁業、いろいろ生かせる研究があるというふうに感じているのですけれども、その中でインドの起業家がやった有機ポリマーというものの開発なのですが、野菜とか果物の生ごみを使用して、100%天然由来の超吸収性ポリマーというものを開発して、これはどういうものかというところ、今豊見城市は水は豊富なのですが、万が一、水不足に陥って干ばつとかになったときに、こういうポリマーと呼ばれるものを土に混ぜてやることで、通常に比べて約40%の水の節約だったり、また20%の肥料の節約にもつながります。これは多分SDGs、持続可能な農業の実現に向けてというところで大きく寄与する研究かというふうに思っております。また、こういう可能性をいち早く見いだしてその研究費用だったり運転資金、そういうところを出資したのが先ほど話した沖縄振興開発金融公庫ですね。その公庫の資料の中にもこういう取組とかというののも全て記載されております。ま

た先月ですか、新聞にも載っていたのですが、次年度の沖縄振興予算においても沖縄県全体の予算というのは減っている中でも、このOISTへの補助金というのは今年度と比べて36億円増えて、232億円というのを要求しています。その要求している中の結びに、やはり沖縄県への還元、貢献というふうに書かれていました。また、現在OISTのカリン・マルキデス学長も、各自治体との連携・協働というところを推進していきたいというふうに発言をしていて、こういう科学技術を生かした地域課題の解決とか人材育成につなげることを目的として、その意見交換の中からまた7月にはOIST推進議員連盟というものが立ち上がって、県内の各議員がこういうOISTの取組を各市町村の行政とつないでいこうというふうなところで、そういう連盟も立ち上がっております。実は今そこに私も声をかけていただいて、今いろいろと勉強をさせてもらっている段階でありますので、今後こういうOISTの研究というのが豊見城市にとってどういう形で貢献できるのかということも含めて、一緒にやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。では、質問を続けます。

(4) スポーツ振興について。

①eスポーツについてというところですが、このeスポーツというのはエレクトロニックスポーツの略で、大まかにいうとコンピュータゲームを使った対戦をスポーツ競技と捉える際の名称となります。まだこれは一部ではスポーツとして認めるのかというふうな意見があったり、まだその段階ではあるのですけれども、この令和の時代において、こういう部分というのはもはや無視することができない分野なのかというふうに考えております。

そこで、①eスポーツの普及促進について本市の取組み状況と今後の展望をお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

eスポーツの普及促進につきましては、現時点では新しい分野ということもありまして、主だった取組はなされてない現状にあります。展望につきましても、今後、そもそもeスポーツをどこが所管するのかから始まって、これから検討を進めていくものだと考えているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問—  
質問を続けます。

②ARスポーツHADOと学校教育の連携について本市の見解をお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

ARスポーツHADOと学校教育の連携につきましては、現時点で学校教育との連携は検討していない状況にあります。例えば授業へ導入するとなると精通している教員が少ないこと、学校への整備費がかかること等が想定されております。また、部活動におきましては、現時点でHADOスクールまでの送迎を要することや入会費用等がかさむこと、引率が伴うことなどから、学校教育との連携は難しいものと考えております。しかし、学校外の取組として、子どもたちにとっては活躍する場が増えることやICT機器に触れることは意義のあることだと考えているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問—  
ご答弁ありがとうございます。

先月ですか、教育委員会は一応後援という形で入っていたのですが、HADOの4中学

校の大会が開催されまして、そこに市長、教育長も来ていただいて、実際市長は、私も一緒にですけれども体験をしたのですが、そういうHADOの可能性というか、まだ細かい部分は言えないとは思いますが、実際体験されてみた市長の感想とかというのを伺いできますでしょうか。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えします。

HADOを私も実際に経験をさせていただいて、もちろん体も動かし、新たな感覚でのスポーツなんだろうなという直感がありました。これを先月中央公民館の中ホールで、HADOとして4中学校の生徒の皆さんが豊見城大会を勝ち抜いて奈良県の大会に行くというようなことも、経験としてやっていただいたことは非常に感謝をしていますし、これを一つの活動、取組として、部活動ということになれば、今教育部長が答えていたとおり、越えるべきハードルが幾つもあるので、まだ十分な整理がなされていないまま、ここに行きますという名言はできませんけれども、このHADOを通した学生たちの成長というのはもちろんあると思っていますので、何らかの形で、HADOのスタジオ自体も豊見城市にありますので、クラブチームはやはり各球技でもありますから、そういうところから任意として彼ら、彼女らがやっていくということも一つなのかと。そこから生み出すものというのをもちろん無視はできませんし、それをしっかりと教育行政としても見ていく必要があるのかと思っています。

#### ○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

市長ありがとうございます。今回このHADOについて取り上げさせてもらったのが、まだ取組としてはこれからというところには

なると思うのですが、豊見城市にそれに関わる会社があるというところが強みだと思っているので、もし、今後教育分野に何か生かせるようなものがあるんじゃないかというところの検討とか、そういうところの情報、また意見の交換というところでいうと、今がチャンスじゃないのかというふうに考えたので、今回質問をさせていただきました。まとめて、再質問に入る前にeスポーツというところで、私も今回いろいろと他自治体での取組とか、そういうものを少し勉強させていただきました。すごく可能性を感じたのですが、スポーツという名目がついているのですが、体を動かすだけではないeスポーツをという部分に関しては、いろいろなイベントを通しての地域交流の活性化だったり、また子どもからシニアまで幅広い年齢層でできるというところで世代間交流にもなりますし、また性別だったり、障害の壁を越えてのインクルーシブ性を含んだコミュニケーションツールとしての活用、また福祉・健康・介護予防というところで見たら、eスポーツの活用で認知機能の向上とか高齢者の健康増進、また生きがいづくりに資するほか、先ほど少し話したのですが、教育分野では不登校だったり引きこもり支援、学校現場で活用しているところが実際福岡県のほうにはあったりします。また、ゲームをやる中で、場所や言語の壁を越えて楽しむということがので、国際交流のツールの活用というところも見いだせるのかと思っています。これらの可能性があるからこそ、今行政としてeスポーツの普及促進というのをやっている自治体が、県外では少しずつ増えてきているのですが、沖縄県で見ると、取り組んでいるところというのは、正直民間も含めてまだ少ないのが現

状であります。また、今話題になっている兵庫県ですか、そこでもeスポーツが持つ特性、可能性を地域課題の解決に生かす方法を検討するということで、令和4年7月に兵庫県eスポーツ推進検討会というのが設置されているところなんですね。できれば、今後本市においてもeスポーツの促進、eスポーツだけではないのですが、そういう分野に特化した人材というところは必要ではないかと考えておりますし、また今は担当部署がないので生涯学習といったところに振られているのですけれども、先ほど言ったように、いろいろな課にまたがる話だと思っています。教育だけではなくて、障がい長寿課だったり、協働のまち推進課、あと商工観光課、秘書広報課だったり、いろいろなところの様々なアイデアだったり意見があれば、このeスポーツというものを活用してできることってすごくたくさんあるんじゃないかと考えております。

昨日の吉濱智也議員の質問にもあったのですが、スポーツ専管課ですか、そこの設置に向けての検討段階の中で、ぜひここは考えていただきたいのが、そこにeスポーツという分野もぜひ入れて考えていただきたいんですね。また、そこは市長部局が中心となって、音頭を取って進めていただきたいと考えているのですが、そこについての見解をお伺いできますでしょうか。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今長嶺吉起議員がおっしゃるように、eスポーツにつきましては地域交流や世代間交流、あと福祉・健康分野など、庁内でも大きな各課にまたがる業務だと認識しております。今現在、令和7年度の各課の業務量についてヒ

アリングを終了しているところであります。今後部長等のヒアリングを行って、組織改革検討委員会で提出する案の作成に入っていくというふうになっていきますが、その中で今ご提案のeスポーツについても検討していきたいと考えております。

#### ○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

総務企画部長、答弁ありがとうございます。ぜひ我々を含めて、また吉濱智也議員のいろいろな思いもあると思いますので、そこに向けてまたいろいろな意見交換をしていくながら進めていけたらと思っていますので、今後もしよろしく願いいたします。

続いて、(5)新教育長就任について。

赤嶺美奈子新教育長の教育分野における今後の展望及び意気込みをお伺いいたします。

#### ○ 教育長 赤嶺美奈子

長嶺吉起議員、ありがとうございます。お答えします。

本市は教育大綱の将来像として、「子どもが活きる夢と希望に満ちたまち」を掲げ、教育理念を『「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育』とうたっております。また、市長より、学ぶ英語から使う英語のための教育を託されております。英語教育を含め、大きく2つのことに力を入れて取り組んでいく所存であります。1つ目は、ダイバーシティ教育、英語教育の推進でございます。日本企業の海外進出や国内のインバウンドが増加する中、今後ますますグローバルな視点、多様性、英語教育が重要となっていきます。外国語の習得を目的とするのではなく、子どもたちが将来生きていく力の一つとなる英語力をはぐくんでいくことが重要であるため、児童生徒が学んだ英語を実際のコミュニケーションの中で生きた英語として活用できる機

会をより多く設けたいと考えております。2つ目は、困り感を抱える子どもたちへの支援の強化です。7月現在、市内の小学校で42名、中学校で79名の不登校の児童生徒が確認されており、本市の適応指導教室であるとよむ教室や各学校の校内適応指導教室において、児童生徒の居場所づくりや学びの場の提供、オンラインでの授業配信等を行い支援しております。しかしながら、その支援が届かない児童生徒も存在しております。困り感を抱く全ての児童生徒が安心して学んだり、体験学習のできる環境を整えるために学校や保護者、公認心理士、学校心理士等と連携・協力し、新たな支援策を講じていく所存です。その中で、先ほど長嶺吉起議員がお話されていたHADOやeスポーツの実施も私、個人的には有効ではないかと考えております。今後支援策を実施するためには、各地域の皆様のお力添えが必要となるため、皆様のご理解・ご協力をいただき、児童生徒が未来に向けて希望を持てるよう、本市教育大綱の将来像である「子どもが生きる夢と希望に満ちたまち」の構築を図ってまいります。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

Thank you very much. すみません。いつも会話するとき、英語でやっているものからです。教育長、本当に前向きな言葉を入れていただいて、ありがたいご答弁、本当にありがとうございます。まず、教育長のやりたいこととか、そういうところがあっても、そこは教育委員会として意見をまとめていただいて、また各学校現場ですか、そこに対する理解というところが段階としてあるとは思いますが、そこに向けて。多分、最終的に見ているのは、子どもたちのためというところは皆さん同じ思いだと思っておりますの

で、いち早く理解をしていただいて、子どもの多いまち豊見城の教育という分野の底上げというところに、また市長と一緒にやっていただけたらというふうに思いを込めまして、今回の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時25分）

再 開（11時35分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号8（9番）宜保安孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保安孝議員の質問を許します。

○（9番）宜保安孝議員 一登壇一

皆さん、城の風、宜保安孝です。

一般質問に入る前に、昨日那覇市のなは一とにおきまして、次の自民党総裁候補を選ぶ演説会がありまして、僕らは行けませんでしたが、何名か知り合いに呼びかけたら、皆さん、すごくいい会だったという話がありました。ただ、9名いるのでなかなか討論する時間がなくて、お互いの10分間の意見の述べ合いだったという話がありましたけれども、また時間を見つけながら私もしっかりと見ていきたいと思うのですけれども、司会が豊見城市、我が市出身の島袋大県連会長がやっておりました。その中で、今日の一般質問に関しても、市政と県政、国政というつながりが大事になってきますので、そういうのも含めて今後そういう連携もしっかりやっていきたいと思っております。

一般質問の順番を入れ替えまして、すみません、2番から先に2、3、4と行きまして、教育行政については最後でよろしくお願

ます。では、始めたいと思います。

(2)道路行政について。

①これまで要望してきた県道7号線沿いのデイゴの木の伐採についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和6年5月31日に当該路線を管理する沖縄県南部土木事務所と上田山川自治会長、市道路課、三者立会いの下、県道7号線沿いの伐採要望箇所を確認しております。沖縄県南部土木事務所に伐採のスケジュールを確認したところ、現在伐採作業を進めており、9月中で完了する予定と伺っております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

この件に関しましては、上田山川自治会、そして近隣小中学校のPTA会長、また近隣の事業所の方々より陳情もありまして要請しておりましたけれども、豊見城市のほうから県の要請だけだと、なかなか動きが遅いものがありました。そういう中で島袋大県議に現地を見ていただきまして、いい形でセッティング、県の担当者と市の道路課、そして陳情者ですね。陳情した中で、県としてはやはり予算をかけてやった植樹ですから、なかなか全部切ってもというのもありましたけれども、枝を切っても2か月たったらまた元の状態に戻るといふこともありますし、これは地域の安心安全の面を考えると、本当に信号もちょっと見えづらかったり、雨が降ったら暗いような状況がありましたが、今はもうほぼ90%ぐらいカットされておりますので、皆さん、気を遣って通ってみると分かると思うのですが、交差点はすごく明るくなっていると思うんですよ。すごくすっきりし

ている感じになっておりますので、残りの9月中で完了するというのは、もう少し郵便局の辺りのほうまで伐採されると思いますけれども、すごくいい環境になってくるのかなと思っております。本当によかったなと思っております。

続きまして、②市道25号線整備の進捗についてですが、これは役所から上田を通過して渡橋名に行く市道25号線ですけれども、その進捗についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道25号線整備事業につきましては、沖縄振興公共投資交付金事業を活用し、事業を進めているところでございます。現在の進捗としましては、用地・補償単価の各委託業務の発注及び地権者との交渉を行っているところであり、令和6年8月末時点で用地2件、それと物件補償3件の契約を締結しております。今後も引き続き、事業の進捗が図れるよう努めてまいります。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。北地区は完了してはいますけれども、中地区に関しては、なかなか整備が、まだ目に見えて分かりづらかったので、地域の方よりどうなっているかという話がありましたので、今回一般質問に入れましたけれども、つい最近、上田の公民館の向かい辺りが家が壊されたりとかというのがもう始まっていましたので、どんどん進んでいくのかなというふうに思っております。

続きまして、③ウフモー（広場）の物件補償というものに関しましては、近隣のアパートとか住宅だけではなくて、上田地域にある公園、またウガンジュとしても利用されているような、また綱引き、ラジオ体操もやるよ

うな場所ですけれども、そこも物件補償の対象になっているということであるのですが、自治会所有であっても財産的に誰のものかとかってなったときに、その補償がすごくやりづらくて棚上げしそうになったときに、これまでの様々な経験を生かしてうまく進捗しているように見えております。その中で上田自治会との協議状況についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

上田自治会との協議につきましては、市道25号線に関する事業概要や物件補償費などの説明等を行っており、令和5年度においては市役所にて自治会長と3回、また上田公民館へ出向き、自治会会員へ1回行っております。また、今年度につきましては、9月初めに自治会長及び副会長へ用地・物件補償の考え方や今後の方針について説明を行ったところでございます。おおむね自治会から事業に対する理解を得ていることから、引き続き契約締結に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。先日自治会長、また副会長のほうに説明がありましたけれども、もしかしたらまた臨時総会とかそういうことが開かれるときには説明を専門的にお願いしますというふうになると思いますので、そのときはまたよろしくお願いたします。

続きまして、(3)地滑り対策についてであります。昨年の6月17日に大雨がありまして、そのときに上田山川地域（おもと園の下）のほうなのですけれども、そこで地滑りが起きました。それについて、その後の対応策をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和6年6月17日に土砂崩れの通報のあった上田山川の斜面につきましては、当日に現場確認を行ったところでございます。沖縄県南部土木事務所にも連絡し、現場の確認依頼を行っております。沖縄県に確認したところ、当該箇所については局所的な滑りと判断しており、しばらくは経過観察を行い、今後については市からの情報に注意を払いながら必要な対応を検討していきたいとのであります。本市としましても大雨時等の際には、当該箇所も重点的に監視を行っていき、沖縄県と連携し対応していきたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。この6月17日の土砂崩れのときに、担当課ももちろん確認していると思いますし、地域の自治会長、また上田山川自主防災組織のメンバーが地域の家庭を回って、こういう状況ですというのを説明しながら、必要な方は避難をしてもらうというような状況がありましたけれども、あその後から何も進捗が見えないということで、台風が近づくとか大雨が近づくと、今日もまさにそういうタイミングですけれども、そのたびに僕らの耳に話が入ってきまして、あその後進捗はどうなっているのかという話があります。そこでよく言われるのが、今回地滑りを起こした場所とはまた別の場所、そのおもと園の真下のほうに当たる斜面を、2年ほど前に県の担当者が役所を通じて地域の方を集めて、そこをのり面工事、土砂崩れ対策をするというような話があったようです。今回地滑りの場所はそこからちょっとずれてしまっている状況があると思うのですが、まず再質問ということで、以前に県がこの件で地域説明会を

行ったと思うのですけれども、その件の進捗についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和4年10月13日に沖縄県南部土木事務所による指定予定区域の地権者の方へ、上田各区に地区急傾斜地崩壊危険区域指定に係る説明会を行っております。内容につきましては、急傾斜地崩壊危険区域の調査結果、区域指定についての説明及び区域指定後の対策工事の予定などの内容でございました。対策工事のスケジュールにつきましては、南部土木事務所へ確認したところ、令和6年度は調査、測量、設計を行い、令和7年度以降に工事着手予定と伺っております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。今年度、以前に地域説明会をしたことに関しては、調査、測量、設計を入れて、令和7年度に工事着手することですけれども、本当に前回説明したところのすぐ隣なんですね。2年前に説明したからそこだけはやったけれども、実際地滑りが起こったところそのままというわけにはいかないと思うんです。住民の方はそこが今は一番緊急的なことでありますし、実際その崩れた斜面、地滑りが起きたすぐそばの家ではなくて、道でいうと3本目辺りの住宅のほうが、もともとなかったような土の流れがあって、コンクリートの壁がもしかしたら押し倒されてくるのではないかという形で、水が流れてこないところから水が流れてくるといことで非常に危険性を感じております。それは先ほども言いました島袋大県議とも話は共有しておりますので、ぜひ道路課と、私もまた間に入りまして県との調整に入りますので、ぜひ市のほうからも強めに、以前の話

だけではなくて、今回の件も一緒に設計を入れてやってくれということ強く後押ししてほしいのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今回の地滑りの箇所につきましても、県と連携しながら早めに対策ができないかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

よろしくお願ひします。

続いて、(4)公園整備についてであります。

これも以前に質問したことでありますが、上田山川公園は小さな公園であります。高齢者が多く住む地域の公園で、急傾斜地のある地域ですので、車の免許を持っていない方々、おじいちゃん、おばあちゃんがいっぱいいる中で、買い物をするために例えばサンエー豊見城ウイングシティに行ったり、とみえ〜に行ったり、銀行に行ったりしますけれども、そこから歩いて帰るときに、そこに公園があつて休憩したくても椅子もないし、子どもたちは遊ぶこともできないし、地域には近くには保育園とかもありますけれども、本当に広場だけで何か遊具があつてもいいのではないかという話もありまして、地域からの要望というのは前からありました。そういう流れで経済建設常任委員会のほうにも請願がありましたけれども、その後の遊具設置の進捗についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

上田山川公園の遊具設置工事につきましては、令和6年8月5日に工事請負契約を締結し、現在工事着手に向け準備を進めている状況でございます。工事内容としましては、2

連ブランコを設置する計画であり、工期は令和6年12月27日までを予定しております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。先月、急傾斜の公園の坂道の階段を利用して雨どいを置いて、地域の青年団を中心に子ども会を含めて冷やしそうめん大会をやりました。多くの方に集まっていたいで、すごく喜んでおりましたけれども、そこでも多くの皆さんに「宜保安孝議員、いつになったら公園が整備されるのかね」という話もありました。先ほど12月27日という話がありましたけれども、せっかくなので12月24日までにはやっていただいて、クリスマスプレゼントになればと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、(1)教育行政についてであります。

①放課後講座のスケジュールについてお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

受験対策講座のスケジュールにつきましては、今定例会に補正予算を計上しております。補正予算が可決されましたら、公募型プロポーザル方式におきまして、実施事業者の公募を行い、事業者が決定した後に提案内容について学校と共有の上、各市立中学校の保護者の皆様宛に参加生徒の募集を行ってまいりたいと思っております。具体的な講座実施時期は、11月半ばごろの開始になる見込みとなっております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

今回の件に関しては、先ほど前定例会の話もありましたし、コロナ禍において授業数が足りなくなったということで、一定の役割は終えたけれども、やはり多くの保護者、市民

の方からの要望もありましたし、議会からも共産党を除く皆さんより要望があつて、それが議会で決議されてできることになりました。そういうことでは、本当に再開できて喜んだという話もありましたけれども、②この財源についてお伺いしたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

財源につきましては、こども未来基金の活用を予定しているところでございます。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

思いとしては次年度ももちろん継続してほしいという流れの中で、今回緊急的な形でこども未来基金になりましたけれども、一括交付金でそういうのも対応できるのかとか、いろいろな財源の取り方があると思いますので、その辺はまた研究してほしいと思うのですが、ただ、時期が時期なので来年また考えるのではなくて、予算要望であつたり、そういう中では早めに研究結果を出さないといけないと思いますので、その辺は教育委員会のほうでしっかりやっていただきたいと思っております。

最後に、③赤嶺美奈子新教育長、就任おめでとうございます。本当にこれからの豊見城市の教育行政を担っていく中で、教育長の目指す教育方針についてお伺いいたします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

宜保安孝議員、ありがとうございます。お答えいたします。

私の目指す教育方針について、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等、教育には様々な分野がございますが、本市の令和6年度施政方針にもございます「英語教育の強化」、「生きる力である課題解決能力の育成」、「マネーリテラシーの向上」、「コミュニティス

クール制度を導入した学校づくり」、「教員の働き方改革」等を教育行政として、学校長の教育方針を尊重しながら進めてまいりたいと考えております。特に英語教育においては、本年度よりアメリカンスクールとの交流を実施し、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育を推進しております。今後沖縄観光コンベンションビューローが誘致している海外からの教育旅行生と市内小中学校間で交流を行い、海外の同世代の子どもたちとの交流を通して、グローバル教育に力を入れていきたいと考えております。本市の教育理念である『「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育』を具現化するため、教育委員会全体で取り組んでまいります。また、宜保安孝議員が気にかけていらっしゃる伊良波小学校・中学校の大規模改修も、早い時期に終わられるよう取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

#### ○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

教育長、どうもありがとうございます。

今答弁の中で、沖縄コンベンションビューローが実際やっている海外からの教育旅行生との交流等もやっていきたいという話がありました。そういう中で市長のほうはもちろん肝煎りで、赤嶺教育長を任命したわけでありまして、私どもも説明を受けて、この方であればということで全会一致で新教育長が就任されましたけれども、先日市長といろいろ話をする中で、台湾に出張に行かれたときに、今後の豊見城市の目指す教育環境のことも含めて様々な議論があったと聞いて私もすごく関心があるのですけれども、市長が掲げる教育長に対する期待であったり、また特に前々市長の宜保晴毅元市長のときにも、台湾の新竹市との姉妹都市交流とかの話が流れる中で、

なかなかうまくいかなかったのですけれども、そのグローバル教育を目指すという中では、台湾などは本当に英語の先進地でもありますし、ただ、私は基本的には、日本人というのはグローバル教育と幾ら掲げても自分の基礎がないといけませんし、ですから国語の当たり前のことを当たり前にやりながら、やはり視野を広げる意味でのグローバル教育というのが大事だと思っています。そういう中でも、これまで例えば高千穂町であったり、美郷町、そして土佐清水市等はスポーツ交流であったり、文化交流、そういう流れでこれまでの戦争の経験を生かした中での交流がありましたけれども、今後はグローバル教育の中にそういうのを絡めてもいいのではないかという思いがあるのですが、市長の考えをお聞かせください。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

期待するところについては、教育長自ら答えていたとおり、英語教育を中心とした様々な教育行政においては、非常に期待をしております。今、宜保安孝議員から海外に対するグローバル教育を軸とした姉妹都市の締結とか、我が豊見城市は公教育というのは中学校までなのですけれども、その後には高校、それから大学と社会に通じるまでのプロセスは幾つかありますので、その大学への締結とか、それは姉妹都市の軸にしたりするよりさらにやりやすいと思いますので、もちろん台湾だけではなくて、今はハワイ州へ派遣する豊見城市青少年国際交流事業もやっていますので、幾つかゆかりのある地域をピックアップしながら、これは結べたらいいなというところについても非常に期待をしているところであります。

当然このグローバル人材を生むために海外だけを見ているかではもちろんなくて、当然地域に根差すという、豊見城市の教育目標の中にもある「ひと」という部分に関しては、地域行事、まさに先日の龕ゴウ祭もそうなのですが、これを知ることが絶対大事であって、この話は教育長ともよくやるのですけれども、地域を知った上で、我が豊見城市はこんなにいい地域、街なんだということを含めて、それぞれにあるいろいろな伝統行事がありますので、そこも学校教育の一つとして活用していただくということは赤嶺教育長とはよく話していますので、それも浸透すればいいなという期待値もあります。今、特に教育長の部屋に行くと分かるのですが、ご自身のデスクに日本の国旗が置かれております。「あっ、国旗置いているんですね」という話をしたら、もちろん我々は日本人だし、日本人として教育長の部屋には、もしかすると今後も多くの外国の方々がお越しになるタイミングがあるだろうと。そのときには我が国を自慢できるようなこととか、私たちは日本人である。日本の中の豊見城市であるということ認識するためだということを知ったときがあって、今宜保安孝議員がおっしゃるとおり、しっかりその根幹はあるなというふうに認識したところなので、日本人として外に出ていくということを知った上での人材育成ができていくとすごく期待しております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

教育長も再度、思いがありましたらよろしくをお願いします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、地域のことを知っていて、日本人としてのベースを知っていてこそ、

海外に発信できると思うんですね。先週、地区のスピーチコンテストがありまして、地区内の中学生が英語のスピーチで自分の思いを伝えたのですけれども、その中で豊見城中学校の生徒がハワイへ交流に行った際に、交流に行きって県人会の人たちの家にお世話になると。そのときにハワイの方たちは三線も弾く、方言もしゃべれる。自分は何も伝えることができない。なので、自分たちを知ることとはとても大切なんだという、そういう内容のスピーチを行っていました。この子が優勝したのですが、今度はまた県大会のほうに行きます。そういうことも踏まえて、自分たちを知ることによってグローバル教育というのは進めていきたいと、私のほうもいつも市長とお話をして考えております。

さらに、年末年始、旅行なのですけれども、台湾のほうに私行ってまいります。そして何人かの校長先生とお会いして、毎年沖縄のほうに修学旅行で彼らはいらっしゃるので、ぜひ豊見城市にいらしてほしいというお話をしてくる予定でございます。今後市ともし姉妹都市を結ぶ方向であるのでしたら、姉妹学校というものも結びまして、将来、ゆくゆくは本当に1時間ちょっとで行ける海外なので、議員のおっしゃるとおり、英語教育もかなり進んでおります。中学生の子どもたちが修学旅行で行き来できるようなシステムがつけられたらと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

何か私が聞こうと思ったことを全部答えられましたね。市長にも答えていただきました。その中で学校対学校の交流というのもぜひ進めてほしいという話をしようとしたら、本当に今教育長からうまく言ってくれましたので、本当によかったと思っています。

今日は一般質問2日目ということで、私は3番目ですけれども、職員の皆様の働き方改革を含めて、また台風対策もありますので、早めに終了したいと思っております。どうもありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時01分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号9 (2番) 宜保龍平議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。城の風、宜保龍平でございます。

一般質問に入る前に、ちょうど先週行われました龕ゴウ祭、皆様のご理解とお力添えがあって、無事大成功で終えることができました。それも教育委員会文化課をはじめ、本当に朝から夜遅くまで記録を撮っていただき、本当にありがとうございます。12年後にも生かせるようにしっかりやりますので、本当にありがとうございました。そして市長、ヘーイ棒と一緒に議長と3名でやっていただき、ありがとうございます。一回しか練習していないのにあれだけできるって、さすがセンスマンだなというふうに思いました。あと議長、一緒にタンカー棒、本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。また12年後も一緒にやりましょう。朝、要正悟議員が何かネガティブな発言をされていたということだったので、私が許しません。

それで、(1)龕ゴウ祭についてに入らせていただきます。

12年に一度の龕ゴウ祭が去る9月11日に行われました。この250年以上の歴史を持つ伝統行事を無形、もしくは有形文化財として指定できないか、本市の見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

高安の龕ゴウ祭は、250年以上の歴史を持つと言われていた本市を代表する地域の伝統行事であります。龕ゴウ祭、そして龕本体も本市の歴史文化を語る上で欠かすことのできない、重要かつ貴重な文化財であると認識しているところであります。去る9月11日に行われました龕ゴウ祭は、朝9時の御願に始まり、龕を担いでの道ズネー、龕屋前での奉納、演武など、午後5時頃に龕を納めるまで、多彩な内容の行事となっております。龕ゴウ祭の成功と文化の継承に地域が一体となって取り組む姿は、とても深く印象に残るものであります。教育委員会では、文化課を中心に龕ゴウ祭の映像記録、写真撮影等を行っております。12年後となる次回開催時に、こうした記録が役立つものだと考えているところであります。

さて、議員ご質問の文化財指定につきましては、まずは行事の主催者であります高安自治会の文化財指定に関する意向などを確認してまいりたいと思っております。なお、文化財の指定に当たりましては、市指定文化財の例となりますが、有形・無形を問わず、文化財を所有、保持する方などから指定申請書を教育委員会へ提出いただき、教育委員会は有識者等で構成する市文化財保護審議会へ諮問いたします。審議会が調査・審議された答申を経まして、教育委員会が指定・告示をする

とともに、所有者等へ指定書等を交付することが一連の手續となっております。高安の龕ゴウ祭の継承につきましては、12年に一度の開催であること、多彩な内容を継承していることなどを鑑みますと、大変なご苦勞があると認識しております。教育委員会といたしましても、市の代表的な伝統行事を後世へ継承するためにも、地域の皆様と共に文化財指定に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

非常に前向きな答弁、ありがとうございます。

この質問の中には、有形、もしくは無形というふうに質問させていただいているのですが、饒波の龕でいったら有形になってくると。これは祭りなので無形になってくるのかと思うのですが、両方の登録というのは可能なのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市文化財保護条例第2条の各号におきまして、文化財の定義が定められております。無形文化財は、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上、または技術上の価値が高いものと定められております。県内では、伝統舞踊や伝統音楽といった芸能、紅型や織物などの工芸技術、空手などの古武道などが無形文化財として指定されております。一方で、衣食住、生業、信仰、年中行事に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で市民生活の推移の理解のため欠くことのできないものを民俗文化財と定義しております。同条例第32条では、民俗文化財のうち有形のものを有形民俗文化財、無形のものを無形民

俗文化財として指定することができるかとされております。他市町村では、豊年祭や綱引きといった年中行事は無形民俗文化財として指定されております。同条例に基づき龕ゴウ祭は無形民俗文化財、龕本体につきましては有形民俗文化財として指定が可能だと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。

そこで、自治会の方が気になっているところが、この無形民俗文化財・有形民俗文化財も含めてなのですが、これを指定することによってどういう意義があるのかというところを気にされておりますが、その辺についてはいかがですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

指定された文化財が本市の歴史文化を語る上で欠かせない、特に重要かつ貴重な文化財であることを市内外に広く示すことで、地域への愛着や誇りの醸成につながり、文化財としての龕ゴウ祭を後世へ継承・伝承していく思いが高まることが期待できるのではないかと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。

自治会としては、これを今すぐ文化財に指定するのかどうかというその前に、これは文化課になるのですか、議論がしたいということで、中身を詰めたということをおっしゃってございました。やはり地域の意向というのが重要になってくると思うのですが、そういう場をもし設けていただければ設けていただきたいと思うのですが、改めてどうですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

議員の貴重なご提言、ありがとうございます。早速文化課のほうには話をし、高安自治会の皆さんと文化財指定に向けた諸課題があるのであれば議論をさせていただいて、次回の12年後には確実に文化財に指定する形で歩を進めていければというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございました。ぜひお願いをしたいと思います。

この質問の最後に、市長も副市長も教育長も、そして議員の皆様も、多くの皆様方が龕ゴウ祭に注目していただいて、自治会の頑張りもそうなのですが、皆様のおかげで終わることができました。本当に感謝しかありません。本当にありがとうございました。また、12年後もしっかりとこの伝統行事を継承できるような形で進めていきたいと思っておりますので、そのときにはまたお力をお貸しいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、(2)に移ります。教育行政についてでございます。

①これまで何度もフッ化物洗口について質問を取り上げてきたが、新教育長の見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えします。

過去に本市の小学校におきまして、集団フッ化物洗口を行った経緯があり、担当課において再開に向けて取り組んでいるということで認識しております。学校において集団でフッ化物洗口を実施することは、家庭環境によらず、全ての子どもに効果的な予防を実施し、効果を得ることができるため、健康格差

の縮小につながるものと理解しておりますが、事業を実施するためには、学校現場や保護者の理解を得ることが必要不可欠であるものと考えております。学校における集団フッ化物洗口の実施の必要性をご理解いただき、同意が得られるよう、教職員の負担とならないような洗口の実施及び継続的な実施のための予算措置の確約があるのであれば、推進していくべきであると考えております。また、赤嶺教育長が就任の後、教育部内でも調整はしておりますけれども、教育長も同様なお考えであることは確認しているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

教育長が新しく就任されて、私個人的にはずっとフッ化物洗口は必要だと、重要だと。子どもたちの虫歯は喫緊の課題だという形で訴えてまいりました。この虫歯がそしゃくとか学習とかにも影響がありますし、何と言っても体にも悪い影響を与えてしまうというのが虫歯で、沖縄県の虫歯率は全国でワーストということもありまして、学校現場の方々のやり取りというのも十分理解はしているところでございますが、今回の質問の趣旨は、新教育長も同じ認識で進めていくということで大丈夫でしょうか。お伺いします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

宜保龍平議員、ありがとうございます。お答えいたします。

沖縄県保健医療介護部健康長寿課が今年の4月15日にホームページ上で、県の歯科口腔保健の現状について掲載されている資料によると、令和4年度年齢別虫歯のある者の割合及び未処置歯が割合が、3歳から17歳の虫歯の保有、虫歯の未処置、いずれの年齢も全国の約2倍となっております。しっかりとした歯磨きに加え、フッ化物洗口が虫歯予防には

大変効果的だという医師からのお話も直接伺ったことがあります。長時間を学校でお預かりしている子どもたちの健康面は、口腔衛生も含め支援していくことは大変大切なことだと捉えております。と同時に、最前線で子どもたちをサポートする先生方の労力などを含め、学校側と協議を重ねる必要があると思っております。教育における健康施策は、学校、家庭、そして教育委員会が協力し合っ  
て進めることが何より重要です。今後も引き続き各関係者と対話を重ね、現実的で持続可能な方法で推進してまいりたいと思っております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

非常に前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ頑張ってください、子どもたちの虫歯を一刻も早く減らせるような形で取り組んでいただければと思いますので、よろしく願います。

次に、②新教育長は英語に特化した児童生徒への教育についてどのように考えているのか見解を伺います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

ありがとうございます。お答えします。

英語に特化した児童生徒への教育につきましては、市長が政策でも重要視しており、インバウンドの増加や海外企業の県内進出を鑑みても重要な取組だと考えております。現在、市内の中学生14名を毎年ハワイへ国際交流団として派遣し、夏休みには英語を集中的に学ぶイングリッシュサマースクールを実施しており、今年は56名の中学生が参加しています。加えて今年度より、英語検定の半額助成、英語の表現力向上を図る音読訓練システムの導入、さらにアメリカンスクールとの交流学习が行われます。イングリッシュサマースク

ルにおいては、年々子どもたちの需要が増えており、英語学習への関心の高まりを痛感しております。また、アメリカ総領事館とのさらなる協働で、子どもたちが多くの外国人と直接的な英語によるコミュニケーションが図れるようプログラムを作成しています。次年度以降、ハワイへの国際交流やイングリッシュサマースクールに加え、沖縄にいながら異文化体験とコミュニケーションスキル向上のためにインターナショナルスクールでの体験学習、そして海外から教育旅行で沖縄を訪れる児童生徒と交流学习などを英語教育に加え、心豊かでたくましく創造性、国際性に富む児童生徒の育成に取り組みたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

非常に素晴らしい答弁だったと思います。これは私が去年でしたか、一般質問のときに言ったのが、もちろんペーパーで勉強するのは大事なのですが、実際私は英語がだめだったので中国語を勉強したんですね。そのときに一生懸命中国語をペーパーで勉強するのですけれども、いざ中国人を目の前にしたらしゃべれないんです。分かってはいるけどしゃべれないと。向こうから何か言われても返し切れない。そういう経験をしたときに、やはり使っていないと身につかない。ペーパーでは100点取るけど、コミュニケーションが取れないとなったら本当に本末転倒とい  
いますか、すぐもったいないので、そういうコミュニケーション、英語を使うという場面を増やすべきだと思うのですけれども、その辺は教育長としてどういう認識なのか教えてください。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、座学で学んだことをどこかでアウトプットする機会がないと、自分自身の中に落ちないんですね。中学校3年生までに英検準2級とかを取っている子どもでも、夏休み期間中にアメリカにホームステイに行ったとして、なかなか最初はうまく出てこないんですね。やはり訓練して相手がいるからこそ、このアウトプットを多くやることで段々その……、これは英語科では通じるのですが、スイッチみたいなのが入ってきて、自分の中でためられた英語力というのがアウトプットできるようになるんですね。それを中学校、小学校で多くの機会を子どもたちに与えて、躊躇なく英語をしゃべる気持ちと態度を育てていきたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

まさにおっしゃるとおりであると思います。そういう英語を使うという場面も増やしていただき、もちろんペーパー、基礎というのは大事なので、そこも含めてやるとよりよい、本当に世界に羽ばたいていけるような英語力というのが身に付くと思いますので、同じ認識でよかったです。ぜひ子どもたちのため、英語教育をしっかりとやっていただければと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

次、③沖縄県知事に対して、去る6月議会にて学校給食費無償化について市議会全会一致で意見書を提出しました。県とどのような調整を行っているのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

沖縄県による学校給食費の無償化に向けた調整状況につきましては、9月2日に市町村に対しての説明を受けたところでございます。その説明会におきまして沖縄県は、学校給食

無償化に向けた第一歩として、令和7年度から中学生を対象に市町村の定める給食費保護者負担額の2分の1の補助からスタートしていくという説明がございました。また、さらなる拡充や小学生への補助につきましては、効果検証やそのときの財政状況、国の動向を踏まえ検討していくと説明されております。なお、補助基準となる給食費保護者負担額につきましては、市町村が条例、規則、規程、要綱等で定める額としておりますが、要保護・準要保護といった就学援助対象者は補助の対象外と伺っております。それ以外の事項では関係部署と調整中としている事項も多く、今後も沖縄県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

これは沖縄県知事が突発的にというか、発表したときは手挙げ方式で市町村は求めていたものを、2分の1相当額を市町村に補助としてやりますのでという形へ変更になったという経緯があるかと思ひます。ある意味、この2分の1の補助というのは決定ということで理解してもよろしいのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時49分）

再 開（13時49分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

県としては半額助成というところを、半ば決め打ちという形で発表しておりますが、本市といたしましては、これまでどおり全額助成をしていただけるように、担当部署を含めて要請をしているところであります。ただ、

現実的には、中学生の半額助成という形で県は助成をしていくものだというふうに理解をしております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。6月定例会に豊見城市議会が意見書を提出して、その中身の思いとしては、この2分の1の補助によってばらつきが出るのではないとか、格差が出るとか、豊見城市は何で2分の1を出さないで中学生の給食費を全額無償にしないんだとか、そういうことが起きないように、まず知事の公約でもありますから、しっかりと沖縄県が責任を持って、段階的というんだったら中学生をまず無償にすべきではないかという意見書を全会一致で提出しております。もう一つは、国がどうこうとあったのですが、もちろん国にも求めながら、国がその面倒を見るまでの間は沖縄県で責任を持ってやってくださいという思いも、この意見書の中に入っております。そういう格差とか、いろいろそういう問題については、当局としてはどのような見解を持っているのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

沖縄県が示す給食費一部助成の考え方につきましては、これまでも市長会や市議会議長会からも地域間格差が生じないよう、沖縄県が全額助成するよう要請されているとおり、制度の一定程度的見直しが必要な内容だというふうに認識しているところでございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ちょっと話を戻すのですけれども、そもそも何で中学生の2分の1というふうになったのかという部分において、沖縄県がアンケートを取っていると思うんですね。なぜ中学生になったのかという経緯を教えてください

いです。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

沖縄県のお話しになられている実施アンケートによりますと、高校進学のために必要な費用、中学校進学のために必要な経費、部活動費の項目で費用負担を感じている家庭が多かったとされております。その他の項目としては、習い事に必要な経費、学用品の購入費の項目があり、習い事に必要な経費については2番目に高い負担感が挙がっております。そのような中で、中学生ということで組立てがなされたものと理解しております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

私もそのアンケートを確認させてもらったのですが、習い事に必要な費用とか、高校進学とか中学進学というのが入っていて、もちろん入っていたらそこに回答するはずなんです。肝腎のこの小学生の部分が一切入ってなくて、ただ、次のページを見ると小学生も中学生も同じように負担に感じているというパーセンテージが出ております。だから、本来中学生だけとかじゃなくて、小学生の保護者も負担を感じている部分においては、何かすごく違和感を感じるこのアンケートについて、やはり知事の公約である「誰一人取り残さない」という言葉を多く使っているのに、中学生、しかも2分の1というところに非常に違和感を感じる次第でございます。この2分の1についてですが、これは多分補助があるだろうと想定をして、どうしていかなければならないということ、まずシフトチェンジしないといけないというふうに思う中で、今中学生の給食費の中に市独自で保護者支援事業でやっている支援がありますよね。そこも含めての2分の1なのかとい

う部分を、分かれば教えていただきたいです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時54分)

再 開 (13時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えします。

この部分はちょっと分かりにくいところがありますけれども、まず県の助成の制度、今回の仕組みについては、中学生に係る給食費の保護者負担分の半額相当額を助成しますというだけの仕組みでありますので、本市が幾ら助成しているかということにかかわらず、基本的にトータル、助成額も加えた額が給食費になっていきますので、そのうちの半額が来るものだという理解をしているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。では、2分の1補助があるということを想定して、物価高騰も含めて、先ほど言った小学生の保護者の負担もというところで、安易に中学生だけ2分の1下げるのではなくて、そういう形で何かしらの支援に回したりという、そういう検討というのは可能なのですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点では詳細について決まっておられませんので、お答えすることは難しい状況ではありますが、県の補助の仕組みからいたしますと、中学生の半額分、中学生の要保護・準要保護を除いた児童生徒数の半額について助成すると言っております。それが保護者の軽減につながるのであればいいという判断をしております

ますので、そのやり繰りの中で小学生の保護者の皆さんの負担の軽減を図ることも理論上可能だと思っています。ただ、どのような形が可能なのか、財政負担がどれくらい増えるのか。それは財政上の制約もございますので、今後鋭意担当部署で詰めながら、早い時期にお示しできればと思っているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ぜひそこは検討していただきたいと思えます。

市長、この辺はいろいろ担当部署とのやり取りがあると思うのですが、そこはしっかりと、どういう形で保護者の負担を軽減していくんだというのは真剣に考えていただきたいと思えますので、市長、よろしくお願ひしたいと思えます。この件は以上です。

(3)に移ります。海外姉妹都市交流について。

①海外との姉妹都市交流について現時点での市長の見解を伺いたいと思えます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、本市は国内の3自治体、美郷町、土佐清水市、高千穂町と姉妹都市締結を行っておりますが、海外姉妹都市締結を行っている地域、海外自治体等はございません。海外との姉妹都市交流につきましては、現時点では姉妹都市を締結している自治体はありませんが、国際的視野を広め、友情を深め、国際化時代に対応し得る青少年を育成することを目的に、アメリカ合衆国ハワイ州に本市の生徒を派遣する豊見城市青少年国際交流事業を通して、在ハワイ豊見城村人会の方々を中心に交流を育んでいるところです。また、今年5月には、本市において台湾と本市の中学生が

バスケットボール大会を行い、来年度以降の定例化の意向の声もいただくなど、新たな国際交流の萌芽が見られます。海外の自治体をはじめとする団体等との国際的な友好関係を構築することは、人的にも経済的にも重要であると考えております。本市が先頭に立ち、市民、とりわけ若い世代が異文化と触れ合う機会をつくることは、未来の担い手をグローバル人材へと育成することに非常に有用であると考えておりますので、海外姉妹都市締結についても鋭意検討してまいりたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ぜひ検討をしていただきたいと思っているのですが、一つだけ確認で教えていただきたいのですが、この姉妹都市提携をするに当たって、何か豊見城市の中の規定とか、例えば審議会を開かないといけないとか、そういうものはあるのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時59分）

再 開（14時00分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

お互いの姉妹都市提携を結ぶに当たっては、市民はもちろん、全体的な関係性の醸成が必要になってくると思います。手続等については、今資料を持ち合わせていませんので分からないところなのですが、いずれの機会に説明していきたいと思っています。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。

恐らくですが、ほかの自治体を見ても、そ

ういう提携委員会等の組織とか、そういうものが見当たらずで、豊見城市はあるのかなと思って、ちょっと確認で聞いたので、すみません。ありがとうございます。

この姉妹都市交流をするに当たって、国際平和の貢献とか、多文化共生社会の実現とか、地域振興等グローバルな未来の人材育成のプラットフォームをつくれるという、そういう意義がある中で、今定例会、ハワイとか台湾とかというふうに出ているのですけれども、姉妹都市交流をすることによって、そういうグローバルな人材育成も含めて、もしかしたら販路拡大とかというのにもつながっていくと思っておりますので、ここは非常に重要ではないかと思っております。いろいろ調べていたのですが、いろいろな市町村が海外との姉妹都市交流を結んでいる中で、例えば南城市で言えば、南城市は中国と提携しているのですけれども、提携の理由が、沖縄県で開いた料理フェアがあったらしくて、そこに中国のトップの方と南城市長が会談の際にいろいろ交流を図っていったという中で、南城市の中学生が中国に行って交流研修を開催したことで、こういう経緯があって姉妹都市交流の提携に至ったという、そういうのがあるんですね。何が言いたいかということ、やはりきっかけはもうつくっていると私は思っているんです。ハワイもそうですし、台湾もそうですし、このきっかけをトップ判断でもいいですし、この国と姉妹都市交流をやるんだという思いがあって、そこで我々議会とか市民とかに幅広く周知してやるという方法もありなんじゃないかというふうに思っているのですけれども、だから、あえて市長に今回この見解を伺いたいというふうに質問しているのですが、市長、その辺についてはどうですか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今、総務企画部長が説明したとおりの考えで間違いないのですけれども、それに加えて、宜保龍平議員の思いがありますので、再度お答えさせていただきたいと思うのですが、おっしゃるように教育交流だけではなくて、経済交流も大いに図れるものだと思っています。なので、今定例会でもハワイと台湾というワードは出てきているのですが、そこに向かって早い時期に私も結びたいという、個人的な意向はあります。もちろん市民の皆様をはじめ、議会議員の皆様にも丁寧な説明、こういう理由があつてということを含めて、我々も以前から長いお付き合いである宮崎県美郷町と宮崎県高千穂町と、それから高知県土佐清水市がありますので、そこももちろん大事にしながら、どういうきっかけがあつて結んでいくんだというのをご理解の下、締結していきたいと考えています。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

市長、ぜひそこは進めていただいて、私個人的には、姉妹都市交流を締結する際は、歴史的に何かつながりがないとできないのかなというふうに思っていたのですけれども、たまたま交流して、そこからつながっていったという事例が結構多いものですから、そういう市長の思いを前面にそういう形でぶつけていただいて、そうすると結局思いが一つになって、そういう姉妹都市交流を締結して、幅広い交流につながるのではないかと考えております。ぜひそこはお願いしたいと思いますので、教育長も含め、よろしくお願いします。私はできると思っているんです。なので、あとは本当にやるんだという気合だけだというふうに私は思っておりますので、ぜひ市民

のため、そして子どもたちのためにご尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

②市の鳥制定後、海外との交流、サミット等を提案してきたが、現時点での取組状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市の鳥「クロツラヘラサギ」を介した海外との交流、サミット等の実施については、現時点において取組を進められていないのが現状です。クロツラヘラサギの活用の取組といたしましては、市の鳥として多くの市民に知っていただくために、市広報紙、市ホームページ、また市の封筒へキャラクターを掲載するなど、周知を引き続き行っているところであります。また、市内小学３年生、４年生の副読本「わたしたちの豊見城市」において、令和６年度より市の鳥「クロツラヘラサギ」を掲載し、小学生に対しても周知を図り、認識されているものと考えております。少しずつではありますが、市内の機運の醸成を図ることができると考えておりますので、さらなる市民等の機運の醸成が必要であると考えております。市の鳥を活用した海外との交流、サミット等につきましては、今後市民等の機運が醸成するなど、時が熟した際に検討が図れればと考えておりますので、ご理解いただくとともに、引き続き宜保龍平議員のお力添えをいただきたいと思います。さらなる市民等への市の鳥の周知等に努め、さらなる機運の醸成を図っていきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

この質問も姉妹都市交流につながってくるのですが、クロツラヘラサギは世界の６割が台湾に飛んでいるんですね。機運を高めてか

らやるとかではなくて、姉妹都市交流を重ねていく上で、「実はクロツラヘラサギは我が市の鳥に制定しているんです」とかという、何かしらきっかけというものが生まれてきて、そこで宮古島みたいにサミット会議を行って、子どもたちのお互いの総合学習につなげたりとか、クロツラヘラサギはシンボルの鳥なので、そういう形で何かしらの経済効果とか、観光にもつながるといふふうにこれまでご提案させていただいて、市長が就任して、令和5年2月に市の鳥を制定させていただいたのですけれども、来る2月で2年になります。市の鳥を制定して終わりかというふうに私も言われたくないですし、市長の時代で制定してもらったので、ぜひクロツラヘラサギを市の鳥として活用してほしいんだというその思いも酌み取ってほしいなと思うのです。市長、どうですか。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

機運醸成ということも一つの手段だと思うのですが、今おっしゃるように宜保龍平議員の提案を受けて、私が台湾に行くなり、もしくは台湾の代表の方々がこちらに来るタイミングであったり、お会いする機会、そのときには「実は知っていましたか、私たちは市の鳥を制定させていただいて、それがクロツラヘラサギである」ということを私のほうから訴えかけさせていただいて、そこから広がる展開というのはどう転がるか分からないのですけれども、その辺を中心にしながら、きっかけとしてはやっていきたいと思っております。

#### ○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

市長ありがとうございます。それを言ったからといってすぐにどうこうという話でもな

いというのは理解しています。ただ、この質問を続けていく中で、ずっと答えが機運の醸成、周知徹底とかというものばかりでしたので、そうではなくて、せっかく制定したのであれば、今日の質問は海外をメインでしゃべっているのですけれども、別に日本中にもクロツラヘラサギは飛んでおりますし、何かしらそういう部分においてきっかけづくりというか、やっていただいて、そこから生まれる。私はクロツラヘラサギが我が市の起爆剤になるというふうに心から思っているのです、そういう私の思いというか、そういうものを酌み取っていただいて、ぜひしっかりと活用させていただきたいと思います。漫湖水鳥湿地センターの周辺、漫湖はラムサール条約にも登録されている川でもありますので、そういう中でラムサール条約の3つの柱の保全再生とか、賢明な利用とか交流学习、この3つの柱をしっかりと生かしながらというか、クロツラヘラサギを活用しながら、保全とか学習とか観光とかにつなげていけたら本当に最高だなというふうに思っておりますので、教育長、その辺は学習とかにもつながっていきますので、ご認識していただいて、このクロツラヘラサギを広めていただければと思います。ちょっと長くしゃべり過ぎたのですが、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

—— 通告番号10 (18番) 楚南留美議員 ——

#### ○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

#### ○ (18番) 楚南留美議員 一登壇一

こんにちは。楚南留美でございます。本日最後の一般質問になります。早速ですが、通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) 市民の安心・安全について。

去る6月11日から6月19日にかけて、沖縄

本島地方では梅雨前線が停滞し、6月14日午前10時半、気象庁は、豊見城市付近で1時間に約110ミリの雨を観測したとして、記録的大雨情報を発表いたしました。市内におきましても、多くの被害が確認されたものと認識しております。改めまして、豪雨災害に遭われました市民の方々へ、謹んでお見舞い申し上げます。

①6月11日から6月19日にかけての集中豪雨に関する市内での被害状況についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

6月11日から19日にかけての大雨時において市に報告されている被害状況は、床上浸水が7件、地滑り等の土砂災害が9件、また市内各所において道路冠水が発生しました。そのうち市道7号線、市道13号線など4か所において通行止めの措置を行っております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

②字我那覇「下原雨水幹線」について。

(ア)字我那覇「下原雨水幹線」の浸水被害状況についてお伺いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

去る令和6年6月14日、沖縄本島地方に梅雨前線が停滞し、1時間に約110ミリの災害級の大雨となり、市内の至るところで道路の冠水や水路の氾濫が起り、住宅への浸水被害などが発生しております。字我那覇地域につきましても、浸水被害に遭われた地域の方から連絡を受け、令和6年6月17日の現地の確認及び当時の浸水や被害状況について、3

件の方から床上浸水があった旨のお話を伺っております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。3件の方から被害状況についてお伺いしたということなのですが、もう少し詳しく、どのような被害状況だったかということをお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時15分)

再 開 (14時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

地域の方から、こっちに水路を渡している床版橋があります。その床版の橋のほうにガードレールが設置されております。そのガードレールとの間に隙間がありまして、この隙間を埋めるとか、高くできないかというような話がありました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時16分)

再 開 (14時17分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

被害状況といたしましては、道路側で約90センチの冠水があったということと、隣接する駐車場に車を止めていたということでありました。この車が廃車になったというような被害の話は伺っております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

(イ)字我那覇下原雨水幹線について地域の住民から治水対策を徹底するようとの声を多く聞くが、市の対応をお伺いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

字我那覇・名嘉地地域につきましては、以前から大雨の際に冠水や浸水等の状況が確認されたことから、平成25年度より、当該地域の冠水や浸水被害の解消、軽減を図る目的で、対策検討業務を行っております。多くの課題を整理する中で、平成27年度には一部のボックス改修工事に着手し、平成29年度には対策設計業務に取り組み、令和4年度からは県道231号線から下原雨水幹線の上流側延長約285メートルの間における対策改修工事に着手しており、令和10年度の整備完了を目指し取り組んでいるところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。我那覇自治会長名で請願書が市長、また議長宛てに届いているかと思えます。先んじて私も現場を拝見して、実際に被害に遭われた方からお話も伺ったり、あと動画も拝見させていただきました。担当課におかれましても、当然現場のほうも確認していただいていると思えますので、地形もお分かりだと思いますので質問させていただきたいのですが、排水路に架かる橋梁がございまして、その壁に壁高欄を設置することができないか、ご見解をお伺いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

排水路の設置されている橋梁、床版と言いますが、それにつきましては進入用通路として個人で設置した占有物であり、維持管理も個人で行っております。仮に橋の壁面

を高くした場合、大雨での水圧により隣接する個人所有のブロック塀への影響も考えられることから、現在のところ、そのような計画はございません。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

ではもう一つ、橋梁、橋の部分からもう少し下流側に行きますと排水路の形状がクランクと申しますか、ちょっとカーブになっているところがございます。地域の方からは、そこも氾濫する原因の一つではないかというご指摘がございますけれども、そちらに関してのご見解をお伺いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

今現在既設排水路、先ほども答弁しましたように工事を行っております。この下原幹線の工事の断面が約1.6倍になりますので、整備完了後には浸水被害については解消されるというシミュレーションが出ておりますので、このクランクの曲がったからの理由ということではないと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。今後また同じような状況が起こり得る可能性が十分にあるということをお考えますと、市民の安心安全が最優先、また現在行っています対策改修工事が令和10年度の工事完了ということですが、一年でも一日でも早く完了させる必要があると思えます。ここは予算に関わることとなりますので、市長にお尋ねしたいと思えますけれども、予算を増額してでも対策工事、改修工事の完了時期を前倒しすべきだと思えますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

今議員がおっしゃられるように早期事業、効果を上げるために、令和7年度からは事業費を増額要望してまいります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひその際には、市長よろしく願いいたします。市民の安心安全が第一でありますので、一日でも早い工事完了を目指していただきたいと思っております。

③字与根「市道189号線」及び「市道200号線」沿いの農業排水について。

(ア)字与根「市道189号線」及び「市道200号線」沿いの農業排水路における浸水被害状況についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道189号線から市道200号線沿いの農業用排水路について、令和6年6月の集中豪雨時に現場を確認したところ、市道200号線が一部冠水しているのを確認しております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。こちらは以前から浸水被害が確認されて、地域の方からは幾度となくご相談が寄せられております。6月14日の大雨による浸水後、排水路のバキュームにつきましてはすぐにご対応いただきましたことを、まずは感謝申し上げたいと思っております。しかしながら、根本的な改善がなされていないというのが現状であります。

(イ)字与根市道189号線及び市道200号線沿いの農業用排水路について補正予算もしくは、令和7年度当初予算で対策費（土木工事等）を計上する考えがないか、ご見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

冠水への対策といたしましては、排水路に

おける土砂等の詰まりを取り除くための浚渫及び土砂流出防止の取組に関する市民への周知に加え、排水路の拡幅工事につきましても、令和6年度中において対策を講ずるべく、このほど事業者へ工事の発注を行ったところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

(2)難病の子どもの支援について。

2014年に難病の患者に対する医療費に関する法律、難病法が成立し、今年で10年になります。難病とは、原因が分からず治療法も確立されていない病のことで、長期間の療養が必要となります。今回は市民からのご相談内容を踏まえ、子どもの難病に視点を当て質問をさせていただきたいと思っております。子どもに指定されている難病には、722疾病が挙げられます。心臓や腎臓の病気、小児がん、糖尿病など様々な疾病を抱え、治療に向き合いながら生活をしている子どもは全国で14万人以上いると言われ、また日常的に医療ケアを必要としながらも自宅での生活を余儀なくされている子どもは約2万人いるとも言われております。

①本市の子どもの難病患者数についてお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

障がい長寿課において、子どもの難病患者の正確な人数については把握しておりませんが、南部保健所において小児慢性特定疾病に罹患している児童などに対する小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している豊見城市内の二十歳未満の市民の数は、令和5年3月末時点で157名となっております。この小児

慢性特定疾病医療費助成制度は、小児慢性特定疾病に罹患し、当該疾病の状態においても児童福祉法の規定に基づき定める18歳未満の児童などが対象となり、継続が認められる場合は最大で二十歳の誕生日前日までが対象とされます。小児慢性特定疾病として認定されている疾病には、指定難病とされているものも含まれますことから、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数が本市の子どもの難病患者数の実態に近いと思われます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。少なくとも本市に157名いらっしゃるということですよ。

難病を抱え、ほかの方法では栄養を摂取できないお子さんにとって、特殊ミルクは命を守るために欠かすことのできないミルクです。

②命を守る「特殊ミルク」を無償提供できないか伺います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

特殊ミルクとは、先天代謝異常症やアレルギー疾患など、対象となる疾患に応じて栄養成分を調整した医療用のミルクのことで、医薬品・登録品・登録外品・市販品の4種類に分類されます。医薬品に分類されている特殊ミルクにつきましては、医師の処方箋により購入するものです。このミルクは、小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となっており、制度を利用している小児の場合はミルク代金の一部を国が負担することとなります。また、登録品及び登録外品のミルクにつきましては、医師が特殊ミルク事務局に申請し、承認されますと国の助成やミルクを製造しているメーカーの負担により無償で提供されます。こちらも二十歳未満が対象となります。最後に、市販品についてでございますが、こちらは自

費での購入となります。議員お尋ねの特殊ミルクの無償提供については、特殊ミルクを必要とする子どもの難病患者の多くは医薬品や登録品、登録外品の特殊ミルクを利用することから、現時点においては、本市独自による市販品の特殊ミルクの無償提供については検討しておりません。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

本市独自による無償提供は検討していない。非常に厳しいご答弁ですね。

では、特殊ミルクの助成を行っている市町村があるのか伺います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

沖縄県においてはございません。他県においても事例はほとんどなく、私どもが把握できましたのは、熊本県五木村が子育て支援として、乳幼児特殊ミルク代助成金を実施している一例のみでございました。こちらは満2歳未満の子に月額1万円を上限として、ミルク代金の2分の1の額を助成するものとなっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。熊本県五木村では、満2歳まで無償提供ではないのですが、助成を行っているようですね。障がい長寿課におかれましては、事前に特殊ミルク事務局の情報提供もしていただきました。ありがとうございました。

しかしながら、先ほどご答弁にもございましたように、特殊ミルクが適応症に該当すれば特殊ミルク事務局に医師が申請をし、無償提供されるようですが、残念ながら私にご相談の寄せられたお子さんにつきましては、医師が申請を行ったようではすけれども申請が受理されておらず、その結果、年間約60万円も

の自己負担で特殊ミルクを購入しなければならない状況にあります。一人でも困っている市民がいるのでしたら手を差し伸べていただきたいと強く願いますが、そこは市長へ改めてお伺いしたいと思います。難病を抱えているお子さんの命を守る特殊ミルクを市独自で無償提供していただけないでしょうか。再度、ご見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

この特殊ミルクにつきましては、補助の対象外の部分の話をしていると思うのですが、医薬品の特殊ミルク、また登録品及び登録外品のミルクについては、ある一定の基準の下に認可がされているミルクということになっております。その一方、市販品についてはそういうところが認可されていないということもありまして、ある意味、これは市販品でございまして、市が独自で助成をしていくというようなことは非常に厳しいのかなというところもありますけれども、県内の11市で構成しております県市部福祉業務連絡協議会障害者福祉研究部会で各市の現状等の情報交換を行いながら、今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

すごく厳しい答弁だと思います。さらに、今後検討課題とさせていただきたいとおっしゃっておりますけれども、時間的猶予はないものだと私は思っております。難病を抱えるお子さんにとって、本当に今が大事なんです。そこで提案なのですが、本市のふるさと納税の使い道、第6項目、指定事業なしは「市長におまかせ」となっております。ぜひ活用していただけないでしょうか。再度、市長のご見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今難病を抱えているお子さんの件については、私も話を聞きました。親御さんの立場からしても、非常に苦しい状況が続いているのかなと思います。福祉健康部長が話したとおりではありますが、この件に関しては我が豊見城市だけではなくて、全県下に広がっていくべき話だと思っています。この事例は1件、この難病を抱えているお子さんだけに適用すればいいという話ではもちろんないと思いますし、総体的に長い目で見たときにどうすべきかということ、まずはそこから決定をさせていただいて、その予算、財源というものは何を充てるかというのは、その先だと思っていますので、もちろん時間がないということには私も認識しているところでありますので、そこはなるべくスピードを持って、全県下はどうなのかということのまずは一義的な話合いから進めて、結果を出していきたいと考えています。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ぜひご検討をよろしくお伺いいたします。

③子どもの療育に関する支援があるのは認識しておりますが、都道府県を含めた地方自治体で国の支援とは別に生活に対する支援を行っている事例がないかお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

確認いたしましたところ、埼玉県の数々の市町村で難病患者見舞金や難病患者援助金を支給しております。例えば埼玉県川越市で、川越市難病患者見舞金として、市内に1年以上住所を有し、埼玉県発行の指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、川越市発行の小児慢性特定疾病

医療受給者証の交付を受けている方に対し、1年度につき年額3万6,000円の見舞金を支給しております。ほかにも福島県いわき市年額2万円や千葉県松戸市など、県外の幾つかの市町村において難病患者に対する助成を行っている事例がございました。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

県外では幾つか事例があるようですね。

先ほどの特殊ミルクの無償提供もそうですけれども、もう一つの課題として、収入が少ない世帯でも難病のお子さんにかかりっきりのお母さんは就労に出られず、普通のご家庭より大きなハンディキャップを背負っております。市長におかれましては、そういう家計への収入を補うような制度について、どのような場で発言するのがふさわしいかは私は分かりませんが、例えば市長会の場合であったり、先ほどおっしゃっていましたが、これは本市だけの課題ではないと思いますので、一地方公共団体から問題提起をしていただいて、国に対して支援を働きかけるべきだと思いますけれども、市長のご見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

今の質問については市長会等を通じて、そういう中で問題提起をしていきまして、九州なり全国で上げていって問題提起していきたいというふうに思っております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。本県には宮崎政久厚生労働副大臣もいらっしゃいます。困っている市民が一人でもいる以上は、一人のために市長としての役割を果たしていただきたいと思いますので、国に対し支援の要請を行いますようよろしくお願いいたします。

(3) 消防行政について。

①本市の救急業務の現状について。

(ア) 過去3年間の救急出動件数についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

過去3年間の救急出動件数につきましては、令和3年が3,024件、令和4年が3,679件、令和5年が3,863件となっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

救急搬送が年々増加傾向であるということが分かりました。

(イ) 県内消防本部において救急搬送困難な事案が増加傾向にあるようですが、本市の現状についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

コロナ感染症が第5類に移行した令和5年5月8日以降の救急搬送における4回以上の医療機関受入照会件数につきましては、令和6年9月8日時点で43件となり、1回の救急事案で最大問い合わせ回数が14回となっております。また、大きな要因として、発熱による事案が多く見受けられております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

新型コロナウイルス感染症においては沖縄県が主体となり、感染症指定機関や県内医療機関での病床確保、入院調整も医療コーディネーターが常駐し、病床数をリアルタイムで見える化、医療機関と24時間態勢で対応、よって現在のように発熱を伴う傷病者であった場合、救急隊が直接病院へ問い合わせない仕組みになっておりました。また、入院調整が整うまでの間、一時的に患者を受け入れ処置を行う入院待機ステーションも設置されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の

位置づけが第5類感染症への移行後、発熱を伴う傷病者の搬送困難な事案が増加傾向にあると伺いましたが、本市でも例に漏れず、発熱を伴う搬送困難な事案が発生していることが分かりました。

改めて申し上げますと、搬送困難な事案とは、救急隊による医療機関への受入照会回数4回以上、かつ現場滞在時間30分以上の事案であります。コロナ禍が5類に移行し、1年3か月で搬送困難事案件数が43件、また1回の搬送で14回も問い合わせた事案があったことに、大変驚きました。

そこでお伺いたしますが、短期間の間に、過去にも類似するような状況になったことがあるのかお伺いたします。

**○ 消防長 高良 寛**

お答えいたします。

ございません。

**○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一**

ありがとうございます。いかに深刻な状況であるかということがうかがえたと思います。

(ウ)本市の基幹病院へ搬送できず市外へ搬送する事案が増加しているのかお伺いたします。

**○ 消防長 高良 寛**

お答えいたします。

本市救急隊の市外への救急搬送につきましては、年々増加しております。主な理由としては、発熱を伴う患者の増加や熱中症疑いで搬送増加などで医療機関への受入れの困難や専門外及びかかりつけ病院等で市外への病院搬送となっております。

**○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一**

ありがとうございます。搬送する病院が遠くなればなるほど、出勤から帰署までの多くの時間を要することになります。限られた台

数の救急車が、刻一刻を争う場面で間に合わないということが起こるのではないかと不安もございます。市長には、地方自治体のリーダーとして市民を守る責務がございます。この現状を重く受け止めていただき、市民の安心安全を確保していただきたいと思います。

そこでまた市長へお伺いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症の際の対応とまではいかなくても、沖縄県に対し医療機関へ病床確保に努めていただきますよう働きかけるべきだと思いますけれども、ご見解をお伺いたします。

**○ 市長 徳元次人**

お答えしたいと思います。

ご質問がございました件につきましては、発熱を伴う救急搬送困難な事案が増え続けていることを考慮すると、市民の安全安心にもつながることから、真摯に受け止め、検討してまいりたいと思います。また、今月9月1日からは、事業開始しました「#7119」にも関連性があることから、注視しながら検討してまいりたいと考えております。

**○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一**

こちらにつきましても、市長、豊見城市のみならず、沖縄県全体でそういう状況が起こっているということをお伺しております。ですから、こちらも要請の仕方というものは検討していただきたいと思いますけれども、市民の安心安全がしっかり確保できるような体制づくり、検討ということではなくて、早急にこちらについては取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお伺いたします。

②本市の救急出動件数が増加傾向にあります。また、さきの2月議会、一般質問にて救急搬送された者のうち、軽症者の割合が半数以上であるというご答弁でした。市民へ医療

の安心・安全や救急車の適正利用推進のため改めて以下の内容についてお伺いいたします。

(ア) 沖縄県が2024年度内に開始する救急安心センター事業「#7119」の内容についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

急な病気やけがをしたときに救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど、迷った際の相談窓口として、電話で専門家からアドバイスを受けることのできる電話相談事業でございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

(イ) 救急安心センター事業「#7119」運用開始に向けた進捗状況についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

県内におきましては、令和6年9月1日午前0時より、電話での相談受付を開始しております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

「#7119」の対象年齢をお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

「#7119」につきましては、小児から高齢者まで全年齢対象となっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

以前より運用されております「#8000」は、小児を専門としていることを認識していただいたのでご質問いたしましたが、「#7119」は全年齢対象ということで理解いたしました。年々増加する救急要請、傷病者の半数以上が入院を伴わない軽傷者であることを考えますと、地域の限られた救急車を有効に活用し、

緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにするため、私たち市民には適時適切な利用が求められるということ認識いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月19日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (14時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (7番) 瀬 長 恒 雄

署名議員 (8番) 吉 濱 智 也

— 令和6年第5回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和6年9月19日（木）



豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和6年9月19日（木曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊	主査 大城 利枝
次長 比嘉 剛	主任主事 盛島 愛乃
班長 比屋根 由香	

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
教育長	赤嶺美奈子	総務企画部長	内原英洋
市民部長	上地五十八	福祉健康部長	金城博文
こども未来部長	森山真由美	都市計画部長	嘉川聡子
経済建設部長	城間保光	上下水道部長	大城堅
消防長	高良寛	教育部長兼 生涯学習振興課長	赤嶺太一
総務課長	上原元樹	人事課長	赤嶺啓
協働のまち 推進課長	喜久里則子	市民課長	長嶺茂樹
環境課長	国吉有貴	障がい長寿課長	比嘉徹夫
子育て支援課長	翁長卓司	都市計画課長	健山博之
道路課長	比嘉真人	公園緑地課長	新里司
農林水産課長	赤嶺由香里	上下水道部 総務課長	比嘉幸治
上下水道部 施設課長	金城司	教育総務課長	赤嶺渚
学校教育課長	金城徹	学校教育課参事 (指導主事)	吉田順太
学校施設課長	石川ミコ		

本日の会議に付した事件

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問       |

令和6年第5回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年9月19日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保安孝議員、川満玄治議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号11 (12番) 波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一登壇一

皆様、おはようございます。城の風、波平邦孝です。一般質問3日目、トップバッターを元気よく務めていきたいと思っております。先ほど議長からございましたように、本日は多くの民生委員の皆様が傍聴に来ていただいております。日頃より地域の見守りを含めて、豊見城市の発展にご尽力いただきまして、ありがとうございます。引き続き、よろしく願いします。

質問に入る前に、少しだけ所見を述べさせていただきます。

先月の8月24日、第63代横綱旭富士、現伊勢ヶ濱親方が市長表敬に見えていまして、私も相撲好きが高じてこの表敬に同席させてい

ただきました。本当に昔から私は相撲が好きで、横綱が持つ独特のオーラといいますか、終始圧倒されながらも様々な意見交換をさせていただいて、本当に貴重な時間となりました。横綱というのは、江戸時代から数えて現在まで73名しかいないのです。私の中では本当に神様のような存在でしたので、終始きらきらしたオーラを感じながら、本当に貴重な時間をありがとうございますというところで

12月には本市嘉数公民館にて、伊勢ヶ濱部屋が合宿を行ってくれるとのこと。伊勢ヶ濱部屋には、現役の横綱照ノ富士関、春場所で110年ぶりに新入幕初優勝した尊富士関、さらには様々な力士が在籍して、今相撲界を引っ張る間違いなく中心の部屋なのです。また、優勝回数45回を誇る第69代横綱白鵬、現宮城野親方なのですが、今は宮城野部屋がいろいろあって、伊勢ヶ濱部屋の部屋付き親方なんですね。伊勢ヶ濱親方のほうから白鵬も見えるよというような話もちらっとありましたので、すごく楽しみにして、今すごく高揚感でいっぱいなのですけれども、何が言いたいかというと、本市の嘉数公民館に来て合宿をしてくれる。それで、これは間違いなく児童生徒とか多くの市民の皆様、そして高齢者の皆様にとって夢や希望を与えますし、間違いなくいい機会になるのではないかと確信しております。

市長が議員時代を含めてこの伊勢ヶ濱部屋との交流も含めて、いろいろ嘉数公民館に誘致したという話も聞いております。今私が、相撲好きが高じてその立場を引き継がせていただいているのですが、同エリア、同地域の川満玄治議員とか宮城恵議員と連携しながら、嘉数自治会の協力を得ながら、市民の皆様と

この交流を楽しんでいきたいと思っております。

また、一昨日ですが、吉濱智也議員からありましたように、私も市長部局のスポーツ振興課（仮称）の設置が急務だと思っております。吉濱議員が粘り強く、右四つ左上手で今寄り切っておりますので、私も12月にプッシュするためにこの質問を定例会に入れて、執行部から逆転のうっちゃりを食らわないように、しっかりかいなを返しながら寄り切っていきたいと思っておりますので、引き続き吉濱議員、これはもうお互いの友情タッグだと思っておりますので、スポーツ振興課の設置に向けて頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。すみません、前回質問できなかったもので、(2)のほうから行かせていただきます。

(2) 公共施設へのネーミングライツについて。

① 市民体育館、テニスコートについて、公募の状況をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
おはようございます。それではお答えしたいと思います。

教育委員会所管に係る豊見城市民体育館におけるネーミングライツについてお答えしたいと思います。ネーミングライツにつきましては、令和2年度から市ホームページ、市広報紙にて継続的に募集を行ってまいりましたが応募者がなく、ネーミングライツパートナー企業が決まっておりました。現在の公募状況といたしましては1件の問合せを受けており、応募を予定している企業に対し

看板の位置、大きさ、デザインなどについて、沖縄県屋外広告物条例との整合性などを図りながら鋭意調整を行っております。その調整が整いましたら、ネーミングライツが成立するのcaというふうにいるところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

1件の問合せがあるということで、了解しました。

このネーミングライツパートナーに関しては、私自身すごく思い入れがありまして、1期目の1年目の頃ですか、当時会派ZEROだったのですが、大田善裕議員とネーミングライツについての話をしているときに、「波平、経験として議員セールスに行ってください」と言われまして、私も「分かりました」ということでそのまま動きまして、当時オリオンビールさんに出向いて、私は何も分からずにいろいろなセールスをかけたところ、タイミングよく本当に正面突破で、あの時よく行けたなって今考えるんですけども、そういうタイミングが重なって数か月後に契約を締結していただいたと。3年間だったのですが、間違いなく本市の歳入として貢献していただいたのかと思っております。本当にありがたいと思っております。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊崎海浜公園テニスコートネーミングライツにつきましては、年額100万円以上を希望金額とし、令和2年10月より公募を開始し、現在でもホームページや広報とみぐすくにて随時募集を行っているところでございます。現状、これまでに企業から1件のお問い合わせを受けており、現在はその企業の意向の確認と打ち合わせを行っている状況でございます。

ます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

では、再質問をさせていただきます。

ネーミングライツパートナーについて、市長は市のトップセールスマンとしてどうお考えかお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

公共施設のネーミングライツにつきましても、施設の名前の権利を買うということではなくて、市のバリューが上がっていったり、また市のバリューが高いことによってネーミングライツにつながってくるというふうに思っております。市立体育館につきましても、今年デフバレーボール国際大会も開催しております。そのような実績を積み重ねていく中で、この施設に名前をつけることで企業のバリューが上がるということもありますし、そういう企業がネーミングライツに応募してくることで勢いのある市なのだということ、市のバリューが上がっていくものだと考えております。その中で取組を進めていきたいと思っております。ぜひそういうときには市長部局とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

②新たな財源確保の観点から、本市が考える今後の展望をお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

施設が分かれていますので、教育委員会といたしましては、教育委員会が所管しております瀬長島野球場、陸上競技場等、ネーミングライツパートナーを新たな財源確保の手法として積極的に検討していきたいと思っております。その中で、先ほども申し述べましたが、いろいろな大会、国際大会、スポーツコ

ンベンションなども誘致しながら、その中で施設のバリューを上げていく中で応募したいと思えるような施設をつくっていただけるように、またそういう施設になれるような環境整備、取り組めるところから取り組んでまいりたいと考えております。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ネーミングライツパートナー制度につきましては、豊崎美らSUNビーチにおいて令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間にわたり、オリオンビール株式会社様にネーミングライツパートナーとなつていただいた実績がございます。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。今後も企業からの問合せ、応募等があった際には、豊崎美らSUNビーチ指定管理者の意向も踏まえ、選考委員会にて様々な角度から検証し、ネーミングライツパートナーを新たな財源確保の手法の一つとして、可能な限り活用していきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

改めて確認なのですが、市長は市のトップセールスマンとして、今後どういう展望を描いているかお伺いします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

ネーミングライツパートナーについては、先ほど教育部長も答えていただいたとおりなのですが、新たな財源の確保としては、本当に有効な効果的な手段だと思っております。ですので、いろいろなタイミングでいろいろな方々にお会いするときにも、そういうチャンスがうかがえたときにはしっかりと私のほうからアプローチをして、我が街にはこういう施設がある、いかがでしょうかということ

もトップセールスの一つだと思っていますので、それを根強くやっていきたいと思っていますし、その契約までにはあと一歩と。今体育館とテニスコートとあるのですが、そのときにも、この話をしている最中にも波平邦孝議員もいらっしやっていたのでよくご存じだと思うのですが、「ああ、こういう部分から発展するんだな」ということ。今回は2件をしっかりと決めていきたいと思っていますし、さらに応援いただけるというお話も複数ありますから、それもしっかり形にして、ネーミングライツということで豊見城市に魅力を感じてもらいながら、企業としてもやってよかったと思ってもらえるような双方についてのいい関係を築いていきたいと思っています。今、経済建設部長からありましたとおり、これまで過去にもやっていただいた多くの方々、それからオリオンビールさん、本当に3年間市に貢献していただいたことに感謝を申し上げて、私の答弁に代えたいと思います。

**○（12番）波平邦孝議員 一再質問一**

市長、昼夜問わず、本当に市のトップセールスマンとして、私も夜のこういう市長のトップセールスに同席させていただいたことも、もちろん現場で見たこともあります。本当に市長のつながりですとか、市長のトップセールスに対する思いというのは重々理解していますし、日々豊見城市のためにアンテナを張っているなど、私は見えてすごく頼もしいなと思っています。どうか体調だけはお気をつけていただいて、今後ともよろしくお願ひいたします。次の質問に移ります。

(1)福祉行政についての質問に入る前に、現在国のほうではこども家庭庁ができて、こどもどまんなかとして様々な施策を展開して

いると思っております。我が市においてもこども未来部ができて、保育、子ども応援、子育て支援と様々な分野において進んでいますし、もう走り出していると思っております。今後国・県・市の子ども施策はまだまだ足りないところがあるのですが走り出して、次の豊見城市を考えたときに、私は確実に福祉の分野だと思っております。その思いも含めて、今回は以下の質問をさせていただきます。

①児童発達支援センターの設置について、国は令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするとの指針を示しておりますが、本市の進捗状況をお伺いします。

**○ 福祉健康部長 金城博文**

お答えいたします。

国において、市町村は児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえた体制を、令和8年度末までに1か所以上設置することを基本としております。本市においても、令和6年3月に策定いたしました第3期障がい児福祉計画において、障害福祉主管部局等が中心となって関係機関の連携の下で、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要であると明記し、障害児支援体制の整備に向け検討を進めることとしております。現在の進捗状況といたしましては、障害児支援体制の構築に向けた調整を行いつつ、市内の既存児童発達支援事業所への人材配置等の状況など、調査内容の検討を進めている状況でございます。

**○（12番）波平邦孝議員 一再質問一**

改めて確認なのですが、この児童発達支援センターとは何か、お伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

子どもへの通所支援を行う児童福祉施設の一つです。それと同時に、地域における児童発達支援の中核的な役割も担っており、地域に暮らす障害のある子どもや保護者への支援、障害のある子どもを預かる機関との連携、相談・支援も行っております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

現在市内において、児童発達支援センターの事業所数をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

児童発達支援事業所は32か所となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

児童発達支援センターといいますが例えば庁舎内につくるのか、また独立した形で箱物のような感じで作るのかということも、現時点のイメージでいいので教えてください。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

現時点では、障害児支援体制の構築について調整を行っているところですが、本市の状況に応じた体制の構築に向け検討を進めているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

②児童発達支援センター未設置の本市においては設置までの間、関係機関連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備、もしくは委託をする必要があると強く考えますが、本市の見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

こども家庭庁では、児童発達支援センター

が設置されていない場合、既存の障害児支援を行う事業所（児童発達支援事業所、または放課後等デイサービスの事業所）での協同による専門人材の配置、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関との連携・確保など、一定の要件を満たした中核機能強化事業所として設置しております。現状といたしましては、庁内の体制整備の調整・検討を進めており、中核機能強化事業所の設置については、地域のニーズ、必要性なども含め検討を行うこととしておりますので、本市といたしましても地域全体の障害児支援体制の充実・強化を図るため、児童発達支援センターの設置とともに検討を進めてまいります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

この児童発達支援センターですが、未設置の間に中核機能強化事業所を先に検討していただいて、早急に整備する必要があると考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

こども家庭庁発出の令和6年3月29日付事務連絡、「中核機能強化事業所加算の申請手続の流れ等について」において、児童発達支援センターが設置されていない場合は、障害児支援のほか母子保健施策や子育て支援施策等との関係機関等の調整もあるため、庁内の体制整備の調査・検討を進めたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

冒頭申したように、これからは福祉分野をさらに考える時期に来ていると思っております。組織体制を見直して、福祉健康部を強化すべきだと思いますが、人員増とか機能強化を含め、人事部局のお考えをお伺いします。総務企画部長、お願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市の組織体制につきましては、行政課題の解決に向けた視点と戦略的に施策を推進する視点との両方踏まえた上で、中長期的な視点を持って検討を進めなければなりません。また、制度改正に合わせた組織改編も必要となってきます。そのため市では組織改革検討委員会を設置し、次年度に向けた組織体制について議論をすることとしており、現在各課からのヒアリングを終え、要望等の取りまとめを行っている段階です。議員ご質問の福祉分野の組織体制につきましても、福祉部門の各課からの要望等を踏まえて、組織改革検討委員会において議論がなされるものと承知しております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

引き続き、よろしく願います。

③豊見城市地域自立支援協議会の役割と今後の考え方を具体的にお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障害者、その家族並びに障害者等の福祉・医療・教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的として、豊見城市地域自立支援協議会を設置しております。本市協議会は、地域支援ネットワークの構築に関することや障害福祉計画に関することなどの役割があり、昨年度は豊見城市障がい者計画及び第7期障

がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に関わっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

児童発達支援センターと、もしくは中核機能強化事業所との関わりをお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

こども家庭庁が示す中核機能強化事業所の要否及び選定について、透明性を確保しつつ、当該協議会その他関係者が参加の下で検討を進めることを示しておりますので、児童発達支援センター、中核機能強化事業所の設置の際には、当該協議会に検討に加わっていただくこととなります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

先ほどのご答弁にありましたように、子どもから高齢者までの全ての支援をしていくとの意味で、新たな部会を設置するお考えはないかお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

ご質問にあります協議会には、現在常設部会といたしまして障害者福祉事業所定期連絡会、専門部会として相談支援部会、医療ケア児部会、就労部会の4つの部会がございます。それぞれ障害者・障害児、その家族等の支援体制を構築するために設置されております。これまで課題に応じた部会の設置を行っていましたが、課題は増える一方でございます。そのため課題ごとに部会を設置するのではなく、一つの部会で様々な課題を検討できる住まい・暮らし部会の設置を検討しております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今回この福祉分野を取り上げることに、本日に至るまで部長をはじめ担当課長、班長も本当に前向きな調整ができたと思っております。

す。本当にありがとうございます。引き続き、この福祉分野の強化に向けて、よろしく願いいたします。

(3) 豊崎海浜公園美らSUNビーチについて。

①市長が考える美らSUNビーチのブランディング化について、今後の展開を具体的にお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊崎美らSUNビーチのブランディング化については、現在指定管理者の新たな自主事業にて、管理棟屋上を活用し、少人数でも利用できるラグジュアリー志向のバーベキューやたき火などが楽しめる施設の整備を計画しているところでございます。これにより従来のバーベキュー施設との差別化が図られ、新たな来場者層の獲得、夜間や冬場のレジャーなどにもつながることと期待しております。また、市としましても豊崎美らSUNビーチ南側利用については、新たな自主事業としての検討も必要と考えておりますので、指定管理者やその他企業などからの提案がありましたら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

稼働率の悪いというか、豊崎美らSUNビーチの南側を活用して、昨年市長と新垣繁人会派長、新垣亜矢子議員と共に視察に行かせていただいた東京都豊洲のキラナガーデンのような富裕層向けのラグジュアリーなバーベキュー施設を整備していくお考えはないか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご提案のキラナガーデン豊洲は、東京

都豊洲埠頭に立地する大型レジャー施設で、目の前に広がるレインボーブリッジの景観やエアコン完備のキャビン、屋外プール、手ぶらでバーベキューなどが楽しめるエリアなど、人気のある施設でございます。豊崎美らSUNビーチ南側をキラナガーデン豊洲を見習ったラグジュアリーなエリアとして整備することにより、従来のバーベキューエリアとの差別化が図られ、来場者層のさらなる拡充が期待できると考えております。さらに、遊泳可能なビーチが隣接するという立地は、豊崎ならではの優位性と言えます。しかしながら、豊崎海浜公園内への大型レジャー施設の整備につきましては、法的な課題もありますが、指定管理者並びに企業から有効活用の提案があった際には、前向きに検討していきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

市長、ビーチのブランディングって結構幅も広くて、どう展開していくのかというところもあると思うのですけれども、一緒に同行させていただいたキラナガーデン豊洲のイメージがふさわしいのかと私は思っていますが、市長の現在のイメージがあれば教えてください。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

率直に申し上げますと、波平議員と同感でございます。まだ未活用に近い南エリアというものについては、これから手がけることで相当な収入源になっていくだろうという思いが私にはあって、政策公約の中にも豊崎美らSUNビーチのブランディングというのを書かせていただいているとおりでありますが、まだ実現していないのが現実であります。今おっしゃったとおりキラナガーデン豊洲、私

もご一緒させていただいて見させてもらったのですが、本当に選択肢が多いということですね。我がビーチにおいては県民が楽しむバーベキュー、テントも一つ、メニューは幾通りか選ぶことはあったにしても、スタイル的には一択しかないのです、そのキラナガーデンとの差というのはその辺があると思います。高くてもいいからいい思いをしてサービスを受けたいという方とそうでない方というのを選べるというのが非常にポイントなのかと思っていますので、その視点で見ていきたいと思っていますし、今経済建設部長が答えたとおり、法的にクリアすべき事項もたくさんありますが、もっと言えば財源の部分です。これに関しては、まさしく民間活用と私は思っていますので、この間「ビーチにこういうことをしたいんだけど」という方たちの提案も複数受け付けておりますので、その辺の皆さんとともに、一番いい提案というものは何なのかというのを考えながら、展開をさせていただきたいと思っております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

豊崎が持つ優位性とか、例えば美らSUNビーチのポテンシャルというのは本当に高いと思っております。これからの時代を見据えて、県内ナンバーワンのビーチを目指していただきたいですし、様々な仕掛けを進めていくべきだと思っております。

②については、せっかく答弁もつくっていただいたと思うのですが、割愛させていただきます。調整の段階でいろいろと話ができません、ブルーフラッグの認証についてはなかなかハードルが高いというところも理解しておりますし、でも誰でもきれいで安全で楽しめる優しいビーチに向けて、また引き続きよろしく願いいたします。

(4)農業振興について。

①沖縄型耐候性園芸施設補強・改修事業について、次年度以降の取組を具体的にお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和5年度から始まった沖縄型耐候性園芸施設補強・改修事業について、10名の農家から申請をいただいております、予算の範囲内で事業を実施すべく、豊見城市マンゴー・トマト産地協議会で優先順位を決め、令和5年度は3農家の工事に取り組んでおり、令和6年度は4農家を選定し、工事発注に向け取り組んでいるところでございます。令和7年度も同等規模の予算を見込んでおり、残り3農家の工事を優先とし、今年度にて本事業の募集を行う予定となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

部長をはじめ課長、担当の班長も含めて、この私の思いも酌み取っていただいて、ありがとうございます。まず、7農家が現在取り組んでいるとの答弁で、安心しました。当該事業につきましては、令和9年度まで実施計画にも載っていますし、市長の肝煎りの事業だと私は認識しております。今後の継続性も含めて必要な農家の皆様に該当するように、周知の徹底をよろしく願いいたします。

②「地産地消」の取組みについて、いま一度、力を入れて取り組む考えがないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

拠点産地として認定を受けているマンゴー・トマト・ミニトマトは通年を通し、関係団体によるPR活動や企業等による商品開発が行われ、県内市場において豊見城産の認

知度は高いと考えており、また県外市場にも流通しております。葉野菜につきましては、JAおきなわ豊見城支店及び関係団体協力の下、令和6年2月号の広報紙にて葉野菜特集を行い、市内で栽培されている葉野菜の種類や生産者への取材、栄養価、レシピ等を紹介いたしました。また、市内小中学生向けにレシピの一部を学校給食の献立に採用し、ゆたか小学校6年生との給食会を通し、市内で栽培される葉野菜の種類や出荷量等について知ってもらう取組を実施いたしました。その他、消費者向けに、豊見城産野菜の直売会を生産者と実施することで、地産地消への理解・関心を持っていただいたところでございます。葉野菜特集の取組につきましては、市民の反響が大きいこともあり、今年度も引き続きPR活動を実施すべく、JAおきなわ豊見城支店及び関係団体と内容について協議を行っているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この葉野菜特集もどんどん広報で続けていただいて、農家の皆様の士気を上げていただくということもお願いしたいところでございます。答弁にありました取組によって、豊見城市の葉野菜というのは、もっともっと認知度が高まることも期待できますし、最近では新たにピーマンを栽培する農家も増えてきています。今後この地産地消の取組に対して、新規作物を導入していく考えはないか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問のとおり、ハウスによるピーマン栽培を行う農家が増えていることは承知しており、ピーマンのみならず新規作物の開拓は農家の所得向上につながるものとして大い

に期待が持てるところでございます。単一作物の過剰生産による価格下落のリスク、余剰作物の食品ロスを低減させ、かつ新たな消費者ニーズの喚起につなげていけるよう、新規作物の導入について先進事例等の情報収集を行うほか、生産者等と意見交換を行いながら、新たな収入源としての可能性についても検討してまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

引き続き、よろしく申し上げます。

先日の自民党総裁選沖縄演説会にて、政権与党である自民党の現役の幹事長である茂木候補から、私も当時議会だったので帰って録画を視聴しますと、茂木候補の口から日本一の競争力を持っている豊見城のマンゴーという発言があったんですね。本当に非常にうれしくて、これは市長をはじめ島袋大県議、西銘恒三郎代議士を含めて、トップセールスの賜物だと私は実感しております。何が言いたいかというと、担当課の皆様、そして市職員の皆様も、この発言があるように、我が街には全国的に誇れる特産品があるということをいま一度、今以上に自信と誇りを持っていただきたいと思っております。市長、昨年も内閣府に出向きましたけれども、当時いろいろな農家の方々を含めて市長も一緒に行ったときもそうですが、内閣府の方々と様々な議論をさせていただいた地理的不利性、沖縄県は島嶼県ですので、コストの負担、割高な輸送に関する負担を軽減することが必要だということも強く訴えさせていただいたのを記憶しているのですが、その予算が沖縄県の農林水産業の振興につながる事業として、沖縄農林水産物条件不利性解消事業が22億円、概算要求として沖縄振興予算の中で上がっております。これはもちろん先ほど申したよう

に、県議会議員や代議士の力が大きいと思えますけれども、沖縄の特殊事情を踏まえた訴えと、熱い思いを訴えることもとても重要ですし、要請・要望だけではなくて、常に結果を出すということが我々の仕事だと思っておりますので、沖縄農林水産物条件不利性解消事業が今後どういうスキームになるか分からないのですが、担当課には常に情報をキャッチしていただいて、豊見城市の農家の皆様のためによりしくお願いいたします。

#### (5)教育行政について。

①に入る前に、赤嶺美奈子教育長、私も英語教育について質問したいのですが、次の宮城恵議員が質問すると思っておりますので、ちょっと我慢します。教育長、豊見城市によるこそというか、お帰りなさい。市長も長嶺中時代ですか、そうだと思うのですが、私は伊良波中時代の教え子でございます。今回新教育長に対して様々な英語教育、そしてどうお考えかというご質問も各議員からあったと思います。なので私は教え子なので、そういう答弁のようなやり取りは要らないので、新教育長の口から自分の言葉でお答えいただけたらと思っておりますので、この質問に入ります。

①市長公約である英語教育の推進について、新教育長の考えと未来展望を具体的にお伺いします。

#### ○ 教育長 赤嶺美奈子

波平議員、ありがとうございます。では、答弁用紙を見ないでということですので、脇に置きたいと思えます。

現在豊見城市教育委員会が進めている英語教育、今年度から進んでいるものが、私が長年温めてきた、もしくは実行してきた内容が今年度から始まるんですね。それぐらい充実した内容が取り組まれているなというふうに

思います。また、教育部長も英語が堪能でありまして、学校教育課長もドイツ語がすごく堪能で、ほかに教育委員会内に2名の英語が堪能なスタッフがいらっしゃいます。その方々がすごく取り組んでいるということが高じて。私が着任して一番驚いたのは、米国総領事館の協力をいただいて、英語ボランティアを招聘して英語授業をやるということが私の中にはなかったことなので、交流会にとっても重きを置いている私にとっては、とてもありがたい存在のスタッフがそろっております。そこで昨日まで、私の答弁の中で交流会という言葉をとっても使ったと思うのですが、なぜ交流会かという、多様性ということはもう皆さんご存じだと思いますけれども、相手意識、いろいろな国のいろいろな宗教や価値観が違うことを子どものうちから理解をしておいた上でコミュニケーションを取ること。あと、自分のアイデンティティをしっかりと理解して、英語で外国の方とコミュニケーションを取る上では交流会は欠かせないものだというふうに感じております。

展望といたしましては、今後小学校低学年、今外国語活動は3年生・4年生、5年生・6年生は外国語科というふうに英語を勉強しているのですが、市内の小学校1年生・2年生から国際理解教育ということで英語に触れる機会をつくっていきたいと考えております。また、最前線で子どもと英語に関わるのは先生方ですので、英語教師に対して、小学校・中学校を含め英語の研修会を多く持って、一緒に授業づくりをして、主体的・対話的で深い学びのある授業づくりを展開していきたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

すごく熱いご答弁、ありがとうございます。議会のほうには中国語が堪能な宜保龍平議員もいますので、いろいろ行政とコラボしながら、今後発展していけたらと思います。よろしくをお願いします。

②ですが、すみません、答弁調整も本当にさせていただいたのですが、私の時間配分が足りずに12月定例会にやらせていただきます。

③伊良波小中学校の施設照明LED化について進捗状況をお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

伊良波小中学校につきましては、体育館の水銀灯照明のLED化となっており、進捗状況につきましては、調査設計及び資材発注を完了しているところでございます。照明機材が受注生産のため、納品が11月中旬を予定しており、伊良波中学校は12月上旬完了見込み、伊良波小学校は12月下旬完了見込みとなっているところであります。また、校舎を含めた施設全体のLED化は、長寿命化事業で内部の大規模改修と併せて実施する予定となっているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この伊良波小中学校の体育館の暗さというのは、以前から多くの保護者から指摘をされています。もっと前倒しで完了することを要望させていただきます。併せて、伊良波中学校の長寿命化事業、大規模改修工事のところも進捗状況が少し気になっているところでありますので、引き続き様々な確認をしながら、またよろしくをお願いいたします。

赤嶺美奈子新教育長を先頭に、部長以下職員の皆様がしっかりとお支えしていただき、引き続き豊見城市教育行政の発展に向けてよ

ろしくをお願いいたします。

ちょっと時間配分がまだまどうまいかないなというところで飛ばした質問もありましたけれども、本当に準備していただいた担当課の皆様、本当に申し訳ないと思っております。また、12月に質問させてください。

以上で私の一般質問を終えたいと思っておりますが、最後に私事なのですが、7月に待望の第一子が誕生しまして、私の人生観とか価値観が変わりました。今後はこの愛する豊見城市で子育てするに当たって、もっともっと子ども・子育て、そして保育・教育を勉強していきたいと思っておりますので、諸先輩方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終えたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時43分）

再 開（10時49分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号12（21番）宮城 恵議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宮城恵議員の質問を許します。

○（21番）宮城 恵議員 一登壇一

おはようございます。本日2番手、会派公明党、宮城恵です。赤嶺美奈子教育長、就任して初めての本会議出席ということで緊張しますよね。私は7回目なのですが、まだまだ緊張します。私も豊見城市の子どもたちのために市民の声を聞いていく機会を教育長とたくさんつくれたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)高齢者支援について。

多くのスーパーでセルフレジの普及が進んでいるが、高齢者の方はスーパーに行くのが嫌になるくらいストレスを感じるとよく聞きます。私の母も時々買い物と一緒に行くのですが、この新しいレジのシステムに慣れないみたいで、お金をどこに入れていいのとか何かあたふたして、見ているとこっちがかわいそうなぐらいになってしまうという状況を目の当たりにするのですが、①全国で広がっているゆとりレジ・スローレジについて知っているのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

高齢者や障害のある方、乳幼児連れの方、子ども、病気やけがの影響のある方、周りの目を気にせずゆっくり支払いをしたい方など、スーパーなどで回りに合わせて焦って支払いをしたくない方は、誰でも利用できるように配慮されたレジと認識しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

豊見城市内でスローレジを導入しているスーパーがあるのかお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

市内16か所ほどの小売店へ目視及びサービスカウンターへの聞き取りの確認を行っておりますが、ゆっくりレジ・スローレジなどの表示をしたレジは確認できませんでした。しかし、有人レジ対応の小売店は多く、ゆっくり支払いをしたい方は有人レジを利用してもらおう。定員が袋詰めをする旨の表示のあるレジなど、セルフレジが苦手な方などが有人対応で支援をすとしており、同時にほとんど

の店舗で支援が必要と思われる方へは店員が声かけをし、必要に応じて支援をするようにしているとの回答がございました。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

③スローレジの導入を市として推進できないのかお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

スローレジやゆっくりレジについては、高齢化社会に向けて、今後これからの取組も広がる可能性があるものと考えております。一方、小売店は働き方が多様化し、働き手の確保が困難、人手不足でレジを嫌がる傾向もあるとの声も聞かれ、高齢者に限らず幅広い世代でのお客様対応や効率化を要求されるため、セルフレジなどの導入が増加してきております。利益を追求する小売店への働きかけといったしましては、高齢者視点の観点からスローレジを行政が推進することが適切かどうか、現時点では判断いたしかねます。しかしながら、スローレジ導入の取組の一つとして社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業を担っている生活支援コーディネーター等を活用しながら、地域の声、その地域の小売店同士で地域の現状や課題等のすり合わせを行うことで、導入に向けての仕組みづくりにつなげることはできるものと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

誰でも認知症になる可能性というのはあります。誰もが認知症になっても安心して暮らせる社会にしていける安心材料の一つとして、スローレジを、ぜひ積極的に市として推進をしていただきたいと望みます。例えば推進した際に取り組んでくれた企業に広報紙等で取材をして、「スローレジ導入しました」みた

いな形で取材をしたものを広報紙に載せるとか、そういう形で市として応援ができないかというふうに考えるのですが、見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

広報紙への掲載につきましては関係課との調整になりますが、可能であると考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

先ほどの答弁で生活支援コーディネーターのお話が出ていたのですが、生活支援コーディネーターとともに、市民の皆さんの困り感をお伝えしていくということもぜひやっていけたらというふうに考えるのですけれども、第1層のほうのご協力もとても重要になっていくと思うので、この第1層と第2層で協力して、民間の企業にスローレジの推進をしていくような形で推進できないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

第1層につきましては、行政及び地域包括支援センターのコーディネーターになります。第2層については中学校区に設置されておりますけれども、お互いで連携しながら、その辺はやっていきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

協力しながらということで答弁をいただきました。ありがとうございます。自分ももちろん認知症に将来ならないということはないので、将来そのような優しいまちづくり、豊見城市がそういう優しい街になってほしいなと思いますので、ぜひ今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、(2)はたちの集いについて。こちらの質問は2月、6月定例会に引き続き、

今回も質問をさせていただきます。

①今年度のはたちの集いに向けて、第一回目の集まりが9/3に行われたと思いますが、開催の仕方についてどのような意見が出たのかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

9月3日に行われました第1回目のはたちの集いの準備委員会におきましては、事務局の生涯学習振興課より、各中学校区の実行委員会の役割について、また昨年度開催された際に各式典会場で実施されたアンケートや各実行委員会から挙げられた課題等について説明をしております。また、その説明の後参加者からは、各実行委員会の負担が大きかったとの意見がアンケートから挙げられているが、共催者である教育委員会の役割分担について、昨年度と今年度の変更点などについて質問等やご意見があったということであります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

②参加者の方たちからのご意見を聞いて、共催である豊見城市教育委員会として、その意見にどこまで寄り添うことができるのかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご意見として多く寄せられておりますのが、各実行委員会の負担軽減を具体的に図ってほしいということでございます。これはかねてより宮城恵議員や新垣亜矢子議員からもご指摘のあるところでありますが、教育委員会といたしましても、具体的な負担軽減策といたしまして各中学校区の実行委員会ごとに相談窓口として担当職員を1名配置いたしまして、補助金交付申請の事務補助や式典会場として予定している中学校区の調整を担当職員が行

うなど、不慣れな事務作業等を補助し、安心して式典当日を迎えられるようサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

寄り添っていただき、ありがとうございます。本当は合同開催で二十歳の皆さんのことを市を挙げてお祝いしてあげたいと望んでいますが、14年間、中学校区ごとのこの形で開催をしてきているので、開催数か月前に「合同で」と言っても、二十歳の皆さんもピンときません。であれば、行く行くは合同開催を目指すとして、今年度からは共催である教育委員会として「はたちの集い」実行委員会の負担を軽くするために、できる限り様々な負担を引き取ってほしいと望みます。1日目の新垣亜矢子議員の質問の中で、「駐車場係をシルバー人材センターに頼んでやってもらいたい」とありましたが、答弁では「予算がかかるので厳しい」とおっしゃっていました。駐車場係が必要なのは長嶺中学校区だけです。2時間3、4名で足ります。1万円もかかりません。予備費から出せないものなのかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

非常に切実な課題だというふうに理解はしておりますが、いかんせん、予算の話であります。年間の予算を見込んで予算が組まれておりますので、そこは何かを削ってやっているということになりますので、ここは慎重に検討させていただきたいと思っております。ただ、駐車場係が必要なのが長嶺中学校区ということであるならば、私も含めて行って、駐車場係のお手伝いができるのであれば、解決できるのであれば積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願

いいたします。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ教育部長、よろしくお願いいたします。

また、来賓受付や学校から借用する様々なものについても借用一覧表をつくっていただいて、学校とのやり取りは生涯学習振興課でやっていただけるととても助かると思います。細かいことですが、それは可能でしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、細かいところについては私のほうでお答えするのは難しいところではありますが、ただ、リスト、これまでの経緯もありますので、事務局の生涯学習振興課としては把握しているものというふうに理解しております。リストアップをして、定型的に可能なものについては、窓口担当職員のほうで引き取って、細かいところは担っていくという方向性は実行委員会とも相談をしながら、できるものは取り組んでいきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

これからまた実行委員会のほうも何回か開催されると思いますので、ぜひ細かく打ち合わせをしながら、二十歳の対象の子たちが本当に楽ができるようにというか、お祝いされるという気持ちになれるようによろしくお願いいたします。

再質問です。各校区ごとの予算ですが、現在10万円になっています。10万円では全然足りません。足りないので寄附をお願いしたり、「はたちの集い」参加者から会費を集めている現状です。お祝いされるべき二十歳の子たちから会費を集めて開催している「はたちの集い」、このこと自体どうなのかなと考えてしまいます。物価も高騰しています。ぜひ予算の見直しも本気でお願いしたいと思っております。

が、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

新垣亜矢子議員からもご質問があった件だと思っておりますが、予算につきましては、今回は既にもう予算が組まれていて、見直しは難しい状況だというふうに理解はしております。次回に向けてということであれば、その必要性も踏まえながら教育委員会内で検討し、増額も含めた検討を行ってまいりたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。今年度は難しいということでしたが、今年度が無理でしたら次年度には予算を上げていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

今回準備委員会のときに、中央公民館で開催したいという意見が3校のうち2校から出ていると聞いています。そうすると今まで実行委員がしてきた負担がかなり減ると思われる。開催時間の兼ね合いでまだ決定ではないとのことですが、今回中央公民館で2校が開催できるとなれば、段階的に合同開催へとなるのも遠い話ではないような気がいたします。

そこで、③次年度からは、早い段階から合同開催にできるように進めることができないかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

開催方法につきましては、前年度の式典会場で実施したアンケートや報告会での実行委員のご意見等を踏まえ、実行委員会の皆様と協議して決定をしているところでございます。今年度の開催に当たり、9月3日に開催いたしました第1回準備委員会におきまして、前

年度の実行委員から挙げられた意見といたしまして合同開催等の声が出ていたこともご説明したところであります。最終的な開催方法につきましては、9月24日に予定されております第2回の準備委員会において決定することとなりますが、現時点においては実行委員の負担軽減を図りながら、各中学校区分散開催の方向で調整が進んでいるところであります。そのような状況もございますので、次年度の合同開催につきましても、今年度実施予定のアンケートや主役となります二十歳の皆様のご意見も伺いながら判断してまいりたいと考えているところであります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

いろいろと細かいことを申しましたが、私の思いとしましては、とにかく「はたちの集い」に参加した皆さんが一人も漏れなく「豊見城市のはたちの集いは最高だね、楽しかった」と思い出深い式典になることを望むことです。今後も二十歳の皆さんにとってよい方向へ改善していけるように、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時04分)

再 開 (11時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

続きまして、(3)子育て支援について質問させていただきます。

小中学校の準要保護世帯の給食費について、4月に申請を行う就学援助の結果通知は現在8月となっているため、その間の給食費の支払いの経済的負担が大きいとの声が届いています。8月の結果通知を4月に前倒しにする

ことはできないのかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

就学援助の決定通知を現在の8月から4月に前倒しすることにつきましては、就学援助の適正な審査を踏まえる上で難しいものと考えております。その理由といたしましては、就学援助制度は前年度の収入を審査基準としておりますので、前年の収入が確定した後でなければ判定作業ができないということになっております。例年6月に前年の収入が確定する時期となっており、その後、学校教育課にて判定作業を進めておりますので、どうしても結果通知は8月になることをご理解いただけたらというふうに考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

難しいとのご答弁です。この質問に関しましては、また次回以降にしっかりと深めていきたいと思っておりますので、今回はここまでにして、次の質問に移りたいと思っております。

(4) 教育行政について。

① 6月定例会で取り上げた長嶺小中学校周辺の登下校時間の渋滞緩和について、その後の進捗を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

長嶺小中学校の登下校時間の渋滞対策につきましては、交通渋滞の要因を把握するため、夏休み期間中の8月20日と1学期後半が始まった9月4日の両日、午前7時20分から8時40分に交通量調査を実施したところでございます。調査内容といたしましては、長嶺小学校前、長嶺中学校前、長嶺小学校から長嶺中学校へ向かう丁字路の3地点において、学校へ出入りする車両や通過する車両の数を計測するとともに、長嶺小学校を起点として饒

波公民館方向への渋滞距離と、丁字路を起点として良長園方向への渋滞距離の計測などを行いました。今後調査結果を基に課題を整理した上で、対応策を検討してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。何とかしなくてはならない問題として重く受け止めていただき、「効果的な改善策を」という意味で、夏休み期間と学校が始まってからの登校の時間帯の調査をしてくださったかと思えます。真摯に取り組んでくださっている教育委員会学校施設課へ感謝をいたします。

前回6月定例会で取り上げて、議会だよりを見た方々から「何とかしてほしいとずっと思っていました」とか、「4月から孫が長嶺小学校に入学するのですが、雨の日の恐ろしい渋滞のことを心配していました。議会でも取り上げてくれてありがとう、解決できるように頑張ってください」と電話がかかってくる、長嶺小学校近くの自治会の方からも、「朝畑仕事に出て、帰りにこの渋滞に遮られ、なかなか自宅へ帰れない。自宅の駐車場へ入るのが困難」など、自治会で様々な声が上がっているという話を寄せていただきました。また、今年度からスタートした長嶺小学校のコミュニティスクールのお話の際にも、毎日のように「学校に登校の渋滞問題を何とかしてほしい」と苦情の電話がかかってくる。学校としても非常に頭を悩ませているという話が出たそうです。長嶺小中学校の雨の日の渋滞問題、これは校舎内だけを改善してもなかなか問題解決とはいかないと思っております。例えば市道32号線、元饒波給油所の丁字路のところを時差式の信号にするとか、良長園から小学校へ向かう歩道を少し狭くして道路を広げ右折レー

ンを設けて、嘉数入り口方面へ行きたい車を右折レーンに流す。それだけでも大分緩和されると思います。

再質問をさせていただきます。学校内の改善だけでは解決できないと思われる長嶺小中学校の登下校の渋滞問題、ぜひ関係部署や学校、市内一周バスも含めて協力して協議して、改善策を見いだしてほしいと考えますが、そのお考えがあるのか、改めて当局の見解をお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

これは全体的な課題ということは、共有しているということをご理解いただけたらと思います。教育委員会といたしましても、学校施設内の改修のみでは厳しいと考えております。課題が整理できましたら、必要に応じて関係部署とも調整を行うなど、少しでも解消に向けた取組ができるよう進めてまいりたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。

市長、先日市長にも現場を一緒に確認していただきました。ぜひ市長のお考えもお伺いしたい。長嶺小中学校の渋滞問題、市としてどのように解決していくのかをお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今、実際私も見させていただいて、私の住む地域もあのエリアでございますので、朝の混雑の状況を目の当たりにしたこともあります。今教育部長がおっしゃった課題についてはもう共有しているので、それをどうするかというのは共に当然ながら考えていく必要があると思います。そこに予算が必要ならばど

ういう投げ方がいいのかということも、もちろん今後の展開になるのでしょうかけれども。物理的なところをやったときにどう解消するかというの、今取ったデータがありますので、それを解析・分析しないことには先に進まないと思いますので、当然放っておいていい案件ではないので、しっかり前向きに捉えていきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ解決に向けて、今後もよろしくお伺いいたします。

②に移ります。教育委員会の所有しているバスについて。

(ア)現在借用できるのはどのような団体なのかをお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在借用できる団体につきましては、教育委員会及び豊見城市の行政機関ということになっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(イ)以前は借用できていた団体、例えば放課後児童クラブや認可保育園、認可外保育園、児童デイサービス等から、「以前は借用できていた団体が現在は借用できなくなっている」との声があるが、借用できる団体の基準等を変更したのはいつ頃かお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

借用できる団体の基準等を変更した時期につきましては、平成26年度に市所有のマイクロバスを教育委員会にて一括管理することになったため、マイクロバス使用管理規則を廃止し、新たに内部要項を制定しております。その際、使用についての規定を、マイクロバスを使用しなければ用務を達成することがで

きない公務に限るものとし、教育委員会及び豊見城市行政機関の使用とすると改正しております。その背景には、基本的にはバスにつきましても市が所有する自家用バスという取扱いになっているので、そのようなことになったものだと理解しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(ウ) どのような理由での現在の状況なのかをお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

現在の状況の理由につきましては、教育委員会が管理しているマイクロバスは公用車の位置づけとし、地方公共団体などの公的機関が公務遂行の目的で使用する車両として管理しているということになります。そのため公務を行う団体として、本市教育委員会及び豊見城市行政機関の使用となっているものと理解しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

私の子どもが市内の自治会幼稚園、今はもうないのですが、自治会幼稚園に通っていたのですが、そのときは遠足に行く際に市のバスに乗っていった記憶があります。それは教育委員会のバスではなく、もしかすると社協のバスだったのかと記憶しています。平成19年頃なのですけれども、社協のバスがあったと記憶していますが分からないので、そのところを教えていただけたらと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

以前、私も社協がバスを所有していたことは記憶しておりますが、どのタイミングでなくなったのかという経緯については私は存じ上げておりませんので、お答えが難しい状況であります。また、その貸出しを行っていたかということにつきましても教育委員会では

把握をしておりませんので、お答えが難しい状況であります。申し訳ありません。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。

実は、今回ある児童デイサービスの方から相談がありました。児童デイサービスに通っているお子さんたちは、なかなか学校での遠足の経験をしている子が少ない。大人数でバスに乗るのが苦手な子も多いので、児童デイサービスでマイクロバスを借りて遠足に連れて行きたい。この子たちに経験を積ませたい。そして児童デイサービスの遠足で練習をして、学校での遠足にもチャレンジできるようにさせたい。しかし、マイクロバスを借りるには安くても5万円ほどかかる。教育委員会のバスは、問い合わせたら対象外と断られました。そのデイサービスの系列の浦添校は、浦添市からマイクロバスを借りられるとのこと。浦添市のこども未来部こども政策課が担当ということで問い合わせをしてみると、運転手は自分たちで用意していただきますが、児童デイサービスや放課後児童クラブもオーケー、使用料も無料で借りられるとのこと。ただし、ガソリン満タン返し、スイミングスクールのような営利目的での使用はだめ。

そこで再質問です。浦添市では貸出しを行っているのに、豊見城市ではできない理由は何なのかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

基本的には浦添市のマイクロバスと本市のマイクロバスについては、その所有の目的が異なっているということはまずご理解いただけたらと思っております。主に教育委員会につきましても、市立小中学校が借用する回数が最も多く、校外学習や中学校の部活動の大

会等で利用しております。市立小中学校がいつでも利用できるように配慮するため、予約枠の確保を行いたいと考えておりますので、現時点での関係団体の貸出しは難しいものと考えているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

例えば運転手は用意、一日保険とかも最近はあるのでそれに入ってもらって、小中学校優先ということなので、使用したい日程の一週間前に予約が空いていたら借りることができるとか、柔軟に対応ができるようにマイクロバスの使用管理要項を変更することを前向きに考えていただけないかお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

いろいろな要望があることは理解しております。かなり弾力的な運用というお話でありましたけれども、これは公用車であります。いろいろなクリアすべき課題があるものと考えておりますので、今この場で「このような運用ができます」とお答えできないことを心苦しく思いますが、ご理解いただけたらと思います。今後このような要望があること、またどのような形で実現が可能か。これは多分台数を増やしたり、所有の在り方、管理の在り方、そのようなことをトータルで考えて検討する必要があると思っておりますので、引き続き検討課題として捉えさせていただきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

前向きに検討のほう、よろしく願いいたします。

(5)に移ります。(5)スポーツ振興について。

7月に中学校のサッカーの試合を応援しているお母さんから、「この暑さの中での応援、上からの太陽の熱と下からの照り返しの熱で、

熱中症でみんな倒れそうです」と、体感温度40度と示された気温計の画像とともにLINEが送られてきました。異常気象で年々暑さが増えています。豊見城総合公園陸上競技場のスタンドでの応援はサウナ状態だそうです。ぜひとも観客席に日除けを設置してもらいたいと強く要望いたしますが、見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かにこの時期、スタンドはかなり暑いということは、私も経験がありますので理解しております。ただ、観客席に日除けを設置することができれば、長時間の観戦においても快適な環境を提供できることは理解しております。ただ、その一方で、日除けの設置には多額の費用を要すること。また、老朽化した現施設の維持管理を行いながらの新規設置は、大変厳しいものだというふうに考えております。また、今後森ヌ風Spō-Park構想の整備計画にて、ここは計画区域内に入っておりますので、関係部署とも連携しながらその日除けの設置も含んだ施設改修について、積極的に声を上げていきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

森ヌ風Spō-Park構想の整備計画の中でとおっしゃいましたが、今年度やっと基本計画の予算がついた段階と聞いております。陸上競技場については、グラウンド部分は整備も済みまして、水戸ホーリーホックのサッカーの合宿が行われたり、パラ陸上の日本代表選手が豊見城総合公園陸上競技場を選んで合宿をしてくれています。

先日友人と陸上競技場にウォーキングに行ったのですが、久しぶりにトイレに入っぴっくりして、かなり汚い。施設が本当に古

い状況で、よくこの施設を合宿に選んでくださっているなというふうに感じました。ここを選んでくださっているチームに本当に感謝なのですけれども、申し訳ない気持ちになりました。波平邦孝議員や吉濱智也議員が、今までも施設整備のことは何度も議会で取り上げています。市長も市議時代に何度も取り上げていると思います。森又風 S p o - P a r k 構想を待っていてはちょっと遅いかなというふうに思います。先にスタンドの日除け部分、またその下の施設整備なども含めて、整備を先に進めていただくことはできないでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

確かに多くの議員の方々から、施設の改善については要望が寄せられている。また、市民からも声が寄せられていることは事実であります。先ほど来答弁しておりますとおり、今は森又風 S p o - P a r k 構想の中で、この施設は見直しの重要な施設となっております。それまでの間どうするかというところにつきましては、担当課のほうでは仮設のスポーツコンベンション等も活用できるように、シャワー室や会議室や、そういう施設を簡易的に造ってできないかということも含めて、今検討を進めておりますので、その中で解決できる部分については解決を図ってまいりたいと思っております。ただ、いかんせん、日除けも、この簡易的な施設に関しても多大な予算を要することから、今後予算折衝の中で必要性を申し述べながら、獲得に向けて頑張っていきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。

この間、ウォーキングに行つてびっくりし

たのは、腹筋マシンみたいなものがあって、私が中学校のときなので、多分40年前になると思うのですけれども、あのときと変わらない腹筋マシンがもう穴だらけになって置いてありまして、そういうところからでも整備していただけたらというふうに希望して、終わりたいと思います。次に移ります。

(6) 防災について。

市民を災害から守り抜くために防災行政無線がありますが、防災無線は天候等の条件によっては音声が届かぬ、的確な情報伝達ができないこともあります。また高齢者や聴覚障がいの方々のような情報弱者は、防災行政無線が届かぬ不安を抱えています。そのような市民の方の悩みを解消するためにも「防災ラジオ」をぜひ豊見城市でも導入してほしいと希望します。

① 防災行政無線が届かぬという声が、市民から上がっているのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

防災行政無線については、届かぬとの市民の声があることは確認をしています。本市では市民に情報が伝わるよう、豊見城市防災情報メールシステムを整備しており、本メールシステムに登録することで本市からの防災行政無線の放送時にメールを受信し、そのメールに添付されているURLから防災行政無線と同様の内容が聞けるようになっております。防災行政無線の聞き逃しがないように、広報紙などで本メールシステムを周知し、メール登録をお願いしているところでございます。また、メールに加えて、フリーダイヤルからも聞けるように整備をしておりますので、その周知についても図っていきたくと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

皆様のお手元にお配りした資料があるのですが、ご覧いただけるでしょうか。先ほど答弁であった防災情報システムの案内資料になります。私もこれをもって、一昨日登録したのですが、早速昨日の朝10時28分に、沖縄県豊見城市に波浪警報、高潮注意報が発表されました。「本島中南部では、18日夕方から19日明け方まで高波に警戒してください」というメールが届いていました。職員の皆様は、このメールシステムがスタートしたときに登録をしたというふうに聞いていますが、登録していますか。議員の皆さんは、このメールシステムとフリーダイヤルのことを、どれだけの方がご存じでしょうか。これを登録しておくだけでも、防災無線が聞こえない不安がかなり解消されますし、よその市町村へ仕事に行っている方も、豊見城市の状況がメールで届くのでとても便利だと思います。QRコードから簡単に登録できますので、議員の皆様も早速登録をしていただき、ぜひ皆様のSNS等で広げていただけたらと思います。市として広報紙等で周知しているとのことでしたが、ぜひ豊見城市公式LINEや市のInstagram等も活用して、周知をさらに図っていただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、宮城恵議員からご提案のあった件につきましては、市としても積極的に周知に取り組んでいきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

よろしくお伺いいたします。

②全国で防災ラジオを導入している市町村が全国でどれくらいあるのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

総務省の消防庁の調査結果によりますと、既存のFMラジオ局を活用した屋内受信機の防災ラジオを整備している自治体は、全国で151自治体、8.7%となっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

③豊見城市でも「防災ラジオ」を導入ができないのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の防災情報システムは平成25年に整備しており、更新時期を迎えているため、そのシステムの更新及び機器の機能強化に向け、防災情報伝達の在り方等を検討する基本計画を本年度に策定する予定であります。本基本計画を策定にするに当たり、情報伝達の一つの手段として、防災ラジオの導入も検討する予定であります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひ導入をしていただきたいと希望いたします。

ホームページに防災無線に関するアンケートが載っていました。私も早速回答をしたのですが、アンケートの内容は、「どの地域に住んでいるか、年齢、防災無線がよく聞こえるか」の質問。その中で5番目の質問は、「本市在住者へ伺います。住宅内で防災放送を聞くことのできる装置は必要ですか」。住宅内で防災放送を聞くことのできる装置には、個別受信機や防災ラジオがあります。そこで質問、「無料配布であれば欲しい」「自己負担してでも欲しい」「必要と感じない」「わからない」を選択することになっていました。その質問の仕方では説明が足り過ぎて、自己負担してでも欲しいと回答する

方はほとんどなく、導入にたどり着かないのではと懸念いたしました。先月8月に、神奈川県茅ヶ崎市の防災対策課に視察に行き、レクチャーを受けてまいりました。茅ヶ崎市では2万円ほどする防災ラジオを市で補助を出して、市民に5,000円で販売しているとのことでした。例えばある市町村では、「このようにして防災ラジオを有償で配布しているが」と説明の上、質問をしてほしかったと思いません。茅ヶ崎市では、全国でも先駆けて防災ラジオを導入していて、購入した方からも、「外で流れている放送が聞こえづらくても、家の中で同じタイミングでラジオから聞こえてくるので安心」と喜ばれているとのことでした。是非前向きに導入を検討していただけるよう強く願って、私の本日の一般質問は終わりにいたします。My time is up. thank you very much. ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

福祉健康部長より、発言の訂正の申し出があります。発言を許します。

○ 福祉健康部長 金城博文 ー訂正ー

宮城恵議員ご質問の(1)③の再質問において、「第1層協議体、行政」というふうな表現をしておりますけれども、「行政及び地域包括支援センターのコーディネーター」ということで訂正のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛 ー許可ー

ただいまの福祉健康部長の発言の訂正については、議長において許可いたします。

—— 通告番号13 (22番) 仲田政美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、仲田政美議員の質問を許します。

○ (22番) 仲田政美議員 ー登壇ー

公明党の仲田政美です。通告に従いまして、

一般質問を行います。

(1)市民サービスの向上について。

内閣府の令和6年度版高齢社会白書によると、日本の65歳以上の人口は3,623万人に上り、総人口に占める割合、高齢化率は29.1%で世界一高いとされています。つまり、それはほぼ3人に1人が高齢者という時代になったわけです。年を取ると老眼になったり、耳が聞こえづらくなるのが一般的です。老眼鏡は、役所や金融機関窓口自由に使用できるように設置されております。軟骨伝導イヤホンは耳が聞こえにくい高齢者や難聴者との会話が円滑になり、また個人情報周囲に聞かれずに済むといったストレス緩和に役立つと思います。高齢世代への敬意を忘れぬ社会を目指して、老眼鏡と同様に不自由さ解消の一助にすべく、以下をお伺ひいたします。

①令和6年6月議会において、難聴者が意思疎通しやすいように障がい長寿課窓口へ「軟骨伝導イヤホン」導入について一般質問をしましたが、その後の進捗をお伺ひします。

②令和5年2月議会において、行政デジタル化で市民・行政の双方にメリットがある「書かない窓口」導入について一般質問を行いました。その後の進捗をお伺ひします。

(2)教育行政について。

①本市の中学校では、期末テストのみを実施している学校と、中間・期末テスト両方実施している学校があるとのことですが、全体としてはどういう状況かお伺ひします。

②現在期末テストのみを実施している生徒や保護者から、中間テストも実施してほしいとの声が寄せられています。当局の見解をお伺ひします。

③中間テストの実施の可否について、アンケートを行う考えはないか見解をお伺ひし

ます。

(3) 漁業者支援について。

糸満漁協浮漁礁（通称パヤオ）4基が台風等により流失し、まぐろの水揚げにも影響がでているとのこと。以前のようなパヤオ新作費用に助成を求める声がありますが、見解をお伺いします。

(4) 防災・減災について。

① 去る6月14日に、梅雨前線の影響による大雨で、我那覇地内にある排水路が氾濫し、床上浸水が発生しました。この場所は、以前にも同様な被害が発生しているところです。

(ア) 雨水排水路がカーブになっている箇所があって、雨水がスムーズに流れないため、一気に増水し氾濫したものと思われませんが、早急な現場調査を行っていただき、対策を講ずる考えはないか見解をお伺いします。

(イ) 近年、線状降水帯が発生して、災害の危険度が急激に高まるおそれがある場合に、早めの避難や安全対策を講ずる必要があります。冠水センサーや監視カメラを設置し、市民へリアルタイムで情報提供する考えはないか見解をお伺いします。

(ウ) 排水路の橋のガードレールに、止水板を設置したり、道路と排水路の隙間には、土のう等の設置を講ずる考えはないか見解をお伺いします。

② 災害に備えるための「防災マップ」について。

(ア) 防災マップの更新はどのようになっているかお伺いします。

(イ) 過去の浸水、冠水発生地周辺を表示する考えはないかお伺いします。

(エ) 福祉避難所は現在、高齢者施設になっていますが、乳幼児等の要配慮者の受入施設を拡充し、防災マップに載せるべきだと考え

ますが、見解をお伺いします。

③ 海拔表示ステッカーが少ないのではないかと増設の声がありますが、見解をお伺いします。

(5) 饒波川の整備について。

平成25年12月議会において、尚敬橋から谷口橋を経て石火矢橋までの饒波川流域に、桜の木を植栽できないか県へ要請する考えはないかと一般質問をしました。いまだ植栽の環境整備がないので、再度要請できないか見解をお伺いします。

(6) 不妊治療の助成について。

平成17年、24年、令和3年と一般質問をして不妊治療への助成を求めてきました。その間治療費が保険適用となり、非常に助かっているとの声も多くありますが、仕事を休んで通院する経済的負担も大きいのではないのでしょうか。例えばうるま市先進医療不妊治療助成事業等、県内の自治体の助成を参考に、本市でも子どもを望む方々に、助成ができないか見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時49分)

再 開 (11時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (22番) 仲田政美議員 一登壇一

(4) 防災減災について、その②の(ウ)について申し上げます。本市の指定避難所（施設）はどこにあるのか、防災マップに載せるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時51分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 金城博文

仲田政美議員ご質問の(1)①についてお答えいたします。

軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、内部調整を経て、今定例会に提案しております。一般会計補正予算（第2号）において、軟骨伝導イヤホン2台分の予算を計上しております。

○ 市民部長 上地五十八

議員ご質問(1)市民サービスの向上についての②についてお答えいたします。

書かない窓口につきましては、令和4年12月に導入した窓口受付支援システムにより、各種届出書に何度も住所や氏名を書くことがなくなったことや窓口での待ち時間の短縮といった市民サービスの向上、窓口業務の効率化が図られております。また、マイナンバーカードを利用しコンビニ交付と同じ画面を操作することで、申請書の記入もなく証明書交付が円滑に行える「らくらく窓口証明書交付サービス」の導入に向けて、現在取り組んでいるところであります。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

仲田政美議員の(2)教育行政についての①から③まで、順次答弁させていただきたいと思っております。

まず、①であります。本市の中学校における中間テスト及び期末テストの実施状況につきましては、4中学校のうち3中学校で期末テストのみの実施、1中学校で中間・期末テストの両方を実施している状況でございます。

続きまして、②にお答えいたします。現在

期末テストのみを実施している学校での中間テストの実施につきましては、難しいものと考えております。理由といたしましては、中間テストを行っていない中学校は、生徒の学習進度に合わせ実施することができる单元テストなどの小テストを各教科で行っております。また、文部科学省におきましても、小テストや日々の授業で行う評価の比重を上げ、定期テストの頻度を減らす取組内容を示しており、これらを踏まえ校長判断の下、定期テストの回数が成立されてきた現状となっております。教育委員会といたしましては、单元テスト等で学習のつまずきをまめに捉え、きめ細やかに指導改善を図る運営方針を尊重したいと考えているところでございます。

続きまして、③にお答えいたします。中間テストの実施の可否に関するアンケートの実施につきましては、現在は考えておりません。学習指導要領が平成29年度に改訂されたことに伴い、全国的にも定期テストの削減・廃止の流れとなっております。平成29年度以降、各教科における学習状況の評価の観点が「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つに整理されております。学校では、その評価の観点を各教科の授業の様子や单元ごとの小テストや、ふだんの授業で生徒の学習状況を細かく見取るようにしているところであります。生徒にとりましても、定期テストに重きが置かれていた評価から、单元テストなど小テストが評価につながることで、学習習慣がつくメリットがあると言われております。その状況を踏まえ、各学校長においては、学校運営の一環として定期テストの整理を行っておりますので、教育委員会は学校の方針を尊重し、定期テストの有無を問うアンケートは控えたいと考えて

いるところであります。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

仲田政美議員ご質問の(3)(5)について、順次お答えいたします。

(3)について、ご質問にございますように浮き漁礁、いわゆるパヤオの流出によるマグロの水揚高の減少を受け、流出したパヤオ4基の再設置に係る費用の助成について、糸満漁業協同組合から本市及び糸満市にそれぞれ要請がなされているところでございます。パヤオ設置に係る費用の助成につきましては、これまでも本市と糸満市において漁業再生支援事業交付金を活用し、支援を行ってまいりました。しかしながら令和6年度以降、糸満市が同交付金の交付対象外となり、設置費用の確保が厳しくなることが想定されることから、このたびの要請につながったものと認識しております。糸満漁業協同組合からの資料によりますと、パヤオ1基の設置には約600万円という多大な費用を要するため、本市の交付金のみでは費用の捻出が厳しく、設置については計画的な協議・検討を行っていく必要があると考えております。今後も糸満市との連携及び漁業組合との調整を図りながら、設置費用の確保及び助成について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(5)についてお答えします。沖縄県南部土木事務所へ確認したところ、当該管理道路はあくまでも河川の管理用道路と位置づけられており、桜の木などの植栽整備計画はないと伺っており、本市としても植栽の環境整備の要請は厳しいものと考えております。しかしながら、公共団体やボランティア団体等の申請があれば手続きなどを行い、植栽方法や植栽後の管理等について適切と判断した場合、設置の許可を行っているとのこ

とであります。

#### ○ 上下水道部長 大城 堅

仲田政美議員ご質問(4)①(ア)及び(ウ)について、順次お答えいたします。

はじめに、(ア)についてお答えします。宇我那覇・名嘉地地域につきましては、以前から大雨の際に冠水や浸水等の状況が確認されたことから、平成25年度より当該地域の冠水や浸水被害の解消・軽減を図る目的に、対策検討業務を行っております。多くの課題を整理する中で、平成27年度には一部のボックス改修工事に着手し、平成29年度には対策設計業務に取り組み、令和4年度からは県道231号線から下原雨水幹線の上流側、延長約285メートル間における対策改修工事に着手しており、令和10年度の整備完了を目指し取り組んでいるところでございます。

次に、(ウ)についてお答えいたします。去る令和6年6月14日の大雨につきましては、1時間に約110ミリの災害級の大雨であったため、排水路の氾濫だけでなく、周辺の道路も冠水している状況でございます。仮に橋に止水板や土のう等を設置したとしても、今回の災害級の大雨による被害を止めることは厳しく、また大雨での水圧により隣接する個人所有のブロック塀への影響も考えられることから、現在のところ止水板などの設置は考えておりません。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

仲田政美議員のご質問に、順次お答えしていきたいと思っております。

まずはじめに、(4)①(イ)についてお答えします。近年、異常気象の影響による激甚化・局地化が頻発しており、本市においても6月11日からの大雨時において家屋の床上浸水、道路の冠水など、市内の至るところで被害が

発生しております。大雨などの災害時において、市民が適切に避難行動を取れるようにするため、早めに避難情報を発令するなど被害を最小限にとどめるため、あらゆる面から対策を検討していきたいと考えております。仲田議員提案の冠水センサーや監視カメラの設置については、他自治体の事例や費用対効果も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、(4)②(ア)についてお答えします。豊見城市防災マップについては、平成31年3月に更新しており、今後については大雨時に下水道管や水路からの浸水が想定される区域などを反映した防災マップの更新を検討しているところであります。また、豊見城市WEB版の防災マップについては、土砂災害警戒区域などの変更があったため、今年度更新を行う予定としております。

次に、(イ)についてお答えします。近年、異常気象の影響により激甚化・局地化が頻発しており、本市においても6月11日からの大雨において家屋の床上浸水、道路の冠水など、市内の至るところで被害が発生しております。大雨などの災害時において、市民が適切に避難行動を取れるようにすることはとても重要だと考えておりますので、豊見城市防災マップの更新の際に市民等に適切な情報が伝達できるよう、浸水マップ等の作成を検討していきたいと考えております。

次に、(ウ)についてお答えします。指定避難所については、小学校・中学校・高等学校・公民館などを指定しており、豊見城市WEB版防災マップやホームページなどで周知をしております。また、災害時においては、エリアメール、ホームページ、LINE、テレビなどで指定避難所の開設を周知しているところであります。豊見城市防災マップにお

いて記載できる情報が限られておりますので、災害による危険が切迫した状況においては、市民が緊急に避難する施設または場所を一目で分かるように指定緊急避難所のみを記載しておりますが、豊見城市防災マップの更新の際には、指定避難所の記載も検討していきたいと考えております。

次に、(エ)についてお答えします。災害時においては、高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する方などが安心して避難できるように、必要な設備・物資を備えている福祉避難所の拡充はとても重要だと考えております。現在市内には、福祉避難所として介護老人保健施設など7か所を指定しておりますが、乳幼児にも配慮した福祉避難所の指定を検討する必要があると考えております。また、福祉避難所の豊見城市防災マップへの記載については、防災マップの更新の際に検討してまいりたいと考えております。

次に、③についてお答えします。市民の避難意識の向上及び災害発生時の避難体制の強化を目的に、津波浸水地域や高潮浸水地域の低地を重点に、市内各地域におよそ760か所の海拔表示を設置しております。4月3日の津波警報時において、津波浸水域外にある市民の過度な避難行動により交通渋滞等が発生しておりますので、海拔表示の内容、設置箇所などを含め、今後検討してまいりたいと考えております。

#### ○ こども未来部長 森山真由美

仲田政美議員ご質問の(6)についてお答えいたします。

不妊治療を受けている方は年々増加しており、2021年社会保障・人口問題基本調査（結婚と出産に関する全国調査）によりますと、不妊の心配をした経験がある夫婦は39.2%で、

約2.6組に一組、不妊の検査や治療を経験した夫婦は22.7%で、約4.4組に一組に上り、不妊は誰にでも起こる課題でございます。国においては、不妊治療の経済的負担軽減を図るため、令和4年4月から人工授精等の一般不妊治療、体外受精・顕微授精等の生殖補助医療に係る保険適用が実施されているところであり、また、沖縄県は令和4年度より、患者の状態等に応じて追加的に保険診療と併用が可能となる先進医療の治療費に対して助成をする「先進医療不妊治療費助成事業」を実施しております。この沖縄県の先進医療に係る助成事業の実施に伴い、県内ではうるま市と恩納村で独自事業として「先進医療不妊治療費助成事業」を実施しております。これは沖縄県が実施する「先進医療不妊治療費助成事業」に上乘せをする形で、県の助成額を超えた費用について助成を行うものでございます。今般国や県により、不妊治療に対する施策が整備され、不妊治療は身近なものとなってきておりますが、先ほども申し上げたとおり、子どもを望む夫婦にとって特別ではなくなった不妊という課題がもたらす心理的・経済的負担は、解消に至っていないものと考えております。本市といたしましては、先行の県内自治体の取組を参考に、不妊治療助成事業の実施に向け、今後精査・検討を行ってまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

(1)の市民サービスの向上についての①ですが、先ほどのご答弁で今定例会提案の補正予算が認められたというご答弁でございました。大変うれしく思います。ありがとうございます。これは予算が通ってからということ

ですが、いつ頃の設置予定でしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

販売店に確認いたしましたところ、注文を受けてから2、3週間で納品が可能であるとのことですので、補正予算が認められましたら、速やかに設置に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

それでは、その周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

難聴者にかかわらず、高齢者の皆様への周知も必要となりますので、本市広報紙とホームページ等を活用して周知してまいります。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

周知のほうは大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは②に移ります。「らくらく窓口証明書交付サービス」の導入ですが、導入の予定はいつでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

「らくらく窓口証明書交付サービス」の導入時期につきましては、令和6年11月を予定しております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

それではお伺いしますが、11月からということで大変うれしく思います。今現在、コンビニ交付と「らくらく窓口証明書交付サービス」が11月から始まるということですが、その証明の手数料はどのようになっていますでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

住民票の交付としてお答えしますと、住民票の交付手数料、市役所での交付につきましては300円、コンビニ交付の住民票の交付手数料については200円となっております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

続きまして、書かない窓口等の推進は必要だと考えますが、どうしてもデジタル化に対応できず申請書を書かざるを得ない方々もまだまだ多くいらっしゃいます。そこで、その方々の負担を軽減するために、申請書の簡素化に取り組むお考えはないかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

基本的にはデジタル化の推進を進めていきたいと考えておりまして、中にはどうしてもそこに対応できない市民の方については、負担軽減を図るためにも見直すところは見直していきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

それでは次、(2)の教育行政についてお伺いいたします。①ですが、一中学校で中間・期末テストが実施されているとのご答弁でしたけれども、これはどこの中学校でしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在市内でいいますと、長嶺中学校が中間・期末テストを両方実施している状況でございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

続きまして②ですが、単元テストや小テストを行うことは、大変評価しています。中間テストがなく期末のみだと、当面では廃止の流れのような答弁であったかと思いますが、

これはいつまで廃止の予定でございますか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

これは期間を切って廃止ということではなくて、文部科学省も、今後全国的にも定期テストで評価をするのではなくて、単元ごとの評価を進めていくという方向性でありますので、学校長はそこを見据えてそういう措置、編成に至ったものだとして理解しておりますので、今後そのような流れになっていくものと教育委員会としては考えているところです。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

現に生徒や保護者から、まず中間テストもあってほしいと。なぜなら、それはテストの範囲が2回でやっている学校もあれば、それを一度でやるということは範囲が広がると。なかなか大変である。そういう小テストも含めて中間テストもぜひやってもらいたいというのが要望なんです。というところで、それを再度お伺いしますけれども、アンケートを実施してもらえないでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに保護者からそういうご要望があることも理解しております。私自身も中学のことを振り返って考えますと、やはり一発勝負のところにかけていた時期もありましたので、そういうことがなくなるということは、多分お困りになる場面もあるだろうということは分かっております。ただ、今回何度か答弁しておりますとおり、今後単元テスト等を積み重ねることで、どの時点で児童生徒が引掛かったのかということも含めて、私たちも把握ができますし、また生徒の皆さんにとっても学習習慣の定着が、これまで沖縄県の学力の向上に関して課題だと言われておりました。

これは、その方向性にも合致するものだと思っております。また、一番大きいのは、教育課程の編成に関しましては教育委員会の権限ではなくて、学校長が編成することになっております。そこは学校が安んじて教育に専念するためには、この責任と権限の下できちんと学校長がマネジメントしていくことが今後大事なことになってくると思いますので、教育委員会として全体でアンケートを取って、こういう方向性を定めるようなところは、現在としては難しいというふうに考えているところでもあります。

○（22番）仲田政美議員 一再質問一

これは要望ですけれども、現にそういう生徒や保護者からの意見がございますので、その意見がありましたということだけ校長会なり、申し入れていただきたいと思うところです。これは要望でございます。

続きまして、(3)漁業者支援についてでございますが、先ほどのご答弁で1基600万円と高額ですので、私は、まず1基からでもと考えるところでございます。早めの設置に向けて糸満市と漁業協同組合、また本市の三者で具体的な話合いの場を設ける考えはないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

糸満漁業協同組合からの今回の要請を受け、糸満市の担当課と意見交換の場を設け、今後の支援策について対応を協議いたしました。その中で4基のパヤオ流出により、漁獲量が大幅に減少していること、今後も継続して水産業の振興を支援していく必要があることを共通の認識として確認できましたので、令和7年度以降においても漁業再生支援事業交付金を活用し、各支部において適切かつ公平な

費用負担割合を協議するなど、継続的なパヤオ設置費の確保に向けた話し合いの下、計画的に再設置を進めてまいりたいと考えております。

○（22番）仲田政美議員 一再質問一

前向きなご答弁、ありがとうございます。それでは令和7年度に向けて、漁獲高に関係しますので、しっかりと頑張ってくださいと要望いたします。

それでは(4)の防災・減災についてでございます。①(ア)ですが、令和4年度から県道231号線から下原雨水幹線の上流側、延長285メートルの間で対策改修工事に着手しているということで、令和10年度の整備完了を目指しているということですが、現在ボックスの改修工事が進んでいることは私、現場を確認して承知しているところでございます。対策が講じられていることは大変うれしく思いますが、しかし、排水路が氾濫し市民生活に被害が出ております。令和10年度に改修工事が完了することによって、排水路の氾濫は改善するものと期待してよろしいでしょうか。ご答弁を求めます。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

今現在ある既設排水路の断面積に比べて、約1.6倍の大きな断面積にて整備を行っておりますので、整備完了時には上流側においても冠水・浸水被害については解消、低減されるものと考えております。

○（22番）仲田政美議員 一再質問一

大いに期待していきたいと思っております。それでは令和10年度、改修工事完了までの間、氾濫の予測、あるいは懸念がある場合、道路を含めて冠水・増水センサーや監視カメラを設置して、また地域の実情に合った減災対策を

講ずることを要望いたします。ぜひ対策を取られるよう、改善を図られるよう頑張っていたきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、時間がありませんので、(4)(ウ)のほうから行きたいと思っております。災害の危険から命を守るために緊急的な避難場所を、ネット環境が整っている方はよろしいのですが、それでもネット環境が整っていない方々のために土砂災害、地震、津波といった災害種別ごとの避難の適否ということを表示したり、指定避難場所、災害の危険があつて避難された住民が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在、そして自宅に戻れなくなった住民が一時的に滞在することを想定した施設、これは指定避難所ですけれども、加えて、また福祉避難所は一般的な避難施設では対応ができない、避難生活が厳しい、特に配慮を必要とする方々、保護者のために解放された場所を防災マップに載せることは住民の安心安全のためになりますので、今度防災マップ、あるいは施設等を載せる場合には、しっかりこのほうを具体的に住民が分かりやすいように工夫して載せていただきたいと思っておりますが、見解をお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

福祉避難所につきましては先ほどもお答えしましたが、高齢者や障害者、乳幼児など配慮を要する皆さんが一時的に避難する避難所となっておりますので、防災マップへの記載についても、それらについては分かりやすく記載をしていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。ですが、この福祉避難所については本市はまだ取り組んでいま

せんので、福祉避難所の指定を早急に行う必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今、福祉避難所については、市内に7か所指定しているところであります。ですが、乳幼児につきましては、まだ指定されていないところでもありますので、その辺については、今後その関係した施設と調整しながら検討していきたいと考えています。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

現在の豊見城市の防災マップには福祉避難施設ともしっかり載っておりますが、7か所もあることも知っておりますが、私が申し上げたいのは、集団で避難生活が苦手なお子さんたち、乳幼児のために早急に指定に取り組めないかということですので、そのほうのご見解をお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

早急に検討していきたいと思っております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、(4)③海拔表示についてでございますが、増設については全体的な見直しを早めに検討していただきたいと思っておりますが、見解をお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

海拔表示の掲示が不足している場所や海拔の周知方法について、市内の中でまた検討していきたいというふうに考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

(5)の饒波川の整備についてでございます。このことは平成20年3月に饒波川をきれいにする会、河川愛護会を結成して県のほうに届け出て、今現在に至っております。それは現

在、井口橋付近から高入端橋まで除草や桜を植栽して、今年は盛大に桜祭りを行っておりますが、その高入端橋から高安橋、せめてこの区間だけでも植栽をする環境をつくってほしいというのが今の質問でございますが、ボランティア団体が県へ申請する予定ではありますが、市としても県へ働きかけることはできないでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該団体は16年近く、饒波川流域の環境美化について実績等がございますので、今後申請の際には市としても協力し、県へ呼びかけ、働きかけたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

豊見城市の中央を流れる饒波川、そこを桜の名所にしようという思いで、このボランティアを営々と続けてきておりますので、市長、ぜひともまた後押しをよろしくお願いいたします。

続きまして、(6)の不妊治療の助成についてでございますが、先ほどの答弁で先進地の不妊治療助成事業を参考にして実施を検討するとありましたが、答弁としては本当にこれまでにない、本市独自の不妊治療助成事業のスタートになるのではないかと期待しております。子どもを望む方々へは、希望溢れる朗報となり、また少子化対策にもなることを確信いたしますが、そこでお伺いします。本市の平成26年度、10年前ぐらいですけれども、それと令和5年度の出生数をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市の出生数は、10年前、平成25年は957人、直近で令和5年は668人でございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

明らかに本市も少子化に向かっているということが顕著に表れているのではないかと思います。それで、治療開始時における妻の年齢が43歳未満であることが条件なのです。これをぜひとも考慮していただいて、一日も早いスタートを願っておりますが、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市といたしましても、不妊治療を希望されている方々の切実な思いを深く受け止めているところです。早期の実施が実現できるよう、鋭意調整を図ってまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。不妊に悩む市民の皆様へ寄り添った答弁に、とても感謝いたします。どうぞ一日も早い事業がスタートできますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

— 通告番号14 (13番) 真栄里 保議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 一登壇一

日本共産党の真栄里保です。質問通告に従って、質問を行っていきたくと思います。

(1)安心・安全な地域の確保について。

①根差部から県道11号線への接続について、以下の点を伺います。

(ア)交差点の閉鎖時期について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問について、当該路線を管理する沖縄県南部土木事務所に確認したところ、交差点閉鎖箇所については、現在真玉橋自治会及び根差部自治会と協議中とのことであり、閉鎖時期についても、現時点において決まっていない状況であると伺っております。また、今後沖縄県南部土木事務所による地域説明会を開催する予定があると伺っておりますので、その中で閉鎖箇所や時期等の方向性が示されるものだと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

私も南部土木事務所を確認をしてきましたけれども、海邦銀行の前の交差点を封鎖して、地域の住民の皆さんは迂回してもらうというのが当初の案のようでした。根差部地域の皆さんは真玉橋方面には行けないので、今度はその交差点を出て、高安北交差点でUターンをしてもらうというのが当初の考え方のようだったようであります。ところが昨今の交通量を見るにつけ、この交差点でUターンすることは不可能だという判断であります。沖縄県としては、この根差部の住民はUターンして根差部の本部落に上がって、それから下っていただきたいという案を持っていました。この案に対して地域の皆さんは、大変怒りを持っています。先ほどの説明では、地元の根差部の自治会に説明があったということでもありますけれども、根差部の役員会ではこのことは誰も知りませんでした。沖縄県は説明会を行うということを行っていますけれども、市民の要望を聞き、市民の願いに沿った形で解決できるよう県に意見を上げる考えはないか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今後県が予定している地域説明会で地域住

民との協議の下、閉鎖箇所の方向性が示されるものと考えておりますので、状況等を確認し注視しながら、必要であれば要望していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひとも市のほうが、積極的な役割を果たしていただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時10分)

再 開 (14時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時11分)

再 開 (14時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一取消申し出一

先に②の質問をしましたが、この部分を一旦取り消して、(1)の信号を設置し住民生活の利便を図ることについてお伺いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時12分)

再 開 (14時12分)

○ 議長 外間 剛 一許可一

再開いたします。

今の②の質問については取り消したい旨の

発言がありましたので、お諮りしたいと思います。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。今の②については取り消しの申し出を許可します。

休憩いたします。

休 憩 (14時13分)

再 開 (14時13分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②の長堂地域の降雨時の浸水対策についてと述べましたけれども、まず最初に、(イ)信号を設置し住民生活の利便を図ることについて質問をさせていただきます。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

地域住民の交通の安全や利便性の向上を目的に、令和2年度以降、信号機・横断歩道設置等要望書の中で、根差部から県道11号線へ接続するローソン豊見城真玉橋店前の箇所へ新たに信号機を設置していただくよう、豊見城警察署に対し要請を行っております。道路管理者である沖縄県南部土木事務所に確認したところ、先ほど経済建設部長からも答弁がありましたように、今後地域住民への説明会を行った上で決定する旨のお話を伺っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひともよろしく願いいたします。

次に、②長堂地域の降雨時の浸水対策について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

長堂地域の降雨時の浸水対策ですが、議員

ご質問の地域につきましては、民間事業者による開発地域となっており、地域内の中央の道路は建築基準法第42条第1項第5号道路である位置指定道路の私道路であることから、道路や側溝の管理は、開発時に申請された開発事業者が行うこととなります。現場を確認しますと流末処理の側溝が埋設となっていたことから、明確な冠水原因が突き止められないため、今後は大雨時に現場を再確認し、調査していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひ現場を降雨時に確認していただき、市ができる対策をしっかりとっていただきたいと思います。

③市道459号線改修の進捗状況について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道459号線は市道119号線を起点とし、市道121号線を終点とする市道で、近隣にはとよみ小学校があり、児童生徒の通学路としても多く利用されている道路でございます。当該路線の一部には、亀裂や道路構造物の沈下が数年前から発生している状況で、これらの亀裂や沈下は度々修繕を行っておりますが、修繕後も進行し、道路構造物が斜面方向へ傾いている状況であります。当該路線につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し事業を進めており、令和5年度に詳細設計業務が完了したことから、令和6年8月下旬に工事の入札を執行し、請負業者を決定しております。現在請負業者において、工事着手に向けて準備を進めている状況であり、令和7年3月中旬の工事完成に向け取り組んでまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、(2)市職員の働き方改革について。

人事院は8月、国家公務員の初任給2万円の引上げ、月給とボーナスの引上げを勧告いたしました。35か月連続の物価上昇率には及ばないものの、3年連続の引上げは全国の賃上げを求める大きな運動の成果でもあります。

そこで、①人事院の給与引き上げ勧告についての認識を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年8月8日の人事院勧告によりますと、給与については月例給が約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなり、全体平均で1万1,183円、2.76%の引上げ、総合職大卒の初任給を3万円、約15%引き上げるなど、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定する内容となっております。また、特別給は3年連続で0.1月分の引上げ、年間で4.6月分とする内容となっております。これは官民格差はもとより、日々高度化・複雑化する公務に対し、職員一人一人が日々の職務で意欲と志を高く持ち、磨いた能力を最大限に発揮できるようにとの考えから、今回の改定が行われております。本市におきましても、これまで人事院勧告を踏まえて出される沖縄県人事委員会勧告を踏襲する形で給与改定を行っており、今年度につきましても同様の対応をしてまいりたいと考えております。つきましては、引き続き沖縄県人事委員会の動向を注視しつつ、他市町村とも情報交換を行いながら、適切に対応したいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問—

沖縄県の人事委員会は近く開催されるよう

であります。そこで②一般職員の給与の引上げについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の趣旨に沿って、適切に決定しなければならないと考えております。そのため人事委員会を置いていない本市におきましては、沖縄県人事委員会における公民給与の調査結果等を踏まえた人事委員会勧告を基本とし、適切に給与決定を行う必要があると考えております。議員ご質問の一般職員の給与引上げにつきましては、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則を遵守し、労働基本権の代償措置として設けられた人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告を基本として、国や県、他市町村の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問—

ぜひ優秀な職員が市で頑張っていただけるためにも、必要な給与の改定をお願いしたいと思います。

求人おきなわの調査によると、2023年度の県民の平均時給は1,005円であります。月給が2.3%増の19万円余りとなっております。県内の最低賃金は56円引き上げられて、時給952円になることが決まりました。

そこで、③最低賃金の引上げについての認識を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどの答弁と重複することになりますが、職員の給与につきましては、地方公務員法の趣旨に沿った形で決定されることとなりますので、豊見城市としましては国の人事院勧告、沖縄県の人事委員会の勧告を踏まえるとともに

に、適切に対応する必要があります。今回の令和6年度の人事院勧告では、月例給や特別給の引上げに加え、給与制度のアップデートということで、初任給、若年層の水準を大幅に引き上げ、係長以上はより職責重視の体系とするなど、抜本的な見直しを図るとしております。現時点において情報が不足している状況でありますので、詳細については把握しておりませんが、国からの事務処理マニュアル等が発出されるものと認識しておりますので、詳細が分かり次第、適切に対応していきたいと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

④会計年度任用職員について。

(ア)時給・賃金の引上げについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の報酬につきましては、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則及び条例主義に基づき決定されることとなり、必要な資格や経験等を考慮し、条例等において、正規職員と同等の給料表において規定をしております。議員ご質問の会計年度任用職員の時給、賃金の引上げにつきましては、令和6年8月8日の人事院勧告において、国家公務員の給与等の引上げ勧告がなされておりますので、沖縄県人事委員会においても国の動向を踏まえ、給与等に係る勧告が出されるものと考えております。本市につきましても、地方公務員法の第14条に規定する情勢適応の原則に基づき、社会情勢を見ながら、国や県、他市町村の動向を踏まえ、適正な給与水準の確保を図っていきたいと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひとも適正な給

与水準の確保をお願いしたいと思います。

そこで再質問ですが、給与の遡及についても当然行われるべきだと考えますが、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

遡及適用については、詳細な情報等はありませんが、会計年度任用職員につきましても正職員同様に、適切に対応していきたいと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

この遡及対応のシステムは改善されたのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

システム改修につきましては、現在事業者と改修のスケジュール等を含め、調整中となっております。適切な時期に改修ができるよう、引き続き調整をしていきたいと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

システム改修についても早期にお願いしたいのですが、それまでは職員の手作業による計算になると思うのですが、ご苦勞をかけると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

人事院は6月28日、国の非正規公務員について公募試験をせずに、再度の採用ができる回数を原則2回までとする3年目公募の制限を撤廃することを各省庁に通知しました。そこで伺いますが、3年目公募をなくすことについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年6月28日付の人事院の事務総局の人材局長通知の期間業務職員の適切な採用についての一部改正の通知がなされております。

公募によらない採用を行うときにおいても、国家公務員法に定める平等取扱いの原則及び任免の根本基準を踏まえた適正な運用を行うこととされ、公募によらない採用を連続2回までとする規定が改正されております。市としましても国の通知を踏まえ、平等扱いの原則、成績主義の原則を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

会計年度任用職員の皆さんも安心して仕事ができる環境づくりへ、一層努力をしていたきたいと思います。

(イ) 正職員と会計年度職員、それぞれの男女の比率について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年4月1日時点における正職員の人数につきましては、男性が312名、女性が169名、合計481名となり、割合につきましては、男性が64.9%、女性が35.1%となっております。また、会計年度任用職員の人数につきましては、男性が46名、女性が264名、合計310名となっており、割合につきましては、男性14.8%、女性85.2%となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

給与の低い会計年度任用職員の職場においては、ジェンダー平等の問題からいろいろ改善すべき点があるというふうに思います。

(ウ) 月給制への移行への時期について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の月給制につきましては、令和6年6月定例会におきましても答弁させていただきましており、豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第

15条において、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は日額と定めると規定されていることから、月額制の導入につきましては、関係条例の改正が必要となります。宮古島市では、今年度から月額制を導入しており、現在宮古島市などの運用状況を参考に、本市でも月額制の導入について調査研究をしているところであります。また、人事課内でも情報の連携に必要なシステムの改修の確認や、月額制導入に伴う予算額について試算を始めているところであります。議員ご質問の月額制の移行の時期については、現時点において明確にお答えすることはできませんが、適切な時期に導入できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

月給制でない自治体は、11市の中で幾つあるかお尋ねします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年4月時点において、県内11市の支給状況を確認したところ、職種によって日額制や時給制など、異なる支給実態のある自治体はございますが、それらの自治体を除く月給制を導入していない自治体は、本市を含め2市となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

もうほとんどの自治体が月給制に移行しているわけです。私もこの質問をして1年間、ずっとこの月給制を求めてきました。人事課では努力されているというふうに聞いていますけれども、早期な実施をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、(3)学校教育と教職員の働き方について。

この間、教育委員会の努力によってスクー

ルサポートスタッフ、ICT支援員、特別支援教育支援員などの配置について努力が進められてきました。

そこで伺います。①学習支援員の配置について伺いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

各小中学校に1名ずつ配置予定の学力向上推進補助員につきましては、12名の採用枠に対し9名を配置しているところでございます。また、適応指導教室の2名配置の学習支援員につきましては、2名の採用枠に対し2名配置しているところでございます。中学校に配置予定の学習支援員の配置につきましては、2名の採用枠に対し、配置ができていない状況でございますが、10月1日から1名の配置が決定している状況にあります。また、同様な役割を担っております校内自立支援員につきましては、1名の採用枠に対し1名を配置している状況にあります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

学習支援員は文字どおり、生活と学習の支援を求められる。児童生徒への支援を行うことによって学力向上にもつながっているわけですから、求められる配置についても、なお一層努力を求めていきたいと思っております。

次に、②全国学力テストへの取り組みについて伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

全国学力・学習状況調査への取組につきましては、今年度も4月中旬に実施され、各小中学校では実施までの期間、授業の中で1、2回過去問や、また宿題で取り組んでいただき、まず問題の形式に慣れていただくことを主眼に取り組み、ふだんの教科の授業を大切

にしなが、無理のない範囲で取り組んでいくところでもあります。また、テスト実施後は各学校で自校採点の上、自校の学習指導の改善に役立っているところでもあります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

教育現場からも新年度当初における全国学力テスト対策の補習期間など、生徒からも先生も、普通の授業がしたいとの悲鳴が上がっています。文部科学省は事前対策をしないよう呼びかけていますが、実際には点数のプレッシャーから対策の実施が恒常化していると言います。そこで再質問ですが、学力テストの目的について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

全国学力・学習状況調査の目的につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。さらには、このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立することが挙げられております。豊見城市教育委員会といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果を、各学校の授業改善や学習改善に生かしていきたいと考えているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問の2番目ですが、学力テストは順位の競争でなく、指導方法などの検証・改善だと思いますが、見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

議員ご指摘の部分も確かにあると思ます

が、一方では、やはり学力の状況を見る一つの手立てでもあることもご理解いただけたらと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

抽出調査で十分だと考えますけれども、見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

抽出調査か悉皆、全体でやるかというところについては、文部科学省の判断によるところでございますが、全国学力・学習状況調査で行われる悉皆調査の結果から、学校現場では学習の状況について分析を行い、各学校の授業改善や学習改善に生かしており、教育委員会といたしましては、その支援を行っていきたく思っているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

学力テストの自校採点について、結果をウェブシステムに入力する業務と併せて、教員の大きな負担になっているとして、沖縄県教職員組合は自校採点の中止を県教育委員会に申し出ています。そこで伺いますが、教師の大きな負担となっているのが自校採点だと思いますが、見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

各学校では採点や報告する時間を確保するために、管理職を含めた全職員体制で対応するなど、担任の過度な負担にならないように工夫して実施しております。沖縄県によりまして、自校採点は協力依頼であり、義務ではないとされているところであります。しかしながら、自校採点をすることにより自校の学習指導の改善に役立てられていることから、自校採点の実施は各学校長の判断とされているところであります。市内小中学校におきま

しては、各校とも自校採点を実施しているところでありますが、教育委員会といたしましては、各学校長の判断を尊重しているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

生徒たちの学習の到達度を試験する期末テストや、あるいは独自のテスト、様々なテストがあるわけですね。ところが、この全国学力テストは自分たちで採点をして、それを生かす時間的、あるいは精神的なゆとりもないという声があります。この学力テストの在り方、自校採点方式の問題、これについてはぜひとも現場の声をしっかりと聞いて、必要な改善に取り組んでいただきたいと思っております。

教員のストレス要因の一つとなっているのが保護者対応、授業準備など本来業務に支障が出るなど、学校任せにしないことが求められています。私の友人も保護者からのクレーム対応で心身ともに疲れて、中途退職をせざるを得ませんでした。

③保護者対応についてお伺いいたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

保護者対応につきましては、学級担任が電話や面談等を通し対応いたしますが、状況によりましては、学年や生徒指導担当、教頭、校長が連携し、丁寧な対応を行っているものと考えております。しかし、要求や苦情によっては対応が難しいケースもあり、職員の負担増の一因になっている事例があることも事実であります。本市では、昨年度よりスクールロイヤーを導入し、保護者対応が難しい場合には、助言をいただける体制を整備し対応しておりますし、また教育委員会におきましても、指導班の指導主事の先生を中心に、各学校からの学校長や先生からの相談につい

ては、適宜対応しているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

昨年度、保護者から学校へ寄せられた苦情や要求の件数について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時37分)

再 開 (14時38分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

具体的な件数については把握をしておりますが、先日も答弁しましたように、スクールロイヤーに対する相談はもう既に4件、議員が心配されているようないろいろな苦情やご意見に関しての対応について、今活用化されているところであります。ただ、少なからず相談が寄せられております。私どもも週に1、2度は教育長も集まって、これは対応をどうするかということも含めて、鋭意、その都度対応し、学校の支援に努めているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

文部科学省は、一部保護者からの学校への不当な要求や苦情に対応するため、校長、OBらを教育委員会に配置して、学校を支援する体制を整備するとしています。本市としても導入に向けて調査検討を早急に行うべきと考えるが、見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

文部科学省は今年度、17市区町村と6都道府県の教育委員会で体制整備モデル事業として、(仮称)学校問題解決支援コーディネーターの配置をはじめ、将来的には全国での展

開を考えているということでもあります。内容といたしましては、学校運営や保護者対応に詳しい校長、管理職経験者が教育委員会に常駐し、学校と保護者の間に入り、事情を聞き、解決策を提示されるという制度になっておりますが、そのようになりましたら、教員にとりましても保護者対応でのサポートになるものと考えております。本市では、厳しい保護者対応等を想定し、スクールロイヤーを導入しておりますが、文部科学省のモデル事業も併せて、その動きを注視しながら、必要に応じ導入を検討してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

④について、学校プールの水道水の止め忘れ、水道料金の弁償を求められる。こうしたケースが相次いだことを受けて、文部科学省は今年7月、プール管理が教員の過度な負担になっているとして、民間委託などによる負担軽減策を検討するよう全国に通知を行いました。本市でも対策を急ぐべきだと考えますが、見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校プールの管理につきましては、給水の停止や排水溝の締め忘れなどにより多額の水道料金が発生し、教職員が賠償責任を負わされるなど、過度な負担につながっているケースが全国で、ご指摘のとおり生じております。教育委員会といたしましては、学校プールの管理におきまして、学校と意見交換をしながら、負担となっている課題を整理し、マニュアルの作成などにより、負担軽減に努めてまいりたいと考えているところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひとも来年のプールの使用時から、教

職員の皆さんに負担が行かないよう、本務に専念できるように改善を求めたいと思います。

⑤教職員の多忙化改善を行うことについて伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

本市教育委員会では、令和6年度に豊見城市学校現場の業務改善計画を更新し、働き方改革をさらに進めているところであります。令和6年4月より、各学校の平日の閉庁時間を20時と設定し、土日祝日は部活動の練習場所を除き、終日閉庁いたしております。また、スクールサポートスタッフにつきましては、各小中学校に1名ずつ配置し、週3日、1日6時間の勤務となっておりますが、令和6年度より週5、1日7時間の勤務に拡充をしているところであります。また、教職員が新学期に向け、十分な準備時間を確保できるように試験的に春休みを延長いたしました。教職員の意見を踏まえ、継続実施について検討してまいりたいと思っております。今後もこれまでに実施してきた働き方改革を継続しつつ、さらなる教職員の負担軽減策を講じてまいりたいと考えているところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

春休みの延長など教職員の負担を軽減する取組を、市町村の中で今度初めて那覇市と豊見城市が行ったと。私は努力の取組が始まっているなというふうに思っているわけであり。今後とも働き方改善に向けて、積極的な取組をお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時43分)

再 開 (14時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

(6)家賃補助制度について、先に行いたいと思います。

(6)家賃補助制度について。

①公営住宅に入居希望で入れない人数(世帯)について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市内にある県及び市の公的住宅は全体で8か所あり、沖縄県へ確認したところ、令和5年度の実績として入居申し込みを行い、入居できなかった住宅は7か所ございました。各住宅ごとの世帯数について申し上げます。真玉橋市街地住宅は32世帯、豊見城高層住宅は9世帯、渡橋名団地は27世帯、上田団地は75世帯、豊見城団地は25世帯、豊見城団地県改良住宅は32世帯、豊見城団地市改良住宅は119世帯となっており、全体で319世帯となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

319世帯の方が公営住宅、安い住宅を求めているのですが、なかなか入ることができないという事態が生まれています。

そこで、②沖縄県が令和6年度から実施をしている家賃補助制度について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員ご質問の件につきましては、民間住宅への家賃低廉化事業のことと理解してお答えいたします。まず、国が定めた住宅セーフティネット制度による支援として、沖縄県が新規に取組開始しました「沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業」につきましては、住宅に困窮する月収15万8,000円

以下の低額所得世帯が近傍同種家賃並みの家賃で入居できるよう、専用住宅として県に登録された民間賃貸住宅の賃貸人に対し補助金を交付する制度となっております。補助率につきましては、沖縄県が4分の3、市が4分の1となっております。

○ (13番) 眞栄里 保議員 一再質問一

月収15万8,000円以下の子育て世帯や児童養護施設を卒園した方などを含めて、この皆さんが対象になるわけです。しかも最大で10年間保障を受けることができる制度のようでもあります。そこで伺いますが、豊見城市も「沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業」に積極的に取り組むことを求めたいと思いますけれども、見解を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業につきましては、本市において住宅施策に関する新たな事業となりますので、沖縄県から当該事業について説明は受けておりますが、事業の詳細につきましては、今後県へ確認することも必要になると考えております。また、対象者につきましても、各市町村で要綱を定めることができるものということも聞いておりますので、事業の導入につきましては、住宅困窮者及び当該制度を希望する民間住宅賃貸人の把握やニーズ、それから他部署との意見交換などを行うなど、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○ (13番) 眞栄里 保議員 一再質問一

住宅を必要とするけれども、収入が厳しくて確保がなかなか難しい。こういう世帯や若者、子育て世帯が安心して豊見城市で住むことができるように、導入に向けて積極的な調査研究を行っていただきたい。そして、早期

の導入を求めたいと思います。

次に、(4)窓口委託業務について。

①競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項に定める窓口業務の内容について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は、国の行政機関等または地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待できる業務を選定して、地方公共団体の自主的な判断により、官民競争入札または民間競争入札に付することで、公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図るために必要な事項を定めるものと認識しております。その業務としては、1 戸籍法の規定に基づく戸籍謄本等の交付、もしくは戸籍電子証明書の提供または除籍謄本などの交付、もしくは除籍電子証明書の提供の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引き渡し、もしくは戸籍電子証明書提供用識別符号の提供または除籍謄本等の引き渡し、もしくは除籍電子証明書提供用識別符号の提供、2 住民基本台帳法の規定に基づく住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書の交付または除票の写し、もしくは除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等または除票の写し等の引き渡し、戸籍の附票の写しの交付または戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び……。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時52分)

再 開 (15時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号15 (20番) 赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、赤嶺吉信議員の質問を許します。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一登壇一

議場の皆さん、こんにちは。会派城の風、赤嶺吉信でございます。一般質問3日目の最後でございますけれども、今しばらくご辛抱をお願いいたします。

では質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。

去る6月21日から30日の10日間、市民体育館においてデフバレーボール世界選手権2024が開催されました。結果として女子日本代表は、見事悲願の優勝を成し遂げました。私の住む与根自治会と地域の企業・有志による歓迎ののぼり旗を100本作り、大会の盛り上げに一役担ったことであります。企業の皆さん、協賛してもらいました皆さんには、この場をお借りいたしまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

大会に当たり、本市出身の眞謝茂伸選手の活躍は、子どもたちにとって大変な夢と希望を与えたものだと思っております。それで市長、この栄誉と優勝の記念をたたえて、開催地である豊見城市の市民体育館の敷地内に記念の木を植えようという計画を今考えているところであります。担当部署のほうも、市の担当された方も、また地域の企業の皆さんも一緒になって植樹を成功させようという思いであります。議員各位の皆さんのお力も借りながら確実に植樹を終わらせるという思いでありますので、よろしく願いを申し上げて質問に入ります。

(1)安全安心な協働のまちづくりについて。

我が豊見城市与根部落において事故が多発する市道8号線、6月にも事故がありました。さらには7月20日、7月22日と連続して大きな事故が発生しているところであります。

そこで伺いますが、①事故が多発する市道8号線(与根製塩所前バス停付近交差点)の信号機設置と今後の対策について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

与根製塩所前バス停付近交差点への信号機設置につきましては、これまで平成29年度、令和元年度に豊見城警察署に対し、信号機・横断歩道設置等要望書の中で要請を行っております。また、地域住民等から設置の要望があった際にも、随時豊見城警察署へ情報提供を行っております。当該箇所の交通安全対策を検討するため、8月に本市と豊見城警察署と合同で現場確認を行いました。その中で検討された具体策として、優先道路である市道8号線の中央線とドット線の塗り直しを行うこと。あと、警察署所管である横断歩道の塗り直しも同時に行っております。また、交差する市道65号線には、注意を促す看板を追加で設置し、さらに見通しをよくするために交差点近くの水路の草刈りを行うなど、当該交差点での安全運転の環境改善に努めております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございました。

今部長からの答弁で、道路課において様々な手を打っているというのは私も十分理解しております。しかし、事故は起こりました。死亡事故でなかったからいいものの、この対

策を打っても事故が起きるといふ場所であるのです。それと、私の地元では10年前から、「自治会長のほうから毎年ここの信号機要請をしています」と言っていました。となると、要請をしてから8年から9年かかっているわけですね。その流れを考えると、信号機設置というのは大変難しいのかなというふうに思っております。市民部長、再質問をいたしますけれども、この信号機設置について、警察の回答はやる方向なのか、検討しますという方向なのか聞かせてくれませんか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

要望事項についての個別の回答については、いただいております。信号機の設置については、信号機を設置することによる効果、交通量や交通事故の発生形態、交差点の形状、隣接する信号機との距離間などを踏まえた検討が必要であると警察のほうは考えているようですので、そういう部分を踏まえて信号機の設置がされるものと認識しております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございます。今市民部長がおっしゃったように、交通量や交通事故の発生形態、まさしく事故は起こっているわけですから、そこに該当する。さらには交差点の形状、隣接する信号機との距離、これはまさしく該当すると思っております。現場をご覧になったらですね。それでも検討していくという回答であれば、今後も要請をしても、いつできるのかというのが全く見えない状態なのです。私も地元の議員として、「市民からどうにかしてくれよ」ということがあって何度も質問しているわけでございます。そこをどうにか、再度警察署のほうに状況をお示しになって、設置ができる方向をぜ

ひ検討していただくような考えはないでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

市としても信号機の必要性についてはあるということで、これまで警察にも要請をしてございます。ただ、設置につきましては県警本部の判断とされている部分もありますが、我々市としましては、地域の自治会や市民等からの要望等を取りまとめて、継続して警察署に対して要望を行っていきたいということと、市としてできる部分についての交通安全対策は、関係部署と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございました。

昨日要正悟議員の質問の中で、エコシティとはしな入り口の信号機設置の要請が通ったという答弁がございました。質問の中で期日と、要請がしたのが平成28年、今年度の12月で設置の可能性が決まったということは、約7年でこの要請が通っているわけですね。先ほど言ったように、私が信号機設置をお願いしているところは10年かかっているわけなのです。しかも、大きな事故が3度も起きています。また、我が豊見城市与根は50件以上のレンタカーステーションがありまして、日頃の車の量と全く違う。住んでいる住民よりレンタカーが多いのです。そういう事情も鑑みて事故が多いということと、レンタカーが多いという欠点を抜いて警察署に訴えてほしいという思いで今回質問しておりますけれども、ぜひ市長、できる方向を探っていただいて、市長のほうからもう一度、警察署のほうに要請をしてくれとお願いするのですが、どうでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

先ほども答弁いたしました、必要性は十分認識してございますので、継続して要請をしていきたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

よろしく願いいたします。

では、②自治会から地域内の道路交通環境報告に基づき改良・改善につなげた内容について伺います。これは以前、ワクドキ懇談会の仕組みの中で各地域でいろいろな地域の問題があったと思いますが、そういうことを言っていますので、よろしく願いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

これまで自治会からいただいた交通安全に関するご要望やご意見など、交通安全に関する市民の声につきましては現場確認を行い、関係部署とともに、可能な限り速やかに対応して取り組んできたところでございます。また、所管が本市と異なる場合は、それぞれの道路管理者や警察署などの関係機関に対し現状の確認と、市民から寄せられた声があったことをお伝えしております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、では市民の要望に対して、連携を重ねて、可能な限り早めに対応していくというお話であります。では質問しますが、これまで各地域で例えば電柱木であるとか、子どもの飛び出しであるとか、交差点がありませんとか、横断歩道がありますとか、そういう対策を打っていますよね。そういうことを取り組んで交通安全が改善されたところは何か所かあるのですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

市の取組で交通安全に資しているかという

ようなご質問だと思いますが、数字等は把握してございませんが、そういう部分の対応によって交通安全が図られているというところはあると考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。実はその質問をしたのは、与根地区は、ほとんど部落の中をレンタカーが通るような状況になっています。我々地元の人はどこが優先というのがあって、交差点で止まるんですね。しかし、レンタカーはもう外国人、中国人であったり、韓国人であったり、様々な観光客が来るわけですから止まらないのです。与根区内から入り口までには学童もあるのです。子どもたちが歩いて学校へ行くんですね。そのときに接触しそうなったという市民からの苦情があります。だから、こういう改善ができるのであれば、与根地区をどうにか現地を調査して、ぜひとも対策を打ってもらいたいというふうに考えていますが、どうでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

事故等が起きた場合は、先ほども答弁しておりますが、現場等の確認を関係部署、または警察署とともに確認して、改善に向けて取り組んでございますので、これからもそういう部分についてはしっかり対応していきたいと思っております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございました。本当に冷やり冷やりの毎日でありますので、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

では、③に行きます。観光客レンタカー運転への交通安全への呼びかけはどのようになされているかを伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

交通安全に関する呼びかけにつきましては、レンタカーを運転する観光客だけではなく、車を運転される全ての方を対象に、商業施設等でのチラシの配布や広報紙に折り込んでの啓発活動の実施をしており、交通事故の懸念される箇所については、電柱幕、看板設置や路面標示等、様々な方法により各担当部署と連携し、注意喚起を図っているところでございます。しかしながら、那覇空港に隣接し、沖縄自動車道の乗り降り口が市内に2つもある本市では、観光客が運転するレンタカーの走行が増加しており、国外からの観光客も含め、より効果的な注意喚起や啓発活動が必要だと認識しておりますので、今後レンタカー業の許認可を所管する内閣府沖縄総合事務局陸運事務所と調整を図り、沖縄県レンタカー協会と連携して、より効果的な周知方法について検討していきたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございました。レンタカー協会という言葉が出ましたけれども、今のところ豊見城市では、レンタカー協会の組合員というのは少ないそうであります。3社でしたか、3社しかないということ聞いております。実は今、カーナビのほうでおいしいお店がぱっと開ける時代ですよね。私はそういうのを使えないのですけれども。

そこで質問しますが、今は与根だけではなくて、各観光地、あるいは名嘉地交差点とか、観光客が通る道路で事故が起きるわけですね。そういう市内における交通事故が多い場所を選定して、一番たくさん事故が起きるところは赤の丸にする。少ないところは黄色にする。もうちょっと少ないところは青にするというふうな工夫をかけて、スマホで見られるよう

な対策を打てないでしょうか。それについてはどうでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

豊見城市内だけにはならないのかということについては考えておりますが、そういう可能性については、今後関係部署、または関係機関に確認しながら進めていけるかどうかを調査研究してまいりたいと思います。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

事故が少なくなるように、ぜひお願いをしたいと思います。次にまいります。

④スクールゾーンの制限速度は時速30kmに統一したらどうか、見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

スクールゾーンとは、交通事故から子どもたちを守るために設定された小学校等を中心とした半径500メートル程度の通学路としてご回答をいたします。ご質問のスクールゾーンの制限速度を時速30キロに統一することについては、豊見城警察署に確認したところ、小学校等を中心とした半径500メートル以内には、幅が広く交通量の多い道路もあり、一律に時速30キロに設定することができないものであり、速度制限を設けるべき箇所については、各道路の状況を踏まえて検討していくと伺っております。しかしながら、一般道路のうち速度規制のかかっていない生活道路につきましては、現行が時速60キロとなっているため、自治会などから住宅街の中でも危険を感じる場合があるとの声もございます。今後は時速30キロと定める道路交通法施行令の改正が令和6年7月23日に閣議決定されており、令和8年9月1日より実施されるということです。スクールゾーンに限らず、必要に応じて時速40キロなどの速度規制がかかってい

る生活道路以外は全て時速30キロとなりますので、歩行者、自転車が安全安心に生活道路を利用いただけるようになるかと思えます。本市においても一層、関係部署及び関係機関と連携し、市民の安全安心なまちづくりに努めてまいります。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございます。私もこの質問を出して、各小学校8校をぐるっと回って確認をしてきました。そうすると、学校の前は30キロとありますけれども、ちょっと離れていくと時速40キロという看板があるのです。この質問を投げたのは、送り迎えをする父兄の方から「一律にしたらどうか、赤嶺さん」という助言があったものですから、どうにかできないかということで質問をしています。しかし、部長の今の答弁で令和8年、もう2年後ですけれども、9月1日から道路交通法施行令が改正されて時速30キロに制限させるということを知っていて、やはりスピードを上げるのではなくて、ゆっくりになっていくというのが分かりましたので、これについては再質問はいたしません。次に行きます。

⑤瀬長島野球場入口向かいの三角駐車場西側に右折禁止の路面表示を急ぐ必要があります。見解を伺いますが、実は私も現場を見てまいりました。そうすると、最近沖縄は台風が少ないものですから、右折の標識が立っているのです。でも瀬長島は木が生い茂って、根っここのほうも見えない状態があったものですから、そうしたら担当部署に「質問するよ」と言ったら、ちゃんと木を切り取って、矢印の看板がちゃんとあるのです。それを見て、「あっ、しまったな」という思いで、看板についてはちゃんと設置されているという認識

ですので、⑤については質問いたしません。

では、(2)活気ある豊かなまちづくりについてであります。

①水産業の振興について。

各種支援策の説明会や相談会など、糸満漁協与根支部との定期的な会合が必要と考えておりますが、見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の水産業の振興発展に向け、漁業集落が実施する生産力向上に係る漁業活動を支援することにより、漁業の再生、漁業及び漁村の有する多面的機能の維持増進を図るため、与根・瀬長漁業集落各支部と、これまで以上に各種支援策の協議・調整等を深めてまいりたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。

今現在、与根漁港は本当に活気が出てきております。若い青年たちを中心に大型船も増えてきて、組合員も増加している状況であります。また、新たな陸上養殖、モーイやシャコガイ、サンゴなどの養殖を試験的に開始をしているところをごさいますして、里海プロジェクト、あるいは海づくりというも手掛けていくというふうに、ものすごくやる気を起こしている与根支部でございますして、どうかうまく養殖、水産業が活性化できないものかと思っております、次の質問をいたします。

今経済建設部長がおっしゃったように、調査を深めてまいりますというお答えをさせていただきましたが、今回与根支部と予定している各種支援策があればお伺いをしたいと思います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

各種支援策の取組内容としまして、生産力の向上に関する取組として、パヤオ製作等に伴う産卵場、育成場の整備、また再生に関する実践的な取組として、販路拡大、新規養殖業等への着手等を支援してまいります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。

こういう新規事業を立ち上げるには、どうしても予算が伴ってくるわけでありまして、そこでお伺いしますが、これから漁業者の活動を後押ししていくわけですけれども、今年度から始まっているわけですから、今後の予算についてはどのような予算を組む予定なのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

漁業再生支援事業は、その目的が漁業者の創意工夫を生かした生産・加工・流通・交流に関する取組を幅広く支援するための事業でありますので、今後も与根・瀬長漁業集落各支部において様々な取組を行っていただけるよう、引き続き国・県に対し交付金の増額を要望してまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、よろしくお願ひいたします。

市長も今お聞きになったと思いますが、与根の海に潜ったり、サンゴの移植もされておりますので、海の状況がどういう状況というのは一番市長のほうが理解していると思いますが、ぜひ国・県にパイプがありますから、その予算もしっかりと取っていただいで、与根だけではなく瀬長支部もありますので、しっかりと支援できるような予算をつけてほしいということを要望しておきます。では、次に行きます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時30分)

再 開 (15時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

すみません、②であります。長期にわたり瀬長船溜まり場航路河川の浚渫と護岸の整備についてであります。

(ア)瀬長船溜まり場航路河川の浚渫と護岸の整備の議論がなされております。進捗状況と今後の取組についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご承知のとおり、瀬長船溜まり場航路河川の浚渫と護岸の整備につきましては、令和5年11月15日付で糸満漁業協同組合瀬長支部から陳情がなされているところでございます。まず航路河川の浚渫につきましては、当該箇所は平成10年に沖縄県土地開発公社で約5,000万円の予算を投じ浚渫を行っておりますが、浚渫から約25年が経過し、再び土砂が堆積している状況を把握しております。浚渫要望のある志茂田橋から第2滑走路誘導灯までの約2.4キロにおける区間の土砂の堆積状況は不明ですが、仮に当該区間において1メートルの浚渫を行う場合と1.5メートルの浚渫を行う場合の費用を試算したところ、1メートルの浚渫を行う場合の費用が約7億7,000万円、1.5メートルの浚渫を行う場合の浚渫費用が約11億円となっております。この場合の浚渫土につきましては、普通土砂として処分できるものと仮定し試算を行っておりますが、これがヘドロなどになった場合、処分費が約5倍になることから、さらに経費が

嵩み、1メートル浚渫する場合でもプラス13億円、トータルすると約20億円という試算が出ております。浚渫に係るこれらの経費につきましては全て単独費になることから、現実的に対応は厳しいものと考えております。また、瀬長船溜まり場護岸整備につきましては、平成10年度に本市から管理者である沖縄県に対し、船溜まり場の改築の可否について照会を行っております。照会の結果、沖縄県からは、公共用財産である当該地域は自由に使用形態の確保を図る必要があるため、特定の者に占有させることは認められないとのこと。仮に改築を認めると、豊見城市管理の幹線2号排水路の川下を一定範囲で遮断することになり、異常天候時等に雨水の円滑な流れを妨げ、管理に支障を及ぼすおそれがあるという理由により、瀬長船溜まり場の永続的な設置及び改築等については認められない旨の回答を受けております。現在におきましても3年ごとに沖縄県へ船溜まり場の占有許可の更新申請を行っている状況であり、当該箇所をいつまで占有できるかどうかは不透明な状況でございます。よって、船溜まり場護岸については半永久的な構造物となるため、再整備は厳しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

#### ○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございました。この件に関しては、私は経済建設常任委員会におきまして、まだ継続審議のままであるものですから、どういう状況で進めていくのかという解決策といったら失礼になりますけれども、そういう流れを聞こうと思って、今回質問をしております。

しかしながら、浚渫整備については厳しいという対応ではありますけれども、やはり瀬

長支部も漁業で生活を営んでいる人はいるわけですから、浚渫はできなくても、今後瀬長島のホテル事業も芽出しがあるというふうに聞いておきまして、この瀬長リゾート開発に伴うホテルと観光につなげるような対策があると思うのです。それをしっかりと瀬長支部の皆さんにも、与根支部の両支部に、こういうことを観光的につなげていく考えはありますという提案をぜひやってほしいと思っておりますので、これは質問はしませんけれども、何らかの形で漁業に携われるようなことをぜひやってほしいというのが私の本音でありますので、ここはよろしく願いをしたいと思っております。では、次にまいります。

(イ)瀬長船溜まり場に堆積する土砂について、瀬長島の橋がありますよね。そのことを言っております。那覇市から流れる流域の土砂も含まれているのではないかという話がありますけれども、市と那覇市の見解を伺います。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の船溜まり場に堆積する土砂についてですが、那覇市流域からの流末にあるため池、調整池の管理者である沖縄県南部土木事務所に確認を行ったところ、当該ため池、調整池における土砂の流出状況等については調査等を実施しておらず、把握できていないとの回答でございました。本市におきましても、同流域のはけ口における土砂の流出については確認できない状況でございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### ○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

那覇市から流れる土砂もあるのではないかというのは、瀬長支部のほうから追加で要請が出たわけなのです。しかし、今の回答では、

実施に当たって確認をしていない、調査はしていないという答弁ですよね。そうであれば質問しますけれども、沖縄県に対して調査の予算を組んで、ぜひとも原因を解明してほしいと思っていますけれども、それはいかがでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

管理者であります沖縄県に調査、予算計上等の市の要望依頼をお願いしたところ、沖縄県では対応できないとの回答がございました。本市としましては、現時点において県が管理する当該ため池、調整池における土砂の流出の有無についての調査は厳しいものと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

厳しいということですので、質問はいたしません。では、次にまいります。

(3)不法投棄について。

①市ポイ捨て禁止条例が制定されて20年近くになると思います。その効果について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例制定による効果について、ポイ捨ての量や件数等については特に把握はしておりませんが、本市においては大きなごみも含めた不法投棄対策として、平成28年度より監視カメラの設置、令和元年度より防止看板の設置を行っております。その後の苦情等の問合せ件数については、設置当初の平成28年度の87件から徐々に減少し、令和5年度におきましては30件となっておりますので、一定の抑止効果が働いているものと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございました。

西海岸のほうに不法投棄が多いようなことを感じておりますけれども、今市民部長から一定の抑止効果は出ていると。「昔は87件あったけれども、今は30件です」という答弁ですけれども、私が見る限り、一定の抑止効果はあるにせよ、まだまだ不法投棄が後を絶たないというふうな状況であります。対策強化、パトロールが必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

対策強化についてというご質問ですが、これまでもパトロールの実施や市広報紙での周知、また必要に応じて看板の設置や監視カメラの設置等を行っております。その中でも最も抑止効果が高いものとしては、監視カメラの設置と考えておりますが、監視カメラの増設につきましては、設置費用や維持管理等の負担が大きいことから、現在設置済みの箇所から、新たに不法投棄が発生した箇所へ移動するなどの対策を行っておりますので、引き続きそういう対応を行っていきたいと思います。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

時間がありませんので。市民部長、ありがとうございました。

②私も瀬長島へよく行くのですが、上の駐車場のほうに夜間のドライブで来た若者か知りませんが、朝見ると飲み物のコップの殻であるとか、コンビニの袋であるとか、様々なごみが放り投げられているというか、置かれた状態であると。瀬長島は観光に資する島でありますから、観光で来る方たちの気分を害したら大変だなという思いで質問して

おりますけれども、この看板設置が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

瀬長島展望広場周辺の駐車場につきましては、現在豊見城市観光施設環境整備業務委託にて、豊見城市シルバー人材センターにごみ収集作業などを委託し、環境美化に努めているところでございます。また、注意喚起につきましては、日本語と英語による「ごみは各自で持ち帰りましょう」などの看板を展望広場周辺の駐車場に3か所設置しているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

大変申し訳ない。今の答弁は一つ飛ばしてしまっていますので、今回はいいとします。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月20日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (15時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (9番) 宜 保 安 孝

署名議員 (10番) 川 満 玄 治



— 令和6年第5回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和6年9月20日（金）



令和6年第5回

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和6年9月20日（金曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊	主査 大城 利枝
次長 比嘉 剛	主任主事 盛島 愛乃
班長 比屋根 由香	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	金 城 博 文
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教育部長兼 生涯学習振興課長	赤 嶺 太 一
総務課長	上 原 元 樹	秘書広報課長	具 志 智 香
人 事 課 長	赤 嶺 啓	管財課長	大 城 光
デジタル推進課長	後 間 大 輔	商工観光課長	千 住 文 子
協働のまち 推進課長	喜久里 則 子	環境課長	国 吉 有 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	都市計画課長	健 山 博 之
都市計画課参事	譜久山 誠	道路課長	比 嘉 真 人
公園緑地課長	新 里 司	上下水道部 施設課長	金 城 司
学校教育課長	金 城 徹	学校施設課長	石 川 ミ コ
農業委員会 事務局長	新 田 靖		

本日の会議に付した事件

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問       |

令和6年第5回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年9月20日（金） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に新垣亜矢子議員、波平邦孝議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号16（7番）瀬長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○（7番）瀬長恒雄議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。日本共産党の瀬長恒雄です。よろしく申し上げます。一般質問に入る前に、通告要旨の(1)①民間事業者等以外が「事業主体」となることと書かれていますが、そこを「実施主体」となることに変更をお願いいたします。それでは通告要旨に従いまして、質問を行います。

(1)民間活力導入制度について。

応募要項で提案の対象外となる提案の規定がされています。事業資金を民間が出すのか、公共、つまり市が出すのかの違いです。民間事業者以外とは公共、つまり豊見城市のことを指していて、市が資金を調達して実施主体となる提案は、提案の対象外と規定されてい

ます。そこでお伺いします。

①民間事業者等以外が実施主体となることを前提とした提案はいくつあったのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

民間事業者等が提案した内容を基に、その民間事業者が知恵や技術を提供して事業に参加する場合は、民間事業者が実施主体であると考えておりますので、民間事業者等以外が実施主体となることを前提とした提案はございませんでした。今回の民間活力導入制度の提案につきましては、まちの顔旧IT産業振興センター周辺地区と豊見城市庁舎職員駐車場を合わせた提案が2件、まちの顔旧IT産業振興センター周辺地区が1件、小学校省エネ・再エネ設備導入推進事業が3件、しおさい公園活用事業が1件、モータープール隣接市有地活用事業が1件、豊崎中学校室内型温水プール利用促進事業が1件の合計9件の提案があり、全て民間事業者が実施主体となる提案でございました。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では次の再質問をしたいと思います。

市が起債を行い、資金調達をして民間に発注を行う事業の提案は幾つあったのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

2つの提案がありました。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

大和リースの立体駐車場と小中学校のLED化事業の2つでいいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まちの顔旧 I T 産業振興センター周辺地区と豊見城市庁舎職員駐車場の提案で 1 件と小中学校省エネ・再エネ設備導入事業の 1 件であります。

○（7 番）瀬長恒雄議員 一再質問一

市が起債をし、資金を調達して発注する公共事業は市が実施主体だと考えるが、見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

実施主体の考え方については、今回の事業の民間提案におきましては、実施主体は民間事業者と考えております。それについては民間の知識や技術を提供していただき、それをもってこの事業をやっていく。それに対して、市は事業主体として資金の提供をやっていくということで、市は事業主体、民間事業者が実施主体という認識であります。

○（7 番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の大和リースの提案は、市債の発行を前提としていますが、民間が市債を発行できるのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

民間が市債を発行することはできません。

○（7 番）瀬長恒雄議員 一再質問一

豊見城市公有財産活用民間活力導入制度応募要項では、原則民間事業者が資金を調達し、実施主体となる提案を募集しています。提案の条件、応募要項、4 ページの(4)提案に関する条件の②をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時06分）

再 開（10時07分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回の民間活力導入制度の応募要項の(4)の提案に関する条件の②について読ませていただきます。利活用に伴う公有財産の一部又は全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費（基本料金も含む）、維持管理等の実費費用は、全て民間事業者等が負担することを基本とします。なお、実費費用の算定のために計量計器等を設置する必要がある場合は、民間事業者等の負担で設置することとなります。

○（7 番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今、読んでいただいたように提案に対する条件、利活用に伴う公有財産の一部又は全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費、維持管理等の実費費用は全て民間事業者が負担することを基本とすると条件がつけられています。つまりこの民間活力導入制度応募要項では、民間事業者が資金を調達、公有財産を活用する事業の提案を募集しています。先ほど聞いた大和リースの立体駐車場と小中学校の LED 化事業の提案以外の 7 つの提案は、応募要項のこの条件を遵守した提案となっているのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回の募集要項を遵守した提案となっております。

○（7 番）瀬長恒雄議員 一再質問一

6 月定例会で提案の対象外の例外規定が明記されていないことが明らかになりました。なぜ大和リースは例外規定もないのに、市が実施主体の提案をしてきたのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

募集要項の(3)のほうに提案の対象外とい

うものがあります。その中では1から10の原則が記されております。原則があるということは例外があるということでもありますので、今回はその例外に値するものも含まれているという認識であります。先ほどの提案に関する条件の中の②のほうでは基本というふうになっています。この提案に関する条件の①②につきましては、基本的には民間事業者がその場所を利活用することを想定して記載されている内容であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

6月定例会でも議論したんですが、原則があれば例外もあると。しかし、この例外規定は明記されていない。この応募要項を読んだ人は例外規定はない文章を読んで応募してきています。分かりますよね。例外規定が書かれていないんだから。そのような例外規定を書いていないのに対して、大和リース以外は市の募集要項どおりに自らが資金を出して事業を起こして運営をする提案をしてきた。しかしながら、大和リースは市が起債をして、その資金でもって事業を行うという提案をしてきた。これはおかしいと思いませんか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず瀬長恒雄議員、原則というものにつきましては、例外というのがあるというのはご理解いただきたいと思います。それは例外規定を募集要項に全て書くかということは、また別の話だと思っていますので、例外規定がこの要項に記載されていないということはお理解いただきたいと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

例外規定は全てにおいて書かないといけません、公文書では。条約では、条例とかでは。この募集要項を見た人たちは、そうい

う例外もあるということ推測して応募するんですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

辞書等調べれば分かると思いますが、原則の中には例外もあるということは明記されています。それでしっかりその辺は確認すべきだと認識しています。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

例外条項の意味を、皆さん公務員なので、皆さんは理解していると思いますが、条文の後に続けて、ただし書き、ただし、どういう条件であれば例外に該当しますと。この文書にはそのただし書きがないでしょう。ただし書きがないですよ。それをどう考えますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

たしかにこの募集要項においては、例外規定は記載されておきませんが、記載されていないからといって、例外が存在しないというわけではないという認識です。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

例外規定もないのに、市の勝手な解釈だけで採用できるという認識ですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

もう一度繰り返しになりますが、例外規定がないという話ではありません。例外規定はあります。原則論に対して例外はあります。それはご理解いただきたいと思います。記載されていないだけだという認識でよろしくお願ひします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

堂々巡りなんです、提案の対象外、次の1から10のいずれかに該当する原則、本制度における提案の対象外、①民間事業者等以外が実施主体となることを前提とした提案、そ

の後にただし書きがあるんですか、どういう例外規定があるんですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

繰り返しになりますが、あくまでもこの提案の対象外につきましては原則があります。原則があるということは対象外があるという認識でありますので、原則であれば一般的には例外は存在するというのは、これは提案者に広く知られていることだと認識しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では大和リース以外の提案してきた7社は、例外規定があることを知らないで応募してきているんですよね。

○ 総務企画部長 内原英洋

これにつきましては、各提案者がどう判断したかについては、私たちは存じ上げていません。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

大和リースだけは例外規定を知っていたということですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

それも含めて、大和リースはそういうふうな判断をして事前調整を望まれたかという認識であります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今の発言はとても重大なことだと思うんですが、大和リースとは協議をして、こういう例外もありますという話をした。ほかの7社とは協議をしないで採用したということですか。採用というか、提案を受けたということですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

私は協議という発言はしていません。事前調整と言っています。ほかの7社についても事前調整はされています。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

堂々巡りなので、次に進みたいと思います。

大和リースの提案は今回DBO方式を採用したとありましたが、DBO方式とはどのような方式なのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時15分)

再 開 (10時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

DBO方式についてはどのような方式かということについてお答えしたいと思います。

DBO方式につきましては、BTO方式と同様に、設計、建設、維持管理及び運営を一括発注する方式で、事業に必要な資金は公共で調達します。施設引き渡し時に整備費を支払うものの長期の包括発注とすることで、将来への運営費の見通しが立てやすく、ランニングコストの縮減効果が期待できるという方式であります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

DBO方式とは、公共団体が資金を調達し、民間事業者が施設の設計、建設、運営を一体的に委託して、実施する方式のことです。民間活力導入制度の応募要項では、民間が資金を調達し、整備、管理する。管理まで行い提案を募集しているため、DBO方式は採用できないと考えるが、見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

この募集要項においては、DBO方式を採用しないと否定しているものではないと思っております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

本当にひどい答弁だと思います。解釈の変更で採用することができるということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時17分）

再 開（10時18分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどもお答えしましたように、応募要項の(4)の提案に関する条件の中の②のほうを瀬長恒雄議員が先ほどからおっしゃっているかと思います。この中では基本としては民間のほうが事業費を負担する。これについては先ほども答弁しました民間事業者がその場所を利活用することを想定している。今回の場合は、市がその建物を使うわけですから、1と2には今回のものは該当しないという認識です。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

理解に苦しむんですが、民間の事業者に対しては、この応募要項を提示しているんです。それに対して、解釈の変更まで皆さん伝えていないでしょう。条件の変更まで。おかしいと思いませんか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時19分）

再 開（10時20分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

瀬長恒雄議員の質問に論点や争点を明確にする必要があるため、反問権の行使の許可をお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

許可します。

○ 総務企画部長 内原英洋 一反問権一

今、瀬長恒雄議員が応募要項を変えたと、解釈を変えたというお話ですが、私たちはこの応募要項の解釈を変えていませんし、そのままの応募要項でもって、今回民間に提案しているんですが、この応募要項のどこを変えたとおっしゃっているのか、教えていただきたいと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この募集要項を見て、原則民間が資金を出す提案を募集していると民間の企業は考えます。分かりますよね。先ほどの提案の対象外、市がお金を出すような提案は提案の対象外だと言っているんです。だから大和リース以外の7社は自ら資金を出して事業を行う提案をしてきた。しかし、大和リースはそこを先ほど総務企画部長がおっしゃっていた原則があれば例外がある。その部分で応募をしてきた。おかしいと思いませんか。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどから何度も同じ答弁になります。応募要項の(4)についての①②については、民間事業者がその場所を利活用することを想定しているものであります。その中でその前の(3)提案の対象外となるものはあくまでも原則としておりますので、原則には例外があるということをご理解願いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時22分）

再 開（10時23分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

応募要項の6ページ、民間事業者等の失格の項目で、民間事業者が次のいずれかに該当する場合は失格としますとあります。(ウ)採否の公平性に影響を与える行為があった場合と規定されています。他の民間事業者が応募要項を遵守している中で、要項に反する大和リースの提案は、この(ウ)採否の公平性に影響を与える行為に当たり、民間事業者等の失格に当たると考えますが、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時23分)

再 開 (10時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋 一反問権一

今、恒雄議員は大和リースの提案は要項に反するというお話でしたが、どこが反するかを教えていただきたいと思います。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

応募要項を遵守しているほかの皆さんに対し、応募要項に遵守していない。それを反すと言っています。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長恒雄議員は応募要項に反しているという解釈であると思いますが、市としては、応募要項に沿った提案がなされていると理解しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では②大和リース提案の小中学校LED化工事とITセンター跡地立体駐車場建設工事は他の事業者ではできない特殊な工事なのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時25分)

再 開 (10時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員の質問の趣旨は、今回の提案は特殊な工事でないと随意契約はできないのかという趣旨だと思っております。それを前提にお答えしたいと思います。今回の民間活力導入制度は、公募により随意契約保証型となっており、採択したまちの顔旧IT産業振興センター周辺地区整備事業で整備する防災型立体駐車場及び学校施設LED化推進事業で整備する小中学校の教室や体育館のLED化のいずれも公募により多くの提案の中から採択されております。地方財務の実務提要进行を抜粋して説明しますと、公募型プロポーザルの方式とは、高度な知識、専門的な技術や創造性、構想力などが要求される事業について、公募により複数の中から企画技術等の提案を受け、その中から実績、能力等を総合的に評価し、地方公共団体が到達しようとするものの目的に最も適した企画技術能力を有する事業を選択する方式のことです。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の小中学校のLED化工事とITセンター跡地立体駐車場建設工事は、民間の企業であれば、それなりのノウハウを持っているので、皆さん参加できるような工事だと思います。公共工事は競争入札を基本とするとあり、LED化事業と立体駐車場建設事業は、一般競争入札をすべき事業ではないか、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の事業につきましては、公募により随意契約保証型として募集をしておりますので、これに対して私たちは競争入札以上に幅広く公募をしているというのが前提でありますので、瀬長恒雄議員がおっしゃるような一般競争入札以上に私たちは企業に対して提案を求めているところであります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

③豊見城市防災型立体駐車場事業について。

(ア)立体駐車場事業費の内訳、総額について改めてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

答弁の前に、瀬長恒雄議員は区市町村課へ伺い、防災型立体駐車場整備事業を財源に、緊急防災減災事業債が活用できないのではないかと気になり、確認に伺ったと聞き及んでおりますが、同起債が活用できることを確認していただいたとのことで、7月には一次協議とある起債協議を提出し、その後特段の指摘もなく今議会に提出した一般会計補正予算（第2号）の議決をもって、沖縄県から起債の同意書が発出される予定となっていることを報告したいと思います。

それではご質問にお答えしたいと思います。令和6年度の歳出予算で設計費と解体費として9,500万円を計上しており、債務負担行為で令和7年度の建築費用16億4,700万円、令和8年度から令和22年度までの15年間の維持管理費として、1億890万円を設定しています。総額は18億5,170万円となります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

随意契約でも予定価格を設定することになっていますが、この立体駐車場の事業費は市が設定した額なのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時29分）

再 開（10時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回予算化している予算につきましては、提案のあった際の予算金額となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

市では精査していないということですね。

(イ)沖縄県のとだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事（平成30年2月14日県議会提出）の契約金額を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

県のホームページを確認したところ、平成30年2月14日付で、議案として議会に提案されているとだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事、これは建築工事の契約金額は17億9,666万6,400円であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今お答えいただいたのは、建築費だけですが、とだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の建築、電気、機械設備附属等、昇降機等、駐車場本体の総額工事費をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先日、瀬長恒雄議員から提供いただいた資料と沖縄県に確認した内容を踏まえ、建築、電気、機械設備附属等及び昇降機を合わせて、本体工事のみで約25億3,500万円となります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

とだこ浦西駅の立体駐車場は992台、4階5層の自走式の駐車場、今、豊見城市が計画しているものの約2倍であります。とだこ浦西駅の立体駐車場は25億3,000万円で、992台。1台当たりになると約255万円、それに豊見

城市が今、計画している450台を掛けると約11億4,000万768円となり、豊見城市の立体駐車場の建築費用約16億4,780万円ということなので、単純計算でてだこ浦西駅立体駐車場の450台分よりも約5億円も高いことが明らかとなっております。

そこで(ウ)立体駐車場事業費の精査を市内部で行ったのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時32分)

再 開 (10時37分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場建設との比較だと思いますが、瀬長恒雄議員がおっしゃっているのは、県との比較だと思います。てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場建設につきましては、6年前に整備されたものでありますので、そのときと建築費を比較すると事業費が高いとか安いを論じるのであれば、例えば令和2年度の速報値を100とした場合、今回の公募時の令和5年8月速報で鉄鋼の企業物価指数が3年間で約150%になるなど、発注時における資材費や物価の高騰、需要のバランスなど、社会情勢や人件費が異なるため、一律に比較することは難しいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

(エ)賑わいを生み出す施設の建設についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年2月第2回市議会定例会の令和6

年度一般会計予算に関する決議がありました。駐車場のみではなく、まちの顔にふさわしいにぎわいを含めた収益性のある施設になるように検討することを踏まえ、にぎわいの創出につながる商業施設の立地の実現性について、提案者と詳細協議の中で調整をしているところです。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

④市有土地利用対策委員会のメンバーに外部委員がいるのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市市有土地利用対策委員会設置規程第4条において、市有土地利用対策委員会のメンバーは副市長、総務企画部長、都市計画部長、経済建設部長、市民部長、政策調整監で構成されております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

公平性、透明性のためにも外部委員を入れるべきだと考えます。次に進みます。

(2)豊見城ハーリー大会について。

①今年度の開催状況をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城ハーリー大会実行委員会事務局であります市観光協会へ確認したところ、次のとおり回答をいただいております。今年の豊見城ハーリー大会は、参加チームの増加を目指し、昨年より1日開催から2日開催へと拡大し、1日目は学生の部、2日目は一般の部として行われたほか、会場も昨年の海上から水路へ変更し、レースの方式もターン式から直線式へ改められました。これにより前回は横波や風の影響で多くの船が転覆しましたが、今年は転覆が1隻も発生せず、スムーズな大会運営が実現することができております。また参

加チームも93チームへ上り、選手数約1,580名の過去最大数を達成することができております。1日目の学生の部では、台風3号の影響により開催時間が午後に変更されましたが、無事に大会を進行することができました。今回の会場変更により、選手と観客の距離が近くなり、レースの臨場感が大幅に向上しました。またイーアス沖縄豊崎や豊崎美らSUNビーチからの動線もスムーズだったため、次回も水路での開催を検討しているとのことでした。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②大会会場での自衛隊車両等の展示の経緯を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市ハーリー大会実行委員会事務局であります市観光協会へ確認したところ、展示の経緯としましては、昨年の大会で陸上自衛隊へ民生支援を依頼した際に、陸上自衛隊側から活動に対する理解と広報を目的に、車両展示などのブース出展を行いたい旨の相談がありました。これに対し、過去の大会でも大会運営にご協力いただいた様々なボランティア団体による出展を認めていた経緯などから、自衛隊の展示を特別に断わる合理的な理由がないと判断し、実行委員会で出展の許可をしております。今回も昨年同様に相談があり、前回の取組を踏襲して、自衛隊のブース出展を実行委員会で認めたとのことでした。今回は災害時に活躍する車両の展示のほか、自衛隊のご厚意により、シャワーブースの設置もなされ、災害対応車が見られてよかった。シャワーが利用できて大変ありがたかったなどの声も市民からいただいております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

大会に参加していた市民から自衛隊車両の展示や迷彩服を着た隊員が会場にいることに対し、戦争への不安を感じる。ハーリー大会にはふさわしくないとの声が上がっています。市として、実行委員会に展示をやめる申入れを行うべきではないか、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時43分）

再 開（10時44分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

自衛隊につきましては、国家行政組織法第8条の3に定める特別な機関に当たる行政組織であると認識しております。国の機関に民生支援のご協力をいただくことなどは問題ないものと認識しておりますので、ハーリー大会への参加についても問題ないという認識です。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

(3) パートナシップ制度について。

豊見城市でのパートナーシップ制度制定に向けた取組についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

パートナーシップ制度とは、県や市町村が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度で、各自治体が発行する証明書をそれぞれの市町村内の事業所等で適用できるよう理解を求める内容です。制度の導入と併せて、証明書の適用がより多くの事業所等で認められるためには、市民だけではなく、市内事業所に対しての性の多様性への理解を深め、広げる取組にも努める必

要があることから、本市では市商工会と連携し、性の多様性へのパネル展や市民講座に取り組んでいるところです。本市のパートナーシップ制度の制定につきましては、令和6年2月の新聞報道において、沖縄県がパートナーシップ制度を導入する方針を示したことから、その動向を注視し、対応していきたいと考えております。引き続き市民及び市内事業者に対しても理解が深まるような本市のパートナーシップ制度の在り方を調査研究してまいります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

パートナーシップ制度ができると自治体と提携する病院で付き添い、入院、手術の同意などが可能になる。公営住宅の入居資格が認められる。民間の賃貸契約時に同居できる。市営墓地等に一緒に埋葬できる。生命保険金の受取りに指定することができる。家族割の適用や家族カードの作成ができる。勤め先で家族としての福利厚生の利用ができるなど、今パートナーシップ制度を求める声が全国でも高まり、人口の約85%の自治体はそのパートナーシップ制度の適用を受けています。豊見城市でもぜひ早期の制定を求めますが、見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

県内でも先に進んでいる自治体はある部分もあります。先ほども答弁いたしましたとおり、沖縄県でも進めていく状況を確認していますので、その動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

(4)学校給食について。

①給食センターの建替えに向けた検討状況をお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターの建て替えに向けた検討状況につきましては、給食センターに求められる機能の方向性、整備手法の方向性、施設の設置数及び設置場所の方向性等について検討を進めているところでございます。これらの検討事項につきましては、今年度から次年度にかけて基本計画の策定及び民間活力導入可能性調査を実施していく中で、方向性を決定していければと考えているところでございます。また今年8月より給食センターに技術職を兼務で配置し、詳細な検討を進めているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

現在豊見城市では8,000食を1か所の給食センターで作っており、メニューの制限や施設の老朽化で建て替えが求められています。その際には危機管理の面からも2か所以上の建設、あるいは那覇市のように自校方式を取り入れることも検討すべきであると考えますが、見解をお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かにいろいろな可能性があるかと思っております。リスク分散という意味では、複数箇所の設置等が考えられます。実際その予算の議論、市内での場所の確保の課題、いろいろ現実的な課題がございますので、その部分を含めて検討させていただきたいと思っております。また先ほど那覇市が導入している自校方式のお話もなさっておりましたが、本市の状況を鑑みますと、やはり引き続きセンター方式での建て替えが議論の中心になってくるものだという理解をしているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②物価高騰による学校給食への影響についてお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

物価高騰による学校給食への影響につきましては、児童・生徒の保護者に納めていただく徴収費を据え置きまして、学校給食費保護者支援事業におきまして、市の助成額を昨年度より小中学生共に月額200円の増額をいたしまして、対応しているところでございます。しかしながら、物価が上昇し続ける中で、やりくりに苦慮している状況もあります。現在は学校給食費保護者支援事業で小学生が月額1人1,000円、中学生は1人1,100円を市が助成しておりますが、次年度も1人当たりの給食費の増額を検討する必要があるものと考えているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

③中学生の給食費無償化について県との協議を行っているか、お伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

沖縄県による学校給食費の無償化に向けた調整状況につきましては、9月2日に市町村に対する説明会を受けたところでございます。その説明会で沖縄県は学校給食無償化に向けた第一歩として、令和7年度から中学生を対象に、市町村の定める給食費保護者負担額の2分の1補助からスタートしていくというご説明がありました。また、さらなる拡充や小学生の補助につきましては、効果検証やそのときの財政状況、国の動向等を踏まえ検討していくと説明されております。なお、補助基準となる給食費保護者負担額につきましては、市町村が条例、規則、規定、要綱等で定める額としておりますが、要保護、準要保護と

いった就学援助対象者は補助の対象外とっております。それ以外の事項では、関係部署と調整していくという特記事項も多く、今後とも沖縄県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

沖縄県が2分の1を補助した場合、豊見城市で中学生の給食費の無償化実現のためには予算が幾ら必要か、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時51分)

再 開 (10時52分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
申し訳ありません。手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんので、おおむね半額の助成になった場合、7,700万円程度の県からの助成になると思います。当然その2分の1ですので、その同額が市の負担ということになるかと思っております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

県が2分の1補助した場合、豊見城市で7,700万円を補填することができれば、中学生の無償化が来年4月から実行することができるとのお話だったと思います。今、保護者支援事業では、こども未来基金から支出をしておりますが、こども未来基金を増額し、来年度からの中学生の学校給食費の無償化の実現のために活用すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

たしかに7,700万円ですので、既に助成している部分がありますので、それよりは小さくなると考えておりますが、そこを調整でき

ればすごくすばらしいことだと考えております。しかしながら、これは一般財源となってまいります。たとえ、こども未来基金を使ったとしても、これはかなり難しい議論になるかと思っております。こども未来基金につきましては、全額ほぼ今現在活用している事業につきましては、教育委員会が利用しておりますので、さらにそれを増やしていくとほかの事業が実施できなくなってまいります。その辺を踏まえて、総合的な観点で今、議論していくべきだと思っております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今、県が半分、2分の1補助すれば、豊見城市でも市長の英断があれば、すぐにでも来年4月から無償化が実現できると考えます。市長の英断を期待し、本日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時54分）

再 開（11時05分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号17（16番）伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○（16番）伊敷光寿議員 一登壇一

会派粹和会の伊敷光寿です。今回6項目の質問を通告させていただきました。市当局におかれましては、誠意のある答弁をよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、順次質問を行います。

（1）市営住宅について。

毎年生活困窮者をはじめ、高齢の方や体の不自由な方が市営住宅に申込みをされていま

す。募集する戸数も限りがあり、何回応募しても抽選ではずれ困っているとの声が寄せられています。住宅確保に向けた対策を求めまして、質問を行います。

①現在の入居及び空き家の状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

豊見城団地市改良住宅の入居及び空き家の状況につきましては、令和6年8月時点において全戸数419戸のうち、入居戸数は410戸、空き部屋につきましては、9戸となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

昨日真栄里保議員へ答弁されていたと思うんですけども、私もちょっと聞きたくて、入居を希望している方が実際入っていないという状況などをお聞きできたらお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時07分）

再 開（11時08分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和5年度において、市改良住宅にて入居申込みを行い、入居できなかった世帯数につきましては、119世帯となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

多くの希望している方が入居できていないということで、住宅のセーフティネットとして取り組んでいただきたいとお願いしたいと思います。

次に②退去後の空き家の修繕状況をお伺い

します。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

退去後の空き家修繕の流れにつきましては、入居者の退去手続後に修繕費の負担割合の査定を行います。入居時に預かっております敷金と修繕費を精算した後に業者が修繕を行う流れとなっております。現時点においての空き家9戸につきましては、現在修繕待ちの状況となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

空き家が少ない状況があると思います。修繕については二、三か月かかるとお聞きしました。入居待ちの方もいますので、速やかな対応をお願いします。

次に③入居者募集はどのように行っているのか、お伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

豊見城団地市改良住宅の入居者募集につきましては、指定管理者である沖縄県住宅供給公社が行っておりまして、本市広報紙やホームページにおいて空き家待ち入居者募集のしおりの配布時期や募集期間などの周知をしております。例年10月中旬に申込みの受け付けを行っており、都市計画課の窓口や市役所1階案内において募集のしおりを配布しております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

10月、11月と答弁があったのですが、希望する方一人ひとりに行き届いた周知をお願いいたします。再質問です。

今年度の募集戸数はどうなるのか、お伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今年度10月に予定しております入居募集につきましては、来年度の令和7年4月1日から令和8年3月31日までが有効期間となっております。その期間に空き家待ちの募集となっており、次年度の1年間の期間内に空き家が出た場合に、抽選で決定した案内順位によりまして、順次入居をさせていくという流れとなっております。市の改良住宅には4タイプの住宅間取りがございまして、その住宅ごとに10名を補充入居当選者として空き家待ちの順位の決定を行っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

再質問です。

これまでどれくらいの世帯が入居しているのか、お伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

過去においての入居世帯数につきましては、過去の実績から例年約14世帯程度が入居を行っている状況となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

次に④市営住宅を申し込んで入居できなかった方に対し、今後、円滑に入居をサポートする。そのような取組が必要であると考えますが、本市の見解をお伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

複数年度の申込みでも入居に至らない世帯数についての把握はできませんが、現在その申込者に対しての優遇制度はございません。長期にわたり改良住宅への入居がかなわない世帯はあるという声も伺っておりますが、今後何らかの対策を検討する必要があると考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

やはり何らかの対応は必要だと考えており

ます。そこで提案ですが、希望者が一人でも多く入居できる対策として、那覇市や福岡市では申込み回数によって優遇される制度があります。事例を紹介しますと、申込みに外れた方が次回の申込みの際に、前回の抽選結果の通知を窓口ですか、提出することによって、申込み回数に応じて当選の確率を上げる運用を行っているそうです。ぜひ本市でも取組をしてはどうでしょうか、見解をお伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

沖縄県の公的住宅においても、伊敷光寿議員がご質問されているような優遇制度がないことを確認しておりますが、今後どのような措置ができるのか、那覇市の事例も参考に関係機関との意見交換を行いながら調査研究をしてみたいと考えております。実際に今、市のほうでは複数回落ちた方ではなくて、また別の世帯に対しても優遇制度というのは設けております。そのやり方についても先ほど伊敷光寿議員がおっしゃった当選倍率を上げるやり方、例えば抽選番号を2つ設けるとか、そういう優遇制度は行っておりますので、それも併せて今後検討していきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

これまでの入居希望者の状況とか、抽選の結果などを注視していただいて、必要に応じて入居できるよう努めることを求めまして、次の項目に移ります。

(2) 公共交通について。

公共交通には高齢の方や生徒などの日常的な移動手段として、地域内を移動するという目的や、地域コミュニティの形成を支援する目的などがあります。また移動制約者の移動手段確保、快適な生活を過ごすためにも地域

社会や地域行事への参加機会の拡大を図るためにもきめ細かい配慮の一環として質問を行います。

①昨今のバス利用者数や現状をお伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市が国、県と共同で補助しております豊見城市内一周線105番系統の利用者数について申し上げますと、最新の令和5年度の実績において、約8万人の利用があり、月平均では約6,600人となっております。コロナ禍において、令和2年度は約6万人まで落ち込んでおりましたが、徐々に回復しており、現在はコロナ禍以前よりも利用者数が増加しているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

バス利用者は増加していることが分かりました。誰もが利用しやすいバスの維持、向上が求められていると考えます。

次に②バス利用環境の向上、充実を図るためどのような取り組みをされているのか、お伺いします。

○ 都市計画課参事 譜久山 誠

お答えします。

バス利用環境の向上、充実を図るため、市ではバス停の改修を行っており、令和5年度は豊見城南高校前バス停と翁長バス停の草刈りと舗装、バス停の改修、ゆたか保育園前バス停のバス停改修を行いました。今年度も2か所程度バス停改修を行う予定です。またバス停付近の施設などの協力を得て、バス待ち施設の設置などを行っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

様々な取組をされているとありましたが、日頃の雨風や炎天下の猛暑など、バス停に上

屋やベンチがない場合にバスを待つのは厳しいものがあります。また事例を紹介しますと、平良のバス停では上屋の屋根部分がなくなり、設置されていたベンチもなくなっています。また近くのかねひでからの買い物帰り、買い物袋を持つことで手がふさがり、日傘や雨除けの傘をさすのに困る状況があります。改善を求めまして、③バス停に屋根やベンチの設置は必要だと考えますが、見解をお伺いします。

○ 都市計画課参事 譜久山 誠

お答えします。

バス停に風雨を防ぐ上屋や休憩できるベンチの設置は、バス利用者の利便性向上につながり、バス利用者数の向上にもつながると考えます。上屋やベンチを設置できるだけの歩道幅を確保できているのは国道や県道が主となっており、国道では今年度中に豊見城高校前バス停でベンチを設置していただけるとのこと。県に対しても行政懇談会の場や設計担当者との打合せ時など、いろいろなレベルの場で上屋、ベンチの設置の要請を行っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

答弁では早速豊見城高校前のバス停にベンチが設置されるということで、生徒の皆さんにとって大変喜ばしいことです。今後とも積極的に上屋やベンチを設置するよう働きに期待をしまして、次の項目に移ります。

(3)市職員の働く環境について。

本市でも会計年度任用職員の給与は、常勤職員の給与に準じ、改定など見直しがされています。しかし、一方で報酬は日額制となり、休日等のある日は減額をされます。本来であれば自治体として職員には憲法に保障された健康で文化的な生活を送る保障をすべきだと

考えます。これは正職員でなくても同じです。会計年度任用職員が安心して働けるよう質問を行います。

まずはじめに、①2024年4月1日時点の会計年度任用職員の人数をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

2024年4月1日時点の会計年度任用職員の人数につきましては、男性が46名、女性が264名の合計310名となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

本市でも多くの会計年度任用職員の皆様が業務に汗を流しています。また本来であれば地方公務員法上、会計年度任用職員はできる限り正職員化していく政策が望ましいと考えます。現在の短時間のパートタイム任用から安定して業務を進められるようフルタイム任用を求めまして、②総務省によると会計年度任用職員については、フルタイムでの任用を積極的な活用をとあります。適正な任用・勤務条件の確保から、現在のパートタイムの任用から変更するべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の会計年度任用職員はパートタイムでの任用となっており、フルタイムの会計年度任用職員がいないことについては、単に財政上の制約を理由としているわけではなく、各課における業務内容等についてヒアリング等を行い、精査の上、業務内容に応じた適切な勤務時間の設定や実情に合った勤務形態を考慮した結果、パートタイムでの雇用としております。今後とも会計年度任用職員の任用につきましては、業務の内容等を精査するとともに、勤務時間の設定を行いながら適切に運

用してまいりたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

業務内容を精査するとありました。短時間のパートタイムよりも幅広い業務へ取り組んでもらうなど、より戦力となる働き方を求めまして、要望とさせていただきます。また昨今の物価上昇の中、生活を保障するために前向きなできる限りの対策は必要だと考えますが、処遇改善の観点から現在の報酬額の改定と月額制への移行を求めます。

③処遇改善の観点から報酬額改定と月額制への移行はいつからなのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

報酬額の改定につきましては、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則及び条例主義に基づき決定されることとなりますので、引き続き地方公務員法第24条の趣旨を踏まえ、法令等に基づき適切に運用してまいりたいと考えております。会計年度任用職員の月額制につきましては、令和6年6月定例会におきましても答弁させていただきましたとおり、豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条において、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は日額と定めていると規定されていることから、月額制の導入につきましては、関係条例等の改正が必要になります。宮古島市のほうでは今年度から月額制を導入しており、現在、宮古島市などの月額制を導入しているところの運用状況を参考に本市でも月額制導入に関し、調査研究を進めていきたいと考えております。また人事課内においても情報連携に必要なシステム改修の確認や月額制導入に伴う予算額について試算を始めているところでもあります。議員ご質問の月額制の導入移行

時期につきましては、現時点において明確にお伝えすることはできませんが、適切な時期に導入できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

昨日の同僚議員への答弁では、11市中2市はまだという会計年度任用職員を月額制にすることがまだという答弁もありました。この実施も含めまして、同じ自治体職員として市民サービスを行う会計年度任用職員の皆様が安心して働ける環境づくり、そのことについて取組をお願いします。次の項目に移ります。

（4）環境行政について。

パラオやハワイなど、豊かな海を観光資源としているところでは、珊瑚礁に悪影響を与える一部の日焼け止めの中に含まれる成分の使用や販売が禁止されています。珊瑚礁は海洋生物や環境保全において大きな役割を担っています。観光資源としても大切に守らなければならないものであり、SDGsの観点からも環境に優しい製品の選択や利用を推進するよう求めまして、質問を行います。

サンゴ礁への有害性が指摘される物質を含んだ日焼け止めを使わないよう、那覇市では環境に優しい日焼け止めを推奨しています。海洋汚染への対応が必要だと考えますが、見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

日焼け止めクリームやローションなどに含まれている成分の中には、サンゴのDNAにダメージを与え白化の原因とされる化学物質が含まれているとの研究結果もあり、海外ではその化学物質が含まれている商品の使用や販売を禁止している国もあると伺っておりま

す。本市においても環境に優しい日焼け止めの推奨について、先に取り組が行われている那覇市や恩納村などを参考にしながら検討していきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

今の前向きな答弁と受け止めますが、本市においても瀬長島や与根、美らSUNビーチなど、数多くの海の恩恵を受けています。那覇市や石垣市のようにビーチなどで環境に有害な日焼け止めを使わないよう注意喚起の看板の設置やアナウンスなどの周知を行ってはどうでしょうか、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

一般的な日焼け止めに使用されるオキシベンゾンや、オクチノキサートなどの成分はサンゴをはじめとする海洋生物に悪影響を及ぼすことが指摘されており、ハワイやパラオなど、使用が禁止されている地域もございます。議員ご提案の海洋環境に優しいリーフセーフタイプの日焼け止めの推奨につきましては、近隣自治体の取組状況等を調査し、どういった手法により周知すれば、より効果が得られるか、ビーチの指定管理者と協議、検討していきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

効果的な取組をよろしくお願ひします。海外の地域ではメーカーと協力して、より環境に優しい製品の開発や製品の選択に消費者への啓発活動などにも力を入れているそうです。今あるサンゴをどれほど資産として残せるのか、岐路に立っていると思います。サンゴを残すために努力されるよう求めまして、次の項目に移ります。

（5）道路行政について。

道路は地域住民にとって生活に最も密着し

た生活基盤であると同時に、災害時の避難路にもなり、計画的な整備や適正な維持管理が求められます。速やかな対応を求めまして、質問を行います。

①市道40号線（豊見城団地から金良・長堂向け）は土砂崩れにより通行止めになっています。土砂を撤去する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和6年6月18日の大雨後の市内パトロールにて、市道40号線の間知ブロック積み擁壁が約20センチメートル変状していることが確認されたことから、歩行者及び車両通行の安全確保をすることを目的に、大型土のうを歩道に設置したことにより、歩道の一部区間において通行止めを行っている状況でございます。変状している擁壁の復旧につきましては、緊急自然災害防止対策事業を導入し、本議会に提案している補正予算にて現地調査及び設計業務費用を計上していることから、今年度に調査業務が完了すれば、早ければ次年度以降に工事に着手する予定となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

ぜひ予算も確保しながら進めていただきたいと思います。

次に②市道40号線は草木が繁茂しており通行が困難になっています。除草をする必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道40号線につきましては、令和6年8月5日に業者へ除草作業の依頼を行ってまいりましたが、学校周辺の通学路の除草を優先的に行ってきたことから、当該路線の除草作業に

多少の遅れが生じているところがございます。市道40号線の除草作業につきましては、9月上旬より除草作業を再開しており、天候にもよりますが、9月下旬には除草作業が完了できるよう取り組んでいるところがございます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

①②と改善を期待できるものとして、答弁を受け止めますが、市道40号線は平良、高嶺、豊見城団地などの周辺地域から南部農林高等学校に通う生徒の通学路です。また近くにはデイサービスがあり、安全対策、早急な対応が求められる場所だと思います。迅速な対応を要望させていただきます。

次に③市道24号線（県道7号線から保栄茂地域向け）は路面に歪みがあり、走行時の不安や雨天時に水が溜まるなどの声が寄せられています。路面を修復する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道24号線につきましては、議員ご質問のとおり、県道7号線保栄茂入り口部分から保栄茂集落向け一部の区間において、道路沈下を確認しておりますが、先日、吉濱智也議員にも答弁したとおり、道路修繕の優先順位としまして、事故に直結するような安全対策工事や児童・生徒の安全を守るため、通学路の対策工事を優先的に対応している状況でございます。今後の対応につきましては、部分的な修繕を含め、予算の範囲内で対応が可能か検討してまいりますので、ご理解のほうをよろしくお願いたします。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

この市道24号線については、保栄茂地域にお住まいの方から不安との声が寄せられている場所です。安全対策なども考慮の上、

引き続き対応を求めまして、次の項目に移ります。

（6）民生委員について。

昨今、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来への不安や様々な生活課題を抱える人々が増加しています。民生委員として福祉活動を行っている方々は責任ややりがいを感じながら日々の活動にご尽力をされています。現在の状況において、これからも地域に必要な職務として欠かすことのできない制度であると考えます。時代に合った体制の強化を求めまして、質問を行います。

①民生委員の役割及び主な活動をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

民生委員の役割につきましては、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けて、地域住民の生活や福祉に関する相談を受けたり、支援活動等を行っております。また全ての民生委員は児童福祉法によって、妊娠中や子育てに関する心配事や不安の相談を受けたり、支援活動を行う児童委員も兼ねております。主な活動といたしましては、地域の見守りや相談、支援、地域福祉活動などを行っており、必要に応じて市役所や専門機関につなぐパイプ役など、活動範囲は幅広く、本市の福祉行政に欠くことのできない存在となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

再質問です。

ほかの主な活動について具体的にお伺いできたらと思います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

まず1点目に、家庭訪問や地域での情報取

集など、担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童、妊産婦、母子家庭などの状況を把握する内容となっております。2点目に、地域ニーズに応じた福祉サービスなどの情報提供を行っております。3点目に、地域の方へ市役所からのお知らせをしたりするなど、福祉事務所をはじめとする市役所の業務に協力することなどとなっております。4点目に、子どもの遊び場や通学路等の危険箇所の把握等も行っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

民生委員の活動は大変重要であることが分かります。これまで地域や住民生活を支えてきた民生委員ですが、本市の第5次総合計画では担い手不足を課題に挙げています。

②民生委員の担い手不足など課題をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

民生委員の担い手不足などの課題につきましては、令和6年8月26日現在、本市の民生委員、児童委員定数が89名で、現員数が66名となっております。充足率が74.2%となっております。原因といたしましては、退職年齢の高齢化による担い手不足や民生委員の業務内容、業務量が多く、負担感が増大しているという課題がございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

再質問です。

県全体の充足率をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

令和6年8月1日現在の那覇市を除く県全体の充足率は78.7%となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

78.7%ということで、本市は74.2%と先ほ

ど答弁もありました。県全体と比べても本市の充足率は低いことが分かります。民生委員の印象や認知度を把握した上で正しい制度や活動内容を提示していただき、多くの市民に関心を持ってもらうよう啓発、広報活動をよろしくお祈いします。

次に③課題の改善に向けた取り組みを伺います。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

課題の改善に向けた取組につきましては、市民に民生委員の活動内容を分かりやすく周知するとともに、働きながら民生委員の活動が行えるよう、活動内容の負担軽減を図り、自分が対応できる時間に民生委員の活動ができるようにしていかなければ、担い手不足を解消することは厳しいと思っております。働きながら民生委員活動ができるように行政や社会福祉協議会、学校等は民生委員に必要以上に仕事を依頼しない。民生委員は必要以上に仕事を引き受けないという取組などを行い、課題解決に努めてまいります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

再質問です。

具体的に課題解決に向けた取組をお伺いします。

○ 福祉健康部長 金城博文

お答えいたします。

まず福祉分野のみならず、災害対策、消費者保護、交通事故予防等、幅広い行政機関からの協力依頼、また2点目といたしまして、各分野の行政機関の間での調整がなされていない。3点目に、民生委員ではなくとも対応可能な事項まで協力要請がなされるという相談内容について、民生委員の皆様は役割が集中しないようにしていくという取組が必要と

なっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

多岐にわたる民生委員の活動を支えていただき、負担軽減を図るためにも民生委員をサポートする仕組みや関係機関との連携を強化することを要望とさせていただきます、これで私の一般質問を終わります。

—— 通告番号18（10番）川満玄治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、川満玄治議員の質問を許します。

○（10番）川満玄治議員 一登壇一

皆様、こんにちは。会派城の風、川満玄治でございます。まず所見を述べさせていただきますと思います。本日めでたいことがあったというか、私、昨日夜中から一般質問の作成をしていて、朝5時に終わったんですけども、その後、大谷選手の試合を見て興奮して眠れないまま、今日来てしまいまして、51-51の達成と、6打数6安打、10打点3ホームー2盗塁ということで、メジャーリーグ、世界でも初の51-51ということで、すみません、英語で言えなくてすみません。達成したということで、本当にすごいなと思って朝から興奮して眠れない状態で始めていきたいと思っております。実は昨日12時ぐらいに役所に来て、一般質問を作成していたんですけども、職員の皆様も何人か残って、私たちが質問することに対して本当に真剣に取り組んでいるんだというのを、夜中までやっているのを見て、本当に頭が下がる思いです。私もそれに向けてしっかりと質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では通告に従い、一般質問をしていきたいと思っております。

すみません、職員の皆様、申し訳ないんですけども、順番がちょっと入れ替わるので、

取りあえず1番、2番、6番、4番、5番、3番の順で行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。では行きたいと思いません。

(1)児童生徒の県外等派遣費補助金について。

豊見城市の児童生徒が、全国や国際的な舞台で活躍する機会を増やし、その負担を軽減するため、新たな補助金制度を設立し、既存の補助金制度を見直す必要性がないか以下を伺う。

(ア)現行制度の評価と課題認識について。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

現行制度の評価については喜ばしいことに多くの豊見城市の優秀な児童・生徒が県内の大会等において優秀な成績を収め、県外派遣の切符を手にし、本市の補助制度を活用し、保護者の負担軽減や競技力の向上の一助になっているものと認識しております。一方で課題として挙げられることにつきましては、原則として、県予選等を勝ち抜く、もしくは連盟や協会等からの推薦を補助要件としていることから、県外に派遣される児童・生徒の全てに対して補助ができていないという現状がありますので、これは一つの課題として挙げられるかと思っております。また補助要綱の見直しによる拡充や近年の申請件数の増加及び旅行形態の多様化や複雑化もあり、その補助申請を受ける事務担当職員の負担が増大しており、事務処理の効率的な運用についても課題があるものと認識しているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

(イ)個人参加支援基金の設立について伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

本市には地方自治法第241条及び豊見城市人材育成基金条例、豊見城市人材育成基金条例規則に基づいた豊見城市人材育成基金がございます。この基金は次代を担う人材育成の資金となっており、文化、スポーツ、地域間交流、国際交流などの分野で青少年に対して活動体験などを提供するために必要とする事業、その他の人材育成に関する事業に充てるものとなっているところであります。議員ご提案のスポーツ振興のため新たな補助金制度となる個人参加支援基金の創設につきましては、目的の明確化、支援基準の要件、財源確保や執行体制を定め、効果ある事業展開が求められていくものと考えていることから、現時点においては既存の人材育成基金とのすみ分けや財源確保の方法など、慎重な検討が必要になるものと考えているところであります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

既存の人材育成基金は文化、スポーツ、国際交流などの広範な事業に充てられていますが、新たな個人参加支援基金は主に個人の児童・生徒が全国や国際的な舞台で活躍する機会を支援する目的に特化する形ですみ分けが可能だと考えています。具体的に個人参加支援に特化した新たな基金を設立することで、より多くの個人支援が可能になると考えますが、市はどのようにお考えでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

先ほどもお答えしましたが、やはり既存の人材育成基金と、その後もすみ分けの議論と、拡充するに当たって財源をどのように確保するかということが一番課題になってくると

思っております。たしかに基金をつくることは可能だと思っておりますが、やはり基金をつくっても中に基金がないことには活用ができませんので、その辺のところをまず踏まえた上でどのように活用していくか、進めていくかということを考えていく必要があると思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今、言った財源、基金の件なんですが、すみません、先ほども給食費のことで瀬長恒雄議員が言っていたんですが、あそこまではいかないと私は思っているんですが、豊見城市には既に設置されているこども未来基金があり、子どもたちの将来のために様々な支援に活用されています。この基金を新たに設立して、この基金を利用して新たに設立する個人参加支援基金に充当することで、財政問題は解決でき、さらに多くの児童・生徒が全国や国際大会に参加できる支援が可能になると思えますが、市として、こども未来基金を活用することについての見解を伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

こども未来基金からまた議員ご提案の個人の基金に対して積み替えをしていくというスキームというふうに理解をしてお答えいたしますが、まずそもそもこども基金につきましては、ふるさと納税を財源としておりまして、打ち出の小づちのように財源がずっと生まれてくるということではございません。先日までの答弁にもありましたように、ふるさと納税の額も減ってきております。増やしていくという取組はすると思っておりますが、その辺の議論も踏まえた上で、財源として適当なのかということについては検討を要するもの

と思っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

おっしゃるとおり、ふるさと納税はちょっと減ってきたり、増えたり、安定財源ではないと本当に分かるんですが、ここは増やす努力をしていただくのは、市長部局の市長も含め、しっかりやっていただければと私は思っております。先ほど言ったように、財源には限りがあるというのも聞きました。そこでまた再質問をさせていただきます。個人参加支援基金を設立することで、全国や国際大会で活躍する児童・生徒の数を増やし、彼らの経験を通じて豊見城市全体のイメージアップにもつながると考えています。私がPTA会長をしているんですが、今回、実はとよみ小学校の6年生の本村慎悟君が三重県の鈴鹿で行われたシマノ鈴鹿ロード、自転車のレースで優勝して、ヤフーニュースにも載りました。この前、市長表敬も済ませて、新聞等にも載っているということでございます。そういったもので、市のイメージアップにもなるんです。それを今言っているように、できないのではなく、ぜひ考えてほしいと私は思います。そこでこういった新たな基金が豊見城市の将来を担う人材育成にどのように貢献できるか、市の具体的なビジョンを伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時50分）

再 開（11時51分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

この質問はかなり難しいご質問だと思っております。今現在、存在していない基金につ

いて市のビジョンということでありますので、お答えは難しいものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

個人参加支援基金の設立に当たって、先ほど事務担当職員の負担増加が懸念されますが、オンライン申請システムの導入や申請手続を簡素化することによって、事務負担も軽減しつつ、より多くの児童・生徒が補助を受けられるようにすることが可能だと思いますが、市として効率的な運用方法についてはどのようにお考えですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご指摘のとおり、検討を進めていくことは必要なことだと思っておりますが、ただ補助金であることから、その補助要件を満たしているのか、要件確認、あと適正な書類の確認等がどうしても必要になってくると思っております。オンライン等では書面等の確認が難しい場面もございますし、そもそも不慣れた方々が出てきていますので、何回かやり取りをしながら補助金を確定していくという作業が生じているのが現実であります。そこも踏まえながら、サポートをしながら事前申請で受取確定をさせておりますので、その部分で事務的な労力が割かれているとご理解いただけたらと思っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。

（ウ）支援対象の選定基準と公平性について伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金交付要綱第2条による交付の対象につきましては、児童・生徒が運動競技及

び文化活動に参加するために県内離島及び県外等へ派遣される場合であって、次の各号のいずれかに該当するものとし、予算の範囲内において補助金を交付することとなっております。(1)運動競技に係る派遣については、市又は沖縄県スポーツ少年団、沖縄県スポーツ協会に加盟する競技団体、その他スポーツ関連団体（以下「スポーツ関連団体」という。）が主催し、または共催する大会並びに南部地区等の広域の大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合。(2)実績に基づき、スポーツ関連団体からの推薦により派遣される場合。(3)文化活動に係る派遣については、市又は文化的教育活動の団体等が主催し、または共催する大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合。(4)前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合となっております。支援対象の選定基準につきましては、他自治体も比較してほぼ同様な交付基準となっているものと理解しております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

再質問をしたいと思えます。

私からしたら要綱の交付基準だと該当しないケースがあり、公平ではないと思うが、交付基準を変更する考えはないか伺いたしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時55分）

再 開（11時55分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほど説明させていただきました基準に基

づき運用しておりますが、本市の交付要綱につきましては、他自治体と比較いたしましても大変充実しているものと考えております。またさらに公平性についても、ある程度担保されているものと考えているところであります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ですから今、言ったように公平性というのは全ての人に平等にということ公平性なんです。だから該当しない基準があるので、そういう意味で公平性はちょっとできていないのかと思うので、考えてほしいのですが、再質問をさせていただきます。

教育長で答えられるのであればお願いします。現行の要綱では、(4)のほうですが、教育長が必要と認めた場合に、支援を行うことが可能とされていますが、この裁量を活用して、県内の予選の有無に関わらず、全国大会に直結する大会への派遣を支援対象とすることで、より多くの児童・生徒が公平に支援を受けられるようにすることができると考えます。可能であれば構いませんが、教育長の見解を伺いたしたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えをいたします。

(4)につきましては、いわば例えて言いますと、伝家の宝刀になっております。やはり補助要綱の中で原則があって、例外があるということの中の例外の当てはまらないものについてどのように活用するかということになっておりますが、これは一方においては、その基準を定めて補助要綱に基づいて交付している内容について逸脱する幅がかなり大きくなる可能性があります。この部分については慎重に検討する必要があると思っております。議員が例として挙げられていたケースに

つきましてどう考えるかというところが質問の趣旨だと理解をしているところでございますが、こちらとしてはその旨検討をさせていただきたいと思っておりますが、軽々にこの(4)については活用をすることは現時点では考えておりません。

○(10番)川満玄治議員 一再質問一

今、教育部長に答えてもらったんですが、これを活用するものも考えるために、この(4)ができていると私は思っていますので、この(1)から(4)までは私は別に同じだと思っておりますので、教育長が新しくなったので、またその(4)を考えながらぜひ(5)とか、そういう感じでまたつけ加えていけば、いろいろ活用が変わってくると思いますので、よろしくをお願いします。

(エ)他自治体との比較と導入可能性の検討について伺いたいと思います。

○教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

他自治体との比較につきましては、現時点で確認できている範囲内では、本市の補助要綱は他自治体と比較し、充実しているものと考えております。現行の要綱におきまして、補助対象外となる児童・生徒もおりますが、他自治体同様に交付の補助対象者等、補助金対象経費等、一定の基準をもって児童・生徒の派遣を支援しております。議員ご提案の新たな補助金制度の創設は、県内、全国の自治体において、同様な補助制度が確認できていないため、予算措置や認定基準の設定等、慎重な検討が必要だと考えているところでございます。

○(10番)川満玄治議員 一再質問一

再質問をします。

現行の補助要綱が他自治体と比較して充実

しているとのことですが、現実に県内予選のない全国大会や文化活動に参加する児童・生徒が補助対象外となっているケースがあります。このような現状がある中で、SDGsの誰一人取り残さないという理念があります。特に目標1、貧困をなくそう。目標4、質の高い教育をみんなに及び目標10、人や国の不平等をなくそうに関連していると私は思っております。この理念に基づき、ぜひ県内予選のない大会や直接全国大会に参加する児童・生徒が支援対象からはずれてしまう現行の基準を見直すことが重要だと考えます。誰一人取り残さないというSDGsの精神を取り入れ、全ての児童・生徒が公平に支援を受けられるようにするためには、私は市の補助要綱の見直しを考えるべきだと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

全くご指摘のとおりだと思っております。ただ課題があることも事実であります。それは財源の議論であります。限りなく財源があれば、全ての対象者に取りこぼしなく補助金を交付することが可能だと思っております。しかしながら、そういう状況は残念なことではないので、一定程度の基準、支給範囲を狭める必要があると考えております。今回その端境に落ちている事案だと思いますので、引き続きどのような支援が可能か、教育委員会としても検討してまいりたいと思っておりますが、現時点では厳しいとお答えをしたいと思っております。

○(10番)川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。厳しいと言っているのは、本当に承知しております。(4)の豊見城ハーリーについても、そこで言おうとは

思っていますが、様々な方法がありますので、そこも提案していくので、併せて考えていただければと思いますので、よろしくお祈いします。本当はここで市長に意見を求めたいんですが、私は思うんですが、市長に言ったからといって何でもできるとは思いませんので、そこは次に残していきたいと思しますので、ぜひ教育委員会のほうでもしっかり議論して、前向きに検討していただければと思いますので、よろしくお祈いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時01分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では(2)に移りたいと思います。豊見城市の学校施設の地域開放と利用について。

豊見城市内の様々な団体地域の方々から平日の夜や土日祝祭日に学校施設を安価で利用できるようにすることが望ましいと思うが以下を伺う。

(ア)学校施設の地域開放についての市の考えを伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校施設の教室の一般開放だと理解して答弁いたします。一般開放に関しましては、学校施設の開放に関する規則等に基づく運用となっております。開放に関する規則第5条の使用許可団体といたしまして、「豊見城市に居住する者及び在勤若しくは在学する者が10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者があり教育委員会に登録された団体」と明記されておりますので、原則として、この

状況を満たして登録手続を行った団体が学校施設を利用できることとなっております。また豊見城市立学校施設の使用料徴収条例においても運動場と体育館のみの使用料が設定されており、教室の一般開放については、当初より予定されていないものと認識しております。そのため教室等の一般開放については学校との連携や調整はもちろん、規則の見直しも必要となってまいりますので、慎重な対応が必要になるものと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

再質問したいと思います。

地域の方々や様々な団体が平日夜間や土日、祝日に学校施設を利用できることを望んでおり、市民サービスの向上にもつながると考えております。誰一人取り残さない、今日よく言っているな、というSDGsの理念に基づき、地域のニーズに応じた柔軟な対応が私は求められると思っております。教室などの一般開放に関しては、規則の見直しが必要とのことですが、豊見城市立学校施設の開放に関する規則やその他関連規則を見直すためには、どのような具体的な手順や時間が必要になるとお考えか、また実際に見直しを進める意欲があるか、市の見解を伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校開放に関しては、学校の使用の目的に反しない限り、影響が出ない範囲内において開放することができるとされておまして、各種法律の中でも積極的な開放が求められるということにはなっております。教室に関しましては、普通教室は現時点では難しいものと考えておりますが、その他の教室につきましては、状況によっては可能だと思っております。そういう意味では可能性はありますが、

ただ学校の活動との整合の議論、その他現実的なセキュリティの問題だとか、そういった課題があることも事実でありますので、そこを踏まえて検討していきたいと思っております。そこがクリアした後、規則の改正につながるものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。今、言った教室の一般開放に当たって、学校との連携や調整が必ず必要となるんですが、具体的にどのような点で調整が必要であり、どのような対応策を考えているか、具体例があれば教えていただければと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えします。

議員ご質問の件につきましては、現状の一般開放におきましても、体育館の鍵の受け渡しに関するトラブルをはじめ、施錠や消灯の忘れ、個人所有物の忘れ物、備品及び施錠の破損等が挙げられております。その他にも利用マナーや駐車場の利用方法等、様々な問題があるものと認識しております。加えて教室等の利用になりますと、セキュリティ面の課題、また施設管理者である学校との調整、より細かい調整、動線も含めた調整があります。そのことも含めて慎重に検討する必要があると考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

では再質問をさせていただきます。

今、言った鍵の受け渡しや施錠、忘れ物、備品の破損などの問題が現行の一般開放でも生じているということなのですが、これに対し、市は現在、具体的にどのような対策を講じているのでしょうか。また教室などの一般開放を進めるに当たり、同様の問題が発生することが予想される中、事前に問題を防止す

るための新たな対策を講じる予定等はありませんか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

当然、利用団体につきましては、その都度、その施設利用について協力をお願いし、改善を求めているところでございます。場合によっては利用団体が何度もマナー違反を繰り返すようであるならば、利用制限も含めて検討するということになっております。今後、教室開放が始まるということになりましたら、どのような形になるか分かりませんが、同様な仕組みになるものだと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。教室などの利用に関しては、今、言ったセキュリティの面に課題があるとのこと。具体的にどのようなリスクが懸念されているか。今、答えてもらったので、それに対して防犯カメラの設置、また自動施錠システムの導入など、今の技術を活用したセキュリティ対策を行うことで、これらの課題には対応できると考えますが、市はこうした技術的対策を導入するお考えはあるのでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに今ご指摘のところ、監視カメラや電子施錠システム、開錠システムというのは有効な手立てだと考えております。しかしながら、まだそのところまでたどり着いていないところと、財政上の負担がかなり……、全ての学校を開放するとなるとかなりの財政措置も必要になってくる施策展開でございますので、慎重に進めてまいりたいと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。今おっしゃったように、全ての学校をいきなり全部開放すると、やはり今言った財政面、またその他もろもろ問題が出てくると思いますので、モデル地区とか、そういう感じをつくって、一度1校からとか、1か所からとか、そういったことからまず少しずつ一歩ずつ始めるという考えはないでしょうか、伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

今、川満玄治議員のご提案は非常に有効なご提案だと思っております。教育委員会といたしましてもモデルを設定して、どのような課題が生じるか検討する中で進めるということについては、その方向性については理解できますので、進めて検討させていただきたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひ検討して、前向きに進めていただきたいです。これに伴って、子どもたちの放課後の居場所づくり等もあると思いますので、それも併せて一緒にぜひ検討していただければと思います。市の見解を伺いたいと思います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

今、学校もコミュニティースクールということで、地域との協議体も作りながら、地域に開かれた学校を目指すということで取り組んでおります。全校で今、取り組みが進んでおります。その一環の中でやはり学校開放についてのニーズが出され、また皆さんがそう思われるのであれば取組として、今後進めることが可能だと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。ちょっと時間がないので進めていきたいと思っております。

(イ)は飛ばして、(エ)学校施設の地域開放によるメリットについて伺いたいと思っております。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

学校施設の教室等を地域に開放できれば市民のスポーツレクリエーションや学習の場として有用な活用場所の役割が果たせるものではないかと考えております。また地域にお住まいの市民が長距離の移動の必要もありませんので、気軽に参加しやすい環境づくりができる利点があると考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほどの件に加えて、市民が活動の場として利用することで、地域のコミュニティがさらに活性化すると思います。また今、学校のほうでは豊見城市はコミュニティースクールを利用しているということもありますので、そういった市民同士の交流も促進されると私は考えます。このメリットを踏まえ、市としては、地域コミュニティの活性化を目指すためには学校施設の地域開放を積極的に進める意向はないでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

今年度よりコミュニティースクールを積極的に導入し、全校で進めているのは地域との連携、地域コミュニティ再生に向けた取組の一環だとも考えております。大きく言うと、日本地方創生の一つの動きの中でコミュニティースクールがあるものと理解しておりますので、その先には当然学校開放や地域の皆さんが利用できる学校づくりがあるものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

やはりコミュニティースクールというのは、地域にちょっとお願いベースなところがあるものですから、地域にお願いをするのであればギブ・アンド・テイクの精神というか、お願いをする代わりに、地域にも学校施設の開放、そういうことによって長期的には地域の活性化、また住民、特に若者が定住促進につながる可能性があると考えています。地域住民が活動しやすい環境を整備することで、地域への愛着、また居住の魅力が向上すると期待できますが、市は長期的な展望についてどのように考えていますか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時40分）

再 開（13時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、市の展望ということでありますが、今、開放については教育委員会の所管でございますので、答えさせていただきます。学校開放につながることで地域の再生につながるということであるならば、積極的な開放が必要になると考えております。ただ現実的な課題等もございますので、そこを一つずつクリアしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

私は昔言っていたんですけれども、今でしょう、まさに今でしょうと思っているんです。コミュニティースクールができた年で、地域にもしっかり還元をして、地域からも協力を得ながら、学校からも協力をして開放す

ることによって、お互いがギブ・アンド・テイクの精神になると思いますので、ギブ・アンド・テイクでお願いします。次に行きたいと思います。

すみません、(6)に行きたいと思います。前回は質問したんですけれども、政党機関紙の勧誘問題について。政党機関紙の威圧的購読勧誘に関する前回質問後の状況について伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年6月定例会一般質問以降におきましても、人事課のほうに政党機関紙の購読を強制されたという報告、相談等はございません。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

相変わらずないんですね。実は私が調査しましたらこういうことが起こりました。ちょっと画像で見せきれないのですが、読ませていただきたいと思います。「しんぶん赤旗購読ありがとうございます。赤旗日曜版は職員との信頼関係の下に購読、または資料として活用していただいていると思います。購読いただくのは、職員の自由意思によるものと理解していますが、もしも仕方がないからなど、自分の意志に反して購読されていると思われる方がいましたら遠慮なく申し出ただければと思います。購読をやめられることによって、何ら不利益を受けることはありませんし、職員へのこれまでの信頼、対応が変わることは一切ありません」という文書が配られております。庁舎内です。誰が配ったかは分かりませんが、そういうのが配られているということです。私が問題にしているのはそこではございません。配られていることはどうでもいいです。これによって、実は

3名の方がやめたということが私の調査の結果分かりました。いや、あったんです。3人やめたと聞いております。人数が1人なのか、3人なのか、100人なのかはどうでもいいです、私からすれば。1人でもいるということが問題なんです。では、それに向けて再質問していきたいと思えます。

政党機関紙の威圧的購読勧誘に関して、私は前回の一般質問を行いました、その後共産党から職員に対して、しんぶん赤旗の購読に対する先ほどの文書が送付されました。その後3名の職員から実際に購読をやめたという事実があります。このことは職員が強圧的な圧力を感じていた可能性を私は示唆すると思えますが、市として、この事実をどう認識しておりますか。分かっていたか、お答えください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

政党機関紙の購読につきましては、職員個人の判断であることから、市として認識をお答えする立場にないものと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

お答えする立場にあると思えます。3名の職員が実際に購読をやめたにも関わらず、市としては、その事実を認識していない。または調査しない理由を具体的に伺いたいと思えます。このまま市が調査を行わない場合、市が職員の声を無視することになり、職員の権利侵害につながる可能性があると思えますが、市の見解を伺いたいと思えます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

繰り返しの答弁となりますが、政党機関紙の購読については、職員個人の判断によるものと理解しており、個人の意思やプライバ

シーの問題もありますので、これに対し、市として調査を行うことは考えておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ですから先ほど言ったように、あのような文書で来て、3人やめているという現実があるんです。それは何かというと、しぶしぶいやいやながら取っている方がいたという事実なんです。すみません、再質問をさせていただきます。

川崎市や神奈川県大磯町、鹿児島県霧島市などでは政党機関紙の購読に関する職員へのアンケート調査が実施されています。これにより多くの職員が圧力を感じていたことが明らかになりました。特に最大の購読理由としては、議会での一般質問等でいじめ質問の回避が上げられ、わずか1,000円であればやむを得ないという雰囲気が強かったと報告されています。豊見城市でも同様の調査を行い、職員がどのように感じているか把握する必要がありますが、市の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

人事課のほうに政党機関紙の購読に関する相談等はありませんので、このような状況でアンケート調査を実施することは考えておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほどから言っているように、ないからやらないのではなく、その声が届いていないと思えます。届けにくいと思っているんです。職員が強制的な購読を感じている場合、それは職場環境や業務に悪影響を及ぼす可能性があります、市がこれを調査せず放置するということは、職員の権利侵害に当たると考えています。市として、職員が安心して意見を述べられるよう匿名でのアンケート調査や相談窓口

の設置を行うべきだと考えますが、再度市の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

繰返しの答弁になりますが、政党機関紙の購読に対する苦情や相談がない状況での調査や相談窓口の設置については考えておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

しつこく、すみません。再質問をさせていただきます。

現在、職員から相談がないことを理由に対応を行えないのは、職員が問題を抱えていても声を上げにくい環境がある可能性を見過している危険性があると思っております。市として、職員が安全に働ける環境を整えるために、アンケート調査や相談窓口の設置など、予防的な取組を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

政党機関紙の購読に関し、苦情や相談などがあり、職員の業務遂行に支障をきたしているという状況が確認されれば調査を検討する必要もあると考えますが、その場合には職員個人の思想信条の自由を侵すことのないよう調査方法等についてもしっかりと精査する必要があるものと考えています。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ですから言っているように、どこの市とは言いません。また前回の何とかの時代とか言ったりしていたんですけども、職員の声が上がらないからやらないのではなくて、私が調査したらそういったことがあるんです、その現実が。ぜひ考えてほしいです。検討でもいいので、していただけないでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

繰返しの答弁になります。先ほどから言っていますように、職員からもそういった声が上がってきた場合には、人事課としても対応したいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

固いな。固い、固い。でも私は実際いろいろな情報を耳にしています。ではちょっと聞かせてください。これを認識しているのか。政党機関紙を管理職以上が購入しているという事実を聞いております。どうやってそれが管理職の机の上に置かれているのか、その事実を市はご存じでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時49分)

再 開 (13時49分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今の川満玄治議員の質問は、管理職の机の上に政党機関紙が置かれているという話だと思いますが、その事実については把握しておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ですからそういった問題も含めて、アンケート調査をするなり、相談窓口を設けるべきだと私は思います。職員も誰がいつ置いたか分からない。さらにいつの間にか置かれている。これは明らかに職員が置いたのではないのです。ということは、大事な個人情報やそういったものがさらされている中に誰かが入っていつているという事実が今あるのです。そういったことも含めて、私は絶対に聞き取りアンケートをやるべきだと思いますが、こういうのを聞いてもやらないのか、市の見解

を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、川満玄治議員がおっしゃるように、アンケート調査と政党機関紙が管理職の机の上に置かれているというのはまた別の問題かという認識をしていますので、その辺はしっかりとまた確認ができ次第、対応したいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

こういったのは本当に市がしっかり調べて、明らかに誰かが置いているんです。それに対しては、やはりしっかり考えていただきたいと思います。再質問をしたいと思います。

豊見城市には3つの政党出身の議員、共産党、自民党、公明党の議員の方々がいます。これに基づき、それぞれの政党機関紙を公費で購読し、職員が公平に各政党の理念や政策を学ぶ環境を整えることが重要だと考えます。3つの政党機関紙を取り、職員が政党の勉強をすることが必要だと思いますが、市の見解を伺います。それに対してなぜ言っているかといいますと、要は取っている中で、しぶしぶ取っている。あとはいやいや取っている。中には共産党の思想を勉強したいということで取っているという方もいました。ですからそうであればこうやって政党機関紙をしっかりと市が公費で取って勉強させるべきではないかと思えます。そうすることによって、購読はしないでもいいと思うので、それも含めて言わせていただきます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

公費で購入する場合には、市の業務との関連性や必要性を判断する必要があると考えております。また政治的な中立性を保つために

も公費で購入する場合には、全ての政党機関紙を平等に扱う必要があると考えています。

そのため公費で政党機関紙を購入することは現実的ではないものと考えています。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今、言った公費で政党機関紙を購入することについてなんですが、特定の政党だけを取るの是不公平という懸念があるかもしれません。しかし、私は豊見城市議会にはこうやって政党機関紙を出している共産党、自民党、公明党、3つの政党出身の議員がいるので、それぞれの機関紙があるので、それぞれの政党機関紙を公平に購読することが肝要だと私は思います。また職員がそれぞれの政党について学ぶことで、市政運営にも役立つと考えますが、また内地の県では3県ほどですが、公費で実際に政党の機関紙を取っているところがございしますが、それも含めて市の見解を伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどの答弁と同じですが、政治的な中立を保つためにも公費で購入する場合には、全ての政党機関紙を平等に扱う必要があります。ですので公費で政党機関紙を購入することは現実的ではないと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

現実的ではない。何が現実的ではないのか分かりませんが、私は現実的だと思っております。そうすることによって職員の負担を間違いなく軽減させられます。1,000円、日曜版970円、毎日版ですか、何かあるんですけども、それが3,000幾らかということですが、これというのは私からすると1,000円だろうが、3,000円だろうが、月、年、10年単

位で計算すると数十万円になることになりま  
す。それというのは私は職員の負担軽減にも  
なると思います。そういった意味でも、お子  
さんもたくさんいるし、その分習い事に行か  
したりすることも可能だと思います。そう  
いったことから私はぜひそれはアンケート調  
査、窓口、私は何度でもこの質問をしよう  
と思っていますので、やるまでずっとやって  
いきたいと思っています。一般質問の時間  
がないので、次に行きたいと思います。

前回の一般質問で私が新垣龍治議員がずか  
ずかと職務室に入って行って配っているとい  
う話をしたんですが、私の勘違い、誤解でし  
たので、そこは訂正させていただきます。た  
だ、本当に先ほど言ったように、誰か分か  
らない方が入って、机の上にぽんと置いて  
いる。これを私はそのまま見過ごすと、誰  
でも入れる。本当に管理がずさんという  
のが見えているので、ここはしっかり、  
もしやるのであれば入り口でしっかり渡  
して配ってください。やり、やるべきだ  
と思います。そこはしっかり注意して  
いただければと思いますので、よろしく  
お願い申し上げまして、私の一般質問  
を終わっていきたくと思います。本日は  
いろいろなことが起こって、久々に反  
問権も聞いたんですが、そうやって議  
員も一生懸命だというのが感じます  
ので、私たちもまたこれから頑  
張っていきます。昨日職員の皆様が  
夜中までいて、ああやって一般  
質問の調整をしているんだと思  
うと、私たちも本当に真剣に  
頑張っていきますので、お互い  
切磋琢磨しながら頑張ってい  
きましょう。先ほどテレビを見  
て勉強したんですけれども、  
フィフティワン、フィフティ  
ワンと言っておりましたので、  
英語を勉強して頑張ってい  
きたいと思っています。本日は  
ありがとうございました。

—— 通告番号19 (14番) 瀬長 宏議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長宏議員の質問を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一登壇一

通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) サーブマシン購入事業について。

①物品売買契約書の8条（履行遅滞の場合  
における損害金等）の規定があるところ  
ですが、その対応について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の物品売買契約書第8条の  
条文では、第1項、受注者の責めに帰す  
べき理由により、納入期限、分納の期  
日を定めたときはその期日までに物  
品を納入することができない場合にお  
いて、納入期限後相当の期間内に納  
入する見込みがあるときは、発注者  
は受注者から損害金を徴収して納入  
期限を延長することができる。第2  
項で前項の損害金の額は契約金額  
から既に引き渡しを完了した物品に  
相応する契約代金を控除した額に  
対して、遅延日数に応じ設計契約の  
支払い遅延防止等に関する法律を  
昭和24年法律第256号（以下、  
支払い遅延防止法という。）第8  
条第1項の規定に基づき定められた  
率の割合で計算した額とする。第3  
項、発注者の責めに帰すべき理由  
により、第6条第2項の規定による  
契約代金の支払いが遅れた場合に  
おいては、受注者は遅延日数に応  
じ支払い遅延防止法第8条第1  
項の規定に基づき定められた率の  
割合で計算した額の遅延利息の支  
払いを発注者に請求できること  
ができております。それを踏まえ  
まして、顧問弁護士に確認しま  
したところ、納期の遅れについて  
契約変更や協

議書等の書面による期限延長を求める書面が提出されていないという状況に関しては、裁判において書面というのは必ずしも押印された文書のみを指すものではなく、メールも書面として扱われることとなること。また受注者からは2月13日、メールで納期が遅れることが推測されることが示されているので、市として契約変更等の書類が必要であれば、その時点で書類の提出を要求すべきだったと考えております。また今回の遅延理由が世界情勢の影響によるものであり、契約書第8条に明記されている受注者の責めに帰すべき理由と認定するのは難しいことから、受注者に対し、納期の遅延による損害金を求めるのは厳しいと考えるというのが弁護士の見解でございました。以上のことから受注者に対しては損害金等を求める考えは現時点ではございません。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

契約というのは、果たすべき条件や義務について定めています。双方が合意して、そのことを履行することで、契約関係が成り立つものですが、では伺いますが、4月1日以降、3月31日までに納品するとしていた契約、4月1日以降は契約が履行されていないことから、履行遅滞が発生したと考えていいのかどうか、そこはどうですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

物品が納品されていないという事実から見ますと、契約上、遅延が生じたということになっているものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

もう一つ、民法の第412条、債務者はその期限が到来したときから遅滞の責任を負うというふううたわれて、それに基づいて契約書にはこういう第8条の規定がうたわれてい

るんですが、民法の履行遅滞について規定されている第1項に、第3項まであるんですが、第1項に該当するという考えですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

民法につきましては、手元に条文がございませんので、明確にお応えすることができませんが、今、契約規則が一義的な両者を拘束する規範であるものだと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

それではもう一つ、市の契約規則第40条、市長は契約の相手方が天災、その他やむを得ない理由によって期限内に契約の履行ができないとして、履行期限の延長の申出があった場合には、延長できるという規定がありますが、これについて見解を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

今、議員がご指摘になられている規則等を踏まえ、売買契約が結ばれておりますので、その中で第8条があるものだと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

要するに契約にうたわれていることについては全くやっていない。そして市の契約規則にも全く反することが今回行われているということが確認できました。

②市長への報告は、4月6日に続き、4月8日に再度行われているが、その報告内容について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

4月6日の土曜日の海開きの日に、市長へサーブマシンの納品について市民から問合せがあり、その場ではすぐに確認ができませんでしたので、担当課に連絡を入れ、内容確認をいたしました。4月8日の月曜日に市長、

副市長、教育長に口頭でもってサブマシンの物品納入がされていないこと、その理由として、航海航路の変更があったので、物品納入に時間がかかっていること。繰越明許手続を行っておらず、完了見込みとして処理を行ったことを報告しております。その後市長からは詳しく調べて書面にて提出していただきたいという旨の指示がございましたので、担当課へ遅延している経緯、遅延理由等を明確にするように指示をしたところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

口頭でやったとおっしゃいます。私が情報公開請求をしたら、そういう報告のメモもないと。これは4月6日に納品されていないけれども、県には納品されたという報告をしている。これは著しい、要するに県に対して事実と反するような報告をしているわけですから、大変重要な案件で、それについて本来であれば月曜日に担当課と部長と詳細についてきちんと把握した上で、市長に報告すべきなんですが、なぜメモも作らないで、こういう口頭報告になったのでしょうか。こんなことはいつでも当たり前に行っていることなんですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

まず口頭での報告につきましては、やはり緊急、また重大な事案でありましたので、取り急ぎ口頭で報告をし、詳細については後ほど書面等で報告をするというのは、通常行われている手続だと思っております。その件について期日が遅い、早いということについてのご意見があることは理解しておりますが、事実としては、そういうことになっているとご理解をいただけたらと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これは議員が聞いても、いわば行政マンのベテランでなくても分かる。要するに繰越手続をやっていない。これはアウトだと。そうしたら何が起こっていたのか、詳細については半日かけてでもきちんと調べたものを報告するというのは、8日、月曜日の午後からでも夕方からでも本来やるべきです。そのときにこれはこれだけ重要な案件だという報告になったのか、要するに一括交付金を受けられない可能性が出てきたということまできちんとこの問題の掘り下げをして市長に報告したのか、それをやっていないという話なのか、どっちなんですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回の事案に関しては異例に属することでしたので、やはりどのような対応をするかということについて予断を許さない状況がありました。したがって、きちんと詳細を調べた上で的確な対応をする必要があるだろうということで、時間を要したものだとして理解しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

では最低でも3月29日に完了報告を出していますが、4月6日のいわば市長に課長から報告があったと。それまでの間に上司に対して、部長に対して、こういうことが起こっているという相談はあったのかどうか、なかったのか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時05分)

再 開 (14時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

残念なことでありますが、相談等を含めてこのようなことはありませんでした。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

行政の在り方については大変ずさんで理解できないところがいっぱいありますが、③マシンが納品されていないことが分かりながら、なぜ業者に支払いをしたのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

令和6年3月31日にサーブマシンの納入見込みを含めて事務を進めてまいりました。それは一括交付金事業の手続もそうではありますが、その結果、4月11日に納入されていない状況の中、受注者に対し支払いが行われている状況にあります。支出伝票、命令書の伝票で支払予定日が4月25日になっていたこと。また判明した後、いろいろな県への報告事項、書類等の作成等がありまして、支出を止めることが可能か併せて確認をしておりましたが、その時点ではもう会計課のほうから伝票処理が終わっており、金融機関にデータが行っている状態でありましたので、結果として支出を止めることができず、受注者へ支払いが行われているという状況であります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

支出命令書を持っているんですが、先ほど答弁があったように、4月25日支払いの期日が記載されているんですが、なぜ前倒しで4月25日の予定を4月11日に支払いをしたんでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

期日といたしましては、その詳細は会計課のみが知り得ることですけれども、実際はこれは納入支払いの期限になっておりま

す。これから遅れると遅延防止法に抵触する可能性があるということで、その期間をそこまでのということをしていることから、その前に支払うことについては何ら問題がないということで、書類上は整っておりましたので、会計課が支出命令をしたものだと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

市の会計規則第51条を見ているんですが、支払いの期日が定められている支出については、土日、祝祭日を除いて支払期日の7日前までに要するに支出命令書を会計管理者に送付するとなっていますが、いつ会計管理者に送付したんでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時08分)

再 開 (14時08分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

いつ具体的に会計課の執務室のほうに当該伝票が到達したかということについては、調べておりません。ただ、年度末にかけて伝票処理が行われた後、会計課に結果として届いているものと。その時期については、調べておりませんし、その資料がございませんので、お答えができないということになります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

決裁を見ると19日前に決裁をしているので、これが支払い期日の7日前までに会計管理者に送付するということについては、あまりにも早めに送付して、作業をさせて、4月25日の予定を4月11日に支払えというふうになっているのは、これは何か要因があるのだろう

と思いますが、県への支払いはもう済んでいるのでしょうか。県の一括交付金の返金。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時10分)

再 開 (14時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

県への返金につきましては、6月定例会で予算を組んでおります。あと遅延損害金はどうなるかについて、今、議論しているところでもありますので、一括交付金の返金はまだ行っていないところです。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

10月、11月になるのかと思うんですが、④2月13日に業者から「マシンの到着は4月初旬から中旬と推測します」との連絡があるが、3月中に納品されないことが2月に分かったということになります。わざわざこの時期が2月13日に連絡が入っているんですが、普通だったら3月の定例会に十分間に合う時期に連絡が入っているのに繰越手続をやらなかった理由について教えていただきたい。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

今、議員がお話になられている2月13日の業者のメールにつきましては、海外からの船舶輸送において、中東情勢の影響、海賊の出没等により航路の変更が余儀なく遠回りをせざるを得ない状況だということで報告があったところ。実際は遅れるかもしれないということでありましたが、担当課といたしましては、履行期限の3月31日までに納品の可能性があるかと判断をし、その事務手続を、明許繰越しの手続をしていない状況にありまし

た。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

契約期間内に納品できないとなれば原因をきちんと把握するという点では、とても大事な作業が行政には求められますが、納期が遅れる原因の詳細はどのように把握されたのか伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

一つは先ほど議員からお話がありました2月13日の納品遅れの可能性メールであります。あと確定的だったのは3月15日、業者より具体的に14日頃になるということでお話がありました。実際は担当課としては、3月15日の時点では間に合わないだろうということは理解していたものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

本来であればこれは重要な案件です。要するに非常事態です。異常な状況が起こっていると。納期が間に合わないと。そうした場合には当然、上司と一緒になぜ遅れるのか把握をし、そしてそれが不可抗力なのか、きちんと状況をつかむというのはとても大事なことなんです。それは部長は関わっていないということですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

当時、年度内ですね、全く関わっていないということではありませんでしたが、具体的な期日は覚えておりませんが、可決された後数度、この納入については大丈夫かということについては口頭で課長等には確認をしております。間に合うように取り組むというふうには回答を得ておりましたので、そのような状況でありました。しかしながら、今になって考えますと、もう少し踏み込んで状況について確認をし、きちんと手続を取るような助言をするべきであったと考えているところでご

ざいます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

⑤業者から「納入期限延長願い」は出されていないと理解するんですが、それはそういうことですか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
ご指摘のとおりでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

契約書の第4条では、そういうときにはこういう対応をなさいと、やるという約束をしています。そしてこれは市の契約規則第40条でも履行期限の延長の申出があれば延長ができるというふうに、そういう手順をきちんとたわわていますが、なぜそういう手順を取っていないのか、理由を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

受注者がそのような手続を取らなかった理由については、私どもはよく分かりませんが、本市といたしましても、当然両者同等の立場で契約を結んでおりましたので、遅れるということが分かった時点で、本当であるならば私ども市のほうから働きかけをして延長願いを出してもらおう等の働きかけが必要だったものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

一番ポイントになるのは4月8日、19時59分、物の納品が4月下旬から5月上旬になると。その連絡が入るまでは何とかごまかしながら一括交付金をちゃっかり活用できるようにしようと考えたのかと推測をしたりするんですが、それが4月8日に、4月下旬から5月上旬、つまりは全日本の合宿が4月22日から28日、それには物が無いということが分かる。そうしたら県のこういう完了報告書が事実と反するということがばれる、そういう公

算が大きくなったので途中から切り替えたのではないかと推測もできるというのが、この一連の情報を開示してもらって、よく見えるところがあります。今後引き続きこの問題については追求していきます。

(2) 立体駐車場整備について。

①事業の発注者はどこでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

防災型立体駐車場整備事業についての発注者は市となります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

②事業費の発注者側と請け負う側の負担割合を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回市が行うPPP/PFI制度におけるDBO方式による防災型立体駐車場の整備を進めていくことを前提にしてお答えします。DBO方式は民間事業者に設計、建設、維持管理及び運営を一括発注する方式で、事業に必要な資金は発注者である市が調達します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

負担割合は市が100%と見ていいんですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

民間事業者が事業期間中に資材の調達等をする際には、その分については一時的に民間事業者が立て替えることとなりますが、最終的には市のほうで全額負担となります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

何度も問題提起をしているこの応募要項、(4)、要するに提案に関する条件として、公有財産の一部、または全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費、維持管理等の実費用は全て民間事業者等が負担することを

基本とする。そこからするとこの提案内容については条件に反するというふうになっていないのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回の応募要項には反するという認識ではありません。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

今、皆さんは基本的に言うと、事業費は全額市の負担だと。全て民間事業者が負担することが原則というふうになっていますので、それに反するのではないですかと言っています。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

応募要項の(4)の提案に関する条件のほうの①②につきましては、民間事業者等が市の土地等を利活用することを想定としている提案の条件となっていますので、この場合については、今回については市の土地をもって民間事業者が提案するという認識でありますので、この条件には該当しないと認識しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これは提案の対象外と、(3)でも反するし、(4)の②にも全く反する内容の事業採択、提案採択ということになっていないのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

(3)の提案の対象外につきましては、あくまでも原則であります。原則があるということは例外があるものとしておりますので、①の民間事業者等以外が実施主体となることを前提とした提案となっているという認識であります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

例外というのは、普通だったら、ただし次のということで、ただし書きがあります。ただし書きというのは本文に続けて、その適応範囲や条件を限定させるための表現で、つまり法令や条例において、本文で定められた原則に対して例外を定めるものと。ということは、皆さんは原則には例外もあるというお話をされるけれども、では市の契約規則第23条、随意契約により契約を締結しようとする場合において、当該予算の範囲内で第11条の規定に準じて、予定価格を定めなければならないというふうに、定めなければならない。これも皆さんは例外規定でやらなくてもいいというふうにするのか、それと見積書の第24条については、基本的に言うと随意契約でも2人以上から見積りを取ると。しかし、契約相手方が決まっている場合には、見積りは1か所でいいと。しかし、それも例外規定はないのに、皆さんとしては1社から見積りを取らなくてもいいというふうに勝手に判断ができるということですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回の民間活力導入制度の応募要項についてしています民間募集公募につきましては、基本的には予定価格を定めた公募とはなっておりません。これも含めて民間からの提案となっていますので、予定価格の設定は今行っていない状況であります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時22分)

再 開 (14時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。



○ (14番) 瀬長 宏議員 一発言取消一

先ほど執行部の答弁の後の私の発言については、全て取り消しをしたいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいま瀬長宏議員より発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって瀬長宏議員からの発言取り消しの申出を許可することに決しました。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

実は情報公開請求された市民から私に率直な意見がありました。その方は情報公開を全部見たところ、契約変更しなかったことも、業者に納品ないのに支払ったことも、納期延長願いを出さなかったこともこのまま県を欺けると考えた。ところが4月8日の午後8時前に納品は4月下旬から5月上旬が濃厚との連絡があり、全日本の合宿は4月22日から28日ということで、納品されていないことが県にばれる公算が大きくなったので、こういう対応をしたのではないかというのが市民から率直な意見として私に寄せられたことを申し添えておきたいと思います。

次に(3)高校受験対策講座について。

これについては私たちは決議に反対したから高校受験対策講座の復活を望んでいないという発言が見受けられますが、市民から強く望まれている予算を削った当初予算、最も厳しく批判したのが日本共産党です。そしてその後も市民に予算復活を訴えるビラを全戸配布し、署名活動も市民団体と連携をし、市政に届けました。その予算復活を強く市民が望んでいる。そのことを具体的に行動で求めま

した。復活することがこれでよかったのか、検証するために以下を伺います。

①8月実施と11月実施の事業効果について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

8月実施と11月実施の事業効果につきましては、これまでの実績を踏まえ、いずれも事業効果はあるものと考えております。令和2年度に事業実施した際は、コロナ禍において学校授業の時数が減少している中、12月から3月まで受講希望者を対象に講座を行い、受験した全員が志望校に合格できております。今年度は11月中旬以降からの事業開始を予定しておりますが、学校授業の時数については十分に確保できている状況ですので、令和2年度と同様に効果を発揮できるものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

令和2年からスタートして12月から3月、そして次が10月から3月まで、そして次が8月から3月まで、そして前年度、昨年7月から3月まで。その早めた理由について伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

やはり要望があったことが大きなところだと思っております。ただ一方におきましては、長期間にすることによって、受講者の緊張感というか、の問題もありまして、受講の途中から抜けていく生徒が出てきたり、きちんと授業に参加してこないということがありましたので、やはりそこは期間の問題ではないということが分かりました。実際は今年度当初に上げなかったのは、コロナ禍の中で授業時数が少なくなるということがなくなりました

ので、事業としては役目を終えたものとして判断してなくしたということになりますが、決議を受けて、やはり再度取り組むということで、それは11月からの実施が適当だろうということで考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

大体私も長い間PTA活動をやってきて、20年。そのときには常にどうすれば児童・生徒が先生方の授業をきちんと一生懸命聞く、そして学ぶ姿勢を養うのか、そして家庭学習がどうすれば定着するのか、そういう視点で先生方とも意見交換をいっぱいしてまいりました。実は8月から実施するという点においては、中体連の県内大会、大体いつぐらいに終わると把握しているでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

今、瀬長宏議員がおっしゃったような8月実施の前後と考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

令和6年度の中体連の日程を見ると、大体7月24日で終わる。そして長いところでサッカーとか、バドミントン、軟式野球などは7月26日に大体大会が終わるというふうになっているんです。そこで高校受験において、夏を制する者は受験を制すると言われるが、夏休みをどう過ごすかが非常に重要と言われるんですが、このことについて教育委員会の認識を伺います。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

全くそのとおりであると考えております。受験に対しての夏休みを制するというにおきましては、夏休み前に学校においては進路指導も含め、従前なる指導をしながら取り組んでいるものと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

学校の先生方も夏休みの過ごし方はとても重要だと。教育長もそういう立場にいらっしやったので、よく理解されていると思います。私の孫も今、愛媛の愛光中学校に行って、塾で一生懸命学んでいて、環境を与えたら子どもたちはこんなに伸びるんだというのを目の前にしているんです。夏休み学校も休みなもので、中体連の大会も終わって、部活も大体終わる。一番大事なことはそこで何をするのか、苦手克服が一つポイントとなります。自分が苦手とすることについて集中的に学習する。そしてもう一つは復習と予習、それは当然、中学1年から中学3年までの復習、そして2学期、3学期の予習、こういうことを長期休みの夏休みでやりなさいと。それは塾の先生方も推奨しているんです。過去の問題集を解く、高校受験でどんな問題が出たのか、その傾向をつかんで実践力を身に着ける。これが夏休みに可能だと。そういうことを塾の先生方、学校の先生方、異口同音におっしゃるので、私は夏休み、まとまった受験対策が必要だと思いますが、その点については教育委員会はどんな認識なのでしょう。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

そのようなご意見があることは理解をしているところでございます。実際どのように取り組んでいくかということは、いろいろな取り組み方があると思いますが、この受験対策につきましては、今回公費を使って取り組むことになっております。やはり長くすればいいということではなくて、やはり必要な子どもたちに必要なアシストをしていくということは当然であります。ただ受験に向けてスタートダッシュをかけるということを目眼として、この講座がしていることではなくて、学びたいという児童に対して、足りていない

ことに対して必要な支援を行うということが事業の主たる目的でありますので、8月からということではなくても11月からでも当然その時点で足りていない子どもたちに対して必要な支援を行うということについて、意義があるものだと考えているところでございます。

○(14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

当然意義はあります。やらないよりはやったほうがいい。だけど、そういうまとまった時間が確保できる夏休みをどう過ごすのか、受験対策に積極的にどう受験生が取り組むのかが合否にすごく影響する。ですから夏休みの途中からでもいいから、受験対策の講座が始められるのであれば、当然これまで以上の効果を期待できる。当然11月から始めても8月から始めても効果は当然あります。ただ、この効果の違いは明らかだと思うんです。どれだけ時間を確保して、どれだけ受験対策の時間を確保できたのか、その違いが発生します。そういう意味でいうと、今、中学3年生の皆さんからは「残念だ」と。「とても期待していたのに何で、何で」という声がいっぱい寄せられているんです。そういう意味で言うと、もっと早く実施できれば子どもたちの期待に応えることができたと思うんですが、②の11月からの実施は大丈夫なんでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

11月からの具体的な実施時期につきましては、9月の補正予算で議決をいただければ、事業者の選定作業を鋭意行い、11月半ばから講座を開始できるものだと考えております。

○(14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

議会で11月開始を目指したいという答弁を聞いたなら、11月1日だろうと期待はしていました。ところが今回本当に早いうちにやろう

と思えば、一般会計補正を先議案件で、要するに一日も早く議会で通してもらって、そして皆さんが作業に入る。こういうことがあってしかりかと思ったんですが、先議案件になっていない。それで11月1日どころか、中旬ということで、大変残念なんです。これはちょっと遅過ぎるとというのが保護者から相当声が上がっていて、これについては皆さんはどう答えられるんでしょうか。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一  
お答えいたします。

補正予算で先議でしていただけるとありがたかったのですが、その他の案件もありますし、十分な審議を尽くして補正予算を通していただく必要があったと思います。そういう意味で、やはりできなかったということはあると思います。もう一つは、11月中旬ということでもありますけれども、できるだけ前倒しできるような努力は進めてまいりたいと思っております。

○(14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

できるだけ前倒しというのであれば先議案件ぐらいは当然やるんでしょうと期待をしていたんですが、こういうやり方ではとても残念で、せっかく予算をかけるのに、そういう一日でも遅れると受験生にとっては大変なマイナスになり得るので、その辺は今後予算計上において、どういう時期がどういう効果が生まれるのか、よく見通した上で予算を計上していただきたいことを強く求めて、私の質問を終わります。

—— 通告番号20(3番) 新垣繁人議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣繁人議員の質問を許します。

○(3番) 新垣繁人議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。会派城の風、新垣繁

人です。質問の前に、ちょっと順番を変えたいと思います。まず(1)、次に(4)、次に(5)、次に(6)、次に(2)、最後に(3)の順で行きたいと思います。よろしくお願ひします。ちょっと質問する前に、今日の一般質問等の中でもまちの顔ですとか、習い事のほうで皆さんデットヒートしておりますけれども、先ほどの質問の中で、習い事助成、共産党のほうでしっかり声を上げて、その中で予算が復活されたかのような発言がありましたけれども、あれは間違っております。予算決算特別委員会の中で、瀬長宏議員も一言も発言されていません。これは議事録に残っておりますので、確認してください。こういうのが事実なんです。だから情報リテラシーというのはしっかり守ってほしいということがあります。逆に会議録を見てほしいと思っております。もっと言えば、この決議を上げたのが私たちであります。もう一度読み上げます。そのときの提案者が宜保龍平議員と私であります。そこに賛成者として賛成いただいたのが要正悟議員、そして伊敷光寿議員、吉濱智也議員、赤嶺吉信議員、波平邦孝議員、新垣亜矢子議員、長嶺吉起議員、楚南留美議員、仲田政美議員、大田正樹議員、宮城 恵議員、大田善裕議員ということで決議を上げたところ、残念ながら共産党の方々は全員でもって、この決議を反対されております。その決議の中身としまして、3点目のほうで改めて読み上げます。コロナ禍で削減された授業を補うための放課後講座は市内中学校3学年の受験対策に効果をあげたと。この学力強化支援事業委託の復活を検討し、そして本当に必要とされる生徒へ支援できるよう制度設計も見直しながら、学力強化支援事業の後継となる事業を早期に検討することということで上げたわ

けでありますけれども、先ほど言いました賛成者のしっかり賛同をいただいたところでどうにかしっかり通すことができた中で、今回復活しております。もっと言えば、先議とか言っていましたけれども、本来でしたら共産党として独自で3月定例会で決議を上げたことができたのではないかと考えておりますし、その時点で私たち提案者に対する質問も時期を早める必要があるとか、そういった質問は一切なかったです。ということをお願いして、質問に入っていきたいと思っております。

それでは(1)決議に関する進捗状況についてということで、①豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議（令和5年12月21日）に対する改めまして、現在の進捗状況を伺います。よろしくお願ひします。

#### ○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議の内容につきましては、3項目あり、1つ目は現状の家庭系一般廃棄物業者（現8区画）の収集能力が限界に達していると考えられるため、2区画以上の追加拡大に向け、早急に予算に盛り込むこと。2つ目に、一般廃棄物業者に対する業務委託の拡大も視野に入れ、業者への事務移譲等、組織体制を強化するための予算を確保すること、3つ目に、家庭系及び事業系の委託業者に対し、一般廃棄物処理基本計画に基づく全面的な施策を実施すること。以上、3項目の内容となっており、その進捗状況については、1つ目の2区画以上の追加拡大について、豊見城市の一般家庭から排出されるごみの量が人口増などの要因もあり、年々増加傾向にあることから、委託業

者の収集能力を鑑みて、家庭系一般廃棄物業者との意見交換会を経て、現在の8区画から2区画増やし、来る令和6年10月1日からは10区画割で収集を開始することが決定しております。2つ目の組織体制を強化するための予算確保の要請につきましては、現在本市で行っている事務について、具体的に何をどのように委託業者へ移譲するのか、またそのことにより市民や行政、委託業者にどのようなメリットがあるかなどについて、委託業者と意見交換を行っております。今後も引き続き委託業者との意見交換を行い、早急に対応ができるよう努めてまいります。3つ目の一般廃棄物処理基本計画に基づく、全面的な施策の実施につきましては、今後も引き続き家庭系委託業者及び事業系許可業者と意見交換を行いながら、課題を抽出し、検討を行いながら、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

市長をはじめ、担当されています課長、また職員の皆様、部長もそうですけれども、本当にご対応ありがとうございます。確かに市長というものは公約を掲げて、できる限り実現していくというのももちろんありますけれども、また公約とは違ったとしてもしっかり地域にいろいろなことでの陳情が上がってくると思っています。これも昨年5月ではありますけれども、この1年ですぐに、もう来月ですか、10月1日から2区画増やしてスタートすると。これはすばらしい、本来、私も生活環境課にいたから分かるんですけども、区画を増やすのは大変な作業なんです。これを1年以内でやったというのは本当に職員はすばらしいと思っていますし、この陳情に対する、陳情者に対する、現市政徳元市政の温かな思

いが出ていると思っております。今回、陳情に関しましては、あと1つですか、組織体制の強化ということで、組合化も含めた事務移譲、これは検討されている段階だと思っておりますので、もちろん市としてもメリット、そしてまた委託業者としてもメリット、そしてそれが間違いなく市民のメリットにつながるという協議が整い次第、ここは組織化に含めた予算化もしていただきたいんですけども、その辺をもう一度見解を聞かせてもらってもよろしいですか。

#### ○ 市民部長 上地五十八

それぞれの市民、あと事業者、市行政のほうのそれぞれのメリットの部分をしっかり協議しながら、あと財政的な面もありますので、関係部署としっかり調整してまいりたいと考えております。

#### ○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

組合化することによって、事務移譲も含めてなんですけれども、それだけではなくて、家庭系の委託業者の方々の委託料も増額していただきまして、本当にありがとうございます。区画を増やしていくことによって、適正なバランスというところも含めて、委託業者の方々が何と言いますか、年休も含めて、私用的な時間もつくれるということに今後つながっていきますので、改めまして、組織化の強化というところで予算化のほうをよろしくお願いします。

それでは続きまして、②令和6年度一般会計予算に関する決議（令和6年3月22日）に私たちは決議を上げました。その決議に対する進捗状況なんですけれども、先ほど言い忘れました。その決議を上げたときに私たち提案者でありますから、議員の方々から質問を受けるんですけども、その際も瀬長宏議員

から言われたのは、この決議は法的根拠があるのかと、そもそもがということを言われましたけれども、根拠はありません。宜保龍平議員答えています。私も答えました。けれども、与党も含めて、みんなで野党も一緒になって決議を上げることに意味があるのだということで、実際動いているではありませんか。そこも含めて、私たちも決議を上げた者として、進捗状況を確認していきたいと思っていますので、現在の状況を教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

一般会計予算に関する決議が上げられて、そのうちの2点、私のほうでお答えしたいと思います。まずはじめに、まちの顔旧ITセンター跡地利用の防災型立体駐車場整備についてお答えしたいと思います。まちの顔にふさわしいにぎわいを含めた収益性のある施設の検討につきましては、提案者と条件等を踏まえ、詳細協議を行っているところでありますが、商業施設の立地実現性の結果については、しかるべき時期にお示ししたいと考えております。次に面整備有料化に伴う収入等を示しながら、議会や住民に十分な説明を行い、理解を求めることにつきましては、市の広報紙を活用して、民間活力導入制度で採択した提案を順次紹介しており、広報紙9月号において、事業概要等を説明したところであります。商業施設の立地実現性の結果など、新たな情報がある場合には、引き続き広報紙等を活用して周知していきたいと考えております。

次に学校行事や市役所イベント等での利用については、無料での利用も含めて、可能な限り低廉化を検討することにつきましても、収支バランスもありますが、しっかりと対応

していきたいと考えております。次に市長車の購入の選定の件であります。市長車の選定につきましては、市長車購入に必要な仕様に関する資料作成のため、各自動車メーカーの車両について情報収集を行い、秘書広報課において取りまとめを行っているところであります。各メーカーに納期について確認しておりますが、注文を停止しているメーカーもあり、現在その動向を注視しているところであります。

○ 教育部長兼生涯学習振興課長 赤嶺太一

引き続き決議事項の3についてお答えをしたいと思います。

事項3につきましては、学力強化支援事業委託の復活を検討し、本当に必要とされる生徒へ支援できるよう制度設計の見直し、学力強化支援事業の後継となる事業を早期に検討することということでありましたが、その内容を受けまして、慎重に検討を進めた結果、今年度の事業を実施することを決定し、今定例会に補正予算を計上しているところでございます。補正予算が成立し次第、事業者を選定し、11月半ばから講座を開講する見込みとなっているところでございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

市長車のところから再質問をさせていただきたいんですけれども、前6月定例会のときも私、進捗状況ということで質問をしています。そのときは市長車の選定委員会なども立ち上げて選定していきますという答弁でありましたので、実際選定委員会が今、開催されて、その審議がされているのか、現状をお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほども答弁しましたが、メーカー等が注

文を停止しているものがありますので、今、実際のところ選定委員会はまだ開催しておりませんが、今後この資料が整い次第、早急に開催したいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

メーカーのほうが発注等のところで注文が今されていないというところでありますので、メーカーでありますので、ちょっと動きが見えないかと思うんです。なので、メーカーがそのまま再開するような様子がない場合としては、選定委員会も早めに関いて、話し合いというのはできるのかと思っていますので、そこは早めに関いたほうがいいのかと思っていますけれども、どうでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

新垣繁人議員がおっしゃいますように、この動向を確認しながら、できるだけ早めに委員会の開催をしたいと思っています。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひよろしく願いいたします。物価高騰でもありますし、議員もそうです。みんなが納得できるような選定がされていくかと思っていますので、しっかり選定していただいて、市長車自体は替えないといけないというのは理解していますので、そこはまた予算の範囲内を含めて検討していただければと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、まちの顔のところでの再質問になるんですけれども、前2月定例会でも決議の中でも言うように、にぎわいを潤ってほしいというところを含めて、提案者の方と商業施設的なものもできないかという詳細協議をお願いしますということで進めているとは思いますが、実際商業施設の立地と

というのは、現時点で可能性があるのか、今、市としてどういう見解で捉えているのか、聞かせてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

提案者のほうからは条件をクリアする事業者と配置等の具体的な調整を進めている旨を伺っておりますので、商業施設の立地の実現性は高いものと認識しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ちなみに市としては今、提案者が詳細協議されている事業所というんですか、そういった事業所名的な、こういったところと協議されているというのは理解はされているという確認なんですけれども、よろしいでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

提案者と詳細協議の中で、適宜情報共有しているところであり、事業者名につきましても把握はしております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

市民の方々、私たちも議会もそうですけれども、そういった意味で周知していく考えが今ないのか、教えてもらってもいいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

商業施設の出店については、契約等の最終合意に至るまではどうなるか分からないものであります。調整段階である一定の業者の出店を今、検討中ですので、不確定な情報をお示しすることによって、結果的に商業施設の出店計画に影響を及ぼすことが懸念されますので、出店計画案の詳細が固まる時点で、防災型立体駐車場の全体もお示しすることができると考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいという認識です。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

そこはおっしゃるようにしっかり詳細協議が正式に整った中で、また市民の方々、私たちに示していただきたいんですけども、実際どのタイミングで議会に示すことができるのか、今めどがあれば教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年中にお示しできるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

商業施設が立地する場合の実際整備が全て完了するという、駐車場もそうなんですけれども、防災機能もそうなんですけれども、整備が完了するのは大体いつ頃を想定されているのか、教えてもらってもいいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

防災型立体駐車場の整備完了は、令和8年度末を今、予定しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

令和8年度末ということでありまして。また今年までには商業施設のほうもお示しできるということでありまして、次の12月定例会頃には、そういった公表ができるのかと思っていますので、よろしくお願いします。

この案件であと1点、まちの顔で最後なんですけれども、この駐車場は立体駐車場ではなく、防災機能を有した防災型立体駐車場というところで、商業施設の方々と何らかの防災協定をしないといけないと思うんです。これは6月定例会でもその議論はさせてもらっていますので、その防災協定について実際調整が進められているのか、状況、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

協定の内容を含めて、今その防災協定の締結に向けた調整を進めているところです。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひしっかり防災協定も同時並行していただきながら、早めに、事業もそうですけれども、防災協定も含めてやっていただけたらと。災害というのは自助、共助、公助というところでいろいろな分野につながっていくかと私は思っておりますので、そこはしっかり協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

習い事助成でありますけれども、特に質問といひますか、これまでの答弁を聞いていたら大体今の現状分かりましたので、まずは今年は11月からしっかり走っていくというところでありますので、今後また決算の中で実際成果だとか、そういった課題等も見えてくるかと思ひますので、今後については、そこは決算等も見ていきながら費用対効果というところでまたいろいろと判断していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。まずはじめに、私たちの決議に対しまして、早急に対応していただけたことを本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、次が(4)です。(4)適正な業務委託についてということで、これもこれまで質問等をさせていただきました。ごみ処理施設維持管理業務について、廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づいた適正な予算措置を行う必要があると考えますが、令和7年度予算へ向けた財政的な見解を伺ひます。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ごみ処理施設維持管理業務に係る令和7年度の予算については、糸豊環境美化センター

の管理運営を行っている南部広域行政組合糸豊環境衛生課からの令和7年度当初予算要求時にヒアリング等を通して、必要性がある予算となっているかを確認しながら、予算編成の過程の中で関係部署と調整しながら検討をすることになるものと考えております。

#### ○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ここはしっかり調整していただいて、本当に必要性があるということであれば、予算措置していく必要があると思っています。ただ、その前に、今年度ですか、しっかり精査していただいた中で、段階的な流れで見ているんですけども、今年度早速約1,700万円の増額措置をしていただきまして、ありがとうございます。ちょっと知っていただきたいのが、多分これまでの調整の中では約8,000万円ぐらい赤字なんだというところから始まっていると思います。8,000万円赤字の中で、今年度1,700万円増額していただいているんですけども、実はどういった基準でそういった積算がされるのかというところで、通告でも上げていますように、これは公益社団法人全国都市清掃会議のほうで作成されております。廃棄物処理施設維持管理業務積算要領ということで、この中を見ますと、業務委託費の構成ということで、まず業務委託を見積もっていくに当たっていろいろ書かれております。基本はまず業務価格ともちろん消費税ということで、さらに業務価格を分けていきますと、業務原価と、そしてまた一般管理費に分かれるんですけども、さらにそこを業務原価を分けますと、簡単に言えば直接人件費、直接物品費、業務管理費、技術経費というのがあるんです。そこでさらに基準が、今4つ言いましたけれども、直接物品費の算定に当たって、経費の率に1%から3%

掛けなさいというのがあります。もう一度言います。物品費の率が、直接物品費が今、積算要領で定められているのが1%から3%であります。今、現状が1%。ここはパーセント内に入っているというところでありまして。次に業務管理費が経費率が19%から20%の範囲内ですというところでありまして。現状が1%です。続いて技術経費が10%から20%の範囲内という中で、現状が1%です。一般管理費のほうは先ほど言いました約1,700万円ですか、今年度というところで、ただこの一般管理費に関しても8%から13%の範囲で経費率に掛けなさいというのがあります。8%ではなくて、今回上げていただいても4.08%なんです。ということで、やはり非常に苦しい経営をされているのかというところで、確かに業務委託というところで大まかに見ると物件費にはなるかと思うんですけども。でも考え次第では、市民から生じるごみ、そして事業所から出るごみを処理するのは、基本市町村でやらなければならないとうたわれている中で、そこが職員で今、対応できないから委託しているという意味では、ある意味、私は義務的経費だと思っています。義務的に措置しなければいけないと。その義務的な経費が今、積算基準があるにもかかわらず、かなり下回っているという現状を一日でも早く、一日というか、できれば段階的に、これは糸満市との調整も必要になってきますので、豊見城市、そして糸満市の財政状況は非常に厳しいというのは分かっています。なので、段階的なものをしていただきたいというところなんですけれども、これは契約が3年サイクルなんです。今年度で一通り終わります。来年度から令和7年度、令和8年度、令和9年度の3年間の契約がこれから行われるんで

す。またここで金額を打ってしまうと、非常に段階的なものが確実に合った金額になるとまた調整しづらくなりますので、ここはちょっと南部広域行政組合のほうと調整していただきたいのが、契約をする際、これは糸満市との調整も必要になると思うんですけども、段階的な何といいますか、予算をそれぞれ糸満市と調整していきながら、段階的に適正なものに変えていくという的な文言を契約の中で明記していただければと思っていますので、そこはちょっと調整していただけないでしょうか、どうでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ただいまの新垣繁人議員からのご提案については、情報について南部広域行政組合糸豊環境衛生課とも確認しながら、また糸満市とも関係がありますので、そういったところを関係部署で確認しながら、調整を図っていきたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、(5)です。(5)道路行政についてというところで、とよみ小学校向い、とよみ子ども園下の抜け道となっている道路(里道含む)の冠水対策というところで、前回質問をさせていただいたんですけども、現状を改めてお聞かせください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の箇所につきましては、道路の縦断勾配が一部確保されず、雨水がたまるような状況を確認しております。現在、業者と修繕方法等について調整を行うとともに、工事着手に向け準備を進めているところであり、令和6年12月末、工事完了を目指し取り組んで

おります。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

今年12月末までに完了予定ということで、ありがとうございます。そしてまたここだけではなくて、これもちょっと質問させていただいた高嶺公民館前のたしか市道26号線のほうもしっかり整備されていまして。高嶺の方からもありがとうございますということで、いろいろと声をいただきましたので、感謝申し上げます。ありがとうございます。引き続き、今言う里道のところもよろしく申し上げます。ここはちょっと要望がありますけれども、北分譲地内のほうも必要なかと思っていますので、ここはまたしっかり精査していただきながら、次年度が今、厳しいにしても今後の対応できるかも含めて、いろいろ精査していただきたい、ロックオンしていただきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

続きまして、次は(6)保育行政について。

今回この保育の件を質問に上げましたのは、去る8月29日、園長会のほうから市長宛に直接要請があったと思います。実はその前日、私たち与党の会派城の風と公明党、合同での意見交換会がありました。そこで何点か質問するんですけども、今回、要正悟議員も質問されていて、何点かかぶってはいるんですけども、よろしく申し上げます。

そこでまず①豊見城市公私連携認定こども園の園舎について以下を伺います。

(ア)土地賃借料軽減について今後の見解を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園は市内に7園あり、その土地賃借料につきましては、

令和5年度及び令和6年度が賃貸借契約の更新時期となっていたことから、土地賃借料について見直しを行っております。結果といたしまして、公私連携幼保連携型認定こども園については、旧公立幼稚園の役割を継承した公私連携施設であることから、その負担軽減を図り、安定運営に資することを目的とし、これまでの5割軽減から8割軽減へ変更しております。今後につきましては、賃貸借契約が5年間の期限となりますので、次の契約更新時に改めて精査することとなりますが、原則は8割軽減が継続されるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

賃借料も含めて、8割軽減までしていただき本当にありがとうございます。この賃借料につきましては、これまで宜保安孝議員、長嶺吉起議員がしっかり質問していただいた中で、早速対応いただきまして、改めてありがとうございます。

続いて(イ)ですけれども、園舎の法人移管についてというところで、ここも要望に上がっております。今後の見解をお聞かせください。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

建物につきましては、現在は無償貸与としております。今後は施設の老朽化に伴う大規模な修繕や改修なども想定され、これを各法人の自由裁量で行っていただくため、また施設整備に係る補助金を最大限活用するためにも建物の法人への譲渡は必要であると考えております。今後は可能な限り、早い段階で譲渡できるよう手続を進めてまいります。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。園の方々は大

分喜んでおります。譲渡することによって、法人移管することによって、市としてもいいのかと。もちろん園としてもですけども、今、市で例えば修繕とかする際、単費になってくると思うんです。ここを法人化することによって、しっかり補助も該当してくるでしょうし、園としても自分たちの必要な修繕のタイミングでもって修繕もできますし、そこはまたお互いウィン・ウィンなのかというところで、このウィン・ウィンをもっと増やしていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。ご対応ありがとうございます。

続いて、②認可園、こちら認可園と私は言っているんですけども、認可園だけではなくて、事業所保育もありますし、小規模もありますし、いろいろな園があります。認可外もそうです。そういった園の子たちが利用する公共施設についてということで、以下を伺います。

(ア)こちらは要正悟議員がしっかり質問していただいた中で、鍵のほうも前夜から準備も含めてお貸しして、そのままお渡しするという答弁でありましたので、ここはしっかりよろしく申し上げます。

続いて、(イ)公園利用（お散歩がてら気軽に弁当を広げる等）する時は事前申請が必要となっているのか。例えばお散歩がてら気軽に弁当を食べるですとか、そういった気軽に公園を活用したいという要望もありますので、現状を聞かせてください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市内都市公園につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、コストの削減、サービスの向上と施設の管理運営の効率化を主な目

的とした指定管理者制度を活用し、公園の管理を行っております。公園利用時の事前申請につきましては、利用者のダブルブッキング等によるトラブルを避ける目的で、公園管理者として、遠足やイベントなどの状況を把握し、一般利用者が安全安心に利用できるよう豊見城市公園条例施行規則第2条により、公園利用の3日前までに公園内行為許可申請を行っていただいているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

要望の中では、3日前ということであっても園としては都合上、天気が晴れたときには今、行こうとか、そういう臨機応変な動きがあると思うんです。その辺についての対応というのは今やっていただけるのか、改めて聞かせてください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました極力3日前までの申請をお願いしているところでございますが、突発的な当日の公園利用につきましても一度お電話等で指定管理者にお問合せをしていただき、他利用者による予約が入っていない場合には、予約を受け付けるなど、当日申請にも対応しているところでございます。その場合には公園内行為許可申請書を当日の来園時に提出いただくことで、利用者の負担軽減に努めております。そのほか電子メールやFAXでの申請も受け付けるなど、柔軟な対応に努めております。なお、利用を希望される公園に、他利用者による予約が入っている場合でも近隣の公園を案内するなど、可能な限り都市公園を気持ちよく利用していただけるよう対応を心掛けております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

担当としては、そういった臨機応変な対応

も心掛けているというところであるんですけども、多分その対応ができていない部分があるかもしれないと思うんです。だからこそ8月29日の要望に入っているはずなんです。そこは指定管理をされているところも含めて共有していただきたい。市としては、当日であったとしても何といたしますか、ほかの利用者に影響なければ、できればではなくて、基本貸したいというところも訴えていただきながら、もう一度現場を確認していただいて、園の方々が、子どもたちが幅広くというか、自由に公園でみんなが遊べるような環境をもう一度見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、③先ほどから言っています先月8月29日に園長会より市長要請があった7項目、先ほど私が言った①②は、その項目入っていますので、5項目に対する本市の今後の対応を伺います。よろしくをお願いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

豊見城市社会法人立園長会におかれましては、日頃から本市の子どもたちの保育・教育の充実にご尽力いただいていることに感謝をしております。今回の要請につきましても、保育及び教育現場の現状を踏まえた貴重なご意見、要請であると理解をしております。現在、本市におきましては、保育士の確保及び離職防止、処遇改善や環境整備を目的に様々な補助事業を実施しております。要請において各種事業の継続、拡充が求められておりますが、その必要性は理解しているところであります。今後は財政状況を踏まえつつ、各種補助事業の継続実施を前提とし、優先度や必要性、費用対効果も考慮の上、拡充の可能性についても検討してまいりたいと考えており

ます。併せて、法人立園長会とも引き続き情報の共有、意見交換を行ってまいります。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

引き続きよろしく申し上げます。ここはまた大田正樹議員も含めて、今後会派としての質問として追っていく形になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)に行きたいと思っております。

(2)新たなまちづくりについて。

①産業振興計画策定について以下を伺う。

(ア)進捗状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市が初めて策定を目指す豊見城市産業振興計画は、今年度は計画策定に必要な基礎調査を実施し、令和7年度に基礎調査で得たデータ、資料等を基にした計画の策定を目指しております。今年度は7月に公募をかけ、9月2日にプロポーザル審査を行い、業者を選定したところです。今月中に契約の締結を行い、基礎調査を実施し、来年3月中の業務完了を目指して作業を進めているところです。また本業務は国の一括交付金を活用しておりますので、次年度の予算要求も併せて行っていきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

続いて、(イ)先月8月2日に行われた「沖縄型IP開発・育成／IT人材育成／観光振興について」の基調講演、そしてまた市長がパネラーとして参加された「豊見城市将来2050年に向けた新たな産業の未来とは」でのパネルディスカッションに対する本市の見解を改めて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年8月2日にTOYOSAKIプ

ラットホームセンター「トヨプラ」において、豊崎地区に進出している民間企業等で構成する豊崎美らSUN会主催の勉強会が開催されております。この勉強会は豊崎美らSUN会の会員やその他民間企業の皆さんを主な対象として、豊見城市の新たな産業創出をテーマに、講演会とパネルディスカッションが行われ、市長もパネラーの一人として登壇いたしております。パネルディスカッションでは、「豊見城市将来2050年に向けた新たな産業の未来とは」をテーマに、豊見城市の今後の可能性や企業誘致、産業誘致に関して様々な意見、提案が活発に行われております。豊見城市が持つ可能性について、地域の民間企業の皆さんが自主的に勉強会を開催し、様々な意見を交わすことは、本市の産業の活発化にとって大変重要で意義深いものと考えております。本市が持つポテンシャルを十分に生かしたまちづくりや、産業の誘致が民間企業をはじめとする地域の方々と共に行っていくよう、今後も機会があれば、このような勉強会に参加し、市としても取組の参考にしていきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

続いて、(ウ)産業振興計画策定委員会委員、今回議案のほうでも上がっていましたが審議会の附属機関の設置というところで、改めて有識者枠も含めて、こういった選定をしていくのかお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

産業振興計画策定委員会の委員については、規則第3条のほうで、次のものからなる10人以内で組織するものと記載されております。第1号で産業の振興に関し識見を有する者、第2号で市商工会を代表する者、第3号で市

観光協会を代表する者、第4号で関係行政機関の職員、第5号でその他市長が必要と認める者となっております。各号で定める委員の選定については、今後調整を行い、選定していきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

有識者も含めて、これから選定委員が始まっていくわけなんです、市長が必要とする方ということもありますので、そこは今回いろいろとシンポジウムとかやっていった中で、新たな産業の確度というところも含めて、ここは市長の裁量として、新たな産業枠も含めて、また審議していただければと思っていますので、よろしくをお願いします。ここはまた水面下、議会が終わった後でもしっかり調整できますので、いろいろとさせてください。よろしくをお願いします。

続いて、すみません、②③、本当は今回のメインにしたかったんですけども、もう時間がありません。ただ一つ訴えたいのは、令和9年度に那覇広域都市計画区域区分検討協議会があります。約5年のサイクルで一度。その次の9年後はあるかといったらなかなかないです。なぜなら人口減少が始まっていくから。今回地域計画を法改正に基づいてやらなければいけない。けれども、今後市長の展望があるはずなんです。その展望と整合性を合わせた中で、また令和8年度に改定される都市計画マスタープランの中でしっかり打ち出してほしいですし、総合計画も令和8年度から後期が始まりますので、しっかりとそこは市長が先陣を切ってかじを取っていただければと思いますので、ここも水面下でやっていきたい。これはまた進捗状況を12月定例会でやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。そして最後にあと15秒、最後

に一つだけ言わせてください。今日例外規定のこととか、まちの顔で言っていましたけれども、まず日本共産党の規約の中で、原則が3か所うたわれておりますが、ただし書きはありません。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月27日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会（15時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（11番） 新 垣 亜矢子

署名議員（12番） 波 平 邦 孝

— 令和6年第5回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和6年9月27日（金）



豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和6年9月27日（金曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊	主査 大城 利枝
次長 比嘉 剛	主任主事 盛島 愛乃
班長 比屋根 由香	

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
教育長	赤嶺美奈子	総務企画部長	内原英洋
市民部長	上地五十八	こども未来部長	森山真由美
都市計画部長	嘉川聡子	経済建設部長	城間保光
上下水道部長	大城堅	消防長	高良寛
教育部長兼 生涯学習振興課長	赤嶺太一	総務課長	上原元樹
人事課長	赤嶺啓		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）  
陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）  
以上2件一括上程
- 日程第3. 議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等  
国保制度改善を求める陳情書  
陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情  
以上3件一括上程
- 日程第4. 議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について  
請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について（請願）  
請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について（請願）  
陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会（パヤオ部会）へのパヤオ新作費用に対する助成要請について  
以上5件一括上程
- 日程第5. 「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件
- 日程第6. 議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7. 議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第8. 認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算  
認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算  
認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算  
以上5件一括上程
- 日程第9. 報告第14号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について
- 日程第10. 意見書案第6号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るため  
にも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充  
等国保制度改善を国に求める意見書
- 日程第11. 意見書案第7号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るため  
にも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充  
等国保制度改善を県に求める意見書
- 日程第12. 閉会中の継続審査の申し出について(総務財政常任委員会)
- 日程第13. 閉会中の継続審査の申し出について(経済建設常任委員会)

令和6年第5回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年9月27日（金） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第48号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	総財委員長 報告後議決
	陳情第8号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	〃
		以上2件一括上程	
3	議案第51号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	教民委員長 報告後議決
	陳情第5号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	〃
	陳情第7号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	〃
		以上3件一括上程	
4	議案第60号	令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建委員長 報告後議決
	認定第1号	令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について	〃
	請願第1号	豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について（請願）	〃
	請願第2号	字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について（請願）	〃
	陳情第4号	糸満漁協浮魚礁管理運営委員会（パヤオ部会）へのパヤオ新作費用に対する助成要請について	〃
		以上5件一括上程	
5		「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件	即 決
6	議案第61号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）	〃
7	議案第62号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃

日程 番号	議案番号	件名	備考
8	認定第2号	令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予算決算特別 委員会付託
	認定第3号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教育民生 委員会付託
	認定第4号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第6号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	〃
			以上5件一括上程
9	報告第14号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告
10	意見書案第6号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書	即決
11	意見書案第7号	物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書	〃
12		閉会中の継続審査の申し出について(総務財政常任委員会)	
13		閉会中の継続審査の申し出について(経済建設常任委員会)	

本会議の次第

豊見城市議会総務財政常任委員会

○ 議長 外間 剛

委員長 新 垣 亜矢子

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

委員会の審査報告について

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

1. 付託案件

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に真栄里保議員、瀬長宏議員を指名いたします。

陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和6年第5回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

休 憩 (10時00分)

再 開 (10時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)、陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)、以上2件を一括して議題に供します。

3. 審査の結果

議案第48号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

陳情第8号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

令和6年9月27日

これより討論に移ります。

豊見城市議会

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)について、はじめに反対討論の発言を許します。

議長 外間 剛 殿

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(21番)宮城 恵議員 一賛成討論一

おはようございます。議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

総務財政常任委員会で審議した立場として気になる点がございましたので、委員として討論させていただきたいと思います。今回補正予算で計上された瀬長島野球場代替整備委託料について委員会でも発言させていただきましたが、瀬長島の野球場は野球をする皆さんにとっての聖地であり、県内でもほかになく4面コートということで市内外から多くの利用者が訪れ、野球をされる皆さんから大変愛されている場所です。その場所を2面とは言え、なくして駐車場にするという計画は非常に重大な繊細な問題だと考えます。瀬長島がオーバーツーリズムになっていて、駐車場が足りない状況ということも理解をしています。瀬長島は観光の島として、これからも開発が進んでいくと思いますので、ますます来島者が増えていき、駐車場の整備は必須と考えます。ただ、愛されてきた野球場を駐車場ありきだけの考えで進めていくのではなく、にぎわいを創出できるような利活用も、今からぜひ検討しながら進めていってほしいことを執行部には強く訴えたいと思います。

野球場を新しい場所へ移すのであれば、しっかりと丁寧に野球を愛する皆さんと意見交換を重ねながら進めていただきたいと思います。そして新しい場所になるとこれだけたくさんのメリットがありますという、皆さんが大きな夢を描けるような提案をぜひしていただきたいということを強く訴えます。

総務財政常任委員会で様々な予算を審議いたしました。しっかりと執行されることを望んで、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(2番)宜保龍平議員 一賛成討論一

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、今回の補正予算の中身についてですが、学力強化支援事業ということで3月定例会に共産党を除き私たちの決議をもって、執行部のその思いをしっかりと酌み取っていただき、11月に開始をするということでちょっと早めの体制構築とかも含めて、本当に必要とされる子どもたちのために尽力をしていただきたいと思います。

同じく補正予算の中身で今回ハワイ移民125周年式典という、市長と職員がハワイへ出向いて行くわけですけれども、やはり税金を使っていくのでしっかりと交流を図っていただき、私が一般質問でやっているような海外姉妹都市交流とか、そういうのも視野に入れながらしっかりとやっていただきたいという思いを申し上げておきたいと思います。

最後に、宮城恵議員からもあったように瀬長島の野球場についてですが、今回補正で上げて、また令和7年度の債務負担行為を予算計上しているのですけれども、公の施設を移転するという事は、ここは本当に慎重にやっていただきたいというのがあります。というのも、過去に6度否決された公の施設の条例廃止について、いま一度執行部には思い出ししていただき、議会とか市民もそうなので

すが、しっかりと説明していただいて、駐車場が必要だということは理解できるのですけれども、その辺を再度申し上げますが、慎重に説明をしながら進めていただきたい。そして駐車場のみだけをやってしまうと、ある意味負の遺産にもなってしまいます。そういうことではなくて、これだけ少年野球から大人まで野球愛好家の人たちが利用されているあの土地を、しっかりとにぎわいも創出できるような、そして未来の子どもたちにつなげていけるようなそういう施設というの、今からでも検討は遅くないと思っておりますので、ここは執行部には強く要望をしたいと思いません。

以上で議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）の賛成討論とさせていただきます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○（3番）新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど宜保龍平議員からもありましたように、まずは今回の補正で学力強化支援事業をしっかり予算化していただきまして、執行部の皆様、ありがとうございます。これは先ほど宜保龍平議員もおっしゃったように、3月定例会の中で私たち党派の風、そして公明党、そして粹和会の皆様、当時は吉濱智也議員も含めて賛同いただき、このような効力はなかったにしてもしっかりと動きました。これは皆様の熱意であります。そういうことも含めて、今後共産党の皆さんにはぜひ対話を求

めたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、瀬長島野球場代替整備検討業務委託も161万円ですか、今回補正に上がっております。これも先ほど宮城恵議員、そして宜保龍平議論からの賛成討論であったように、ただ代替するのではなくて、この野球をされている方々の意見をしっかりと聞いて代替をやっていくかと思うのですけれども、あと一つ、執行部の皆様に言いたいのは、やはり全体的な土地利用を見ていただきたいと思います。瀬長島野球場を代替で移転するにしても、徳元市政の公約の一つである新たな土地利用というところとも間違いなく絡んでくるかと思っておりますので、県の都市計画審議会はもう待ったなしであります。令和9年度、あと3年。そういう関わってくる移転に必要な基盤整備も含めて、本来だったら実施計画とかにもうのせないといけない時期になっていますので、そこはまた執行部の皆様、本当に球場を利用する方々の思いを優先にしっかりと聞いた中で、また業務を進めていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回の補正、執行部の皆様、ご対応いただきましてありがとうございます。賛成討論とさせていただきます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します

（賛成討論なし）

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について、委員長の報告

は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第48号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第8号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)、陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書、陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情、以上3件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和6年9月27日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)

陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書

陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情

## 2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和6年第5回定例会中に陳情者及び関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

## 3. 審査の結果

議案第51号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

陳情第5号及び陳情第7号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第51号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書について、委員長の報告は採択であります。よって、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対

の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第5号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情について、委員長の報告は採択であります。よって、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第7号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について、請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)、請願第2号 宇我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)、陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作業費用に対する助成要請について、以上5件を一括して議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和6年9月27日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会

委員長 宜保安孝

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)

これより討論に移ります。

議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請について

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

## 2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和6年第5回定例会開会中に関係部課長、請願者及び陳情者の説明を受け審査を行った。

議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は原案可決及び認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

## 3. 審査の結果

議案第60号については、賛成多数により原案可決及び認定すべきものと決定した。

(賛成多数)

認定第1号については、賛成多数により認定すべきものと決定した。

議案第60号 令和5年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決及び認定と決しました。

請願第1号、請願第2号及び陳情第4号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について、はじめに反対討論の発言を許します。

その他、付託案件の請願第1号及び請願第2号については、執行機関への送付とその処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定した。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

## ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第1号 令和5年度豊見城市下水道事業会計決算の認定については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○(19番)大田正樹議員 一賛成討論一

請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)について、討論を行います。

今案件は、6月定例会上程の後、経済建設常任委員会にて慎重に審議され、今定例会に委員長報告がなされました。委員長報告は採択でありました。経済建設常任委員会の委員の皆さん、現場確認を含め慎重審議、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

請願内容としましては、字有地御嶽周辺に公衆トイレや眼下を見下ろす展望台、展望スペースを設置してほしいとの自治会からの要望でした。この請願の背景としましては、文化観光創出事業に伴う文化財発掘調査にて文化財が出たため、字有地御嶽周辺に計画され

ていたガイダンス施設の建設が不可能となり、トイレや関連施設の整備が厳しい状況になったことを受け、自治会の要請行動に至ったものと理解しております。

さて、せっかくの機会ですので、豊見城城址公園の歴史に触れたいと思います。古くは13、4世紀、三山時代、南山により築城されたこと。グスクの城下の湖でハーリーを始めたこと、いわゆるハーリー発祥の地ですね。三山統一後は首里城防御の要として、またペリー提督も訪れた場所でもあります。さきの大戦により城門が破壊され焼け野原となり、荒廃した場所でもありましたが、戦後琉球政府時代、豊見城村が豊見城村施設設置奨励に関する条例を提案し、全会一致で、今で言う企業誘致を行いました。これは復帰前の琉球政府時代、他の市町村に先駆けて豊見城村が実施したのです。無償譲渡、賃貸、売却と紆余曲折を経て、1960年代に民間開発となったわけです。現在でも通用するような民間開発の手法をあの時代に行ったのです。

そして皆さん、ご存じのとおり、2003年、平成15年12月、突然の休園によって民間開発の計画は終わりましたが、焼け野原で荒廃したあの場所を民間の力、いわゆる企業の植樹や開発によって1970年代、豊見城城址公園が開園されました。都市部における花と緑のオアシス空間として、当時子どもたちの遠足や県民憩いの場所として重宝されました。皆さんも記憶に残っているかと思います。企業の努力、地域の協力、そして当時の村政を担った多くの諸先輩方、先人の先を見据えた努力に敬意を表したいとともに、我々も次の時代のことを考え、まちづくりを行わなければならないと改めて感じるところです。

その後、平成の時代になると、一括交付金

を活用し、豊見城市のまちづくりとして城址公園跡地整備をスタートさせました。文化観光創出事業の始まりです。市の計画、まちづくり構想の手助けになるとの思いで、字豊見城の住民は、先祖代々より守り受け継いできたグスク城址の核の部分の土地を市に譲りました。

若干話が逸れましたが、字豊見城の住民が子々孫々受け継ぐ土地を市に託した思いを市は忘れることなく、住民の願いに引き続き寄り添っていただき、今後も計画に沿った城址公園跡地整備が行われることを願ひまして、私の賛成討論といたします。どうぞ全会一致で、賛同をお願いしたいと思います。議員のお力添え、よろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

請願第1号 豊見城市城址公園内に展望台と公衆トイレの設置について(請願)については、賛成多数であります。よって、本案は

採択と決しました。

請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○ (18番) 楚南留美議員 一賛成討論一

私はただいま提案されました請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)に対し、賛成の立場で討論をいたします。

さて、請願書の内容からのご承知のとおり、去る6月11日から6月19日にかけて、沖縄本島地方では梅雨前線が停滞し、6月14日午前10時半、気象庁は豊見城市付近で1時間で約110ミリの雨を観測したとして、記録的短時間大雨情報を発表しました。同日は猛烈な雷雨に見舞われる中、字我那覇集落を縫って通る下原雨水幹線が記録的な大前による水位上昇で氾濫し、床上・床下浸水の被害が多発するなど、また一部では浸水の深さが約90センチ、大人の腰の上までつかるほどの状況も確認され、自家用自動車が廃車になるなど、たくさんの周辺住民に深刻な被害を及ぼしました。

気象庁によれば、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨の観測、解析したときに記録的短時間大雨情報を発表するようですが、にもかかわらず、今定例会に提出された同請願書を審査する中でも、9月9日17時、伊江村付近で120ミリ以上の大雨が観測され、沖縄本島地方において今年2度目の記録的短時間大雨情報が発表されたことから、気象庁の示す「数年に一度程度しか発生しない」は、当該雨水排水路の周辺に住む市民には、素直に受け入れられる表現ではないこと

が浮き彫りになってしまいました。

次に、沖縄本島における過去5年間の重大な災害が起こるおそれのあるときに発する大雨警報の回数を調べてみたところ、2024年が9月現在までに18回、2023年が12回、2022年が20回、2021年が16回、2020年が19回と、過去5年で85回も発令されており、同じく重大な災害が起こるおそれがあるときに発する洪水警報においても、今年は今現在まで23回、2020年までさかのぼると過去5年で97回も発令されており、近年顕著に表れた気候変動による大雨頻度や降水量の増加から、今後も同様の水被害が頻発しないかと、周辺住民は大雨のたびに大きな不安に駆られていると思います。

そのことから、現在県道231号線を起点に実施している同雨水排水路の拡張、改修工事については、請願内容に鑑み、このたびの経済建設常任委員会や一般質問において、令和10年度完了までに前倒しする工期短縮案を示し、新年度の令和7年度より現在の3倍の事業費3億円ベースの予算確保をした上で対応したいと、具体策でもって大きく踏み込んだ市当局の意欲的な姿勢を高く評価し、その実現に大きな期待を膨らませているところでございます。

よって私は、請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について（請願）に対し、賛成の立場を表明し、議員各位の賛同を求めます。ご賛同、よろしく願い申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○（12番）波平邦孝議員 一賛成討論一

請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について（請願）について、賛成の立場で討論とします。

去る経済建設常任委員会でも現場へ視察に行かせていただき、自治会長をはじめ住民の方々から被害の状況、そして現状をみんなで把握することができました。被害のあった6月14日、先ほど楚南議員からもあったと思いますが、本当に記録的な大雨、災害級の大雨でして、本当に覚えているのですけれども、当時県議会議員選挙の途中で、根差部地域のほうで島袋大県議と川満玄治議員が車を押しした映像がめざましテレビとかにも映っていたと思いますが、本当にあのときはもうどうしようもできないぐらい記録的な災害級の大雨でして、その被害がもちろん市内各地で起こっているという状況もヒアリングすることができました。先ほどもあったように、1時間に約110ミリという災害級の大雨というのは、いつどこで起きるかが分からない状況だと思っております。当該水路も本当に大氾濫が起こって、車1台を含む様々な被害を被ったと聞いております。

この水路に関してですが、私が幼少の頃から常に大雨が降るたびに氾濫しているというようなイメージが残っております。数年前も公民館近くの福祉施設において、錆びたガードレールがあったのですが、これが意味をなしていなくて、大雨のたびに隣の福祉施設まで浸水の被害が起きていたり、様々な声がありましたので、当時様々な議員もやられたと思いますが、私のほうにも陳情がありまして、道路課の速やかな対応により新しいガードレールを設置していただき、児童生徒を被害からしっかり守ったということもあります。

災害級の大雨というのは、先ほども言うよ

うに、いつどこで起きるのか分かりません。担当課は、令和4年から下原雨水幹線の上流側から約285メートルの間における対策工事にも着手しているとのことでした。先ほどのちょっと補足させていただきますが、現在1億円の予算を組んでおりますが、次年度からは毎年3億円を確保して、確保できたら令和10年度、整備完了なんです。だから、確保できるできないとかではなくて、この地域の声、災害級の大雨の対策として必ず3億円は守るんだということも、担当課の皆様には予算編成のときにしっかり汗をかいていただき、もしくはそれ以上を目指すんだということも財政課を含め、財政部門としっかりと調整をしていただきたいと思います。

地域住民、そして自治会の意見をしっかりと聞いていただき、早期の整備完了を目指して、応急措置とか緊急措置、住民の皆様の声をしっかりと聞いていただき、柔軟な対応を求めたいと思っております。

また、今回の請願ですが、地元出身の4名の超党派の皆様が紹介議員となっております。その辺も含めて執行部には重く受け止めていただき、工事の前倒し、完了を目指して頑張ってくださいと思います。これで私の賛成討論とします。議員各位のご賛同をお願いします。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流

域治水対策について(請願)について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

請願第2号 字我那覇「下原雨水幹線」流域治水対策について(請願)については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

ただいま採択いたしました請願第1号及び請願第2号は、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

陳情第4号 糸満漁協浮魚礁管理運営委員会(パヤオ部会)へのパヤオ新作費用に対する助成要請については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時46分)

再 開 (10時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件を議題に供します。

地方自治法第117条の規定により、宜保龍平議員の退席を求めます。

本件は、市長から9月5日の会議において議決した諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する旨の文書が提出されたものであります。市長から再議に付する理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件につきまして、ご説明をいたします。

本件につきましては、去る9月5日に全会一致で適任とされた諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、地方自治法第176条第4項の規定により、9月17日付で再議を請求いたしましたので、その理由についてご説明いたします。

諮問第4号の人権擁護委員の推薦に係る審

議及び採決につきましては、本来であれば地方自治法第117条の規定により、当該諮問の内容に関する議員を除斥した上で審議及び採決を行うべきでありましたが、審議及び採決に参加していたため、再議をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時49分)

再 開 (10時49分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

本来であれば利害関係のある方が議場にいれば、今回のように除斥という対象になるのですが、それは執行部としてはそういう利害関係にある議員がいるというのを知らなかったということなのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時50分)

再 開 (10時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

議員との親子関係については分かっていた部分もあるのですが、こういう採決において除斥するところの理解が足りていなかったということです。すみません。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

これは議案を提案するときのイロハですよ。除斥対象になる議員がいるのかどうか。利害関係にある議員がいるのかどうか。それが親子関係ということを知っていたら、

除斥対象になることが分からなかったというのは、行政マンとしてはあまりにも怠慢ではないのですか。気になる場所があれば議会事務局と、「こういうことなのですが大丈夫ですか」と情報提供ぐらいはするべきではなかったのですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員のご指摘どおり、そういうところが足りていなかったことについて大変申し訳なく思っています。今後こういうことがないように気をつけたいと思います。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」の再議の件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (10時53分)

再 開 (10時53分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受け付けを終了いたします。

(賛成少数)

「諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について」は、賛成多数であります。よって本案は、適任と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)についてご説明をするその前に、一言おわびを申し上げたいと思っております。

このたび、教育委員会の職員による豊見城市民体育館バレーボール用サーブマシンの備品購入に係る適正な事務処理及び消防職員が酒気帯び運転で逮捕された事案について、行政に対する信頼を大きく損ねることになり、多大なるご迷惑をおかけしましたことを市民の皆様をはじめ、議員の皆様には深くおわびを申し上げます。このような事態を深く受け止め、市長及び副市長の管理監督責

任を明確にするため、関連する議案を提案するものであります。今後は再発防止に取り組むとともに、職員への指導をさらに徹底し、市民の皆様をはじめ、議員の皆様のご信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

それでは、議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億4,802万6,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案第61号の表紙になりますが、第1条の歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億4,802万6,000円とする補正予算となっております。

次に歳入歳出予算について説明をしますもので、事項別明細書の3ページをお開きください。歳入予算については、18款2項1目財政

調整基金繰入金に給料月額を減額した分の15万1,000円の繰戻し等を行います。次に4ページの歳出予算をお開きください。2款1項1目一般管理費の2節給料の特別職給料として、市長と副市長の給料月額の減額分100分の10相当額の15万1,000円を減額します。

議案第61号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○（14番）瀬長 宏議員

事前に議会に対して、追加議案事前説明会が9月19日に行われました。そのときには現教育長も減額ということで提案されてきて、私はそれは違うと。道義的責任など、新たに就任した教育長にはあり得るはずがないという指摘をしてきました。今回教育長が該当していないという提案の修正をしてきたのですが、その説明を一切しないというのはどういうことなのですか。自分たちが議会に説明したことと違う提案をしてきている。「これはこういうことなのです」という説明があっただけで、皆さんとしては今回の提案では、新教育長には道義的責任はないという認識で今回の提案に至ったという理解でいいのですか。

#### ○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時59分）

再 開（11時02分）

#### ○ 議長 外間 剛

再開いたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

基本的には、今日提案した内容でもって私たちは説明していますので、その中で議論さ

れるべき内容だというふうに認識しております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時04分)

再 開 (11時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一賛成討論一

今回の令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)については、9月19日に追加議案事前説明会がありました。そこには新教育長も道義的責任があるといって、減給という提案がされるという説明がありました。私はそのときに教育長の任にない方が道義的責任があるはずがないと。この提案は間違っているということを厳しく指摘し、批判しました。これに対しては、今回新教育長が除かれた形

で提案がなされました。どういういきさつがあったのか説明を求めても、全く説明しようとしません。道義的責任というこの捉え方を間違っているというのが私の今の懸念材料です。この道義的責任というのは、自らの行動が他者や社会に与える影響に対して感じる個人的な責任感。ですから自らの行動が、そのとき教育長に就任していれば当然あるかもしれませんが、そのときには全く教育長の任についていないと。そういうことでは道義的責任は該当するはずが全くありません。そういうことをどう理解したのか。執行部が考え方を改めたのかというのが私には伝わってきません。

私は教育長が自ら道義的責任を感じた。それで申し入れをしたというこのことについても、2つの懸念材料を持っています。要するに、それまで学校の校長先生、管理職、学校でいうと大統領です。全ての権限を持っていらっしゃる管理職が道義的責任という意味合いを理解していなかったのかと。

もう一つは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは平成27年4月から改正されました。3つの改正がされました。教育長のその人員を市長が議会に提案できる仕組み、そして新教育長の任期は3年間、そして大綱は市長が決めることができる。そして総合教育会議は市長サイドが主導して会議を開く。この4点が特徴的な改正の中身でした。ただ、大事なところは、市長部局から教育行政は独立した機関だということは引き続き残りました。そういう意味でいうと、私からすれば市長に付度したと思われかねないような言動を慎むべきだと。つまりは、市長サイドから教育委員会は独立した機関。自分たちの判断でもって教育行政を進めるという視点に

立つべきところが、ちょっと懸念材料としてあの発言から見受けられましたので、その辺は今後いろいろと考えていただきたい。

あと、今回は教育長は外されましたが、本来であれば道義的責任は教育部長にはあるのだと思います。一連の流れの中で、できたら4月6日にこういうことが分かった時点で、4月7日の日曜日にでも担当課長を呼んで事実、詳細をきちんと確認した上で4月8日月曜日に市長にある程度の報告ができるようにすべきだった。しかし、メモも作らない。そして口頭説明だけで、重要なところは市長に伝えなかったという説明になっています。そういう意味でいうと、道義的責任はむしろ教育部長にあるのではないかと思います。

今回処分については、法的に公務員として後々残るような処分ではなくて、口頭注意だけというのが教育部長の処分の在り方。これはこれまでの経緯を見てみて、議会で議論してきて、こういう軽い処分では当たらないだろうと。引き続き、今後の処分についても検討していただくことを期待して、賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時13分)

再 開 (11時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (19番) 大田正樹議員 一賛成討論一

今上がっている議案については賛成の立場であります。先ほどの討論者がいろいろ述べておりました。特に組織についてすごく

語っておられました。いつからうちの学校の校長は大統領になったのでしょうか。びっくりしましたね。同じ組織の話なので、おもしろいことを私は皆さんに逆に伝えようかと思えます。

令和2年4回豊見城市議会定例会会議録を抜粋してきました。議事録では261ページです。どうぞ確認されたい方は確認されてください。

先ほど討論された方が、質問にてこのように質問しております。「この間、教育長とはいろいろ意見でばちばちもあって、私、以前にもやめたらどうですかという提言もしたことがあるのですが」、はしよります。「そうした関係からいうと、教育長は市長が上司に当たるという関係になるわけです」。いつから教育委員会は市長が上司で、市長の下の機関になったのでしょうか。この方はそのように言っているんですね。「長の方針に背を向けることが数々あることを考えた場合に」、あなたはそう思っているんでしょうね。だから先ほどからずっと付度だの何だのって言ってですね。あくまでも教育機関は市長とは別の組織です。それを我々がしっかり認識した上で指摘しないといけない。それを逆に市長の子分のような、市長の部下のような扱いを当時からこのような認識を持たれている。さらには、今回は付度だのと。教育委員会が市長に付度するわけじゃないじゃないですか。「長の方針に背を向けることが数々あることを考えた場合に、もうそろそろやめたらどうですかと再度教育長には申し上げておきたいと思えます。」こういうことを過去にこの方は言われているんですね。賛成するなら賛成していただきたいし、別に付度とか自分の心の声をしゃべった、そのように言われるかもしれま

せんけれども、そもそも教育委員会に対する認識が間違っている。このことを指摘して、私はこの議案に対して賛成としたいと思います。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○ (3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本当は討論する予定はありませんでした。ちょっと我慢ができずに今回この場に立っていますけれども、今回のサブマシンの流れの一連は、まずあってはならないことであります。前回の6月定例会の私の緊急質問の中でも言わせてもらいました。ここはしっかり精査した中で市長、副市長、当時の教育長も含め、何らかの形でまずは減給も含めて示すべきだということで、今回示しております。ただ、この中で初めに市長のほうからも、私、緊急質問した者として相談がありました。「今三役いるけれども、どう考えていますか」と。「いや、現教育長は違うよ」と。「市長、副市長、やっぱりそうですよね」と。担当部長ともですね。そういう中で水面下で実際やっていただいた中で赤嶺教育長も引き継ぎも含めて、思いとしてはこういうことがあってはならないと。そういう引き締めも含めて、まず私も責任をぜひ取りたいという強いやり取りが、その後あったらしいです。私たちもその後、「入れちゃいかんよ」というやり取りもしましたけれども、本人の意思が強いということで、追加議案事前説明会の中で挙がってきました。そのときも確かに瀬長宏議

員とか、共産党の皆様とかいろいろ言っていましたよね。その後、先週ですか。一般質問最終日、私だったのですが、その質問後に、ここはもう紳士協定が終わったから言います。真栄里保議員のほうから相談がありました。

「新垣繁人議員、今回赤嶺教育長の減給はやっぱり間違っていると思うよ」と。「それをどうにか外していただいたら、私たちはこの補正、本当は乗りたくない。月一の10%は少ない。だけれども、そこはしっかり賛成する上で、瀬長宏議員ですとか、共産党とも調整する」ということで私はそれを信じて、大田正樹議員とともにそのボールを預かり。本当は議案事前説明で上げた事案というのは、修正ってなかなか厳しいんです。だけれどもその足で、その流れでしっかり市長に連絡しまして、そして総務企画部長、教育部長、そして議会も運営に関わってきますので、議会事務局長ということで市長室に集まって、「この修正をどうにか受け入れてくれませんか」と。「教育長の思いも分かる、分かるんだけど、ここはみんなで全会一致をして反省して、それから改善していく案件にもなるから、ここは全会一致の意味がありますよ」ということで頭も下げました。「ここは修正すべきだよ」と。思いはもう分かりました。受け止めておりますので、これからも気を引き締めていただいて、また新教育長としてリードしていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

この誠意を本当にこのような形に変えていいのかというのは、私は疑問でしかありません。そのときに真栄里保議員ともしっかり話をして、いろいろ条件がありましたけれども、もっと言えば、このようなやり取りは、「もし僕らが本当に修正に成功したときには、新

教育長のこれまでの流れを議場では言わないこと。それもできますか」と。「できる」ということもおっしゃっていましたが、もっと言えば真栄里保議員からいうと、「しっかり現教育長にも謝らせる」と。そして執行部がいかにも強要してさせたかのような話もありましたが、それも全くでたらめです。そういう話はやりたくなかったんです。事實は。だからいろいろ話された中で私は今ショックでしかありませんけれども、この案件はしっかり通して、本当に改善につなげていただけたらと思っていますので、よろしくお願ひします。皆さんの賛同をよろしくお願ひします。このような形で討論するのはやりたくなかったです。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第61号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、市長及び副市長の給料月額について減給措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

減給措置の理由といたしましては、豊見城市民体育館バレーボール用サーブマシンの備品購入に係る不適正な事務処理及び消防職員の酒気帯び運転に係る事案について、これらを重く受け止め、市長及び副市長の管理監督責任を明確にするためであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案がありました議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明します。

めくっていただき、1ページになりますが、改正内容につきましては、附則に第9項を追加し、令和6年10月1日から10月31日までの間において、市長及び副市長に支給すべき給与月額から100分の10を減額する改正となります。

附則として、この条例は、令和6年10月1日から施行します。

2ページ目は新旧対照表となりますので、説明を省略したいと思います。

議案第62号の説明は以上となります。ご審

議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よつて議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第62号 常勤特別職員の給与及び旅費

に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よつて、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算、認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上5件を一括して議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算、認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算及び認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付し、併せて主要な施策の成果を説明する書類を提出するものであります。

それでは主な内容を説明いたします。歳入歳出決算書1ページの決算総括表をご覧ください。一般会計につきましては、収入済額352億8,737万6,506円、支出済額346億4,548万5,841円、差引残額6億4,189万665円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、収入済額71億3,584万2,333円、支出済額71億

1,677万484円、差引残額1,907万1,849円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、収入済額5億9,231万9,629円、支出済額5億8,803万2,854円、差引残額428万6,775円となっております。

育英会特別会計につきましては、収入済額1,435万8,192円、支出済額956万6,158円、差引残額479万2,034円となっております。

公営墓地事業特別会計につきましては、収入済額90万9,100円、支出済額17万4,897円、差引残額73万4,203円となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、予算決算特別委員会及び教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算については、予算決算特別委員会へ付託いたします。

認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上4件については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定6号については、委員会で審

査をする時間的な余裕がありませんので、閉会中の継続審査に付することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### ————— ◇ 日程第9 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第9、報告第14号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

報告第14号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました報告第14号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明をします。

議案書のページをめくっていただきまして、健全化判断比率のほうになります。表の上の段の項目であります。実質赤字比率につきましては、本市においては実質赤字ではないため、算定はされておられません。

次に、連結実質赤字比率についても、本市においては連結実質赤字ではないため、算定はされておられません。

次に、実質公債費比率については、8.8%で対前年度0.1%増となっておりますが、早期健全化基準である25%を下回っている状況であります。

次に、将来負担比率については、99.2%で対前年度17.4%増となっておりますが、早期健全化の基準である350%を下回っております。

次に、下段の資金不足比率ですが、本市の水道事業会計及び下水道事業会計の公共下水道事業、農業集落排水事業ともに資金不足額はありませぬので、資金不足比率は算定されておられません。

3ページ以降の監査委員の審査意見書におきましても、健全化判断比率、資金不足比率ともに、是正改善に要する事項において指摘すべき事項は特にならなっております。

報告第14号の説明は、以上でございます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第14号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時38分)

再 開 (11時45分)

#### ○ 議長 外間 剛

再開いたします。

### ◇ 日程第10 ◇

#### ○ 議長 外間 剛

日程第10、意見書案第6号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

意見書案第6号

令和6年9月27日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させるため国の財政支援のさらなる強化を求め、法定外繰り入れ等により保険料を引き下げるなどの市町村独自の負担軽減策を尊重すること等を要請するため、本案を国あ

てに提出する。

物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書（案）

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、2024年に国保運営方針の大きな見直しが行われました。

2023年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）（以下「保険料」という。）の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

そもそも本土との所得格差が大きいことに加え、さらに物価高騰などで、県民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は県民の命を守る社会保障制度として改善が緊急に求められています。

しかし、国保運営方針には「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することとなっています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに保険料の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、困窮に苦しむ県民生活をさらに追い込むものとなります。

さらに、保険料独自減免を決算補填等目的繰り入れとして「解消すべき」としており、全国知事会による「地方のとりくみを阻害することがないよう地方の意見を尊重すべき」

との指摘に反するものです。

医療費水準を加味しない国保「完全統一」となれば、医療提供水準の格差が大きい沖縄県では、「医療の提供は十分できなくて、受益が少なくても保険料は同じだけ徴収される」という新たな不公平を生み出すこととなります。

また、国保統一で先行する大阪府では、保険料引上げ、独自の減免制度廃止などで住民の負担は大幅に増加しています。大阪府のようにしないように慎重に検討すべきです。

国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険料を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険料の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。沖縄県民の生活困窮を鑑み、地方自治の本旨に基づき、以下の通り、国保制度の改善を求めます。

#### 記

1. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げること。
2. 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法44条77条（地方税法717条）に基づく一部負担減免、保険料減免制度の周知を徹底すること。
3. 国保の保険料引き上げにつながるような統一保険料を市町村に強制しないこと。
4. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。
5. 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月27日

沖縄県豊見城市議会

あて先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
総務大臣、法務大臣、衆議院議長、  
参議院議長

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第6号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第6号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、

国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、意見書案第7号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

意見書案第7号

令和6年9月27日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

国民皆保険最後の砦である市町村国保財政

を安定させるため県からの繰り入れで保険料を引き下げること、法定外繰り入れ等により保険料を引き下げるなどの市町村独自の負担軽減策を尊重することや国に対して財政支援のさらなる強化を求めること等を要請するため、本案を県あてに提出する。

物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書（案）

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、2024年に国保運営方針の大きな見直しが行われました。

2023年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）（以下「保険料」という。）の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

そもそも本土との所得格差が大きいのですが、さらに物価高騰などで、県民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は県民の命を守る社会保障制度として改善が緊急に求められています。

しかし、国保運営方針には「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することとなっています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに保険料の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、困窮に苦しむ県民生活を追い込むものとなりま

す。

さらに、国保における市町村の保険料独自減免を決算補填等目的繰り入れとして「解消すべき」としており、全国知事会による「地方のとりくみを阻害することがないよう地方の意見を尊重すべき」との指摘に反するものです。

医療費水準を加味しない「完全統一」となれば、医療提供水準の格差が大きい沖縄県では、「医療の提供は十分できなくて、受益が少なくとも保険料は同じだけ徴収される」という新たな不公平を生み出すこととなります。

また、国保統一で先行する大阪府では、保険料引上げ、独自の減免制度廃止などで住民の負担は大幅に増加しています。大阪府の国保のようにならないよう慎重に検討すべきです。

国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険料を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険料の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。沖縄県民の生活困窮を鑑み、地方自治の本旨に基づき、以下の通り、国保制度の改善を求めます。

#### 記

1. 国に財政支援の抜本的な強化を求め、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げること。
2. 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法44条77条（地方税法717条）に基づく一部負担減免、保険料減免制度の周知を徹底するよう市町村に助言すること。

3. 保険料引き上げにつながるような統一保険料を市町村に強制しないこと。
4. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。
5. 市町村独自の負担軽減策を尊重すること。
6. 県からの繰り入れで、保険料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月27日

沖縄県豊見城市議会

あて先 沖縄県知事

**○ 議長 外間 剛**

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第7号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の

議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第7号 物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、国庫補助を増額し、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を県に求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

**○ 議長 外間 剛**

日程第12、委員会への閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

総務財政常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の請願第3号 消費税の適格請求書等保存方式についての請願、陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情、以上2件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

**○ 議長 外間 剛**

日程第13、委員会への閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第2号 公契約条

例の制定を求める陳情、陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）、以上2件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第5回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会（12時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（13番） 真栄里 保

署名議員（14番） 瀬 長 宏



# 議案等処理一覽表



# 議案等処理一覽表

— 令和6年第4回豊見城市議会臨時会 —

## 1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 0件

(2) 議員提出議案 2件

### (3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任同意	可決	修正可決	否決	報告承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算											
条例											
諮問											
同意											
承認											
認定											
報告											
議決事件											
意見書	1	1									
決議	1	1									
計	2	2									

# 議案等処理一覧表

— 令和6年第5回豊見城市議会定例会 —

## 1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 22件

(2) 議員提出議案 2件

### (3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	7	7											
条例	3	3											
諮問	4		4										
同意													
承認													
認定	1											1	
報告	2							2					
議決事件	5				4						1		
意見書	2	2											
決議													
計	24	12	4		4			2			1	1	

## 2 請願及び陳情処理状況

### (1) 付託件数

○前定例会からの継続

請願 1件

陳情 4件

○今会期の付託

請願 2件

陳情 6件

○計

請願 3件

陳情 10件

### (2) 処理内容

請願

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	未了	取り下げ	継続審査
1	2	2						1

陳 情

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採 択	一 部採 択	趣 旨採 択	不採 択	未 了	取 り下 げ	継 続 審 査
4	6	4				3		3

3 委員会への継続審査事件

(1) 予算決算特別委員会（1件）

認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算

(2) 総務財政常任委員会（2件）

請願第3号 消費税の適格請求書等保存方式についての請願

陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情

(3) 教育民生常任委員会（4件）

認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算

認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算

(4) 経済建設常任委員会（2件）

令和5年  
陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情

令和5年  
陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）

(5) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について

#### 4 審議未了事件（3件）

- 令和5年  
陳情第9号 陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証  
存続を求めます
- 陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受  
ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制  
度改善を求める陳情書
- 陳情第6号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国  
庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書

# 資料



## 議長諸般の報告（9月定例会）

令和6年6月～令和6年8月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
6月4日	豊崎・美らSUN会懇親会	ホテルグランビューガーデン 沖縄 レストラン棟	
6月5日	沖縄SV株式会社 来訪	議長室	
6月10日	沖縄ジョン万次郎会 来訪	豊見城市役所 5階応接室	
6月11日	公益社団法人豊見城市シルバー人材センター令和6年度定時総会	豊見城市立中央公民館 2階中ホール	
6月20日	デフバレーボール世界選手権2024沖縄豊見城大会開会式	シャボン玉石鹸 くくる糸満 大ホール	
	豊見城市観光協会懇親会	居酒屋ぴ〜ぷる	
6月23日	令和6年沖縄全戦没者追悼式	平和祈念公園（糸満市摩文仁）	
6月25日	例月現金出納検査（令和6年4月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
6月28日	令和6年度豊見城市交通安全推進協議会功労者表彰及び総会	豊見城市役所 4階第1会議室	
	教育長退任式	豊見城市役所 5階多目的室	
6月30日	令和6年度沖縄ジョン万次郎会定期総会、講演会、懇親会	豊見城市社会福祉センター 2階ホール	
7月1日	教育長就任式	豊見城市役所 5階多目的室	
7月2日	豊見城市商工会会長ほか 来訪（地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請）	豊見城市役所 5階多目的室	
7月3日	豊見城市建築業協会令和5年度通常総会懇親会	居酒屋ビエント	
7月5日	県産品奨励月間実行委員会会長ほか 来訪（県産品優先使用の要請）	豊見城市役所 5階多目的室	
	沖縄県農業政策確立生産者大会	豊見城市中央公民館 大ホール	
7月10日	令和6年夏の交通安全県民運動出発式	豊見城市役所1階市民交流スペース	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
7月12日	例月現金出納検査（令和6年5月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
7月18日	令和6年夏の交通安全県民運動街頭指導	上田交差点（豊見城交差点）	
7月27日	第44回宮崎県美郷町（姉妹都市）交流事業受入歓迎式、懇親会	豊崎美らSUNビーチ	
7月30日	那覇空港拡張整備促進連盟 令和6年度総会	ロワジールホテル那覇 3階龍宮	
8月2日	人事評価制度 管理監督職研修（評価者訓練）	豊見城市役所 5階多目的室	
	例月現金出納検査（令和6年6月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
8月11日	高安自治会令和6年度綱引きおよび夏まつり	高安公民館前	
8月14日	第182回沖縄県市議会議長会定期総会	沖縄市こどもの国	
8月20日	南部地区市町村議会議長会定例会	自治会館 3階特別会議室	
8月26日	糸満漁業協同組合 与根支部 来訪	豊見城市役所 5階応接室	
8月29日	令和6年度豊見城市畜産共進会	南部家畜市場	
8月30日	土佐清水市姉妹都市締結30周年記念泡盛完成報告会	豊見城市役所 4階応接室	
	沖縄県市議会議長会 県知事への要請書手交	沖縄県庁舎 6階	
	沖縄県市議会議長会 県議会議長への要請書手交	沖縄県議会棟 4階	

## 市長の市政一般報告（9月定例会）

令和6年6月～令和6年8月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	6月1日	J Aおきなわ食彩館とよさき菜々色畑生産者大会	J Aおきなわ豊見城支店3階ホール
		自衛隊沖縄地方協力本部創立52周年 記念懇親会	パシフィックホテル沖縄
2	6月5日	第36回豊見城市ちびっこクリーンアドベンチャー出発式	中央公民館
3	6月6日	Little Universe OKINAWA×豊見城市立中学校 特別招待券 贈呈式	応接室
		令和7年度沖縄振興予算要請に係る意見交換会	沖縄県庁4階講堂
		学校給食費の無償化に向けた県の取組みに係る意見交換会	沖縄県庁4階講堂
4	6月8日	第23回豊見城市長杯学童軟式野球大会（第3回沖縄三和シャッターこども未来旗学童軟式野球大会）決勝戦	瀬長島野球場
		第18回豊見城市保育研修会	中央公民館
		沖縄県医師会 会長ご就任を祝う会	那覇セントラルホテル
5	6月9日	沖縄ハワイ協会 ハワイ州マウイ島火災復興支援活動「ちむぐるプロジェクト」の支援団体への感謝状贈呈式	ジミー那覇店レストラン
6	6月11日	第94回全国市長会議（通常総会）ほか 東京都へ出張（6/12まで）	東京都
7	6月13日	第54回旧海軍司令部壕慰霊祭	海軍壕公園 海軍戦没者慰霊之塔前
8	6月16日	第43回九州障害者卓球選手権（沖縄県）大会 開会式	市民体育館
9	6月20日	デフバレーボール世界選手権2024 沖縄豊見城大会 開会式	シャボン玉石けん くぐる糸満
10	6月22日	自衛官候補生課程修了式	那覇駐屯地 映写講堂
		第12回台湾出身戦没者慰霊顕彰祭	糸満市平和祈念公園内 台湾之塔
11	6月23日	沖縄全戦没者追悼式	平和祈念公園

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
12	6月24日	株式会社南成建設から企業版ふるさと納税へ寄附金贈呈	応接室
		株式会社興洋エンジニアリングからこども未来基金および企業版ふるさと納税へ寄附金贈呈	応接室
		那覇南ロータリークラブ 最終夜間例会	パシフィックホテル沖縄
13	6月25日	F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		一般社団法人沖縄県レンタカー協会 創立50周年記念祝賀会	沖縄ハーバービューホテル
14	6月26日	沖縄県畜産共進会	沖縄畜産振興支援センター
		第56回西日本年齢別選手権水泳大会受賞報告 (50m自由形・50mバタフライ優勝、200m個人メドレー3位入賞)	応接室
15	6月27日	沖縄県農業信用基金協会 総会および理事会	J A会館
		市畜産共進会実行委員会 定期総会	5階全員協議会室
		O F A第16回沖縄県中学校女子(夏季)サッカー大会優勝および九州大会出場報告	応接室
		第50回島尻地区中学校夏季総合体育大会 受賞報告	応接室
16	6月28日	市交通安全推進協議会 総会	4階第1会議室
17	6月29日	マンゴーはさみ入れ式	糸満市北波平地区内圃場
		市マンゴーの里宣言15周年記念祭・豊見城マンゴー防犯パトロール出発式	J Aおきなわ食彩館 「菜々色畑」
		市女性会 文化交流会『ソニードギター合奏団演奏会』	中央公民館
18	6月30日	豊崎中学校開校 花いっぱい大作戦 感謝状贈呈式	豊崎中学校
		海あしびなーSUNフェスタ2024 オープニングセレモニー	豊崎美らSUNビーチ
		沖縄ジョン万次郎会 定期総会・勉強会	市社会福祉センター

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
19	7月1日	第74回「社会を明るくする運動」那覇保護区大会出発式	愛のシーサー公園
		OCVB創立70周年記念式典	沖縄コンベンションセンター劇場棟
		自治会長会	5階多目的室
		第68回沖縄タイムス賞 贈呈式・祝賀会	ナハテラス
20	7月2日	市商工会 地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請活動	5階多目的室
		第152回沖縄県町村土地開発公社幹事会	沖縄県町村会会議室
21	7月3日	全国高速道路建設協議会第60回総会（道路整備要望活動）ほか 東京都へ出張（7/5まで）	東京都
22	7月7日	家庭倫理の会沖縄県 家庭教育意見交換会	NBC総合結婚式場
23	7月8日	四者懇話会	市内
24	7月9日	南部広域行政組合 理事会	南部総合福祉センター
		南部広域行政組合 第2回環境衛生関係市町村理事協議会	南部総合福祉センター
		第61回南部地区老人クラブ大会	中央公民館
25	7月10日	夏の交通安全県民運動出発式	1階市民交流スペース
26	7月11日	沖縄県市長会 令和7年度沖縄振興一括交付金の増額要請ほか 東京都へ出張（7/13まで）	東京都
27	7月14日	豊見城市ボウリング協会 第12回豊見城市長杯ボウリング大会	スカイレーン
28	7月15日	「マンゴーの日」セレモニー	道の駅 豊崎 情報ステーション
29	7月16日	全国市長会社会文教委員会 東京都へ出張（7/17まで）	東京都
30	7月18日	株式会社玉新建設から企業版ふるさと納税へ寄附金贈呈	応接室
		第151回沖縄県町村土地開発公社理事会	自治会館
		第1回豊見城市国民健康保険運営協議会 委嘱状交付式	5階多目的室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
31	7月19日	第一交通産業 沖縄地区事業開始20周年記念祝賀会	沖縄ハーバービューホテル
		市内事業者団体等との意見交換会	5階多目的室
		サマーフェスタ2024 サマーフェスタ懇親会	空自那覇基地展示機周辺エリア
32	7月20日	第5回とみぐすく市ボランティアまつり 開会式	市社会福祉センター
33	7月21日	高千穂フェア「神々の里」高千穂夜神楽	サンエー西原シティ
34	7月22日	「災害発生時における豊見城市と豊見城市内郵便局の協力に関する覚書」調印締結式	庁議室
35	7月23日	第1回沖縄県介護保険広域連合運営会議(W e b会議)	庁議室
36	7月24日	第44回全日本バレーボール小学生大会2024年度 沖縄大会 優勝および3位入賞報告	応接室
37	7月25日	株式会社スイートレンタカー 整備工場落成記念祝賀会	字与根337-2
		第74回「社会を明るくする運動」那覇保護区大会	パレット市民劇場
38	7月26日	今帰仁村役場 新庁舎 落成式	今帰仁村字仲宗根
39	7月27日	第17回豊見城ハーリー大会 オープニング式典	豊崎美らSUNビーチ前の水路
		第3回日米合同演奏会	那覇文化芸術劇場なはーと
		第44回宮崎県美郷町姉妹都市交流事業受入歓迎式・懇親会	豊崎美らSUNビーチ
40	7月28日	第17回豊見城ハーリー大会	豊崎美らSUNビーチ前の水路
		かりゆししんかチャリティー公演	中央公民館
41	7月29日	F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響(とよ)む記者懇談会	応接室
42	7月30日	南部国道事務所 小禄道路現場視察	小禄道路
		那覇空港拡張整備促進連盟 総会	ロワジュールホテル
		市固定資産評価審査委員会委員選任証書交付式	応接室
		県治水協会通常総会	自治会館
43	8月1日	沖縄県農業信用基金協会 理事会	J A会館
		ジンバーニョDMMかりゆし水族館館長(8月限定)就任会見	DMMかりゆし水族館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
44	8月2日	豊見城市で新たな産業創出を目指すパネルディスカッション	トヨプラ
		沖縄県豊見城市・石川県かほく市児童交流事業 歓迎会	豊見城市団地自治会 ホール
45	8月3日	根差部自治会 夏まつり	根差部公民館
		瀬長自治会 夏祭り	瀬長公園
46	8月4日	与根綱引き子ども角力大会	与根公民館
47	8月5日	乳がん啓発ピンクリボン運動パラセーリング	与根漁港
		台湾屏東県知事の沖縄訪問に係る交流会	琉球料理と琉球舞踊四つ竹
48	8月6日	豊見城市DXフェロー委嘱状交付式	応接室
49	8月7日	市内保育園等視察	市内保育園
		野球のまち阿南 第12回少年野球全国大会～こども甲子園～ 優勝報告	応接室
		「かりゆししんか」チャリティー公演売上金寄附金贈呈式（こども未来基金）	応接室
		市スポーツ少年団定期総会 懇親会	中央公民館
50	8月8日	第1回豊見城市総合計画等審議会 諮問	4階第1会議室
		瀬長島開発計画に係る第2期整備計画のための覚書締結式	琉球温泉瀬長島ホテル
51	8月9日	防犯カメラの整備事業化に係る県市長会の要請行動 東京都へ出張	東京都
52	8月10日	長堂自治会 夏祭り	長堂公民館広場
		平良自治会 第38回夏まつり	平良多目的広場
53	8月11日	高安自治会 綱引き&夏まつり	高安公民館前広場
		第32回真玉橋フェスティバル	真玉橋公民館大広場
54	8月12日	第2回沖縄空手少年少女世界大会 閉会式	沖縄コンベンションセンター劇場棟
		第2回沖縄空手少年少女世界大会 交流会（フェアウェルパーティー）	宜野湾トロピカルビーチ
55	8月13日	台湾へ出張（8/15まで）	台湾
56	8月16日	市内保育園等視察	市内保育園
57	8月17日	豊見城市立中学校4校対抗HADO大会	中央公民館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
58	8月20日	南部広域行政組合ごみ処理施設・最終処分場整備に伴う財政支援要請行動 東京都へ出張（8/22まで）	東京都
59	8月22日	第38回全国青年市長会総会 大阪府へ出張（8/24まで）	大阪府
60	8月24日	県営真玉橋団地自治会 第33回団地まつり	県営真玉橋団地自治会 集会所前広場
		上田山川自治会 夏まつり	上田保育所跡地
61	8月26日	メンタルヘルスマネジメント研修	5階多目的室
62	8月27日	美ら島ガオガオ委員会 第2回ティラノサウルスレース in 沖縄 協賛品寄附贈呈式	応接室
		歴史文化普及冊子（絵本）『高安の龕ゴウ祭』発刊報告及び贈呈式	応接室
		2024宗麟杯大分市ミニバスケットボール大会 優勝報告	応接室
63	8月28日	FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		第24回沖縄県中学校テニス競技大会 優勝報告	応接室
64	8月29日	市畜産共進会	南部家畜市場
		BYD EVレンタカー導入式典	バジェット・レンタカー那覇空港店
65	8月30日	第2回沖縄県市長会総会	自治会館